回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて1つ1つ台帳等との照合を丁寧に行うしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険を担当していたから、基礎年金番号導入後の手帳番号との統合・収録を段階的に行っていた時期だったと思います。
文書による照会を行い、その回答を確認して、統合等を行うということを、業務センターが中心になってやっていたと思いますが、その回答が期待したほど返ってきていない旨を聞いたような気がします。(具体的な回答率等の数値は聞かされなかったように思いますが。)
なお、一人一人の記録の確認は、年金の請求時に本人と対面で確認することになっているので、未統合の記録等は、最終的にそこでカバーされると思っていたので、残念ながら大きな問題として意識はしませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

確か、生年月日で照会対象者を絞り、何年もかけて、対象者全員に照会を行っている途中だったので、まずは、対象者全員に照会を終え、結果等を踏えて、更なる対応が必要か否かを検討するのかなぁと思っていました。
文書照会による取組みの認識はありましたが、実施主体の部署ではなかったため、当事者意識が希薄だったことは否定できません。もう少し当事者意識を持って、助言や提案するなどの行動をとる必要があったのではないかと思います。
ただし、当時については、具体的な数値で、未統合の記録がどのくらいあるかを知ることはなかったため、大きな問題意識を持てていなかったことや、今ほど注目されていない状況だったので、文書を受け取った被保険者等一人一人の認識も低かったと思われることから、どのような有効な策を思いつくことが出来たのかは疑問です。(現時点で考えても、役所の文書に関心が低い方にどのようにしたら、関心をお持ちいただけるのかを思いつくのは難しいです。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている作業を、引き続き入念に行うということになると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あるはずの年金の記録が存在しないことは、国民の生活に大きく影響することであり、重大な問題と認識しています。
この問題を知ったのは、国会等で取り上げられた時くらいでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍していた部署は直接対応できる部署ではなかったので自らどうこうするということはなかったのですが、電話窓口の拡大による応援など、出来る範囲で協力しました。

この問題は、過去の煩雑な記録の管理や労働組合との関係が大きな反省点ではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マンパワーを増やすことは当然必要と思うが、旧台帳の見方などは金駅やセンスが必要となるので、人の配置をよく考えるべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

採用後、配属されたのが、重複した年金番号を一本化する部門だったので、
かなりの数の基礎年金番号が重複していることは知っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務として、少しでも番号を一本化させようと、統合処理を進めた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一人が責任感を持って、現在とりくんでいる業務に最後までとりくむ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が業務センター支払係に在籍していた約3年前には、年金記録問題について認識はしておらず、私がある受給者について知ることのできる記録は、すべて正しいということを前提に支払業務をこなしていました。

記録問題が存在することを知ったのは2年半ほど前だと思います。報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題の存在を知った時は、年金の業務に直接的にはたずさわっていなかったが、社会保険の職員として他人事ではなく、自分自身の問題であるという意識をもつことに努めた。

問題に気がついた時すぐに改めるべく行動をとるべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

採用(10年前)より、保険局に在籍している為、存じあげません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・マンパワーの確保

退職している方で再就職の業務に従事したことのある方等で再任用お

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1と同様、在籍したことがありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問1、質問3と同様です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現場(庁等部隊)の状況を認識すること
・現場の責任者の意見を聴くこと
・合理的に判断すること

画期的な方策があるような代物ではないが、今後対策を進めるにあたっては、次の点に留意すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年. 5000万件の公表により認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務局長に対応策を実施

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・公表されている以外には特に思いあたらない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・1月で社会保険庁は解体されてしまうので、今後機構で採用される志の高い方々で解決していくしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険行政から引退していった人々が、無責任でできそうなことをしていった結果であると思う。
このような問題については、国会質疑や報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電話対応等については、本来業務で手が回らない状況でも進んで参加して対応した。
反省点としては、
・綱紀粛正
・法令遵守
・チェック体制のとれる十分な人員
が必要だと個人的には思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録を扱う部署に在籍したことがないので、技術的なことはわかりませんが、組織が一丸となって取り組むしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を扱う部署に在籍したことがないため、わかりません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録を扱う部署に在籍したことがないため、わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・調査等の職員を大幅に増員する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・報道されたときに知る。
・まじめにやってきたのにショックだった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各職員が意識をもって業務を遂行しなければならない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

業務に精通した職員を今よりも、更に現場（社保庁、事務センター事務部）に投入すべきだと思う（厳しいとは思うが）。システム改善をして、再裁定の入力にかかる時間をもっと短縮すべきだと思う。また裁定に関してもかなりトラブルの原因になっているので、専門の係を置くべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所に出向して、初めて「期間調査」というものを知った。年金記録のもれが、かなり多いことはそれで知ったが、その後年金記録問題が社会問題となり、想像をはるかに超える記録の瞑ろうがあることに驚いた。国民は国の制度だから、ここまでひどい状況は受け入れられないと思うし、私自身もとうてい考えられない、大きな問題だと思った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接年金記録関連の業務に従事することはなかったが国民からの強い批判を受けている中で、通常の業務(裁定請求書や各種届書の処理等)を素早く、適格に進めるように心がけた。

基礎年金番号が導入されたときに、いかにして手書を統合していくかという、具体的な方案を立てつこなかったのが、最大の反省点だと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録を全員に送付しているので、照会業務をやっていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統合されていない番号があることは、入ったとき、適用課に配属していたので、知っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は本人からの申請があって、統合処理をしていたので、特に何もしなかった。

基礎年金番号導入時に、本人からの申請を待っているのでなく、現在のように、記録を送付するなどをしておくべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合がありまず。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脱退一時金の扱いは不公平な点が多いと思われる。

・夫婦が同じ会社に勤務しており、結婚を機に妻が退職し、夫婦共に脱退一時金を受け取っていることを記憶しているのに、社会保険庁の記録が不備と言うことで、遡及して何百万もの年金を受け取れるようなケースもある。

・WM上に脱手の記録が収録できないとのことで、年金を支払ったケースがある。
↳台帳には脱退一時金の支払記録があるが支払日を別欄に記入していると言うことで記録収録を行わないことによる。

社会保険庁の都合で、支払われる人と支払われない人がいるのはおかしいと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の脱退一時金については、一律に支払う方向で対応すべき。

他の記録については、各事務所毎、各県毎の対応ではなく、紙ベースの記録も1ヶ所に集めて記録整備をした方が良いと思います。

本人からの申出により調査をすることで一定の成果はあると思うが、記憶の曖昧さ、ただ、働いていたから厚生年金に加入していた筈という思込が多く、調査迅速の妨げになっていると感じます。

また、共済組合期間については、対応しないとはっきりと伝え、厚生年金、国民年金の調査に集中すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年の基礎年金番号導入以降も、複数の番号を持っているのに統合をしたい人がいるという認識程度しかありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

消えた年金、という言葉が一人歩きしてしまい、ただ単に複数の年金番号を持っているために記録が整体されていない方(実は、簡単に対応できる方々)も含めて疑心暗鬼になってしまったため、照会件数が非常に多くなり、混乱に拍車を掛けてしまったと思います。

厚生年金の場合、会社に勤めていたのだから厚生年金に加入をしていたと言う人が多い。
制度背景について周知すべきではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

個人記録に触れる部署にいたことがないのでわからない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に調査するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた平成16年度以前には、年金記録問題は問題になっていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

申立をしている方の意見に耳を傾けていたらと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

広報等を通じて、より一層国民の関心を集め、
記録整備を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題であるとは認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識していなかったため、特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に取組む

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が消えている
平成18年頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、その問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当部署にいたことがないので、特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知らない

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にどのような方策をとればよいのか個人的には分からない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金の長い歴史の中で生じたものと思うが、ここまで問題であるとは認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・自分にできることは、前向きに対応するよう心掛けた。
・定員や予算の制限がある中で対応していたので、具体的な反省点は出のらない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般に知られていない問題については、了知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現行の取り組みをさらに強化すべきと思います。
・人員と予算を増やし、記録問題の業務に携わっている職員は異動の際も、記録問題の関連部所以外に異動させず、当該業務の習熟度を高めるようにすべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全組織をあげて解決をはからないといけない問題であるとの認識でした。

年金未納の問題が発覚した際に知りました。
OB

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当業務遂行の際も、記録の不備によるものは無いか等、これまで考慮していなかった点につき注意して取組みました。

国民に問題解決の道すじを明確に示せない事が、反省点(今後の改善点)だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

宙に浮いた記録について、誰
全てはっきりさせること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変由々しき問題であると認識した。
2007年の国会で取り上げられて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分が在籍していた部署での
仕事を今まで以上に一生懸命やった。
組織全体が仕事に対して
甘かったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、報道等により情報が入ってくる情況です。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者証は、会社が変わったときは新しい会社に提出して、一生使用するものと話していましたが、年令が到ると再就職できないとかで、生年月日違っていたりする事例がありました。

根本的な解決は、社会保障番号とかで一生ものとして管理しないといけないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~基礎年金番号導入の際、記録整備も合わせて、被保険者証の記号番号の統合を時間をかけて行って置くべきではなかったかと思います。~~

第に、報道先行でした。

58歳時の通知(?)により、年金裁定時までには整備されるという程度の認識。ただ、質問2に記載したように、意識的に届出を行った人もいることも事実。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入の際、番号の統合だけでなく、記録整備も含めて一本化の方向で行っていた方が良かったのかも知れません。

制度改正がめまぐるしく、システムが追い着いていない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思いつきませんが、現状を明らかにすることが大事だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成13~14年頃、年金相談を担当している時、複数の手番を持っていたり等、基礎年金番号への統合が済んでいない人が多いという印象を持ちましたが、その時は、現在のような記録の問題があるとは思いもよらず、単に基礎番への統合が遅れているといった認識でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今より記録問題の存在を知らなかったので、基礎番の統合が済んでいない方に対し早目に社保事務所等で手続きをした方が良い旨の話をしました。

現時点で考えると、基礎年金番号の導入時に、それに直結だけでなく、何か工夫ができたのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主や共済組合から電子媒体で、被保険者資格取得届を提出がなされた場合に、基礎年金番号に記入誤りがあり、生年月日・性別が同一であると、別人の情報が収録されるケースがある。

この件については、システム上の不備ではないかとの照会を当時(社保庁)所属していた業務センター(連絡室)年金番号課共済組合係から、企画調整課に提出したその後改善がなされていると良いのですが、異動で部署をはなれたため、確認しておりません。(当時は予算不足で対応困難の回答がありました)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録については、ひとつずつ丁寧に整備していくことしかないのですが、今後あらたな不備記録を作らないために、上記のような資格取得を申請する際に、基礎年金番号の確認を本人の記憶等によるものだけでなく、手帳やカードでの確実な確認をシステム的に行うことで防止できると考えます。手書ですと、0.9.7.や、3.8.など、書き誤りが生じやすく、20歳付番ですと、前後の方が同生年月日となるので、付番時の方法を変更することで同生年月日の方の似た番号の付番を防止することが必要かと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度上申請年金となっていたため、年金請求時に職歴調査が必須であると認識していました。
H16に年金番号課、共済組合係に配属された時に、共済から提供される記録に多数の不備があり、それを収録することで、社会保険庁の記録にも多大な影響があることを感じ、問題点を指摘しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

共済組合に対して、正確・迅速な情報の提供を申し入れを重ねました。集改率のグラフ等を作成し、問題点を報告しました。
当時、システム修正には、お金がかかるから対応困難との回答も得たことで、行動を止めてしまったままであったことが、反省点として挙げられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで取組んできた、ねんきん特別便、定期便等。照会回答の整理、台帳確認など、いずれも未完了なので、まず、これらの対応を成し遂げる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年に基礎年金番号導入時に、重複番号や過去記録整理の問題があるとの認識があった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の記録整備は徐々に進んでいるものとの認識しかなく、特段の対応はしていなかった。
組織として記録や資料を適切に管理していくという意識や対応は取ってこなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

例えば、"ねんきん特別便"に国年480月と記載されていたが、65歳就職時に、配偶者の年金による3号→1号の届出がなく、いずれ判明し、追納の時効もある為、満額受給がされなかったとして、不服申請される方がいる。お客様への通知は、サービスも含め、正確性が求められるところ。配偶者情報はDB化されており、配偶者の資格記録などとの交合により、防止可能と見られます。予算等の懸案はあるとしてもご検討いただければと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あまり認識していなかった。
報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録管理事務を軽んじていたこと。
・現在の記録管理部門へメンバーにも強化が必要と感じる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、行っている「払込猶予特例便」を続けていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いずれも すぎる。

・問題を知ったのはマスコミ報道と同時期

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・国民の重要な記録を管理しているという責任の重さを
あまり感じていなかったのでは。

・チェック機能があまい

などが反省点

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

覚えておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人的・物的設備を投入して、計画的にことにあたる。
場合によっては、長期的な計画も必要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在は、マスコミ等で大きくとりあげられたときに知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で考えれば、制度の発足時やオンライン化をするタイミングで、正確(とはいかないまでも)に処理をする方法、チェックをくり返す必要性を認識すべきであったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現に年金を受給している高齢者の方々がいらっしゃるので、いずれにしても人的資源を投入していくことが最初に行うことかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

組織構造が一番の問題であったというふうに感じました。
年金記録問題については国会で取り上げられて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身組織構造に関して携わっていないため、その事については無力でした。
しかしながら地方方の方々が本庁の職場に頃え、庁としての改めてようとする姿勢は強く感じ期待をしました

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よい考えは、具体的に浮かびませんが、一件一件つぶしていくと人件費と時間が無限に必要になると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の年金給付課に在籍時、「期内照会」という、WMの氏名けんさくでは出てこない、紙台帳があるということも知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

単々と処理をした。年金裁定時に、正確な記ロクにすれば特に問題はないと感じていた。しかし、昔にさかのぼって記ロクを補正したりすることで、保険料を多くはらいすぎていたのが発覚したり、不利益をこうむる受給権者もいるという認識が欠けていたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

原生年金の加入記録の整備を「事故リスト」として出かされたものを使い処理していた頃は、キーとなる年金手帳の記号番号の方以外の加入記録で別人の記録として判明しても正しい年金手帳の記号番号が判明しない場合、その加入記録は「調査不能」等の表示をし別保管していた。

その記録がその後どの様に取り扱われたかは、わからない。

ただし、その記録の原本の名簿等は、その後マイクロフィルムに収録されており記録がなくなったわけではない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去分の年金記録については人員を多く投入し短期間で処理する必要がある。

記録もれの可能性の高い方々については、個別相談に応じやすい体制を取ることで、対応すべき。
(定期的な巡回相談の拡充など)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入の処理が適切に行われている限り、年金の請求をする際、年金手帳の記号番号をキーに確認されると考えていた。
ただし、複数の年金初度や転職により、複数の年金手帳の記号番号を持っている方については、早急に「重複取消」の手続を行っていただき一つの年金手帳とすべきと思っていた。(昭和50年代)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「事故リスト」の処理において判明した場合は、社会保険事務所へ処理を伝達することはあった。

一人一年金番号の徹底を事業主、被保険者へ強力に展開すべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立てにより、本人の記録と判定する基準を緩和し、申立てに添った記録の復元を図る。後日、他人の記録と判明した場合は、記録の抹消、年金額の改定を行う。
(まだ、オンライン上に突合されていない記録の縮少)

また、最終的に突合が不可能な記録については、少なくても保険料を過去に徴収している点を踏まえ、その徴収した保険料収入~~等~~+国庫負担の範囲内で、国民年金の免除記録、厚生年金の標準報酬記録があったものとみなす特例措置を行う必要があるかも知れない。(沖縄特例、中国残留邦人特例のスキーム)。支給金額の底上げを図るため

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初は、年金受給者の年金額の算定の基礎となった記録の中にもれがあること、また、年金受給前の被保険者記録にもれがあることと認識。

これは、年金記録の登録処理において、被保険者又は事業主が年金手帳を提出しない(紛失した)場合、新しい手帳番号を払い出していたことが理由と推測。

なお、この事務処理方法の解決は、年金請求の際に申請者の申立てにより記録を統合する事務処理が対応する方法しかないと認識。請求主義に立った事務と理解。

問題の存在は平成19年頃に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新たな年金手帳番号の払い出しをさけるため、被保険者又は事業主に対して過去の加入履歴を確認し、同一人物であれば新しい番号を払い出さないようにした。(H4~5年頃)

〈反省点〉

・加入者数の増加、記録の増加に対する管理方法が不十分。
・年金手帳番号の管理を被保険者本人にまかせていたこと。
・戦前、戦後の時期の記録管理の不十分さと、当時の被保険者、事業主の認識不足 ← 国の周知不足
・コンピュータに登録されている不備記録の管理が不十分。
・本庁、地方庁、市町村における記録管理が分散し、連続性が担保できなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方策はないので、早期に解決するためには、人海戦術しかないと考えます。

ただし、正規職員だけでは限界があるため、できるだけ多くの臨時職員の投入やアウトソーシングで対応するしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

職歴が正確に年金記録に反映されていない等の問題と認識しています。

また、そのような問題が存在することを知ったのは、国会やマスコミで問題となってからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題となって以来、年金記録を取り扱う部署に在籍していないので、対応はありません。

また、現時点でみた場合に、この問題については、当初から全被保険者に対し、定期的に記録を送付して確認を求める必要があったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在問題となっている事象以上は知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

、事務所単位で行うのではなく記録センターのようなところで集中して行うのが効率的だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・平成6年に地方出向となり、社会保険事務所で国民年金業務に携わった際、当時お客様の窓口は市町村の国民年金主管課であり、お客様の記録確認で市町村担当者と電話で確認している時、社会保険庁で管理されている記録と市町村で管理されている記録で齟齬が生じており、どちらが正しいのか当時わからず混乱があったことを記憶してます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・お客様の年金手帳に検認記録が残っていた場合は、それに基づいて訂正したと思います。

・当時、記録の更新については、市町村と社会保険事務所間のやりとりで行われており、更新結果について、お客様へ通知等お知らせしていなかったからだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向け、今後2年間人と金を重点的に配置することは良いことだと思う。
ただ記録問題を早急に終わらせる為に拙速な記録統合システムの構築は行うべきではないと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合記録が多数存在していることを知ったのは、平成15年に社会保険事務所へ出向し、国民年金業務に携わった時である。当時は昭和の初期～中期にかけての記録は未統合が多いという認識しか無く、ここまで多くの問題があるとは知らなかった。その後記録に係る様々な問題があることは報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の窓口で被保険者の年金記録を見つける機会があったが、氏名検索等で記録が見つからない場合、また役所の記録が間違っているとは思いもせず、本人の記憶違いと言い張ってしまったことを反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ある程度はシステムにより記録を集合した上で、残りは職員等による突き合わせ、ご本人からの申出に頼るしかないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成8年4月に神奈川県に出向した際に国民年金業務課に配属され、初めて記録問題について認識しました。その当時は、他人の過去記録を誤って統合させない様に注意していた経験で、統合されていない年金記録は、いずれ統合されるものと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同姓同名の方が複数いることから、「○○県の会社に勤めていましたか?」等、具体的な会社名はこちらから提示せず、相手から自動車工場など具体的な職種名を聞き出せた時に本人であると判断していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現役世代としては、政府の対応の基、国民の皆様のためであることを常に認識し、全力で解決に向け、作業に勤しむ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金額に直接反映するものであり、受給者（被保険者）にとっては、仕事をし、給与をもらい、保険料も納めてきた証であると思います。
納税と同様に、国民の義務を果してきたものであるので、本人にとっても、管理する行政にとっても非常に大きな問題だと考えております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金関係業務を直接担当したことはありませんが、
法令遵守を常に意識しております。
管理している情報の重要性の理解に欠けていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職されている方の協力を全国でもとめていき、対応する人を増員して、処理(突合する数を少なくする(1人の職員の負担)ことで精度を上げていくことなどはできないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入時に、~~[illegible]~~ システム（一部）を担当していたときと、導入後の、電話照会にも対応していましたので、その頃から、誰のものか判断できない記録や、別人の記録が統合されたりしていることがありましたが、1件づつ対応となっていたと記憶しています。
それ以外の問題は、テレビや週刊誌でとり上げられた時が契機だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、個別で、特別な例として、対応していたと思いますが、その当時に、今くらい、周知を徹底し、問題意識をもたせて、番号の統合を行い、個人情報や個人の財産を管理しているという、考えが足りなかったのではないかと、反省しています。

~~また、法律の改正内容~~

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・人的対応は限界にきているのではないか？
・法による整備の時期にきていると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍庁に在籍していたのが平成8～10年の3年間でその他は労務勤務でした。
その後、年金記録問題の存在そのものを知りませんでした。
当該問題は報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・信頼回復の為、問題解決の為の諸取組への理解を頂けるよう電話はどによるご質問をされた方への説明をできるだけ可能はおこないました。

・多有
① 年金が 収利商品であることの認識不足
② 人材育成が確立されていなかった。
③ 労働強令!!
④ 現場が評価されていなかった（3層構造!?）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確な記録の突合は不可能であると考える。記録と記憶に問題あるケースが存在するからです。早期に解決すべきであり、国の責任でパターン化した方法で考えることも必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金保険料を納めたのに、加入記録に反映されていないとの電話相談が、平成15年頃、相談業務に携っていた時にあったことを覚えている。

当時は、社会保険事務所に相談すれば"必ず解決"すると考え、対応していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お客の立場になって、不明の記録期間を証明することが出来ないか、よく話を聞き、社会保険事務局の協力を得ながら対応した。

全国的な問題として、社会保険庁、市町村がもっと早く対応すべきであったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

[redacted]に所属していますが、

作業内容を知っている経験者を異動させないで下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

行政と、政治家国民の意識の違い。
年金手帳の統合は進めていたし、裁定請求時にきちんと整備すれば良いものと理解していました。
問題と知ったのはマスコミで騒がれてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題が世間に広まってからの最初の仕事は社会保険事務所へ出向したときの仕事でしたので、丁寧に説明することも心がけました。
反省点は国民への説明不足だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることは、特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・時間をかけても計画的にひとつずつ解決していく方が、よろしいのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・問題が存在することを知ったのは、報道等により問題が表面化した平成19年6月頃です。

・問題が発覚した当初は、管理している記録に一部不備がある程度の軽い認識だったと記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録問題に対し、政府として解決に向けた対応が示されたことから、その内容について、自分が行うべき仕事を着実に実施しようとした。

・反省点としては、情報の共有ができていなかったこと、早期に問題意識を共有することができれば、効率的な対応等もあったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

予算やマンパワーに限りがあるので、優先順位を付けて地道にやるしかないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・過去の組の業務実態が表面化したものと認識。
（当時は、長期的な意識が普通であったのだろうと認識）

・マスコミ報道が始められた時期。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・長期的なスパンを持っていることへの深い認識が必要だと感じた。
改めて

・直接には関係しないかもしれないが、法律や制度資料が国民に対してわかり易いものになっていない（誤解やミスが生じ易いものになっているのでは）。

・長期的ゆえに、法律や制度設設がつぎはぎだらけであってはいけないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍：
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高齢の年金受給者への影響等、やはりスピード重視で解決を図るべきだと思います。

具体的には、まず、時間をかけることで解決を図れる問題と図ることが難しい問題とを見定めた上で、解決を図ることが難しい問題については、然るべき適切な措置を取ったうえで、解決を図れる問題に人員等をつぎ込み早期解決を図ることだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方社会保険事務所に出向して年金業務を身近に体験する様になってからなので平成16年頃だと思います。
年金記録問題が発覚する様になった当時は、レアなケース仕の認識しか持っていませんでしたが、除々に明るみになってくるにつれて、相当根が深い問題だという認識に変わりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所出向中においては、前線ですのでやはり様々なご意見・苦情等を丁戴しました。その際には、事実は事実として認め、謝罪をした上で、自分なりに年金制度の信頼回復に努めたつもりです。
反省点としましては、この問題について、自分一人で考えるだけではなく、例えば、職場の職員同士で話し合う等、職員皆でもっと問題意識を共有することをしていれば、より良い知恵が生まれていたかもしれないとは思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・届出(原票)については、オンライン申請を、強力に推進すべきと考えます。
現行の紙による届出は、届出者の書き間違い、受理した側の入力誤まり等、永遠のテーマから脱却できないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金を受給する場合、正確な計算ができず、本人に不利益が生じる問題であると認識していた。
(多くの場合、本人に責任のあるものが多いと感じる。)
- 就職後 3～4年経過した頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 重複した番号を数多く取得している方には、その統合の手続きを勧奨した。
- 現在と過去の事務レベルを同等に見て、評価はできないと考える。
オンライン以前は、そもそも被保険者が以前、被保険者であったかどうかと不明であるし、本人、事業主の届出が正しいという前提で事務を行ってきた。
したがって、早急にオンライン化を推進し、給与(収入)に見合う保険料徴収決定および年金給付を人間の手を介さずに自動的に行えるような環境構築に努める必要があると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に突合を行うしかないのではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時に問題を認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在取り組んでいる対策を丁寧に行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

皆の記録（旧台帳）が紙で保管されており、早く電算入力を進めないと大変になると思った。

昭和56年頃（入庁2年目）に、資格照会に対する回答を担当になった時に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の上司や先輩には何故、電算入力を進めないかと尋ねたような記憶はあるが定かではない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・S40年当時は、資格記録に係る生年月日訂正が多かった。
(特に女性が勤務先に若い生年月日で登録していたケース)
・同じ会社に勤務していても転勤等を契機に資格が途切れるケース(会社の手続ミス等)…年金不信が助長される

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・定期便の内容を充実させることや、手軽に記録が確認できる環境を整備すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・歴史的な経緯を踏まえ考える必要のある問題
　・手作業の時代、コンピュータ導入初期の記録管理の切替（機能的に加給しか収録できなかった）等
　・初任者研修の教材でも「請求主義」を謳っていた。
・記録が誤っているケース等は、仕事上、S50年代から経験としてあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録の点検や年金の審査、裁定の担当のときは、不明な点は本人の転「にそって社保照会等で解明に努めた。
・手作業による部分（会社事務、社保事務、センター事務等）のリスク回避の対策が弱かった。
・年金記録を被保険者に早期に周知すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術で地道に記録整備するしかないと思いますが、記録訂正に伴う再裁定に当たっては、高年齢者、障害者、遺族、新たに受給権が発生する方など、優先順位を付けて対応することが重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長い年月において、様々な要因が絡み合って生じた複雑な問題と認識。
そのような問題の存在を知ったのは、国会やマスコミ等で取り上げられるようになってからです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

目の前にある自分の仕事に誠実に取り組むようにしました。
この問題の背景には、長い年月における様々な要因があり、そのひとつひとつが反省点としてあげられると思います。
同時に、個々人や一組織に責任を負わせる問題ではないとも思います。
問題解決より、犯人捜しや糾弾に時間と労力を費やしたきらいがあり、このことも反省点としてあげられると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械的に突合できない記録については、人の目で確認するしかない。

手帳や事業所番号等、キーとなる記録が抜けているような記録は、当時の入力ミスと割り切って処理しないと、永遠に解決しないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題がある事実を知ったのは、メディアによって報道されるようになってから。
年金のままの記録は裁定請求時に全て統合されると思っており、氏名すらない方記録が残っていることすら知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求時に統合されると思っていたので、問題意識はなかった。
紙台帳から電子化される時点でのチェック体制の甘さもあるが、そもそも紙台帳の管理から甘かったのではないかと思う。
根本的に個人の記録に対する重要度の欠如が全てだと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

確認を要する記録の件数が膨大であり、短期間での問題の解決を急ぎすぎれば、確認不足による誤処理など、かえって新たな問題を生み出してしまう可能性があると思います。

高齢者から順次、ある程度年齢層を限定し、期間を区切って集中的に対応していくことが、現実的ではないかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人で複数の年金番号を保有している場合があることは、基礎年金番号が導入された時期に自分自身に届いた通知で認識していましたが、当時は裁定時に整理されるため、問題はないと考えていました。

膨大な未統合記録や旧台帳の存在は、社会保険庁運営部企画課在籍時に認識し、受給年齢に達している記録も多数あることから、早急に対応しなければならないものであると考えました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者、受給者の方々に、ご自身の記録を確認していただける機会を提供することを目的とした「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」の送付に関与したほか、インターネットを活用した年金個人情報の提供についても、利用者の拡大を図りたいと考えていました。

様々な媒体を通じた記録確認の機会の提供については、今後も必要であると考えていますが、高齢者の方々にとっては相当昔の記録・記憶を思い出していただく必要があることから、その手がかりになるような情報を提供することも必要だったのではないかと思います。（別の人の記録情報の一部を提供してしまう可能性があるというリスクはあると思いますが。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所への出向をしたが、特段なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国年であれば、死亡者とそれ以外に区別した上で、住民基本台帳とリンクしていれば、同一人の確認がしやすいのではないか。

厚年は、証重複記録を地道に整理するしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題認識したのは、報道された頃。年金額に影響すると思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務センターで裁定審査を行っていたとき、申請主義ということで職歴と記録の照合の際、疑重複記録を手書きで追加していたが、そのとき、重複手帳番号の整理をしていなかったことが反省点である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点は出されたので、解決に向けては、一受給者(被保険者)ごとに一つずつ解決していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道等により問題となっている事を知った。在籍中は記録を正しく処理していたと認識しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の訂正についての正しい処理方法が職員間であいまいになっていたりではないかと思います。データ管理での訂正の周知徹底が不十分だった事が反省点ではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大量の人員を投入して、短期間のうちに紙台帳の電子化や記録突合をしていくべきと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入以前のレガシーとの認識。
マスコミ等にてそのような問題が報道されて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金業務に直接たずさわっていたわけではないので特段の対応というものが存在しない。
紙台帳からの電子記録化をもっとしっかりとやっておくべきだったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者が簡単に内容を確認でき、手続も簡略化する.
例えば医療機関や公的機関等と連携して、待ち時間の間に内容確認、手続を行なえるなど.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合記録については、過去のデータ入力誤まりや事業主あるいは被保険者本人が誤った届出を行ってしまったために起こったと認識。
・基礎年金番号導入時に知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号と年金手帳番号を統合。
・当時「ねんきん定期便」等の取組を行なえばよかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にナシ

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一人が、誠意を持って、努力する
問題の規模・重要性を考えると、もっともっと人手を増やす必要があるのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時には、特に意識はしておらず、周りからもそのような話は聞いておらず、年金記録の問題と知ったのは、朝刊やテレビの報道だった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資金の運用や管理、給付などへ力を入れすぎて、記録管理の重要性については、意識が低かったのではないか。
また、基礎年金番号導入による混乱も原因なのでは。
今後は、記録管理への意識を高め、一つのもれや相違もないよう、厳重なチェック体制の構築が必要と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の特定できない記録や可能性のある(高い)と思われるが本人に全て記憶がない、又は本人が死亡し遺族も全くわからない、といった記録は解決が非常に難しい。特別項に本人に連絡するが本人の記録かどうかは本人又は家族が申し出のみに頼るという方法だけには無理があるかもしれない。いろいろな問題はあるかもしれないが、最終的に未解決となった記録は公表し、第三者からの情報提供を受けるということも考えるべきかもしれないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

存在を知ったのは特別便を送る前頃だったように思う。
年金記録問題は記録管理に対する認識の甘さがまねいた問題という認識をしていた。昔の台帳を見るとこれを元に年金を払うのかと疑いたくなるようなずさんなものも多くある。日本の年金制度はスパンの長いものだけに職員に甘さがあったとも思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は地方の事務所で窓口にも多く出ていたため、とにかく話をよく聞こう、これで問題ないかしっかり確認しようということを強く意識した。

また、国民年金課に属していたので通常業務においても事蹟登録処理をマメに行うなどして後からの本人照会などで職員がすぐ確認できるような環境づくりをした。

記録問題の反省点としては管理能力の低さが挙げられると思う。1人につき複数の番号が付与されるという制度上の問題ももちろんあったが、適用面で記録管理の難しさとその重要性を再度認識する必要があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表している内容以外には特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・対応者の人員増
・システム開発の強化など

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年10月に社会保険事務所へ出向いた際に、未統合の記録が多数あることが初めて分かりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務センターや個人相談があった場合など、積極的に記録の確認や検索などを行いました。

すでに制度別に手帳番号を払い出していたこと、払い出す際に過去の記録を確認してから発行していなかったことなどが積み重なり、大きな問題となったものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思い当たらない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まずはやはり年金記録問題の根幹は5,000万件の未統合記録にあると考えています。この解消に向けて最優先に取り組んでいくべきだと。ただこれといって現在行われている方策以外に斬新なものを持ち合わせてはいません。5,000万件のうち本人確認ができなかったものについては、年金定期便や裁定請求時の記録確認にゆだねるしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]それまでの年金手帳記号番号が統合されたと考えていたが、結果は異なっていた。それが5,000万件あるとは思いも寄らなかったが、裁定請求時の年金相談の時に職歴などを調べて記録はその時点でつながるので問題意識としては低かったと考えている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]いたが、特に何か対応をしようとは考えていなかった。

また、現時点でみた場合、5,000万件について言えば基礎年金番号導入時にすぐさま年金特別便を送付していればよかったのかもしれないとは考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

既に知られている問題かもしれませんが、以前旧台帳を管理していた旧四点倉庫に用箱で詰れた際に床に旧台帳が散乱しており、そのまま放置されていたことには当時驚きました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今まで社保庁で働いてきた職員全員で最後まで年金記録問題を解決しなければならないのは当然のことであるが、例えば徴収事務も別の第三者の組織に提出し、さらなる再確認が必要であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成11年に社会保険事務所に出向し、国民年金を担当していた際に、昔の記録をマイクロで確認したところ、ほぼ完納と思われるが、1ヶ月だけ空いているのを見た時に、このような ケースが 多様 あるのだろうと感じた。また、徴収課に在籍していた時に、滞納事業所の 給与を徴収課長が事先して過去分から減額するよう実行していた気がします。以前から事務所ではこのような手法をとっていると聞かされました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、配属されて間もないこともあったが、周りの上司に聞いても よくある話と済まされました。

反省点としては、当時実務に精通していなかったのは事実ですが、他県の知りあいに確認していればまた違ったことになっていたのではないかと今さらながら考えるところです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

簡単に思い浮かぶようなことは実行検討されていると思います。

個人的には、業者のシステムを使わず、Excelにデータをエクスポートして作業したほうが、経費面、スピード面ともに良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ご本人の思っている記録と、ケンポ記録の不整合問題で、公平性(本当に支払っている人といない人の)を考えると、解決は困難と認識、
いつかは憶えていません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

再裁定業務が遅れている報道をみて、力になれるなら言ってほしいと知人にメールしました。(詫び状の作成用のマクロとかを組めるので。)現場が本当は何が大変なのかは、返信がなかったのでわかりませんでした。
反省点:地方庁の決裁の甲乙さ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている対策の他に「これは」と思えるような方策の考えは思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年金記録問題」として知ったのは、まさに騒がれ始めた頃であり、被保険者一人一人の生活を左右しかねない程の影響があることも知り事の重大さを痛感しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

再裁定業務の支援をしていましたが、早急な対応(処理)により少しでも支給が早められるよう努力しました。

この問題についての反省点としましては、やはり氏名、生年月日等の個人情報の軽視、また「申請主義」に依存しすぎていたことだと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・社会保険庁に対する不満等をアンケート。(窓口アンケートにプラスしてすすう)
~~(インターネットで専用ページを作る)~~

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の未統合等で、その記録が誰のものかわからない状態など、深刻な問題だと思います。~~完全~~ 完全に解決するのは不可能と思った。

年金給付等の関係にたずさわっていたので、問題となった同時期頃に知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度説明等による信頼回復、適正な事務処理。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人による記録の確認

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 事業主や従業員の社会保険制度に対する理解不足
  ※保険料負担するよりも、給与にての分の上乗せでの支払を希望していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 滞納事業所に対して、約束が履行されない場合は、差押えも実施していた。

- 5人未満の会社(法人)の任意加入にすることにより、制度加入時に事業主・従業員の制度に対する認識が得られるものと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録確認や再裁定への大幅な人員増を行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の最重要課題と認識していた。

平成19年8月頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方社会保険事務局勤務時に年金記録問題への対応を最優先事項として作業に携わった。

事業所の保険料滞納という事情があったにせよ、法令遵守できなかったことが反省点と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術による記録の突合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成7年以降、社会保険庁に在籍していないためわからないが、年金の再裁定を担当していた当時は、名前の読みや、生年月日の相違していた記録が存在していたことは知っていた
(平成元年頃)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険業務センターで再裁定業務を行なっており、本人申立てに基づく記録照会と社会保険事務所に行っていた。

記録の不正確な登録が大きな原因と思うが、一方では、本人又は事業主が名前や生年月日を詐称して(偽って)資格取得届を提出したケースも多いと思う。

また、社会保険労務士に手続きを依頼していた企業では、別人の年金番号の申請申出を行なっていたこともあると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

件数的に短期間で解消できないことは、皆が思っていることなので、あまり解消期間は公にしない方がいいのでは(具体的な期間は)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

具体的に何万件もあるということを知ったのはここ最近(問題が表面化された頃)です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題を知った時点では、全く別の部署に在籍していたため、当時の業務に追われていて、深く考えたことがなかったが、庁全体の問題として全員が問題意識すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・存じ上げません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・加入記録、納付書等の郵便物が手元に届いても、開封せず、帰来する方がいる中で、完全な解決は難しいと思います。

・持ち主不明の記録を1件づつ照合するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題と認識はしておらず 約5千万件と言われる記録問題が存在するとは 最近まで知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

転居・転出・転職のたびに 番号を払出してもらっていたり、保険料を滞納した事業所に対しては、法に則り、保険料を徴収すべきだ、と思います。たとえ事業所が倒産しても、やむわない覚悟をもって法に則るべきだったと思います。

だいぶ前に新聞の記事等に「社会保険庁に倒産させられた」と書かれていたので、書いた新聞社に抗議したい位です。どしどし徴収すべきでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件毎に丁寧に対処していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を収録するような業務に従事していなかったため、詳しくは知らなかったが、社会保険事務所に出向していた平成8年頃~~そのような問~~記録に不備等があり、コンピュータに収録されていないものがあると上司から聞いて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~問3の問題を解決するには、~~

国民からの意見等をとりまとめ、公表、する場がないため、色々な問題が放置されていた。現場からの声をもっとすいあげ、表に出し、解決していくこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピューターに収録されていない記録も含めて、基礎年金番号に登録されていない記録の速やかな統合と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成11～14年に社会保険事務所で年金給付課に勤務していた際、
年金裁定請求者の対応で、基礎年金番号に統合されていない記録がある
旨申出している者がいたとき

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、基礎年金番号ができてから間もなく、また当時、基礎年金番号に統合されていない記録があるかどうか照会している最中であったことや、年金裁定請求時に、本人と記録の確認を行うことから、あまり深刻な問題と捉えていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

それぞれの年金記録の事象に応じ、一件ずつ対応。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入時、番号の通知を送付できない記録があったことから認識しました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入後に、過去の記録について、整備する方向だったと記憶しています。

現時点でみた場合、記録を整備する作業は、多大な時間と費用を要するため、明確な目標を立て、実行するべきだと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じあげていることはありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期間を設けて、年金受給者等に、ある程度の情報をもえて確認させる方策もあると考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要な問題と認識しておりました。
平成20年頃、年金記録がはんえいされていない場合があると認識しました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応しようとしませんでした。
情報の開示が遅れたことが反省点として挙げられると考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・世間一般に知られている問題以外知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録補正能力に長けた人材の育成(なるべく多くの人間)
・一度照合した記録をもう一度やり直すのは効率が悪いので、未統合の記録や特定不明の記録を集中して補正する。
・画像検索システム等をフル活用して補正にあたる事。
・情勢や進捗度合によって判断基準を変更するのではなく、明確な指針を示す事。
・どこまでやれば良いのかというゴールが見えない状態なので「ここまでやる」という到達点を示す事。
・職員に対し、今一度年金給付の研修を集中的に行った方が良い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金額の正誤・増減に関わり、人生設計そのものに影響を与える可能性もあるため社会的にも非常に大きく扱われる事になったので"重要な問題"であると認識していた。なぜ"その順加給金の増減に関わる仕事をしていたので"とても身近に感じていた。

・存在する事を知ったのは平成19年2月頃(入庁後9ヶ月)である。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・入庁1年目という事もあり、とにかく目の前の書類を正確に処理する事しか出来なかった。

・今考えれば"もっと長い目で"見て"どのような事が問題であるのか考えれば行動を起こす事が出来たと考えている。

・最初はシステム障害(プログラムミス)から始まった事だが、組后プログラムを作るのは人であり、最後は人に行きつく問題であり、人材の育成が不十分で、不祥事などの経験を生かす機会に恵まれなかったのも反省点としてあげられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申立の期間について 全て認めること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

H18年の記録問題が報道され始めた頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

脱手の記録ありの者を認めたことが反省される。
国は脱手を支給したことは事実。記録を取消して
年金記録を認めることはあっても、返納は誰が行うのか？
二重給付が発生している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻厚生労働大臣のご判断に従うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金制度の根幹に関わる問題で、どのような制度改善と実施すれば国民の信頼回復がなせるか。
・H18年一頃にこのような問題があることを知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民への信頼回復のために…という思いはありましたが、何ができるわけでもなく、ひたすらおわびとしていました。

制度の運用がうまくなかった、不備だったということだと思いますが、公僕としてのモラルが職員1人1人に欠けていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な記録の突合作業しかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険局の在籍が長いため、あまり記憶にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険局保険課及び医療課での業務を行っていたため、特段の対応等はしておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁が進めている方策を着実に進めることが重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中の平成19年度に知った。
それ以前は年金記録問題の事実は承知していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

三層講造などの他に手管理からコンピュータ管理への移行が万全でなかったことが考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録を業務に統合するため十分な人員を確保すること。

・広報、周知の充実を図る。

・年金制度、受給要件の簡素化(法改正を含む)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・人為的行為であるため、一定の事故やミスは当然起こるべくして起こっており、それに対する社会保険庁の対応について国民の理解が得られなかった。

・マスコミ報道等があった時に知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金の担当ではなかったが、同じ社会保険庁の職員として時間外(夜9時まで)や休日に被保険者宅の戸別訪問を行うなど、可能な限り問題解決に向けて対応した。

・記録には誤りも有り得ることを前提に、国も記録を管理するが、国民(被保険者)も自身の権利として、しっかり記録を保管、確認することが一般的な事であるべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の皆様と国が行った契約の確実な履行の為に、全ての記録を確認することが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別などによりご本人すて周知を図っているところでありますが、事業所（元操所）などにも周知し、協力をいただき元従業員の記録に関する情報をいただける様周知することが望ましいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に記録の訂正を行う方えで ご本人の職厂に基づき確認をすると、本人と思われる記録で生年月日が不一致であったり、内容を確認すると数字が読解しずらいものだったりと、一抹の不安はありました。しかし、一人一人が年金請求時に確認をし訂正を行うことにより大きな問題になるとは思ってもいませんでした。(年金ユーザ当時のことです。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今までの職厂や、氏名変更、住所変更等の内容について よく思想などを確認し、正しい情報を得ていただくように対応いたしました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 ②. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今の方策以外はないと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があったとの認識はありません。
存在については、新聞報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応するための部署にいなかったので、特に対応は考えていません。
なお、たしさんの問題はありますが、手管理の時代のものが問題となっているとの認識なので、もうちょっときちんとした移行処理が出来ていれば良かったかなと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

民主党のマニフェストにあるような一年間の集中した取組みが有用と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を被扶持であり、記録が統合されていない被保険者がいることは知っていたが、最終的には、年金請求時に統合されるものと認識していました。
また、現在明らかになっている年金記録問題の具体的な内容については、新聞報道等により初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が明らかになった以降は年金業務に従事しておりません。
それ以前は上記の認識であり、特に対応はしておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は発生していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録データの情報を出来る限り収集し、本人申告履歴と特に強く突合する。
ことが重要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~大方~~ 問題として大きく取り上げられたのは、厚生労働省勤務時であったため、また年金成定等について関わっていなかったため、深く問題意識をもっていなかったのが正直なところです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は全体除方在職時は深く問題意識をもっていなかったものと思います。もう少し全体を見、状況を見ればもっとしっかりした認識をもっていたのではないかと反省しております。
今はこの反省を踏まえ、同じ轍を踏まないよう、一層の問題意識をもって業務にあたっていくしかないと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・システム上の改善はこれ以上むずかしく、画像検索システムも、どこまで利用できるのか、又、これ以上の費用をシステムにかけるのではなく、マンパワーで行う事はできないのか?

・国年の記録については、市区町村の協力なしに、完全統合はむずかしいと考える。

・厚年、船保については労働側と協力する等の対応ができないのか?

・共済との統合も完全ではないものに対する対応が不明確ではないか?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録統合時に(H9.1.1)'完全一致はむずかしいが'年金裁定時に必ず判明するので'統合すべきと聞いていた。未統合記録が5,000万件も存在する事自体、知らなかった為、昨今の問題になるまでは大きな問題として認識できていなかった。
又、随時判明した記録訂正を行っていまして聞いていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談や、被保険者記録照会があった時に、一般の方に、空白期間がある事、又、制度加入していたかも聞くとともに、記録統合のお願をしていた。

現時点でみると、これだけの大きな問題となる事が、一般事務方のどこまで浸透し、職員個人が、どのような又、組織としてどのようにすべきか、重要な問題として検討すべきではなかったかと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

結局は地道な作業しかないのではないと思う。
処分を受けた職員は、年金関係の仕事にはつけない方針となっているが、これまで年金にかかわってきており、知識は十分なのだから、これらの職員を作業に集中投入して、調査体制を拡大し、調査スピードを上げるのが一番ではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金請求の際に問題が発生するのではないかと考えていた。
実際に認識したのは、基礎年金番号のスタート時に統合エラーによるシステム不具合が多数発生したことと、また統合に問題があり、障害がまじっているのだろうと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この時点においては、対応することは何もできませんでした。
ただ、このような大きな問題となるほどの人数がいると分かっていたならば、システム上での対応や、上司に提案するなどの対処もできたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていないため不明です。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

知っていないため不明です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

携っていなため不明です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

北道にやっていくしかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初、一過性のものと考えていた。少なくともまず、新聞やテレビで知ることが多すぎる。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一職員として、指示されたことをコツコツとやっていくしかないと考えた。仕方のないことだが、後から後から問題がわき出て、問題が発覚する度に何かを感考えるのではなく、ある程度の間、とりまとめて考えれば、無駄な作業もなくなるのではと思う。いつ出てくるか分からない問題を待つのは困難であるが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当該「年金記録問題に関する調査について」の説明紙の裏面に記載されている事柄以外に把握しているものはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、現在、年金記録問題の解決の為に導入されている「ねんきん特別便」の早急な回答送付かと考えます。その為には、記録整備部門への重点的なマンパワーの投入が必要であると考えます。また、未統合記録の整備の点では、ねんきん特別便への回答を寄せられるお客様のなかには、当時の記憶の曖昧(勤務先の名称等)な方もいらっしゃることから、職員による電話での確認作業が効率の点では有効ではないかと考えます。

長期的な視野で言えば、若年の頃からの年金教育(今後年金受給までの自身の職歴の管理の必要性含む)の充実や、随時の広報(TVCMや誌面媒体、インターネット)が重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、年金記録問題は、お客様の信頼を損ねた、我々の組織が引き起こした重大な不祥事であるとともに、解決が喫緊な問題であると認識しております。しかしながら、我々の世代の職員としては、国民年金であれば、国へ移管される以前の市町村での管理や、納付組織への納付といった時代背景(我々の直接知らない時代)をも考慮して、全国民的視野で直面しなければならない問題であるとも考えております。

私は、平成19年の報道で、約6000万件といわれる未統合記録の存在を年金記録問題として知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を知った[redacted]
[redacted]であり、直接年金関係業務に携ってはいませんでしたが、上司に志願して[redacted]
お客様からの質問、苦情の対応にあたりました。

私は、年金記録問題は、長年に渡る我々の組織のガバナンス意識の欠如、「申請主義」に代表される待ちの姿勢に多くの反省的があると考えます。また、未統合記録の存在については安易な手帳番号の払出防止等の厳格なルールの未整備、年金受給の際に記録の統合をすれば良いという、記録の統一管理の意識欠如が、反省点と考えると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに公表されている問題以外に知っているものはありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度は複雑ですぐに知識がつくものでもないため、
経験と知識の豊富な現場職員からアイデアを求めればよいのではないか
また管理職の人も職員の先頭に文字通りたて動いていかないと
他の一般職員がついてこなくなるのではと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国が本来支給すべき正しい年金額を支払っていなかった。いわば、被保険者との契約を守らなかった問題だと考えていた。

社会保険事務所に配属になった時、昔の古い台帳がないからわからないから
(特に国民年金)

調べられないということも10数年も前に知った時に今日のような問題に発展していくのではと考えたことはある。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その当時は被保険者等から求められなければ積極的に行政側から動いていくというふん囲気には全くなく、自分としてもそのふん囲気に流されていた。(恐らく職場の職員全員がそうではなかったと思うが)ほとんどが一番の反省すべき点だと考える。

質問３に関連してWM上で確認できるが紙台帳で残っている名簿を順次WMに記録を移していくようにすればどうかということを軽く周りに話したことが一度あったが、話しだけで終わった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

覚えていません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

分かりません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間のかかりますが一件ずつ事実を確認するしかないのではないでしょうか。

私は社会保険事務所で働いていた時に「ろくに年金記録」の整理業務に携わったりに新規の被保険者資格取得やパイロットの記録を業務に携わったりに新規の被保険者資格取得やパイロットの記録を業務に携わったりに新規の被保険者資格取得やパイロットの記録を

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お客様のお話に合わせた対応で丁寧で分かりやすい説明をすることを心がけました。

お客様の立場に立った行政サービスをする意識の欠如。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

御本人に加入履歴を御確認いただく方法しかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 社会保険庁の中でも一部での問題であると認識しておりました。
- 平成17年度～平成18年度 頃だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 信用が低下している状況にあったため被保険者からの照会に対しては誠意をもって応対することを心がけました。
- 御本人への記録の確認を昔から行っていれば年金記録問題は防げたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・そもそも死亡した方の記録をつなげ、年金を遺族に支給するのはどうかと思う。

・現存者の記録、現存者と判断できる記録について行うべきだと思う。

・組合、基金の入期間は、組合、基金に行ってもらい、特定にいけばよいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・事務所の入力ミス、当社事務のミスはあるとは思うが、事業主責任もあるとも関らず、問題にされていないのはおかしい。

・問題の半分は事業主にもあり、事業は整理すべきであったと思う。

・以前は重視して手帳をもっている方も多く、とりあげて大きな問題とはなるとは思っていなかった。請求時に決めて確認していないから。

・未統合記録がもちろん、旧台帳に未統合記録が約30万件ない件数がたくさんあるのを知ったのは最近であり、これはあるとは思っていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事務所における記録確認。

・事業主の責任についても徹底が必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の訂正、確認を集中的に行なう

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞等で報道されるようになり、存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録に関する業務ではありませんでしたが、国民の皆様からのお叱り等受けることが増え、関心の高さにおどろきました。と、同時にコンプライアンス遵守の大切さを身にしみて感じました。
「法を守ること」、このことを常に念頭におくべきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

定期便等で確認いただき、相談窓口に来所してもらうように広報する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手帳が複数あることが判明すれば その都度 統合処理をするもので、最終的に裁定請求時にすべての記録の確認がが統合をするものと認識していた。社会保険事務所在籍時、業務の中で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出書に添付された年金手帳を確認し、未統合の手帳を統合するということ。

基礎年金番号を導入した当時にもっと大規模な広報をして、記録の統合について関心をもってもらうようにすべきだったのかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まずは、組織が一丸となって、コンピュータ上の記録と過去の紙台帳の記録との全件照合に向け、地道に努力するしかないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が（業務部支払係）に在籍していたときは、年金手帳番号と基礎年金番号に統合している状況であり、年金記録の問題という意識はなかった。（平成９年頃）
年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年頃に国会で指摘されていた時である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍中（平成９年頃）には、問題意識はなかった。年金記録の紙台帳をコンピュータ化する際のデータ管理が不十分であり、いい加減なまま録の管理を正当化してきた体制に反省すべき点があると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の取組を確実に進めていくということに尽きると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年に報道されて初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を知って以降、社会保険庁以外の組織に在籍していましたが、今成すべきこと、できることに真摯に取り組むことをより強く心がけて仕事をするようになりました。

国民の皆様の生活を支える為の組織、国民の皆様一人一人の生活に直結する組織であるという意識が残念ながら社会保険庁に欠けていたのだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般的に知られていないかは分からないが、被保険者本人の裁定請求書を提出する際に、「手続きが面倒だから」という理由で、金融機関に所属している社労士に代行手続きを依頼している場合が多い。そのため、本来は本人が加入履歴を直接確認しなければならないが、社労士が行っているため、見落された手帳番号が多数存在しているて思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後裁定請求書を提出される被保険者かいたら、未加入期間等あれば その時点で何をしていたか、しっかりと確認をする。
また、受給者に対しては、今一度加入履歴を見直してもらうようお願いする必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題を知ったのは、事務所の年金給付係に所属している時でした。しかし、その時点では、受給者は年金を、請求する際に、加入履歴を確認し、合意の上受給しているものだと思っていましたし、これから年金請求をされる人も、当然確認するはずなので、消えた手帳番号は必然的になくなっていくものだと思いました。
(当然、死亡者の分は残ってしまうが……)
手帳番号

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が窓口で、年金相談を行っていた時は、その請求者に他の手帳番号がないか、できる限り調べるなどして対応しました。

現在、このような問題点が発生した原因は制度的な問題点と平成9年以降の社保庁が現在のように記録問題を把握して、しっかりと取組まなかったことだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金保険料の改ざんあるいは事業主による保険料控取については、標準報酬額の決定が保険者と事業主の間で行われ、被保険者が直接関わらない仕組みになっていることが要因となっている。

例えば、保険料の決定については、標準報酬月の届出の際被保険者にも署名させ、標準報酬が変更された場合には標準報酬の変更通知書を個々の被保険者に通知、締約が一定期間続いた場合にも被保険者に情報提供するといった策が効果があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は保険料をこれまできちっと支払ってきた被保険者にも信頼を損ねることも大きな問題と認識している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が存在することを知ったのは、制度企画立案部署の年金課に在籍していたときであるが、苦情をいただいたときは、年金記録問題が起こったことについて真摯に反省しつつ、より安定した年金給付が受けられるよう、保険料の納付の必要性についてご理解をいただくよう努力している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村が保管する国民年金の被保険者名簿等8億件超の膨大な量を突合されていくためには、人員をもっと投入するとともに、予算を十分に確保し、システム的に対応する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の給付に直に結びつきますので、1ヶ月分でも消えることは許されないと思います。しかも、単なる入力ミスではなく、故意に記録を改ざんするのは大問題だと思います。

これらの問題は、国会審議の中で、当時の野党が追求している時に知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人的には対応しておりませんが、組織として（各個人が）知りうる情報を全て出し、又調査して実態の解明~~が~~~~大事だと思います~~。をするような対応を取りました。

結果、実態の解明は進みましたが、同時に世間からのバッシングがひどくなりました。真摯に受け取めなくてはならないですが、有能な職員が多く辞めていったという事実もあります。

※処分による退職ではなく、社会保険庁という職場に見切りをつけ退職していった職員も多いという趣旨です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りおすべておりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高齢者と若年者では記録確認をする方法の使い勝手を考えるとアプローチで2つにしたが良いと考える。

① 高齢者については、インターネットではなく、通知や通帳の方が良いと考えられるし、

② 若年層は、ネットバンクが発達しているため、インターネットからの回答が良いと考えられる。この場合、Yahooやグーグル等から入れるようにすると調査が進むのではないかと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞報道等

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分自身の仕事の進め方が法令に遵守しているかどうか常に意識すること。

そして、上記のフレームの中でいかに国民サービスを向上させ、効率化を行うのか意識することが重要だと考えます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以上のことは、よく知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の皆さんの中で、記録の回復に熱心にご協力下さる方（「被害者」ともいえるので熱心なのは当然とも言えますが）がいる一方で、「自分には関係ない」という無関心な方もいらっしゃると思います。

そので、

① 関心を持ってもらえるような広報、

② 先般、大臣が示されたような、一定のラインを引いてそれに該当すれば救済するというルール

が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

入庁時(H16.10月)には、すでに国会議論の記録ののぞき見(未納であることが判明等)が取りざたされていたと記憶しています。

私も業務で社会保険オンラインシステムの端末を使用しており、いわゆる「のぞき見」はやろうと思えば業務の延長で簡単にできる環境であったと思う。

「のぞき見」したとされる個人のモラルだけで発生したことではないと思う。

ただし、年金の信用低下の一因であることは事実だと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分自身は、「のぞき見」はしないということ、

そういった職場の雰囲気をつくること、を考えていました。

現時点では、

① モラル、倫理に関する研修などを徹底すべきだった。

② (消えた年金、改ざん等について)制度を現場の現状にあてはめ運用することが難しいことがある

ということがあげられると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録については引き続き統合作業を進めていくとともに、事務処理誤りが今後発生しないように、市町村との協力体制を確保したり、内部のチェックの仕方を見直すことが必要だと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録が5,000万件以上あり、また、本人が納付した記録があるにもかかわらず、納付記録に反映されていないことがある事象と認識していた。
新聞等のニュースで知ったので、2007年の5月以降に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金あんしんダイヤルに手伝いに行き、受給者に記録の確認を行ってもらうなどの対応をした。

記録を正確に作成して保存するという責任感が十分でなかったこと、受給の段階で記録を整理すればよいという考えがあったことが反省点として挙げられると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人からの申し立てを重点的に処理することとして、紙台帳等からの記録の捜索を徹底した上で、みつからない記録については第三者委員会に委ねることとする以外にないのではないかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年5月です。
社会保険事務所はこの問題に真摯に対応する必要があると考えておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の相談来訪者に丁寧に対応するよう陣頭指揮にあたっていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(まずは)
現在、使われている紙台帳とコンピュータ記録との突合せを早急に行なう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入時に、1つの基礎年金番号に統合できなかった記録が保留している状況となっている問題と認識しており、基礎年金番号の導入時にそうした問題があることを知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金の裁定時点で、ご本人の職歴や申出から、1つの記録に統合されるものと考えていた。
- 現時点でみた場合、裁定時に統合されるであろうと考えていたことは、役所的の理論であり、国民目線での考えが足りないものであり、反省すべき点と思っている。(記録問題に限らず、国民目線での考えが、まずはた事なものと思う。)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで明らかになった事項以上のことについては存じ上げません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

御本人、御家族の方々、周りの皆様の御協力をいただき地道に丁寧に実施するほか方策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

言葉を尽くしても、一言で申し上げても大問題が発生したと認識しておりました。
基礎年金番号導入時、担当部署におり、統合されていない年金手帳記号番号が存在することは存じておりましたが、将来的には年金の裁定時に統合されるため、問題ないと考えておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織全体で早期に解決すべきと考え、その一端として可能な限り尽力したと思っております。
本問題の原因を引き起こした既に退職された諸先輩方にこそ、寸暇を惜しみ協力をいただくべきであったと考えます。（私のような必要はまだしも若い職員は非常に気の毒であると感じます。）
いずれにしても、社会保険庁の仕事をしない、させないとした職員組合の作り上げた風土が最大の原因であると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行っている方策を着実に進めていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・職19年に国会審議、報道を通じて、

・庁職員としては、大変重要問題として認識

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・直接、年金実務に携わっていなかったため、なんきんダイヤルの応援等を行った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録が誤っている可能性が高い受給者等を対象に、記録訂正手続きを簡略化する。

・コンピューター上の年金記録と紙台帳の記録の全件照合を速やかに開始する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長妻議員(当時)の質疑で初めて知った。
それ以前に「年金記録問題」を認識したことはなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁職員の職務に対する意識やそもそも資質が低いことに問題があると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全体像を把握し、総合的(体系的)に対応したほうが効率的に解決できると思う。

回答票④

この用紙は、る場合があります。

(質問3)あな籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識したか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃か。

年金記録問題を知ったのは、[redacted]していた時で、年金受給権、年金額に関係大変重要な問題だと感じた。

(質問4)質問3の認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、当時の時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、事務局に在籍していたので、業務に支障のない範囲で応援(対応)しようとした。

問題が存在するとわかった段階で、積極的に対応すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知していることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の詳細について必ずしも十分承知しておらず、具体的な方策について話すことはできませんが、現在進めている作業を着実に実施し、一日も早い信頼回復を図ることが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

これほどの大きな問題であるとの認識がとぼしく、問題の本質を十分とらえられませんでした。
ただ、戦前から今日までの記録を御本人あるいは事業所からの届出と基本に管理していくことの難しさはあるとは思いますが、件数の膨大さから見て、杜撰であったとの批判は甘受し、信頼回復のため並々ならぬ努力が必要と感じています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まずは、自分に与えられた業務に集中し着実にこなしていくことが信頼回復につながるものと信じ対応してきました。
自分たちの業務はサービス業であるとの認識が欠如していたのではないかと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の裁定においては、判断能力時が、年金裁定時の申請において給付を行うというスタンスであったと思う。
このため、記録に年金個人情報が付されていないということが現実。
よって、残された記録から個人にたどることは不可能だと言わざるを得ない。システム的な対応も強引に行ったとしても、二重のミスをおこしてしまう可能性が高い。
現時点では、加入者全てが受給者の申し出によるしか方法はないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成5年～平成7年ごろ、社会保険事務所に出向し、年金給付の業務に携わった。
古い記録をマイクロフィルムで探し出す作業を行った。その際、会社の名前が違う。名前が違う。生年月日が違う。同姓同名がいるなどの事実は承知していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ただし、この際には、年金裁定時の申請によって給付されるものを理解していたため、不安ではあったものの、それを正すという考えには至らなかった。

今後の対応としては、
・記録に多くの個人情報を取り込む。
・個人に、定期的に全記録を送り、例えば、ねんきん記録がつながっていなければ、本人に確認しつなげるような仕組みとする。
・個人が納付した累積の保険料や、現時点の法律で、受給できる年金受給額を示す。
・行政側に、年金番号を入力してもらうことについては如何か。
このような対応をとっていなかったことに反省すべきと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金時効便」の送付、フォローアップ、相談体制の充実、広報といったこれまでの取組を引き続き行うことにより、年金記録問題の解決につながると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]していたとき、年度裁定に時間を要するといった問題があることを認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成14年頃は主に年度相談を行うための施設、電話が混み合うといった問題を解消することに社会保険庁をあげて取り組んでいたと思います。私はその問題を解消するための企画立案部門にいました。

現時点でみた場合、毎年特別便といった方法をより早期に実現できればよかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そしかしたら 社会保険事務所で事業主や被保険者から提出された届書に対して社会保険事務所の職員が入力ミスが発覚せず埋もれているパターンが数多くあるのではないか？ チェック体制がずさんに感じられたため。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

再設定の処理をさらにスピードをあげてこなすために人員を増加すべきである。

そのために社会保険庁や機構を辞めたため退職する者、厚労働省から、年金機構への出向者のさらなる人員増加を行うべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2年間で解決できる問題だと認識していた。
3ヶ月前に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題特別電話対応の応援を行った。記録の問題の大きさに対して、それに対応する体制人数が少なかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段、承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題を解決するためには、国民の皆さんが納得する必要があると思います。
そこで、年金定期便等により、記録に不備があると申し出された方(納得されていない方)について、以下のようなグループ分けをします。
グループA(年金受給者)
グループB(58歳～年金裁定前の方)
グループC(20歳～57歳)
グループAを最優先とし、個別対応などで、記録の捜索、訂正などの対応をします。(社会保険事務所における対応の他、社労士、地方自治体、町内会などの協力を仰ぐ)
それと平行して、グループBについては、年金裁定時に、社会保険事務所において、記録確認を十分に行います。
グループAとグループBの記録整備を2年間で集中的(徹底的)に実施し、その後の2年間でグループCについて、記録整備を行うとしては如何でしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「基礎年金番号通知書」が平成9年1月に送付された後、未統合の番号を調査しているのを平成10年頃に知りました。
この時点においては、この調査において、順次記録が整備され、年金記録が管理しやすくなり、年金の裁定、支給等の事務の効率化につながるものと認識しておりました。
しかしながら、その後、平成13年に社会保険事務所へ出向し、年金の裁定の事務を担当した際、記録が統合されていないものがほとんどであり、効率化どころではなく、記録の整備をしないと年金の裁定を行うことができない状態でした。
また、統合されていない記録については、必名が入力されていないなど不備が多く、これらの記録はいつかは整備されるのかといった懸念はありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の裁定を申請して来た方に対し、本当に記録漏れがないか確認し、ご本人様の承諾さえ、得られればいいものと思っており、ご本人様に確認しながら、年金の裁定を行っておりました。

ご本人様への確認を続けることにより、いつかは、整備されていない記録がなくなるものと思っておりました。
しかしながら、現実では、年金受給者の方であっても、記録が漏れており、ご本人様への確認や記録の捜索、整備が十分ではありませんでした。
基礎年金番号制度が始まって、1～2年の間で記録整備などの対応を集中的にやるべきだったと思います。
集中的に整備した後、残った記録について、個別に対応すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決を図るため、事務処理体制を強化するとともに、既に問題が明らかになった方については、再裁定処理等迅速に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度が発足する前は、各制度毎に番号が払出されていたため、本人からの申告がないと確認できない問題と認識していたが、裁定請求や記録の確認等で社会保険事務所等に来訪の際に本人に確認をすれば、将来的には解決が図られるものと認識していた。

また、そのような問題が存在することを知ったのは平成16年頃、社会保険事務所で年金給付を担当していた頃である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求や記録の確認等で社会保険事務所に来訪した方には、記録の漏れがないより注意深く対応した。

また、現時点でみると、基礎年金番号制度を導入した際に国民への周知が不足していたのではないかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全職員(部署にかかわらず)に現在の状況を周知し、全体でとり組む必要があると思います。比較的長いスパンで全部署より交替で対応させて頂くことも場合によっては必要かと思われます。

そのようなお話がありましたら私は進んで手を挙げさせて頂きたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

実際に記録管理を行う部署にかったため、記録の不備のものについては、手続な対策（対応）が必要とかなっておりました。

原因追及と今後の対応、同じような問題が起こらないように仕事の改善が必要と思っておりました。存在を知ったのは2年半ほど前です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題意識を共有し、対応策を全体で協議、精査し、手続な対応を誠全体で行うように改しました。

意識と情報の対応の仕方の徹底が今回の反省点と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の作業で一定の効果は出ていることから、後は作業の大幅なスピードアップを図ることが有効と考えます。

(問題の早期解決は、年金制度及び厚生労働省の信頼回復に大きく寄与するものと考えます。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題が広く世間一般に知られる以前に自分が把握していた事象は、コンピュータに収録されていない記録があること、未統合の記録があることなど正確に入力されていないものがあることであるが、これらについては、当時自らの経験が浅かったこともあり、古い記録が膨大な記録を管理している以上、やむを得ない事象だと思っていたため、問題とは認識していなかった。

○コンピュータに収録されていない記録があることについては昭和62年、正確に入力されていないものがあることについては平成6年、未統合の記録があることについては平成9年、その他の事象については年金記録問題が広く世間一般に知られるところとなった平成17年頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○自分が担当する業務において把握した時には、正しく訂正等を行っていた。

○裁定請求時に本人に確認することで解消する問題であるとし、積極的な作業・働きかけを行わなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

根本的な解決策は思いつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題　その事を認識していなかった。知ったのは報道後。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題と認識していなかったので対応はできていない。

現時点から見た反省点は、仕事を仕事と思っていない組織体質ではないかと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・裁定時の年金記録確認をしっかりやる。
・統合されてない記録を探索しやすくして、窓口でお客様とコミュニケーションしながら記録の確認を丁寧に行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・平成19年頃にマスコミ報道により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録台帳を紙から電算化したときに、もっと時間をかけてやるべきではなかったのかと思います。
・年金手帳の交付をもって複重にするべきではなかったのか。二重に手帳を交付しないように徹底し、交付した手帳には、無くさないように大事に保管して下さい。という注意書き紙、年金の請求時まで大切にしてもらえば宙に浮いた問題は発生しなかったのではないかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題の解決のためには、現在、予定されている行政側の作業を確実に行っていくことは当然であるが、国民の方の協力も不可欠であることから、年金制度や記録管理について、関心を持ってもらうことが必要だと思います。そのため、制度や記録について分かりやすい説明・周知を行っていき、国民の方の理解が得られることが必要かと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・過去の取扱いに誤っていた点があったものであるが、長期間に渡り、個人の記録を管理することの難しいことを感じました。

・基礎年金番号に統合されていない記録があることは、導入時から知っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号への未統合の記録は、年金成立等に統合することで、問題ないとしていたと思うが、そのような消極的な解決方法に問題があったのではないかと思います。

・行政側から積極的に問題解決のために取りくむ必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在取り組んでいる方策を正確に作業を進めることが大切だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が世間に表面化したときに知るようになりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化した際に紙台帳の記録を整備しなかったことや、基礎年金番号を導入した際にも整備が不十分だったことが反省点として上げられると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2年間だけ 人、モノ、カネを集中的にするのではなく やはり もっと長いスパンで物事を考える必要があると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピューターの記録と紙台帳の不整合がずい分多いなあと感じていた。したがって、毎日記録補正の作業をしていた様な気がする。

具体的には、[redacted]。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務取扱要領に従い、処理をこなした。

今からすると、もっと記録照会回答票を活用しながら記録回復をするべくやっていりばよかったかなあとは思うが、当時は、健保も船保も併任していたので、現実問題として時間を割く余裕すらなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一括救済は早期解決の一つの方策とは考えられるが、誠実に保険料を納められた方々にとっては、不公平感が大きいであり、しいては、さらなる年金制度への不信感を助長することも考えられる。

したがって、現在の記録回復のための作業を着実かつより迅速に行うことが、現段階では、最善な方策だと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入前は、手帳としての記録であり、基本的に裁定請求時に、記録を整備するものとして認識していた。

勿論の記録が年金に反映されていないことを知ったのは、年金記録問題として大きくとりあげられた平成19年春ごろ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求時点で記録が整備されるという前提が誤っていたことを認識した。
長期給付たる年金の記録管理方法は厳格に行わなければならないが、その管理方法が適切でなかったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ◎ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わんてん定期版の広報を今後とも行っていくことが必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年2月に民主党が発表した各種的調査によって知りました。
当時は、5000万件の統合されていない記録は受給資格も満たさないまま死亡した者や、
まだ受給開始年齢に至っていない者の記録で、裁定請求の際に確認できるもの
と思っていました。また、社会保険庁で管理されていない記録も限定的なもので、
本人の記録の記憶によって訂正が個々に行われているものと認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点としては、
・基礎年金番号導入時の広報不足
・年金相談、裁定請求書受付時の説明、指導不足
が挙げられると思います。
これらの背景には
・役所として国民を上から見るような意識
・サービス意識の欠如
・業務量が多くなる事に対する拒否反応
があったのではないかと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

おおむね良く、かつ迅速に取り組む以外にないと考えている。

方策としては、年金特別便のフォローアップ、銀台帳とオンラインデータとの突合、相談体制・広報の強化・充実などを着実に実施していくことが大切だ。

解決の特効薬というものはないと思う。地道な努力を積み重ねていくことが、一番の近道ではないだろうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2007年頃に報道で知った。

当初は未統合の記録は細切に結びつかないものや、今後、裁定時に統合されるものがほとんどだと思っていたが、調査が進むにつれて、既に年金を受給している方の記録が判明し、支給されなかったことが判り、重大な問題だと認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

2007年当時は社会保険事務所の国民年金課に在籍していたが、数多く寄せられる相談に対して、とにかく1件1件丁寧に対応するよう心がけた。

反省点としては、まず、組織としては被保険者記録の適正な管理に対する意識の低さが何よりも大きいと考えている。また個人として自分自身の意識をかえりみると、記録問題の原因は過去の管理の甘さにあり、自分に直接責任が有る訳ではないという気持ちがどこかにあったようにも思う。

記録問題は今、我々が責任を持って解決しなければならない問題であることを肝に命じたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各事務所で対応するのでは間に合いません。
現在お台場で照会作業を行っていますが、
お台場のような広い会場をさらに確保し、
さらなる人員を投入する必要があると思います。
記録問題の解決にまず必要とされるのは、
人員の大量投入です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は[redacted]、5月に、報道を通じて、年金記録問題の存在を知りました。ずっと[redacted]、記録問題の解決には途方もない時間がかかることを実感しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]記録問題の実態を目の当たりにしました。印象で感じたことですが、複雑な年金制度に、現場がついていくことができず、このことが記録問題の一因となっているということでした。

制度所管する年金局と、現場を所管する社会保険庁とが、緊密に連携できていなかったことが反省点と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主の届出ミスによる原因ではあるが、月末退職の場合翌日が資格喪失日になるので翌月1日喪失となるはずが、退職日を喪失日として届出をしてくるケースが多く、被保険者期間が1か月ズレてしまう事業が発生している。(既に問題になったかもしれないが)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

添付書類の完備をもとめ、被保険者本人に対し手続ごとに通知を発送。(事業主と社保事務所のやりとりだけではミスは発生し続けるため)人・物・金を今の数倍にする必要が出てくる可能性があり、現実的ではないかもしれない。年金定期便等で事足りるということであれば問題はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金特別便の発送が取りでたされた時(社保事務所出向中)
事務所職員(一部の)による改ざん、事業主側の商出ミス;
過去の台帳の不備 による原因と認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主の商出誤りは大量にあったため、おかしいなと思うものに
対しては細めに連絡をとり確認を取った。また、返送を
行う際は表紙をつけて訂正項目を明示するようにしていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じ上げません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全件解決というのは、実現不可能に近く、その為に莫大な予算をつけることは、得策とは思わない。全件解決を掲げている以上、いつまでもこの問題は解決できないので、解決する範囲を指定する必要があると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道等で知った。問題点としては、年金制度だけではなく、行政機関の信頼も著しく失ったと感じた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題発覚時は医療保険行政に従事しており、特に対応はしていない。

反省点としては記録問題に従事していた職員の怠慢、それを許す組織風土があったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・「ねんきん定期便」による着実な記録確認の実施。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号に未統合の記録が約５千万件有在すること、また、国民年金保険料の納付記録がないケースがあること、
これらについて、平成19年５月頃に知ったところ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・「ねんきん特別便」等により、お１人お１人の記録を確認いただくことが必要と認識。
・こうしたお１人お１人ご自身の記録を確認いただく方法、あるいは通知をもっと早くに行うべきではなかったかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

前向きな案は思い浮かびませんが、
オンラインシステムの刷新は、記録問題が片づいた後にしたほうが良いと思います。
(記録問題関係のプログラム等の移植にエラーが出るとたいへんなので)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・知ったのは平成17、18年頃だと思います。
(新聞等で知りました。)

・住民票情報を持たないので、そのような問題が発生してもおかしくないと思いました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・やるべき業務をちゃんとやることが第一と思い実行するよう心がけました。

・住所情報を自由に取得できるようにする等、システム基盤を構築していない点が、反省点にあげられると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の確認作業を一件一件地道に行うとともに、国民への周知広報を充実させればよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所では健康保険のみ担当し、直接関与していなかった面も多く、強く認識していませんでした。年金記録問題がかくも大規模なものであると認識したのは報道によって広く知られるようになってからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一般論として、一職業人としての仕事に対する姿勢をより誠実たるべきと考えるようになったとともに、問題が発生した際には速やかに上司に相談するようにしました。本件の反省点としては、問題が発覚した後の対応が後手にまわったことが挙げられると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在明らかにしている事象以外には知らない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し出に対して、一件一件 訂正申請を確認しにりしながら 当たっていくしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピュータに確認できない記録があるのは知っていたが、台帳に記録されていないケースや基本に基づかずに遡及して記録変更されているケースがあることは知らなかった。
平成10年度頃、2年半事務所の年金給付課により、裁定業務を通じて、問題の存在を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

以前はあくまでも本人からの申し出により、記憶となる家庭の事情等があってはじめて記録を訂正しなければ修正を行っていた。
現時点で考えると、もっと被保険者、受給者の立場に立って業務を進めるべきであったと反省している。ただ、現場としては、申し出さえあれば、何でもかんでも記録を修正するのかとなれば判断に難しく、ご本人からの記憶の提示がなければ、修正しづらかったのは事実である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題としての事実があり原因も分かっているという今の現状だけでみると、全てを同時進行で同時に終わりにする方法もあるかもしれないが、

原因の共通部分はまとめて行い、そこから派生した事故(誤り、不備)については1つ1つ終らせていけばいいのでは。全てを行うのであれば知識をもった人員を増やすこともしていくのはいけなくなる。現状では知識ある人を分散しているから遅くもなり、対応に不備も出ている。

締切りを作らずに動くことは間違っているが、何から何までも一くくりにして締切りを作りましたでは結果的には遅れることにつながると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本研究会委員に関していえば平成9年当時にどういった通知の出し方をしていたかにもよるが回答がないものをどのように扱っていたのか。また広報等は何をしていたのかが気になり、受け手側もどこまでのものを認識できることができたかが気になり、それらの後進への作業を怠った結果ではないか。

2.3年前

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人的に対応をしていないが、

俗に言う線割り行政ではないが、全国で大々的に行うことを行政側だけではなく

若年の高年齢までに影響のあるものを、その年だけなのが後進へ（今にした結果い、

今からないが ちゃんと思想をするべきだった（住所不明なら年書所、市町村への協力依頼をする等）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期間を決めて処理をすることは年金記録問題の早期の解決につながると思うが、処理を急ぐあまりミス等によるまた新たな記録問題を生まないシステム(仕組み)を検討すべき。
また、選挙等により政権が変わった場合でも、一貫した方針を持って対応すべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があることは2年位前から知っていたが年金の裁定時にはすべて解決されるものだと思っていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

窓口で相談に来たお客様や戸別訪問時に対応したお客様については必ず、記録の確認をすることを心がけ、空いている期間がある場合には本人に確認をした。
問題の本質は過去別々に管理していた各制度の記録を一つにしたこと際のやり方の問題。
それをいかに改めるかが今後の課題だと思う。
大臣を含め年金記録問題に関っている職員の責任を追及することは大事だと思うが、もっと本質の問題をいかに解決すべきか検討すべき。

最後に、この調査の意図が不明確（これでは回答するのが）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知る由もない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名案はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民の年金制度に対する信頼を揺るがす根源的な問題。
年金の受給権や受給額に影響を及ぼしかねない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- チェック体制の下備
- 職員の法令遵守の意識の欠如
- 職員の職業モラルの欠如

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金制度が始まった当初が、
一人一番号制で管理できなかったことが問題
そもそも、厚生年金制度と国民年金制度が
制定もそれぞれ時期がずれていたし、
制度自体を違っているそのだった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現実的にみるならば、
長期的に、時間をかけて解決するしかない。
"早期に"ということばかり優先すると
限られた時間と人員の中で、
誤処理が増加し、第二の記録問題が
発生するのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

H8年入行、1年もたたない
H9年1月に基礎年金番号が発足。
統合をすすめていくが何年かかるか
わからない業務として聞いた。
※統合があるのは認識していたが
"消えた"記録があると知ったのは昨今の
ニュース等報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別の部署にいたため具体的に「統合処理」等は
どうすることもできなかった。
ただ、配属された部署での仕事を
精一杯やっていく中で、全体的に感じた
「真面目に働いた者が損をする」ような
組織体質や風土が問題だったので
はないか。全ての人が
一生懸命やれば報われる組織であれば
問題点を正したり、自浄作用が働き、今とは
違った結果があったかもしれない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

拙速な対応をすべきではなく、時間をかけ、間違いない対応をすべきと思います。

また、方策をつくしても不明となった記録についても、期間の短かさ、本人死亡の可能性等を丁寧に説明し、国民に過大な不安を与えないようにすることが大事だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入にあたって避けられなかった部分はあると思うが、規模の大きさにかんがみて、より早い時期に広くアナウンスされるべき（役所が主導で）だったと思います。
統合もれの規模がこれだけ大きいことは、報道等で取りあげられるまでは知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

2007年当時、地方社会保険事務所の窓口で私も、特別便のお客様対応を直接行いましたが、反省の気持ちを表し、お客様の不安を取り除くよう丁寧な対応を心がけました。
反省点は上記の通りです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓪. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録については、ねんきん定期便等によりご自身の記録を確認していただくことを継続して実施することが第一と考えますが、これには国民の協力が不可欠です。
このため政府広報を活用し、(例えば確定申告のように)一定期間を記録確認の集中実施期間として周知広報し、これを第1弾、第2弾とメリハリをつけて実施することも早期解決に向けて効果があるのではないかと考えます。
また、情報処理の仕組みとして、加入者が自身の記録を随時確認できる仕組みを早期に実現することにより、記録問題の発生を防止又は抑止でき、誤りの迅速な是正にもつながると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民に行政組織に対する不満や不信を抱かせ、年金制度にとどまらず社会保障全体への国民の不信や生活不安を増大させた大きな要因の1つと認識しています。

問題の存在については、5000万件の未統合の記録が国会等で取り上げられ報道されたことにより知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は社会保険事務局に在籍しており、先ずは県民の皆様にご自身の年金記録を確認していただき、安心していただくことが第一と考え、社会保険事務所の窓口相談の拡充や出張相談の実施等に取り組みました。

この問題については、日々発生する膨大な量の年金記録と資格情報を長期にわたって適正に管理しなければならない組織としては、長年にわたり地方事務官制度という変則的な組織体制であったことが大きなマイナス要素であったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

同時に2以上の事業所に勤務し、厚生年金保険の適用を受けている者であって、本人が届出義務があるにもかかわらず、所定の届出を行なっていない場合における問題。

現行、電算処理上は、報酬を合算して、年金給付等を行う仕様となっているが、当該事業所が厚生年金基金の設立事業所である場合には、当該期間にかかる基金が代行給付すべき部分については、国の支給額から除かれるため、基金の設立事業所でない事業所に係る部分が、基金からも、国からも支給されないこととなっていること等。

(なお、この問題については、既に庁年金保険課に対して、文書で仮定であり、対応中と聞いております)

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所における、適正な事務処理の徹底および、適事務の責任をもった照会対応。

基礎年金番号の二重付番や2以上勤務については、事務処理時に警告表示が画面に照写されたと記憶しておりますが、この表示に対する対応をおこたったことにより未教会記録が生じる一因となっているものと思うからです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピュータに収録されていない旧方帳があることについては、昭和53年入省時から認識していました。
当時の上司から、コンピュータ収録の可能が大蔵省の査定で認められなかったため、マイクロフィルムになっていること、年金裁定時には、旧姓や戸籍時に生年月日を使っていなかったが等の聴取を行って、調査をつくすことが必要であると教えられました。
生年月日は、当時の本人の容は年齢制限がある場合に使って雇用されるケースが多かったようです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記までも認識していましたが、本人からの聴取を十分におこなうように心がけて、仕事にとりくみました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の取り組みを着実に実行していくとともに、加入者と日本年金機構相互で記録の確認を行えるスキームが大切だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点からみると、個別のチェック体制が不充分であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の対策を推進するため、年金制度の法律改正は、しばらくの間、必要最小限とすべきと思料いたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

古い記録で、すでに亡くなられた方の記録の多くが、基礎年金番号に統合土れていないのだろうと思いました。
問題の存在は、平成19年の予備的調査で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が発覚した頃に所属していた係では、別の案件を抱えていたこと、また、年金記録問題に直接的に関与できる係ではなかったことから、対応について、特段の考えは持ちませんでした。
なお、組織の一員として反省すべきとは思いますが、個人としては、年金記録に関する業務を行ってこなかったことから、反省点を具体的に挙げることができません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号導入時から、「過去記録の整備」については時間もお金もかかるということもあり、限られた予算や人員の中で、非常に長期に渡るものでしたが、計画を立てて実施していました。
(その根底には裁定請求時に確認できるというのがあったのだと考えます。)

それが「宙に浮いた年金」と言われるようになり、今のように「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」という形で、莫大なお金や人員を注ぎ込み、頻繁に被保険者、受給権者の方に年金記録を確認していただけるような仕組みができたのは、俺我の功名ではありませんが、ものすごい前進であると考えます。
(昔の庁では実現しなかったことだと思います。)

ただ、年金制度は非常に複雑で、お知らせが届いても、それを見て被保険者、受給権者の方がご自身で理解するのは困難なケースが考えられます。
今後はもう、こちらからいろいろと情報を手を変え品を変えして送るということよりも、照会が返ってきたときに丁寧に分かりやすく説明できるようにするということ、また、長時間待たされたり、電話が繋がらない等がないように必要な体制をつくるということのほうに力を注いだほうが良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]していたので、年金保険課や社会保険業務センターが部門会議や予備的調査等の対応をしているのを見ていて知っていました。

年金記録問題は、真摯に反省しなければならないというのが先ずあります。しかし、それぞれ要因や背景を考えるともっとキチンとした説明や反論をしていればご理解いただけたものもあるのではと思うものもあり、一概には言えないと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時はまさに、年金記録問題のへの取組の担当として、「ねんきん特別便」の発送等に携わりましたが、あまり自分でどうこう変えられるような状況ではありませんでした。

いずれにしても今後将来にわたって年金制度は維持していかなければなりませんので、「年金記録問題」の問題で重要なのは、一度失った信頼を回復することのほうだと考えます。
ここ数年は国会やマスコミ等の方に向けてあれもやるこれもやるということばかりで、結局、社会保険事務所の現場で対応しきれず、受給者、被保険者に返って不審を招く結果となっていたと思いますので、少し腰を据えて、信頼回復に努める必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便、定期便の回答と、速やかにフォローすること。
とにかく申出がある人を最優先で対応すること。
その上で、振り起こしをしたにも、いつまでも照合がおさまらず、あたりまえの仕事ができない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳をきちんと保管せず、転職等の時にきちんと手続きを行なわなかった人たちに起こった問題である。と思っていた。

基礎年金番号導入時(平成9年)にも、結局は、みんなが、きちんと届出をしないと、きちんとした記録管理はできないと思っていた。

標準報酬月額や、遡及の問題については、事業主については、給料をもらっていたい」と主張したケースがあると認識。

従業員についてもわっていたのは、明らかな問題。事業主からの届出であっても遡及しているものは、調査すべきだったと、今は思う。

制度と現実のギャップの問題も大きい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度がきちんと理解されていなかったこと。

職員でも、年金相談を担当しないと、詳しく覚えられず、数年で、どんどん制度が変えられてきたことなどに、対応が追いつかなかったことが反省点。

広報、教育にしっかり予算をつけて、今後はきちんと制度が理解されるようにすべき。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すいませんが、知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本人に対して、丁寧に記録確認をお願いして、記録問題を解決(かいけつ)する。

・本人に記録確認を行うための人の確保を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題は、過去の慣習や前例に基づく誤った事務処理をしてしまった結果と認識しています。また、誤った仕事と認識していますが、上司に言えない職場環境の風通しの悪さが原因と認識しています。

○年金記録問題の存在を知ったのは、3年ぐらい前に報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○当り前のことですが、自分の業務で過去の慣習や前例に基づく定例的な業務であっても、法令等の根拠をよく調べて理解したうえで行うよう心掛けています。

○上司や部下に対して、隠し事がない、会話の多い職場環境の風通しのいい職場を心掛けています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在も記録回復のため多くの職員を投入して解決に向け取り組んでいるが、引き続き早期解決に向けて進めていくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・組織ガバナンスの欠如や、法令遵守意識の低さが招いた問題と認識しています。

・問題の存在を知ったのは、マスコミ報道がされるようになった平成15年～16年頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・直接問題に関わった担当ではありませんが、組織の一員として、非常に大きな問題と認識し、失墜した組織に対する信頼を回復するためには、まずは日々の業務の中で努力を積み重ねていくしかないと思い、臨んできたところです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在公表されている問題以外は存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進めている記録の突き合わせなどの各種対策を着実に実行してゆくことが重要と考えます。
また、年金相談体制の拡充や加入記録を随時確認出来る仕組みの構築などにより、国民の不安を解消してゆくことも大切と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

約10年前に社会保険事務所に出向していましたが、当時は基礎年金番号が導入されたばかりで複数の年金手帳を保有する者が多数存在しておりましたが、現場では最終的な記録統合は裁定請求時におこなうので問題ないとの共通認識があったように思われます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自身では複数の年金手帳が提出された場合は番号を統合し記録の一本化に努めていましたが、現時点でみれば、組織として、機会がある毎に徹底して番号の統合をおこなうという方針が必要だったのではと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じあげません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

世間の風当たりは厳しいかもしれませんが、
積極的に当時の職員を活用し、(退職者)
問題点を探らないと、我々の世代では限界が
あります。(法律が幾重にも渡り改正され、
ベテランの方の力を必要としています。)
また、機構の設立に伴い、労働条件を民間と
同等となることで、逆に労働時間が制限されると聞いて
います。民間化ではなく、公務員に戻し、サービス残業
で様々な遅れをカバーすることが現実的には必要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年～19年頃、当時 民主党 長妻議員のご指摘により社会保険庁が公表し、初めて認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

来年1月に日本年金機構に採用されますので、厚生年金の本体と同様に企業年金にも似た様な問題がないか積極的に取り組みました。
（企業年金の部署に配置されていたため）

法制仮定から実務までの間が短いことは一つの要因です。国会は法律を作ればそれで終わり、実現可能性など無視しています。国会→法律→政令→省令→通知→マニュアル→実務の稼働に相当の時間と、適切な予算が必要な事を国会や財務省の方に認識して欲しいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特段ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人・金を集中的に投入

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・過去の職員のずさんさが積み重なった問題であるとの認識であった。

・19年の春頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時は窓口で1件、1件対応しており、できる限り丁寧に過去の記憶を思い出してもらうよう対応した。しかしながら、限界を感じた。

・法令で年金請求は請求主義と定められていて、法令を遵守すればこの問題は解決しない。根本的な改正が必要ではないかと考えられる。又常に年金制度は政治の争点にされ、安定した制度とは言いにくく、国民から見た場合、非常に難しくとらえられ、胴体感心を持たれなかったことも強点ではないだろうか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、精神論になってしまいますが問題意識を再確認し、職員一人一人が誠心誠意をもって業務に取り組む姿勢が大事だと思います。

方策というには、話が小さいですが、現在、再裁定処理を行う担当部署では地方から人員を集めて増員してはいるものの、決裁をチェックする人間が、書類をあげる人間の数を考えると圧倒的に少なく、負荷が集中していると聞きます。

人力に頼ぶるを得ない小さな作業部分での積み重ねがあって初めて解決に向かって進むことができるのであって、それを踏まえた一人、物、金の投入のバランスを再確認すべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後生活の基盤であり、その元となる記録は正確でなければならないのは当たり前の前提です。

年金記録問題は、その前提を覆し、国民の信頼を損った大きな問題だと思いました。

H19年2月くらいの予備的調査関係が報道され始めた頃知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、年金とは別の業務に携わっていたため直接の対応は特にありません。

職員のチェックミス・入力ミスなどは言わずもがなの事ですが、

基礎年金番号付番時に記録統合流れの対策を強化しておくべきだったと思います。手番統合時に、今ごろ特別便のようなインパクトのあるもので回答率を上げれば、件数的にも大分違っていたのかもしれません。

周囲が騒ぎだして初めて自分の記録を確認しようとした方達も多いはずです。普段から自分の記録に対して関心をもつ事の重要性を強く広報する必要があったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・解決には時間がかかると考えられ、1つ1つ解決していくしかないと思います。

・その過程を公表することで国民の皆様に信頼、安心していただくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号を導入した時に、複数の年業所に勤務していた人には他の年番号があり、導入時に全てを統合するのでなく、今後、或を処理時までに統合されていくものと認識。

・本人も自分の転職等と記録の確認はいつでも出来ることから、そうした確認行為等の過程で、適正な年金支給につながるものと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・行政サイドの確認、正確な処理の徹底不足。

・また国民の皆様への年金記録の重要性等のお知らせが徹底できていなかった。

・もっと意識を高めてもらう味も必要であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施している取組を地道に続けていくしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「予備的調査」の作業過程において、いわゆる5千万件の存在を認識した。
また、当時国民年金を担当していたことから、あわせていわゆる「消えた年金」の存在を認識した。
「どのような問題」というご質問にお答えするのは難しい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3でお答えしたとおり、国民年金を担当していたことから、担当業務の内容＝対応であると認識している。
また、この問題の発生原因については、制度創生期の事務処理等に起因するものが大半であると考えられ、反省点というご質問にお答えするのは難しい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実務目線で丁寧にしっかりと対応していくこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に登録されていないデータが沢山あるということを聞いた。(平成17年～平成18年頃)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接担当ではなかったので具体的に対応はできなかった。
この点については、早い段階から社会保険事務の窓口でコツコツと対応した方が良かったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他 係員

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録の解明について、出来る限りのことはするべきと考えますが、全ては無理だと思う。どこまでするのかということを予め決めて、そのとてはやく記録問題を終わらせるべきと思います。
もし記録が見つかり、時効を援用して期間分をおりうとなった時も、その対応(当然だと思いつつも、受給者本人がすくなっているに、世帯(子供など)が受け取るなど、疑問に思うこともあった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ニュースになった頃。驚きました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務センターでは与えられた業務をしていました。今、自分に出来ることと精一杯しようと思い仕事をしていました。
業務センターでは、皆一生懸命に仕事としていたと思います。マスコミには社保庁=悪のような報道をされましたが、問題が顕著化する以前も以後も、さらんと仕事としていた人がいた人を、もっとわかってほしい気持ちです。
反省点というか、地方と業務センター(庁)のあり方は、もう少し改善すべきところがあったようにも思えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、そもそも複数の手帳を発行しておいて就職時に本人の記憶に頼って統合するというのがナンセンスだったのでしょう。社会保険庁の管理が万全であっても、問題は発生していたというのが、あえて言えば、一般にあまり知られていない問題かもしれません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度・システム・手続き等について十分な知識を持つ者を相当数集めて特別便・定期便の処理を引き続きやっていくしかないと思います。

そこで解決しなかったものをどうするかは政治判断になると思いますが。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁に在籍していたのは、平成18年8月までですが、
年金を扱かう部署ではなかったので、その問題は認識して
いませんでした。存在を知ったのは、一般に知られた頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の管理方法が根本的な原因。
最初から1人1番号で管理し、毎年・おおは、数年に1回。
定期便のようなものを送って本人に確認してもらえば、
問題はなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の確認及び補正に対し、問題意識を持って、より厳密に業務に取り組んでいくべきであると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、マスコミ等により報道されることでその存在を知りましたが、当該問題については、年金行政に対する国民の信頼を失わせる極めて重大な問題であると認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

そのような問題が存在するという意識を常に持ち、業務に取り組みました。

反省すべき点としては、年金記録に対する意識が足りなかったことが挙げられると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公開されている内容以外に記録はございません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便の詳細内容は把握しておりませんが、まずは、現在進めておられる突合作業を進めるべきだと考えます。
ただ、その作業を徹底的に行ったとしても、既に死亡された方、海外に居住せを求められた方、姓を仕度も変え、その都度記号番号の払い出しを受けられた方の記録は不明記録として残るのではないかと思います。
その対応としては、戸籍や住居台帳との突合も一つの方法ではないかと考えます。
又、戦時中の記録については戦災により焼失したところも多く、多くは復元されていると聞いていましたが、完整なものとはなっていないと思います。
そこで、その間の記録については、現在存在しているかどうか分かりませんが、払出台帳等により、既に記録有つの方の前後関係で判断するのも一つの方法ではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたが。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1. 厚生労働省) 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上) d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成17年10月31日に総省が公表した「年金記録問題検証委員会報告について」及びその後の「標準報酬の遡及改定」以外の内容については知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政府が定めた「年金記録問題への対応の今後の道筋」を着実に進めていくことと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が国会等で表面化した時（平成18年）には、すでに厚生労働省で勤務しており、その当時の報道等で初めて問題の存在を知った。

その後、平成19年9月 地方社会保険事務局に出向となり年金記録問題の対策を行った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今考えると、年金記録のコンピュータへの収録を急ぎすぎたのではないかと考える。

定員削減の中でコンピュータに頼りすぎたのでは？

基礎年金制度を論ずる国会の中で事務処理についてギロンがあまり無かったことも原因の一つか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件地道に取り組むことが最善の策と思われます。

また、あらたな問題の発生を防止すべきと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所が、厚生年金保険に未適用だったり、適用事業所に雇用されるものの未加入だったりしたことが、問題の原因と思われる。
社会保険庁の事業計画の中で、毎年のように、未適用対策が課題としてとりあげられていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未適用事業所を把握し、適用勧奨に取組んだ。
100％の適用は、困難と思われますので、国税庁の所得税の捕捉方法と、相乗りするような仕組を新たに作りあげられればと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

ご協力、ありがとうございました。

回答表③

（質問１）

世間一般に知られているかどうかは知らないが、社会保険事務所の現場では、年金受給者からの資格記録照会において、発見された過去の記録を追加することにより、平月が下がり、逆に年金額が減少するような場合には、あえて記録訂正や再裁定を行っていない場合もあったのではないか。

（質問２）

基本的には、自分の記録を国民自身が確認をし、間違いないと認めてもらうということを、全国民に対して地道に行っていくしかないのではないか。

（質問３）

いわゆる年金記録問題と言われているものが、世間に騒がれるようになった時点以前から社会保険庁に在籍あるいは年金記録に関する業務に携わったことはありません。

ただ、自分がオンラインに収録されていない資格記録を調査する業務をしていた際には、例えばあまり被保険者数の多くない事業所で、生年月日が近い同名の者や、名前の一部が微妙に違う者など、ほぼ間違いないと思われる記録については本人のものとして認定したり、当時の記憶が曖昧な者に関しては、違う市区町村まで範囲を拡大して調べたり、似た名称の事業所の記録も調べるなど工夫をすることや、一度一通り調べて見つからないものも別の日に再度同じ作業を行うなど、それなりに努力してきたつもりであるが、見落とした記録もあったのではないかと思う。その業務を担当する職員によって調査の方法なども違うであろうし、他の事務所の管轄分を照会した際には、すぐに該当記録なしで回答されるものもあり、正直、本当にきちんと調べているのかなという気もしないではなかった。（平成２年頃）

また、事業所によっては本人の勤務地ではなく、業務を統括する部署の所在地で被保険者登録している等、通常と違うケースも存在するため、当該地域の旧台帳の調査に熟練しているかどうかによっても、発見率に差が出ていたのではないか。

5000万件の根本的な問題としては、制度発足時から、被保険者証（番号）が会社や住所が変わっても継続して同一のものを使用しなければいけないということを、国民、事業所等に対して周知が行き届かなかったことが大きいと思う。

（質問４）

事務所内で同様の業務をしていた者に対しては、他と違う特徴を持った注意すべき事業所の情報や、このように調べれば見つかることもあった等、情報を共有したり、後任の者に情報を引き継いではいたが、他事務所や他県のことまで考えを及ぼすことはなかった。

※調査票が届いたのが12月17日であったため、期限に間に合いませんでした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳や名簿の記録がコンピューターで検索できるようにする

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

従来の事務処理方法に正確さが足りなかった。
新聞等で消えた年金の報道がされたときに知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当する仕事に間違いがないように慎重に行う

年金関連の法令は複雑で常人ではきちんと理解できないことから、業務全般にわたって、法令上正しいかどうかを意識しないで行ってしまっていたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ◎ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

進捗状況がわからないので、的外れでありましたら、申し訳ありませんが、年金定期便の回答・年金特別便の回答、社会保険事務所に来所され、申出のあった件を、正確かつなるべく早く全部処理することが解決につながると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

高崎社会保険事務所在籍時に、記憶によれば、
平成18年頃から、全所体制で、年金記録問題に、
取り組んでおりましたので、重要な問題と認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所の方針として、年金記録についての相談受付時間を延長し、延長時間については、全職員が当番制で対応することとしたので、私も当日において、相談業務を行い、年金記録の復旧に努めた。

反省点としては、私を含め、事務所の全員が通常業務に加えて、年金記録確認業務を行っていたのだが、どうしても未済業務に重点を置いてしまい、年金記録確認業務については、全力を出しきることができなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立があった記録が見つからないケースが多く発生しているが、今後限られた人員でやっていく必要があるので、一定の条件を満たした申立の場合は、本人記録として認めるなど、第3者委員会を活用しないでも、本人記録を認めるようなマニュアル整備が必要と考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新規採用のときの配属が再裁定担当のため記録もれがあるのを認識していた。
また、58才通知も開始したのも、年金裁定前に記録整備が必要とのことがあったから行っていたことから、組織として記録問題の存在を認識していたものと考えられる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

予算、人員が限られた中で行う必要があったため、58才通知など裁定前まで記録整備を行えばよいとの考え方であったと思う。
ただし、記録もれがあるのがおおよその前のような、画裁定を行い、58才通知を送付していたのは、記録問題に対する問題意識の低さがあったと思う。
また、オンライン化の際の氏名の"漢字カナ変換"などは、組織として記録を軽く見ていたことの表れと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便の事後処理

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・裁定時や年金相談時に記録を確認していただき、未統合手帳を基礎に統合することは、通常業務と認識していました。
・マスコミ報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・官房会計課にいましたので、どうもできません。
・基礎年金番号導入時の対策が不十分だった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、発生している年金記録問題については、個々慎重に対応し地道に解決していくしかないと思います。短期間に解決することは不可能であり、解決を急げば近い将来に別の新たな問題を生じてしまうことになると思います。
また、今後の対応策としては、年金記録の管理をする職員や体制を整えることは当然のことだと考えますが、今行っている「ねんきん定期便」、「年金記録を確認する通知」以外にも、年金の記録確認について国民へ積極的に広報活動を行い、年に1回は年金の記録を確認することが国民の皆様の習慣となるように対策すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金業務（年金給付課・年金相談）に携わっている間は、年金記録の重複や未統合等の問題はありましたが、年金の納付記録が消えている等の問題を目の当たりにすることは殆どありませんでした。そのため、年金受給の手続きをする際に年金記録を整理するものとの考えがあり、国民の財産、権利に関わるような重大な問題は殆どないものとの認識でした。また、標準報酬改ざんの問題などは、現実に報酬が支払われていない役員等の標準報酬記録を適切に現実の状況に合わせて整理したものとの認識でした。そのため、現在、問題とされている年金記録問題については、広く世間に知れた時期と私自身が知った時期はそんなに相違ないとの認識です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談等での年金記録の確認については、徹底して行っていたつもりでした。そのことでトラブルになったことはありませんでしたが、相談者の記憶に曖昧なところがあったり、相当期間前の就労記録だったりすると、私自身が社会保険庁で管理している記録に間違いは少ないとの認識があったことから、対応が徹底できていなかった部分があるのではないかとの反省があります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

限られた人員及び費用対効果を踏まえ、正確な記録回復に固執するのではなく、被害者救済に重点を置いた制度の構築が求められると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

裁定時に ~~本人の~~ 本人の記憶とシステム上の記録が異なっていた場合、申請に基づき記録を修正することで、解決できると認識していた。記録を修正する後であったため、その頃から漠然と~~初~~問題があったことは知っていた(H18.10頃)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の申請(事務所の進達)に基づき記録を回復するべくマニュアルに従って処理を行った。現時点での反省点としては、

・本省(本部)と地方の連携不足
・過去の制度の欠陥(1人に幾つもの番号が付番されていた)
・システムの運用の不備(古いシステムをだましだまし使っていた)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正く記録のないようなケースでも、本人の申し立てを認めて受給権を発生させるしかないのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知ったのは報道があってからでした。
3～4年目のことで、事務所の仕事も詳しく知らなかったので、事務上のミスに起因するような問題があるとは思いませんでした。
問題が明らかになっていくにつれ、国民生活に重大な影響を、ほぼ全ての問題と認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

具体的にできる対応はありませんでした。

現時点では、記録に問題を当初は軽く考えていたことです。
ずっと大きな問題でした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民が納得い、年金制度の信頼を少しでも早く回復できるような記録及び不正行為等の調査が必要であると考えます。

また、調査の結果が重要であるのはもちろんですが、その方法、過程を開示することにより、国民からご意見、ご批判をいただき、以後の調査の方法や方針作りに役立てることも重要であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は[redacted]りましたが、年金記録に問題があるとは認識しておりませんでした。
問題の大きさは、新聞等、報道により認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識したのは異動した後だったので、直接、問題への対応はしておりません。
現時点でみれば、基礎年金番号を導入した際、現在行っているような徹底した調査をしておくべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている施策を実施完結させること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・出来る限り解決すべき問題であるとの認識
・19年5月頃、本件記録問題を知って以降

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・自身の業務・担当外に、問題解決に向けての努力、協力が必要と認識した。
・窓口業務及び、届書受理後の適正な処理が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

もともとこのようなズサンなシステムを作り上げたのは、社保庁OB(すでに退職した者)であり、現役職員だけに負担を負わせるのは酷である。再裁定や給付金等の計算にはどうしても人の力が必要であることから既に退職済の社保庁OBらの活用も考えてみてはどうかと思う。
とにかく、どのような形であれ「人が足りていない」というのが実感である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年当時、報道等により「オンライン上に未統合の記録」があったり、「オンラインに誤って収録されている記録がある」等の問題があることを知ったが、平成10年に採用されて業務センターや社会保険事務所で勤務していた時にはそのようなものが存在するとは知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

[redacted](ちなみに、その際に初めて旧台帳の存在を知った。)大量の人員と習熟の協力を得て、H20.3の時点でオンライン入力直前段階までの作業の終了をさせた。

反省点として考えうるのは、やはり人員の不足ということでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知してない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に1件1件やってくしかない と考えている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険職員の対応（お客様との対応）を見ている限り、職員の仕事に対する責任感が少なからず欠除していると感じられた。
本人への聞きとりが甘く、記録の確認不足と感じられた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人が過去の履歴について はっきり覚えてない場合、
聞きとりは慎重丁寧に行うよう心がけた つもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事後の体制で集中して調査を行う必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金額や受給権そのものに影響する大きな問題であり、また記録の訂正等、解決には時間がかかる問題だと思いました。
平成15～17年頃に問題を知ったと思いますが、細かな時期は記憶しておりません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何十年も遡ることになるため、
現行体制での早期解決は困難と考えられるため、
庁内の他に無償で協力を求めるべきだと思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に確認作業をしていくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の訂正や他制度記録まで含めて言うなら、通常の業務の一環だと思ってました。実際に適用課でH14年にやっていましたし、記録問題とはあまり思ってませんでした。戦時中のものもあるし、仕方がないと。

問題として認識したのは、報道に取り上げられ出した頃です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法律通りに仕事をすることです。

確かに現場でもいい加減な仕事はあったと思いますが、そもそも非常に難しい業務であることが認識されていなかったことが反省点じゃないでしょうか。全国民の様々な情報を預って、何十年も管理していく、このためにはレベルの高い制度の設計が必要だったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件残らず全て解決するのが理想ではあるが、
現実には不可能と思われる
その為、期限を決めて(1年or2年)集中して取り組み
そこで終了とするのが現実的だと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合番が大量にあるのを知ったのは5年程前
また、年金記録問題は組織として一番に優先すべき
事項だと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人で動くという事はしなかった。
組織としては、事務所在籍時は窓口及び出張相談における特別便の
対応。
業務センターではわくさん定期便の開発に携わってきた。
反省としては、年金請求時に整理するといった先送りし方針が
現在の混乱を招いたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事計として今後開発予定のシステム開発を全て一時凍結する。
凍結することによって、それに随関っていた職員を再設定等の最優先
事項の支援を行うことで、早期解決や要訳する人数が減り、予算も減る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、今後の対応等大変な問題になると思うし、
これから色々早急な対応が求められる問題だと認識していた。

存在を知ったのは、ニュース等で話題になった時候だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・様々な作業等が発生した場合、業務に支障のない範囲で、支援等の
要請には応えようとしました。

・今までの記録の管理の仕方が全国で統一されていなかった点や、
同姓を1つまでも紙のままにして、オンライン入力していなかったことが
反省点かと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件も地道に誠実に対応するのが良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変な問題だと認識していました。
マスコミの報道により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1件1件を着実に対応すべきだと思いました。
反省点としては、問題を認識していた職員の
不誠実な対応意識が根底にあると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未統合の厚生年金、船員保険の記録(手番)の基本情報(氏名、性別、生年月日)及び事業所記録が当時から正確に入力されていなかったため、本人特定が困難となっているのは周知の事実ですが、死亡している者の手番に正確に死亡情報が入力されていない場合、

① 別人に統合されてしまう恐れがある(善意も悪意もあり得る)

② 永久的に持ち主が現れない

また生存している場合でも、

③ 当時の事業所からの申請が誤っている場合も多数あるとみられ、統合の申請をいただいたとしても記録が合致しないため当時の事業所に確認しても倒産等で連絡がつかないので永久的に持ち主が現れない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便等で解決できない記録は、

地道に1件1件ていねいに調査(本人、家族、親類、知り合い、事業所、関連事業所)を行っていくしかないと思います。

例えば未統合記録が5,000万件あるということなので担当者だけで行うのではなく、職員の全員(補佐員含む)が日課として毎日5件を努力目標として行えば、補佐員を含む全職員が全国で1万5千人いるとすれば、

50,000,000件 ÷ (15,000 × 5件) ≒ 666日
75,000

賞味3年で未統合問題は解決に向かうと思います。

ただしその3年間の間にも亡くなっていく人もいることを念頭において、献身的にやっていくことが重要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成14、15年当時、私は、年金番号課で、手番統合の担当をしていましたが、担当は、私と後輩の2人だけ、あとは、電話オペレータが30%程度いました。当時は、まだ、問題がさほど表価化されてなく、この問題は、軽視されていたのは否めません。私的には、「この手番統合の作業などは、あと何十年続くのだろう」と毎日、疑問に思って働いていました。

認識としては、とってもヤバイ問題なのに「どうして、担当が下っ端2人だけなのかなあ」というものでした。

問題が存在することを知ったのは、平成11年11月に社会保険事務所に異動した時です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上司に相談するも、「別件で重忙しい」など断られただひたすら、後輩と2人でひたすら、手番統合(205)を、ウインドーマシンで入力し続けました。

反省点としては、もっと声を大にして、課長か課長補佐に訴えかければよかったと感じてます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先に
今現在 被保険者の分を整理すべきであると思う。(00〜60)
年金の重複付番解消や他手番登録の解消

年番
強制付番できるシステムを安くすること。
→ これがあると一生
重複付番がなくならない。

その後
1日分帳、死亡者を重点的に対応する。

一世間が納得しないかもしれないが、
確実に解消できるうちから先に終わらし、
難題を後まわしにするしかないのでは?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

早急に対応しないといけない問題だと思っていました。

存在を知ったのは、
基礎年金が始まった9年1月頃から、年金にならない手数は
当然代手数登録しなければ、このような問題になると思っていた。
（この事業を企画した人はこの問題は見かいてたと思いますが）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金を新たに付番時に既重複（同姓同名）があっても、強制的に
付番できるシステム~~[illegible]~~をなくそうとしたが、上からも却下された。
（重複付番をなくすため）
ただし、
地方庁のはんぱう期をこうりょしてのことだと思うが、結局は重複付番が
ふえて~~[illegible]~~対応に考慮している。

反省点としては、
年金請求時に修正すればいいという考え方が
この問題を深くしていると思う。
（その場限りの対応）
当時
組合協議をクリアーする必要があり、
地方への仕事量増は組合が極端にいやがったためではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 支払係、支払調整係の増員
(支払調整係の増員だけではなく、支払係も2~3名くらいの増が必要と思われる)

○ 社会保険事務所で、全てを完了できるようなシステムにすべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年9月に異動した時、記録管理があいまいであることを知った。作業が膨大であるため、増員して欲しいと思っていた。(地方の記録問題に関する意識の低さを電話等で感じた)
(市務所)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 記録の補正
- 安心ダイヤルに何回か参加した
- 補正後の源泉徴収票の作成

→ 業センではなく、社会保険事務所にて、全て対応できるようにすべき。(依頼から1〜2ヶ月かかるのは、国民の考えから、かけはなれてる)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じている問題はございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

画期的なジャンプアップ策など無く、疑いのある記録は零から調べ直すしかないと思います。あと、記録の復帰件数ばかり稼ごうとして、新しめのものから着手すれば、古い世代の方々が亡くなっていけば後々残された未整備記録が、とても厄介な程復帰困難に陥っている可能性が高いので、新しめ古め

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を知ったのは平成18年頃だったと思います。
ぬぐってもぬぐっても取れない汚れのように，正せる部分と正し切れない部分がいつまでもはびこってしまう，やるせない出来事だと感じていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録を元通りにしてほしいという人が現れたらとことん調査していく気概しか根本的な解決方法は無いのではないか。標準報酬が分からなければ自己申告を信じるしかないだろう。
反省点といえば，記録管理の杜撰さ，誤字脱字乱筆の多さ（紙台帳の時代）が大変悔やまれるし，年金手帳がうまく活用されていないのが勿体無いです。
何月にどういった保険料を徴収されたか，

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の業務に従事したことがないので、具体的なことはわかりませんが、完全に解決することは非常に困難だと思うので、費用対効果もヤミに排除しつつ、国民に丁寧に説明し、理解をいただくしかないと思います。

そのうえで、やはり、ご本人からの申告というものが大切であると思うので、加速にはがきを呼びかけていくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に関係する業務に携わったことがないので、認識していませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は申請主義であるということに、組織として当初認識が希薄だったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

出向している者を年金記録問題の業務に集中投入することが最も早い解決策だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いわゆる「5千万件」の問題は、マスコミ報道された平成19年まで知りませんでした。
また、コンピュータに収録されていない記録があることは、それ以前から知っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録照会の都度、必死になって手書きの台帳から記録の発見に努めました。
反省点としては、現場（地方）の状況を中央が把握しきれていなかった、つまり情報の共有不足が挙げられると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既存のマイクロや紙台帳データを、電子ファイル化し、
漢字、姓、名、カナ、姓、名を複数もたせた上で、
様々な条件により、被保険者ファイルと突合し、
合致した被保険者の年金手帳番号を、保有させた上で、
重複箇ファイルとして、被保険者ファイルと関連づけた
上で、本人への照会を行うことでリクレは解消するので
はないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和59年当時から、旧台帳がシステム管理されていないのは認識し、
平成元年当時、資格取得者の際に疑義照会が発生していることも認識。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得者の処理は、健康保険被保険者証の交付も兼ねているため、処理で止めることは、現実的ではないので、疑義照会が必要。した場合の対応策や処理方法を確立すべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍：
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納付帳記録について、統合を進めることも必要だと思いますが、検索をしやすいよう類形別に整理すると共に、散逸しないよう管理を徹底していくことが大事なのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号への未統合や紙台帳については社会保険庁在籍時から認識はありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

公的年金制度が厚生年金と国民年金という別々の制度であったことを考えると未統合等についてはある程度は発生してしまうものではないかと思いますが、職員の問題意識の低さや怠慢がその問題をより大きなものにしたのだろうと思います。個人的には新しい職業等に的外れな反対を繰り返して来た労働組合の責任が大きいと思います。~~[illegible]~~また、特に厚生年金については被保険者の関心が薄かったことが問題を増大させた~~[illegible]~~要因だと思いますので、自分の記録が容易に確認できる年金通帳のような試みは効果的なと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. (厚生労働省) 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. (本府省課長補佐・係長・主査級以上) d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知り得ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1つ1つ丁寧に対処するしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去の案件ばかりで、難しくて解決困難なものだなとの認識で居った。
報道されるようになってから知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1つ1つ丁寧に対応するようにした。
中央、地方の組織のスキ間及び職員1人1人の勤務組合員としての姿勢と行動が良くなかった。
国民1人1人の理解しようとする意識も~~なかった~~薄すかった。って。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件 確認するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は 裁定する際に 整備すればいいという古い考え方
によるもの.

大きく報道されたことを 全く知らなかった.

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一件一件 ていねいに 対応するしかない.

わからなくなる前に 記録をきちんと保管しておかねばいけない.

反省点は 古いお役所体質が あったと思います.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓪ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金業務の為にお台場に派遣されている職員を倍にしてはどうでしょうか。

・今は臨時かもしれませんが、毎年「年金定期便」が発送されるのですから、ある程度長期的な計画が策定される必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初は、いずれ裁定請求がされるので、その時チェックすればよいだけだと思っていました。平成19年頃です。

(質問4)質問3.の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時サービス推進化にありましたので、苦情電話の対応をしました。

社会保険庁自体これが大きくなる問題とは考えていなかったと思います。対応が遅れたことと、幹部全体が共通認識を持つことが欠けたと思います。それは、現場の職員が全体像を把握できていなかったため、正しい情報が幹部に上がらなかったことも一因と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、思いあたりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

お一人お一人の記録を人海戦術で丁寧に調べるしか無いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初は、裁定主義が正しいと思っていましたので、何故この様な話題となるのかが、すぐには認識出来なかったところですが、徐々に、大変な問題であると認識しました。

問題の存在を知ったのは、平成19年の初め頃だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当然ですが、組織での特別対応（24時間電話相談対応等）がありましたので、その対応を行いました。

反省点としては、正確な記録の管理が大切であることは、わかっていたつもりであったが、正確な記録の保存が、いかに難かしいことであるか、本当の意味では、わかっていなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便未回答の方に対して、訪問等を積極的に行い回答いただける様に努めていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

申請主義に基づいて記録の管理を行っていたこと。
時期は平成19年頃だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録照会に対する回答案作成作業に積極的に参加しました。
反省点としては、記録管理の考え方が相違していたのかもしれません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段、知ている事柄はありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行っている施策を着々とやっていき、国民の信頼回復に努めるしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問3-1)

原則、被保険者記録はシステムに移管されより、記録の主しは本人の手順誤りが中心と考えておりましたが、実際はそうでないケースも多くあることに驚き、これは一刻も早く解決しなければならない問題と感じました。

(質問3-2)

平成19年頃と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問4-1)

当時、人事係におりましたので当該事務が円滑に行えるよう、予算要求・人員配置に努力しました。

(質問4-2)

歴史的背景もあることから、一言で言うのは難しいと思います。

ただ、厳格なルールを定めておけば防げるものもあったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便等で記録の確認をお願いし、モレ等がある場合、申出ていただくことにより、個々に調査を行うことが迂遠かもしれないが、解決への道だと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和56年頃、厚年審査を担当していた当時、稀に脱手の支給を受けていない旨の電話等があった。
旧台帳に脱手支給の表示があるのみで請求書等は（例外があったかもしれないが）残っていないと聞き、将来的に問題にならなければいいが、との感想を持った。

また、基礎年番導入時に重複番号の申出が低調である旨、聞き、予算上の手当等を講じ再度、申出勧奨を行えばよいのに、と考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

脱手については、仰ぎに審査請求いただくしかないものと考えていた。

また、基礎年番への統合については、年令層で区切り対応をとるとの話を聞き、予算上の制約等からみればやむを得ない対応だと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今、分かっていること以上のことは、知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・システム開発により対応できるものは、開発すること。
・人員の確保が必要だとおもいます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に登録されていない記録がこんなにあるのかと思いました。また、記録の統合を早急に行わなければならないと思いました。
未統合の記録があることは、基礎年金番号導入時の平成9年以前かっていたし、統合されていない記録については確認が取れしだい統合していたので、かなり解消されているものと思っていた。
未統合の記録がこんなにたくさんあることにおどろいた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何か新しいことをスタートする場合は、国民の皆さんに対しての丁寧な説明、また、広報等を十分に行うことが必要だったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・国家プロジェクトとして厚労省または全省庁をあげて取り組むべき。

・また、今後、新たに年金記録問題を発生させないことも重要であるため、被保険者資格取得の手続方法について検討する余地があるものと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が社会保険庁に在籍していたのが、平成15年3月までであるので、在籍期間中は認識していなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン上の記録で正確に入力されていないものがあると言われているが、その反省点として、資格取得届の手続方法を改める必要があったと考える。(本人が自ら戸籍、住民票を添付した上で年金手帳と一緒に届出をしたらこんな事にはなっていないと思う。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍：
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私 ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っているかと思いますが、特別便を送付しているのでその追跡をしっかり行うこと、及び、関連する部署に適切な規模の人的配置が必要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度が発始まったときに、本人に照会票を送付していたかと思いますが(H9年当時)、それが統合等必要な方をほぼ全てカバーしているのだと思っていました。今回のような問題があると認識したのはあまり時期は定かではありませんが、ちょうど話題になり始めた頃の2~3年前かと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

H9年当時の追跡調査、これ以外にあったのであれば、基礎年金番号制度が開始まった時に、今回のように一度国民の皆様に特別便のよう書類を送付し、現在こういう問題がありますのでご協力ください、ということを行えばよかったのだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1．厚生労働省 (2) その他の府省 3．関係団体等
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a．本府省審議官級以上 b．本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d．その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員等が検索し易いイベントベースのインデックスと国民向けの分かりやすい平易な表現の回答情報等により構成した『記録問題に関する知識データベース』を作成し、年金事務所のほか、職域及び自治体等、国民に身近な環境から共用可能とできれば、相談対応に有効な方策の一つになるのではないかと考えます。
なお、当該データベースは、相談の実情や風評等に応じた迅速なデータ更新が必要となりますので、管理運用には相応の体制が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が約５千万件存在することや、社会保険庁が管理している年金記録にミスや不備が多いこと等から、年金記録管理に対する国民の信頼を失墜させてしまったことと認識していました。

基礎年金番号を設定した平成９年頃、過去の年金制度の種類毎の年金手帳記号番号について、年金の裁定請求や照会時等の統合とともに、複数の年金手帳記号番号を持つ方への照会により計画的に統合することとして進めていたと記憶しております。

限った記録や事実に基づかずに取り扱われた記録があることについては、平成１９年以降の各種調査結果の公表等から認識いたしました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

様々な風評や私事での相談等から、国民に対して適切な情報提供が重要と考え、現場関係者の意見を事業担当部署へ伝達したり、事業担当部署による周知広報等がより国民に分かりやすく提供できるよう参考意見をさせていただく等、可能な限り取り組ませていただいたつもりです。

裁定請求時等の本人への記録確認を前提とした未統合記録への対応の不十分さ、年金記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感・責任感の不足が、当時の大きな問題として挙げられると考えます。

現在、社会保険庁では、こういった問題点を反省し、徹底した職員の意識改革、業務改革、組織改革を推進し、国民の信頼回復に取り組んでいるものと認識しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の対応において多くの派遣職員を用いて実施を行っているところであるが、不十分な研修や業務に対する責任の薄さ等からミスも多いと聞いている。
派遣職員や非常勤職員のモチベーションを高めるような仕組み作りや雇用形態の見直しを行い、質の高い職員の確保が必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日頃の業務の中で資格記録や年金記録の不備が認められてはいたが、こんなに多くの不備記録があろうとは、報道で知るまでわからなかった。記録の管理方法や私たちの業務の仕方に問題があったと再認識させられた。問題が存在することを知ったのは、平成19年頃だったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日頃扱っている年金記録等に対する意識の低さから生じた問題と考えていたため、法令遵守の徹底や公平公正な事務処理を行うために、事務処理要領や事務処理マニュアルに沿った仕事をしているか、常に意識をしながら仕事に取り組んだ。
反省点としては、年金請求等は申請主義であり、記録等に間違いがあっても期定時に修正すれば良いというような業務意識が全体にあったものと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞やホームページなどで公表されているもの以外は知らないです。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便、定期便を送り、その後のフォローアップの状況を公表されているものをみる限りでは、最大限のあらゆる手をうっていると思います。今、行っている事を地道に続けていくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ある程度の件数(何十万単位)はあるだろうと漠然と考えていましたが、統合されていない番号が5千万件もあるとは思ってもみませんでした。
問題が存在することを知ったのは平成16年頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted] 名前のフリガナが全く異なったフリガナで収録されていました。(厚年記録の)

これは他にもあるんだろうなと思いましたが、日々の業務に追われ特に対応はしておりません。
名前のフリガナが誤って収録されている事がある事を知らなかったので、この事を社保の年金給付課の職員は知っているのだろうかと思いました。
後になって、変換リストを使って収録された事を知りましたが、年金請求の際に、考えられるフリガナ全てを入力して検索を行なう、事務連絡やマニュアル等で周知しておくべきだったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2.) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

その様な問題は存知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政府公報や社会保険事務所を通じて企業への呼びかけ等をさまざまにやっていく事で周知を図るなどしていく地道な作業が必要なのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、国の信頼の根幹にかかわる問題であると認識している。
そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃か定かではないが、マスコミ等で報道される様になってからではないか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題については、対応する現場には所属していなかったが、現時点でみた場合に、この問題については、政府を挙げた取り組みをもっとアピールすべきではなかったのだろうかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2.) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

真摯に対応していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民に迷惑を掛けている重大な問題であるという認識でした。
私は事務所経験がなく、実態も分からなかったため、報道で初めて知る内容ばかりであった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分に出来る範囲で記録問題に対処しようとした。例えばお台場の作業へ手伝いに行ったように。
反省点は国民目線で仕事をしなかった事ではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

基本的には世間一般で知られているようなことしか分かりませんが、記録問題における処理方法は非効率的で問題があったのではないかと思います。本人の記録が他県にわたっている場合には他事務所にFAXを送ることになっているが、処理に時間がかかる(特に大都市圏は遅い。)また、放置されることもある。統一のシステムをつくって、全国どこでも閲覧できるようにできればいいと思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①初めてでも操作できるような簡単なシステムを作ること。②人を集中的に投入すること。③国民に自ら記録を確認してもらえるような仕組みをつくること。

① 初めてパソコンを使用するときに操作ガイドのCD(音声つき)があるが、そのようなものがあると分かりやすい。

② 雇用対策の意味もある。また、他省庁、自治体、民間から出向という形で職員を任期つきで派遣する。(私が在籍している内閣府もそのような体制をとっている。) 私自身も少なからず年金業務をやってきたので、お声がかかれば進んで協力します。

③ 選挙では20才以上の方にハガキが届き、アナウンスもされます。これと同時に年金の記録確認の呼びかけも行う。その他、メリットとしてどのようなことがあるか、テレビ、新聞等でも広報する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2007年の6月頃に知りました。1件でも多く本人と特定できるように社会保険庁全体で取り組まなければならない問題であると認識していました。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は社会保険事務所にいましたので、特別便の窓口や電話で対応していました。いつ頃に支払うことができるという回答は難しかったのですが、できる限り不安を与えないように注意しました。

この問題については、組織としての情報の共有化がされていないこと、被保険者、受給者への情報提供が不十分であったことです。前者については、本庁から社会保険事務所まで統一されたマニュアル、処理方法が欠けていたこと（業務センターと社会保険事務所でSOLSとウィンドマシーンというように異なっているのも問題。）

後者については、年金請求時に本人に記録を確認してもらうというようにまかせっきりの姿勢であったこと。被保険者である段階で氏名が変わったり、会社を変わったりを中心に記録を確認してもらう、届出を出してもらうような呼びかけが必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特に知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・地道にコツコツやっていく
・できることなら人員の大量導入
・画像処理システムには期待しています
・さらなる広報が必要

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・非常に複雑で大変な問題

・平成19年春ごろに話題になったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・社会保険方の統括課に在籍していたことから、対応に限りがありましたが24時間体制の電話の支援(業務センター、日黒)等で協力。

・年金制度が複数あり番制度で管理していたこと。

・基礎年金番号の導入が遅かったこと。

・若い世代への年金教育の不足

・年金記録を窓口で本人が確認できる(お知らせ)仕組がなかったこと

・本庁(年金局)職員の年金記録に対する意識、地方職員組合の体質

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に現在年金を受給している方については、早急に記録を回復する必要があると思いますが、多くの時間や費用、また記録回復のための証拠提出など、ご本人に多大な負担がかかっていることなどを考えると、例えば、一定額を全ての受給者に一律保障するなどというやり方を一度は検討してみる必要があるのではないかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在については、国会やマスコミで大きく取り上げられるようになってから知りました。
私はそれ以前に社会保険事務所に出向し、実務を扱っていましたが、上司や同僚に厳格に事務処理を行うように指導されてきたので、世間で言われるほどいい加減な仕事はしていないという認識でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

書類の保存管理については、きちんと行うべきと考えます。お保管スペースを確保し、分散しないようにし一括管理をしたり、廃棄する際のルールの見直しなども必要だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2.) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 記録統合作業に従事する人員を増やす。
新たに作業を専門に行う嘱託職員を雇い入れるなどや、社会保険労務士をはじめとする一定の知識・技能を有する方にも協力をいただき、早期解決を目指す。
2. 年金相談体制の充実。
受給者を優先して年金記録関係の相談窓口を増やし、記録問題に不安を持つ受給者の信頼確保に努める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

通じて年明ました。当初は大規模になるとは考えていなかったため、一部の問題と認識していたが、全容を知るに至り社会保障の根幹を揺るがす事件と現在では認識しています。正直なところ、この問題を早期に、また、完全に解決できるのかについて[redacted]は自分は解答できないのだが、社会保険庁・厚生労働省の職員として自責の念を感じるがら、問題解決の一端を担ってまいりたいです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題について主体的に取組む部署には在籍していませんでしたが、年金局において年金時効特例法成立作業に携わり、問題解決の一端を担ったと考えている。

反省点としては、問題解決に要する時間が長い部分。制約のある中で企画や作業を行うので完全解決に向けた時間が長くなっているのだと考える。また、もう少しこの問題が顕在化しなかったのかと疑問に思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

意見なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金の請求時に調査することによって解決できると考えていた。
- 昭和59年頃（義父の年金請求の際）

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 義父の年金記録が一部抜けているとの事だったので社会保険事務所に調査依頼をした。
- 社会保険事務所の再調査の結果、記録がみつかったので、年金の再裁定を行ってもらった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械的に個人の金記録を照合することも手段の一つであるが、前回送付した特別便の未回答について期限を定めて個別に照会状または個別訪問を行うような人海戦術をとった方がより効果的であると思われる。

また、従前もお願いしてきたが、改めて今度企業や社会保険委員、受給者団体等にも協力いただき国民運動のような形で協力、支援を仰ぐ方が効率的とも考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度に対する国民の信頼を大きく揺がす問題であると認識している。

平成19年春にこの問題が提起された時点から、承知している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、現場の責任者の一人として、市町村を始め、使用企業、受給者団体や障害者団体等の関係団体等にも協力を依頼するとともに、限られたマンパワーを最大限投入してきた。

年金記録は事務処理上の不手際や不誠実的な取扱いが一部あったものと思われるが、当時の社会経済情勢を大きく反映していることはもちろん、すでに、通知があっても放置している方が相当数いる現状から、個々人の年金記録に対する意識の問題でもあったことから、年金記録は社会的財産であるという位置づけをしたうえで学校教育や国を挙げての周知等を通じて確立する必要があるのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。
逆に報道等により知る事項の方が多いと感じてます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている様々な取組みを着々となしていくことに尽きると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

その時々において問題が判明した都度、その対応に追われていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・生じた問題に対し、迅速に対応することに追われていました。

・内部監査機能がうまく働いていなかった点もあろうかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

裁定原簿の中に、年金額から逆算し被保険者記録を登録したのではないかと思われるものがあるという噂を聞いた事がある。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金を単に問題としてとらえてもらうのではなく、この際制度や手続きについて徹底的に国民に知らしめてはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「5千万件」に関しては一方的に社会保険庁が悪いと主張される方に対し
異違和感を感じていた。やり方は今いちだったかも知れないが、H9年に一度お知らせ
しているはずで、それを放置した国民にも責はあると考えた。
主に国会で現大臣が取り上げた質問なりの報道を見て、H18年頃から。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まずは自身の記録を確認してもらう事が一番であったので、送付される
ねんきん特別便を良く見るように公私の場でできる限り訴えた。

年金＝不信と国民に思わせてしまった報道。確かに記録の管理には不手理
があったかも知れないが、そればかりを取り上げ、日本の社会保険は崩壊していると声高に
言うマスコミ等に対しての反論が全くと言ってもいい程取り上げられなかった事。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで◎を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・早急にやらなければならないこと、ある程度時間をかけるべきことを明確にする。

・不適正な記録を生まない様、事業主に対しても罰則規定を設けるなど法律的・人的な体制を整える。

・学生等に対して年金教育を行い理解を深めてもらう。

・

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人為的なことと、法律的なこと、および長い年月が入り混じった難しい問題

知ったのは、いわゆる年金問題として問題となったとき

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民の皆様のご不安をなくすよう、できる限り。

国(社保庁)としての説明が不足し、負のイメージだけが先行し、世間の不安をあおった感がある。
58才通知や、今後行う予定だった若年層への通知など、今後の取り組みや、年金記録は消えた訳ではないことなど、きちんとした説明を行い、理解を求めるべきだったのでは。
できることと、できないことの区別がなんず、現場が混乱した

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、把握していない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期解決に向けて、人員、経費等を投入する必要があると考えな。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、年金記録に問題があるとは、認識していなかった。

・新聞報道等があった、平成19年頃に、問題が存在することを知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録は長期間であることから、年金受給前に確認しておく必要があったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便及び定期便の回答者へのアンケート(サンプル調査)とその結果の公表

(期間もれていた)が について類型化が可能なら、その類型を提示し注意を呼びかける

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン入力処理の入力誤りと認識していた。
入力誤りは過去においても将来においても発生すると思うが、事後確認の徹底が不充分。
横領や遡及訂正は、一連の報道を通じて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・より多くの方々にこの問題が伝えられるよう説明の場の確保に努めた。
・個々人の年金への影響を常に意識した事務処理が脆弱であったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民（個人）の将来を大きく左右する極めて深刻な事態と認識していました。台帳が電子媒体へ移行する際少なからず事故を生じているであろうことは想像していましたが、5,000万件という途方もない数字の公表により、大変な事態の当事者であることを認識させられました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

表面化した当時、社会保険事務局に勤務しており、窓口や電話対応において、照会者に対しては、相手の立場で痛みを共有する気持ちをもって、知識の限り、当事者意識をもって対応させていただきました。
問題点としては、①報道等にあるように内向きの体質があったこと。これは国民の利益を二の次とした結果となってはいった。②本庁と地方に温度差があったこと。本庁の意志と地方の意志に差を生んだこと。自主的主体的のある業務環境を確立させられなかったこと。③組織としてのガバナンスが発揮していなかったこと。いずれにしても、国民サービスを疎かにしてきた点が大きな原因になると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

割り切れが足らず、もらえなかった方も含まれて、受給請求した方の中には
ることなどを考えると、大変、重大なことだと
痛感している。
新聞等で取りあげられた頃、知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人個人の認識もあると思うが
その当時の組織が要因でもあった
と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに長妻大臣主導で始まっていると聞いております。
それ以上の方策は、現場を離れて長いので具体的にはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

わたしが知っている限り、そのような問題があるとは認識していませんでした。マスコミで放送されるようになってからです。
問題の存在を知ったのは、

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

関係部署におりませんでしたので対応はしていません。
協力要請がある際に協力した程度です。
システムの発展の歴史を考慮すべきだと思っています。紙台帳から
システムの確実データ化を行ったとき、システムが未発展で氏名の
漢字収録ができなかったと聞いております。やむなくカナや
番号を使ったと聞きましたが、漢字氏名をカナで収録するのは
"小りがな"がなければ不可能です。にもかかわらずシステムに
収録しました。その後漢字化や基礎年金番号導入の際に
記録の整備を図ったと聞きましたが、国民の関心の薄さも
あり不十分な結果になったと聞いています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の者からの加入情報に基づくていかいな調査が必要だと思います。
また、加入記録(紙ベース)とオンライン記録の突合に費用対効果からするみがもうだに見えます。
現在のように加入記録を本人が確認することと、厚労側で本人の記録であろうとするものを一定のルールの基に統合することが必要でなかってしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

三制度（厚年、国年、船保）の加入番号がバラバラでしかも再加入時に加入番号を再払出すことから、年金期間を確認することは難かしいと考えておりました。
また、業務センター基礎年金課在籍（H15）中にも同一人に複数の基礎番号が払出されている実態があり、統合作業にたずさわった際にも、年金加入期間から加入期間がもれる者が発生することにも悩んだことがありました。しかしながら、当時は、照会文書の回答率が低く、統合したくてもできない状況が続いていたと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、職員誌に対して本人照会文書の拡大を図ること、また、社保事務所の記録整備のための賃金職員の増員を実施しました。
国民の者から見てまさか自分の年金加入期間が不明になっていると気づいている者は少なかったことから、国民の者に対する周知不足があったと思います。現在のように国民に年金に関する関心がめばえたことは大変良いことだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている年金記録の問題以外で私の知っている年金記録の問題はございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の発生以降、国会、政府(厚生労働省、社会保険庁、総務省等)や各種、年金記録問題を検討・検証する場において議論・検討され、そして実行に移されてつまたこれから実行に移そうとしている)年金記録問題を解消するための対策をひとつひとつ丁寧に、かつスピード感を持って取り組んでいくことが必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

数年前からの新聞やテレビによる年金記録問題の一連の報道がされる以前は、年金記録に関するそのような問題の存在について知りませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録管理の制度面、運用面において、ひとつの誤りのないきちんとした対応が年金制度発足以降十分にはたされてこなかったことについて、職員のひとりとして、たいへん反省いたします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていないものは存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の中でも、浮いた個人記録の照合、本人への統合については、やはり、地道な作業が必要になっていくものと思われます。ただその中でも本人の記憶であったり、保存している書類の評価には柔軟な姿勢で臨んでいくことも必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

世間一般で年金記録問題として取り上げられるようになって注目されだしてはじめて意識するようになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一個人の記録が別人の記録として宙に浮いてしまうということや年金権に結びつかないかもしれないということの事の重大さにもっと以前から意識を持って業務に取り組んでくるべきであったと今となって思われます。
基礎年金制が導入される前の手帳番号の管理の段階できちんとした管理がなされていなかったことが、年金への統合の障害になったのではないかと思われます。いずれにしても、この事実を受け止め、誠実に一件一件の記録を慎重に本人につなげていくよう対応していくことが第一だと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合、誤入力である記録を調べ、整備をすることを行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

早期に解決することを要する問題という認識があった。
未統合の記録が約5千万件あることを知ったのは、2年前に公表された時からである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

実務としての対応は行っていない。
記録整備のための対応をさらに充実させておいた方が望ましかったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全ての原因を正確に把握するのは困難と考えています。
申し出のあった方の記録は全て補正することが良いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金額の計算の基礎になる、重要な誤りの許されないもの。
年金相談の中で、記録のもれがあるといった申し出であることを聞いたことがある。
（相談見場経験はない。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・現場経験時には、無定基礎調査の重要性を考え、誤りのないよう対応した。
・その後、金数調査でなくなったこともあり、社会保険調査の重要性について言いつづけてきた。
・届出方式で記録の管理責任がありながら、その記録の妥当性の検証が行なわれるような仕組みができていなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

後(次ページ)記載

基本的に

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の実務を直接担当していた時代(業務センター、S50年代)の考えは、年金は請求主義であって、受給の際、本人が申出した記録と社保庁(地方も含)で記録の突合の時に個々人のデータを最終的に整理していれば良いという考えがあったように思う(当時は、また紙からコンピュータ管理するにしても、費用がかかり過ぎる為、長期で予算を確保していかざるを得ない状況であった。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記にも記載したように①基本的に請求者が、自らの責任において記録も管理し、裁定請求したものを、社保庁のデータと突合し、給与をするという「請求主義」という考えが根底にあ~~り、個々人の記録~~

②紙データをコンピュータに移管するに係る費用と人員等の確保が予算当局、人員当局との調整等もあり、どん～延びて行ったこと。(予算人員の平準化と業務増がおいついていない)

③紙データの漢字のふりがなの記載誤り(本人や担当者)や、ふりがなのないものを時間的な問題から確認せずにデータ入力せざるを得なかったこと(業務量等関係で、業者まかせ等にならざるを得なかったこと)

などが考えられるが、自分としては直接これらの関係部門とは違う担当に配属されていており直接、発言したり行動をおこすポストにはいなかったこと、またどの部署も忙しく、自分の在籍ポストの業務で、手いっぱいの状況であったように感じている。今後、国民の側のサービスに重点を置いて業務

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

件数があまりにも膨大ですので、処理には人海戦術に頼らざるを得ません。技術的な処理期間の短縮は望めませんが、現場を最も知る各県の職員から具体的な意見を招集するなどし、対応策等に取り入れる必要があると思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○未統合の記録については、旧台帳や台帳(被保険者名簿)の記録及び数多くない出された年金手帳のない出簿等と地道に突合し、どなたの記録であるかを丁寧に精査し、基礎年金番号に統合収録する。

○原本である台帳等の記録が正確にオンライン記録に収録されていない点については、地道に突合するしかない。

○記録内容の適正を担保するためには、届出書等が存在するものについては、そこに立ちもどってチェックを行い、その上で、ご本人に記録全体を定期的にご確認いただく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題がクローズアップされた時には、すでに現在の職場に出向しており、その前の社会保険庁に在籍していたときには、記録管理に関する業務に携わっていなかったこともあり、特に問題意識を持っていなかった。

○問題と認識したのは、報道等が行われるようになった時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○すでに現在の職場に出向していたため、直接対応することはできなかった。

○社会保険庁の最重要業務は、記録の管理であったにもかかわらず、それをおろそかにした。（地道な作業の積み重ねを怠った。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○現行業務と切り離してやる。(今後、二度と過ちを起こさない為にも、片手間で照合作業をさせない)

○大臣には申し訳ありませんが、照合作業を一斉にやるのではなく、例えば年令で区切る等して、数年(或いは十数年)かけてやる。(~~大件費判紙~~ 効率化を考えて)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題というのが、何を指しているか(幅が広くて)、わかりづらいところがありますが、年金記録が歯抜けになっているとか、氏名が変わった際(或いは誤まって)管理していたとしても、年金裁定時に調査をすれば良いと思っていました。(裁定と時間がかかりすぎていましたが。)

○事務処理方法と職員教育に問題があったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、村瀬長官のもとで、新たな組織作りに努力したいと思って頑張っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本的には、一件ずつ丁寧に調べていくしかないものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・漠然とではあるが、重大な問題であり、解決に向けて全力で取り組まなくてはならないものと認識

・報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接、年金記録問題に関連する事務には携わっていなかったので、その時に与えられた職務を全うすべきと考えていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

倫理感を高める。(研修制度の充実)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民を守るための最優先課題。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1分1秒の時間を無駄にする事なく国民のために一生懸命仕事をした。

反省点は、仕事に対する姿勢であると考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道ではありますが、「ねんきん特別便」等の照合を
ひとつひとつ確実に行くしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁で管理している年金記録において、納付者が特定できない厚生年金や国民年金の過去の記録があり、未支給の年金があること、認識していました。

記録課に在籍していたときに、受給者等からの確認照会があり、その回答業務をしていたとき、知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録課の業務として、旧台張の引き抜きを行って照合し、記録統合できないかどうかの調査を実施しました。

紙台帳管理時代に、正確に文字を記入していなかったり誤解を受ける数字の記載があったりと、当時手書きでの台帳記載を複数人でチェックしていれば、良かったものと思われます。

また、コンピュータ化する時に、ヨミ仮名が不明なもの、生年月日が判読不能なものについては、慎重に調査を行ったうえで、入力作業を実施しなかった事も反省点ではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表ずる場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何をもって年金問題の解決とするのかにありますが
一人一人が自分の思っている年金額と社会保険庁が管理
する額が一致することが解決とするのは、現在のように
定期便などにより1人1人に確認していく以外
方法はないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

経験年数が浅いため、世間で記録問題が騒がれたときに始めてその問題を知りったため、それ以前は記録問題については何も意識していませんでした。
知ってからは、由々しき問題であるということは思いましたが1人1人丁寧に対応していくことしか解決の道はないと考えておりました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方に出向している時においては、窓口で丁寧に説明をし1人でも多くの方にご納得いただくようにした。
その後、本庁に在籍している時は、具体的に対応できる職責になかったが、電話での問合せには可能な限り対応した。
過去の様々な怠慢やうみが蓄積されて起こった問題であると考える

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ないと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者の協力(回答など)が必要なので、ねんきん特便などに対しての回答がない方には、訪問するなど、地道に進めるしかないと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に問題のうち、未統合、未収録、不正確な記録については、1人で何件もの番号を持っているかもいることや職員の事務あやまりなどの理由で、年金を請求する際にはしっかりと職歴などを確認しなければ、もれてしまうと思っていました。

事実に基づかない記録訂正は、あってはならないことで、信頼を失ってしまうことと思いました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求に対して決定する際には、職歴などに誤りがないかよく思い出してもらうようにしていました。

年金番号をお払い出す際には、安易に「新規」お払い出しをせず、前歴などを確認してから慎重にお払い出すべきであったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他に問題があるということは存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国年旧台帳の記録突合せについて現場で対応したことが有りましたが、当時の事情を知る方の力はどうしても必要になってくると感じていました。

現在、上級職または退職されている方も多いと思いますが、史情を知っている方の協力が必要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

二〇〇七年の頃の業務外閲覧問題の有った頃から職員の意識は変わっていたと思いますが、その後報道され始めた記録問題については、取返しのつかない事態になっており、社会及び国民へ与える影響と考えると、職員のなかで絶望感さえ有ったと思う。この問題について知ったのは報道されてからですが、当たり前のことですが、現在の職員は日々の業務こなしながらも記録問題に関する業務を前向きに考え、いつか来る解決に向けて取り組んでいると思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題に関する業務については定形業務が許す限り取り組むこととしていた。ただし、記録問題に関する業務だけを行うことはできないことも有り、マンパワーが足りないと感じていた。

記録問題の根本的な原因に職員のモラル、意識の低さ等があったと思うが、それに加え、人手が足りないといった点も大きかったと思う。特に正確性とスピードが求められる窓口業務や、記録等の入力業務において、超過勤務等が恒常的にあったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3). 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村との連携が必要だと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国に対する信頼を大きく失墜させた問題だと思う。
存在は報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少しでも国民の皆様が安心するように、ていねいな説明を心がけた。
そして、この問題については、業務の多忙さゆえに、毎年出てくる漏れに対応できなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じ上げません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本方針は現状のもので良いと考えます。
あとは記録対応要員を追加し疑わしい記録等で機械で対応できない案件の処理能力を高めることが必要と考えます。
単に要員追加しただけでは、未経験者が効率よく対応できるようになるには時間がかかり不効率であるため、経験者から未経験者へのノウハウ伝授や、未経験者が、制度に詳しい経験者へ相談できる環境を整えることが必要と考えます。そのようなこともあり追加要員にはなるべく資格記録関係の業務経験者(OB含む)を配属することが望ましいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統合されていない資格記録が膨大にあり、年金受給に反映できていない。また、過去に遡って標準報酬月額を不正に訂正している等、あってはならないことが見過ごされてきたことが問題です。

前者は7年前、社会保険事務所の給付課にて、年金裁定手続きの受付けや審査をする際に、統合されていない資格記録が多くあることを認識しました。

後者は、5年前、社会保険事務所の適用課にて、資格記録調査業務をした際に、過去に遡って標準報酬月額を下げている事例があることは認識しましたが、不正によるものかは分かりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にこれらの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合されていない資格記録については、年金請求や資格記録の調査依頼の際に、本人から職歴について充分に確認を取り、マイクロフィルムや紙台帳も使用し、できる限り詳細に調査しました。そのときに本人から確認した職歴以外に、本人のものではないかと思われる記録が見つかった場合は、可能な範囲でヒントを出しつつ、何歳頃にどのような職業をしていたか等当時を思い出せるようにいろいろと工夫をこらし、丁寧な対応を心がけました。

年金記録問題は、社会保険庁自ら自発的な記録確認、統合作業や違法手続きと思われるような事例の調査や防止策を取らなかったことが反省点と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ある時期を見て、終結すべきです。
最後の一件まで…などという考えはばかげています。
申請主義がよく思いようにとりあげられていますが、
行政だけの責任にせず、被保険者、事業主の責任も明確
にすべきです。そのうえで、個別に調査すべきは、調査し
結論をわすべきです。
いまのような政策をつづける以上、財政的な面でも結局
は、被保険者等にはねかえってきます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知っていたというより、可能性として生じることはあることは認識していました。（半数字が「0」でない以上）
照会があったものは、徹底的に調査すべきですが、すべてを突合するというような考えは、費用面からも現実的でなく考えにありませんし、紙から磁気化する最中であり、どちらの方を優先させるを得ません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点はありません。
その時々の判断は正しかったものと考えています。
現時点の1項目をとらえ、すべてが悪と報道するマスコミの姿勢、与党を含めた政党の対応には、憤りを感じます。
なぜ5000万件の記録が現時点で突合が可能なのか、マスコミの言う「杜撰な管理」というものではなく、8億以上の記録を5000万件を残すまでに管理・統合してきた結果であります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金問題とは別だとは思うが社会保険事務所の窓口に来訪される国民年金の記録もれを訴える人のほとんどが思違いによるものであり、報道等で聞く短期間はすべて認めるというのは将来的に新たな記録問題となる可能性があり危険であると考える。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なっている年金特別便による調査は、短い期間で行うこととされているため、業者委託による確認作業が中心となっているが、適正な確認が行われているか、過去の誤りを繰り返してはいないかと不安がある。今後も年金定期便により、職員が継続して調査するべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分の勤務先を忘れる人がいることや、国民年金手帳を複数所持する人がいることを想定できなかった公務員の浅はかな考えの結果であること。また現場においても国民の年金記録を正しく管理するという認識が低かったと考える。

平成6年から9年まで基礎年金番号の導入に携わっており、過去記録を整備する必要があるという認識はあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の誤まりとはいえ、社会保険の人間が起した問題であることから、地方庁に在籍中は全員休刊で当たるよう指示し、自ら率先して窓口対応やフォローアップ対策を行った。

被保険者の過失により、行方不明になった記録は比較的容易に確認できるが、職員の過失によるものは確認が困難なものが多い。社会保険職員のモラル向上と、質の向上が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金機構の設立が目前となった今では遅いのかも知れませんが、例えば年金記録問題が発生した当初の時点で、もっと集中的に対応すればよかったのでは ― 例えば社保庁の人間で内局や関係団体に出向している人間も一時的に全員、社保庁に戻して記録問題に集中して対応させるとか。年金機構の設立により現実的ではないかも知れませんが、来年以降も例えば厚生労働省に配属になった職員でも人事異動により一時的でも記録問題に対応していくこともできないでしょうか？但し、「最後の1人まで」というのは正直なところ無理だと思われる(既に死亡している人、出国されている人、極端な話、収監されている人もいるだろうし)ので、何か1つの基準(目標点)をもって持ちかけるべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分が社会保険事務所に採用（昭和58年）になった当時から、上司が「疑重複」「疑重複」とよく言っていたので、その頃から問題というか、事象はあったと思います。（入庁した当初で分からない自分は「議長服」と思っていました。）

但し、当時の事務所では、市町村の協力を得て、積極的に疑重複の解消に努めていました。自分も入った当初でほとんど戦力になっていなかったものの、事務所の中で対応していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については上記問3と重なりますが、近いところでは社会保険事務センターの記録提供課で、（自分は庶務対応でしたが それでもう記録確認について ゆずかでも参加したつもりです。

反省点としては あまりにも昔からの問題で規模が大きすぎるものの、問2の答のように社会保険庁としてももっと記録整備部門に力を注ぐべきだったと思います。

（正直なところ、それまでの社会保険庁は、人事においても記録部門には重きを置いていなかったと思います）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にわかりません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

体制強化と思います。
「人を増やす」ということではなく、「事務処理方法を改善する」ということです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

'問題'として認識したのは、平成18年度に成立した「免除問題」のときからです。「記録漏れ」はその後です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題成立当時、「ねんきん特別便」のプロジェクトチームに在籍してまして、当時はとにかく、『記録の確認』をどうするかということを検討し、実施するということが使命と思い、遂行していました。

〈反省すべきこと〉

記録をオンライン化する際に、全ての記録をオンライン化できていないことが、今回の問題となっているのではないかと考えています。

（「オンライン化」する事務処理が中途半端になっていて、現在に至っていることが記録問題となっているのではないかということです。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金問題の解決方法については、出向していますのでくわしくな状況までわかりません。よって解決策もわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題は過去からの積みよげだと思います。
問題を知ったのは、出向していた為、マスコミなどから19年の春頃だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については出向していますので出来ない状況にあります。
この問題の反省点は過去の紙台帳などからのデータが整備されていなかった点だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1.) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知る限りの事象は公表されていると思われる。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳とオンライン記録の突合は必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

H14.10 新規採用で年金給付課に配属により、裁定請求書の審査をする中で、お一人の方に何個もの番号が付番されていることを知った。

慎重に審査をしたとしても、必ずモレがないとは言えないし、名前のカナや生年月日が相違すると、記録で見つけられないこともあるので、納得感をしないといけないのではないかと思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

出来るだけ慎重に事務処理を行うこと。

組織全体が問題と認識しながらも、現場の事務処理まかせで、大規模な対応を長年してこなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍：
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じあげません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・職員一丸となって、一日も早く正しい記録の整備をし「正しい記録で正しい年金を支払う」を確実に行い少しずつでも信頼回復に努めたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍していたのが、入庁したばかりの2～3年で覚えなければならないことが多く、問題認識するまでに到らなかった。
そのため新聞等で報道されてから知り、事実であれば年金受給権や年金額に直接影響があることなので、非常に大きな問題になると思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・社保庁以外の国係で勤務していたため直接の対応はできなかったので、庁勤務に戻った時に即戦力になれるよう年金について自分なりに勉強していた。
・年金記録問題の一部が報道されてからも事実が二転三転してなかなか真実が明らかにならなかった。そのことが「組織ぐるみで隠蔽している」になり、年金制度や業務への不信へ繋がったと考えられる。そのためコンプライアンス教育や危機管理体制の構築が大切だと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

野村修也著「年金被害者を救え ー消えた年金記録の解決策ー」(岩波書店)に記載されていることを実践すればよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を知ったのは、マスコミで報道されてはじめて知りました。(2007年)
業務執行上、ケアミス等年金記録の不備が発生することを想定せずに制度立案・運営を行ったことに大る問題。
又、それを国民へ確認することを求めることをしてこなかったこと。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご本人様から申出をいただいた年金期間調査にもとづいて、マイクロフィルム・紙台帳、類似事業所の台帳等を真摯に調査対応いたしました。
国民が理解しやすい年金制度をつくるが、きちんと説明を国民に対しておこたってきたこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今は過去から現在まですべての記録が対象となっており、際限なく遡る続きそうな様相であるため、最近の記録は被保険者に通知後何年以内に不服申立しなければ確定となるとか不変となる期間を設定することが必要と思われる。そして、過去分についても申立期限を定めて、それまでに申立のないものは確定とするとか何らかの期限を区切った対応が必要と思われる。

また持ち主不明の記録など、特定困難なものは公示するなどして国民からの情報を募ったりし、それでも不明なものは別に永久保管しておくといったことが考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が大きく報じられるようになった当時の平成18年ごろは、社保庁で管理している記録に記録漏れや記録誤りは無いと考えていたが、実際に領収証書による記録訂正が実在したり、特殊台帳等に記録されていたものがオンラインに収録されていなかったことなどが現場からの報告で判ったときは、唖然とした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が表面化したときには、庁内に立ち上げた年金記録審査チームのサブリーダーに命じられていたので、何の記録もない方からの申出をどのように処理していくか苦慮するとともに、領収証書により記録訂正したものの1件1件に係る分析も担当することになり、自分の意思とは関係なしに問題対応の中核を担う立場にさせられていた。

この問題の反省点と考えられることは、年金の提出期間があまりにも長く、これを正確に記録していくために、情報通信技術を駆使するなどして時々時代で最善の管理方法を導入していたと思うが、届出、納付、進達、記録などの一連のプロセスで生じ得るエラーを被保険者、事業主又は市町村、そして社保庁の三者で定期的に確認し合うなどの対策としないまま今日に至ったものであり、その一方で表向の業務

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・被保険者名簿が戦災等で焼失し、オンライン記録に収録されていない場合がある。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・紙台帳とオンライン記録の照合は必要と思いますが、上記のような問題もあることから、社会保険事務所に相談(記録照会)があった段階で、上記の事実が判明した場合は、中立てに基づき記録訂正を行う等の対応も検討する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]に未統合記録等の存在を知りました。
また、遡及して標準報酬月額等の記録を訂正しているケースについては、
年金記録確認第三者委員会事務室配属後（H19.6～）に知りました。それ以前は、
認識していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録確認第三者委員会事務室配属後は、未統合記録や遡及して標準報酬月額等の記録を訂正しているケースについては、社会保険庁に記録の訂正を求めるあっせんを行い、また、遡及訂正ケースについては、社会保険事務所段階において職権訂正を行う仕組みの構築に携わりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・職権訂正を進めると同時に第三者委員会での調査審議を継続する。
・ある一定時期以降について(例えば、平成9年1月)の記録が確認できないなどと申立てられているものについては、申立人から具体的な資料(領収証書)が無ければ訂正できないと公言(取消的判断)する。
・一方で、行政側としては、領収情報をマイクロ化するなどして検索データベースを作成し、永久保存することをルーチン化する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金裁定時や基礎年金番号導入時には、被保険者へ申請（申告）していただくことにより、裁定や手番登録を行ってきている。被保険者側がしかるべき手続を行っていない、年金手続を保管していないなどで整備が進まない問題であると認識していました。申請主義は、法定です。

・名簿の記録がオンラインに収録されていない、被保険者が年り知らぬところで瞬時に記録が訂正されている例があることは知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・現在、実施されていることですが、被保険者から記憶をたどって申告いただき記録整備していく方法しか考えが浮かびません。

・記録が被保険者に見えていない、点が問題だと考えますので、PCで確認できるのが是非年金通帳などの制度を導入し、国民の目に見える方法を推進していくことが必要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、関係者間において議論が行われているため、その議論を見守りたいですが、個人的な考えとして

① 社会保険事務所投稿での職権訂正拡大
② ①において不可であったものは第三者額だって調査審議
③ ②において記録訂正のあせんとならなかった場合には、中立人の希望により政府において補償する。ただし、これは国民的コンセンサスが必要

と考えています。

ただし、早期解決を優先させる場合には、上記①及び②で対応することで実現することができるのでは、と考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成3年から、旧台帳記録の未収録問題は認識していました。また平成9年には基礎年金番号での記録管理が始まりましたが、未統合記録問題があることもその際認識していました。

ただし、いずれの問題についても、裁定請求時の記録の確認作業の徹底により、解決できるとの認識を持っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳記録の未収録問題については、基礎年金番号からの依頼以外にも、当時の人員の許す限りにおいて、未収録記録の収録をすべきと考えましたが、その日その日の業務に追われる中、いつしか、不可能な考えではないかと思いはじめ、結局何もできませんでした。上司に意見を述べることは、できたと思います。

また、未統合記録については、当時の「申請主義」の考え方のもと、記録確認の申出があれば、できるかぎりのことを利益し、基礎年金番号に統合してきました。「申請主義」にあぐらをかいていたことは確かであり、この点については、記録にたずさわった者の一人として反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録の解明を進め、統合できるようにしていく。
年金記録訂正の申立てについては、ある程度明確な基準を作成し、
救済範囲の拡大をはかっていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2～3年前に 統合されていない過去記録が5000万件あることが、マスコミ等で報道されるようになってから認識するようになりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録について、出来るだけ統合するようにしていれば、このような問題（消えた年金）はこれほどまでに大きな問題にはならなかったと思います。

また、「消えた年金」で台帳記録が消失しているケースは、必ずしも多くはないと思うが、記録管理を昔から徹底していればほとんどおきることはなかったと考えます。

あと、間接的な要因としては、組織上の問題 例えば三層構造（本省工程・本庁工程・地方庁工程）が、ガバナンスの低下を招いた点が挙げられると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ②. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現場の立場からは、これまで指摘されてきた問題が二度と起こらないために危機感をもって仕事に取組むことが大切ではないかと思います。

指揮する立場(指導)からは、現場のかかえている状況や、細かい問題点について適切な対処を早急に行なうように取組むことが必要ではないかと思います。

※ただし、機構となった後は現場も本部との風とおしは今まで以上に良くなる構成となっているため改善が見込まれるとは思います。後は機構と本省との調整をスムーズにすることが必要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を知ったのは、まずは膨大な未統合となった記録が大々的にマスコミ等で発表された時だと思います。当時(厚生年金の関係(国民年金記録や年金給付内容)についての業務に関する直接の業務に携わることはなかったので、過去からの、我々の組織に蓄積された大きな問題であると思っていました。次にいわゆる消えた年金についての問題を知ったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あまりに大きな問題であり、一朝一夕に解決することでないので、出来ることとすれば、現在の業務を着実に遂行するとともに記録問題についても当然、対応する必要があることから、その際にはお客様の立場に立って物事を考え対処するように心がけることが必要だと思い、そのような心構えで対応しようとしました。

また、現時点では、反省点として考えるのは、いわゆる厳しい国会論議を前提としたお役所体質、考え方が根底としてあったからではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⓒ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成15年から 総報酬制が導入されたことにより、いわゆる賞与に係る届出が必要になったが、当該届出を提出していない事業所が存在しているものと思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・今までは、ねんきん定期便等の制度がなかったこともあり、自身の年金記録を知る機会が無い方も多かったのではないかと思う。多くの方は、会社まかせという状況にあったと思うので、今後も皆が自身の記録をチェックする仕組みが必要ではないか。

・現在、総務省で勤務しているが、書類の保存期限が短いという意見が多くあった。現在、多くの書類は、2年保存であるが、長期的な保管が必要であるように思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いわゆる消えた年金については、基礎年金番号制度への切り替え等の仕組み上、必然的に発生しうる問題であるということは、漠然と考えていた。

しかし、その数が5000万件にものぼるということは、連日のマスコミで報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・総務省という別省庁において2年半ほど年金記録問題を取り扱ってきたが、その中で本人のものである可能性が高いと思われる消えた年金が見つかった場合は、社会保険事務所で確認などの手続を行うようつとめてきた。

・マスコミ報道にもあるように、1人に対し、複数の年金番号を払い出したことは、結局現在の事務処理の混乱を招くことになったと思う。

・また、ほぼ全ての手続きを会社が行っていたことから、本人への周知がなされてこなかったのではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々の問題につき 時間がかかっても
確実に解決するしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職中 認識したことはない。
数年前に問題の存在を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の発点は紙台帳の整理に始じまっているので、いつの時点でも適確な処理をチェックする必要があった。数量の問題がはばんだのかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし、

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事象としてこの事が記入がありますが、
具体的に記入されていないので、何ともいえない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1日節長のコンピュータに入力するのを早くしなければと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

件数が多いため、年算の関係もあり、対応のしようがなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(解答) 私が土浦社会保険事務所に在籍していた当時、管轄していたY町(現在は市町村合併によりI市)であったことですが、国民年金への加入を幾度も説得されていたにも関わらず町民の数人が「このような低額な年金の世話にはならない。」と加入を拒否し続けていたので、将来「年金を受給できなくても文句は言わない。」と云うような「確約書」を提出させていたことです。

この時は、このような書類を提出させても将来、何の効力もないので、無駄になるから止めるように指導しました。その後、私の異動もあり追跡していません。私は、現在でもY町の担当者の気持ちは分かります。また、感情論でしょうが、この時の国民年金加入拒否者は、年金記録問題にどう対処したか知りたいと云う衝動に駆られます。

法の執行に当たっては、性善説を執らなければならないことは分かりますが、全ての申し立てを認めると不公平となります。この当時でも、真面目に一生懸命に毎月保険料を納付していた多くの方達が居ましたから、「正直者に馬鹿を見せたくない」と思いが強いです。

以上のように、国民皆年金に向け社会保険・市町村の職員は、創意・工夫を凝らして国民年金制度の普及に努力していました。現在、社会保険関係の職員は一今一ばよいとお考えですか。

(解答) 被保険者本人の記憶に頼らざるを得ないと思いますが、それは、社会保険庁業務センターの来訪相談係長時代でしたが、被保険者が自分自身の納付記録を承知していない方が多くいたことに驚愕していました。それが40年前のことですから、現在では、更に、状況は悪くなっていると思います。その中での年金記録調査ですから大変な業務だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(解答) 在籍していた時分は、年金の裁定請求時に記録確認をすることとなっていましたが、私の父親も記録漏れがあって年金額の訂正依頼をしたので、年金記録確認は大変な業務になるだろうと思えました。私の父親の場合は、単純ミスで国民年金手帳に記録もあり、直に解決しましたが、年金額の訂正依頼は多く出るであろうと思いましたが、これ程酷くなっていたとは、思いませんでした。

この当時から、厚生年金であれば、厚生年金被保険者証を複数持っている方で生年月日・氏名が相違している方。あるいは会社勤務でも被保険者証の存在を知らない方。脱退一時金を受領していてカラ期間となっていることを知らない方。軍需工場に勤務した期間を知らない方。等が見受けらました。

国民年金であれば、旧々台帳・旧台帳・新台帳の統合処理をサン孔タイプライター処理で行っていたこともありますが、記録管理は、大変な業務であると云う認識はありました。

しかしながら、本庁一括管理となったので、安心感はありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(解答) 年金制度は被用者年金制度に加入していない場合は、必ず国民年金に加入しなければならないこと。被用者年金・国民年金番号は各々ひとつであること。加入状況を国民年金手帳に記録しておくこと。等の周知徹底を図ることが必要と考えて、必ず年金手帳に記録をし、保管しておくよう指導しておりました。

反省点としては、国民年金の資格、納付関係処理を区市町村から社会保険事務所に移管したことにより、緻密な処理が出来なくなったことです。

最後に、基礎年金を、消費税・福祉税・年金税何でも良いですが、全額国庫負担で賄うべきと考えております。年金額は最低でも、月額10万円とすべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

数年間ですべての記録を完全に整理することは不可能と考える。
とりあえず受給権者を優先的に処理すべきであろう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

氏名、生年月日が異なるもの、同姓同名同一生年月日の番号が多数認められた。
昭和40年代

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の整理を申し入れたところ、年金裁定時点で行うという社会保険庁担当者の回答があった。紙台帳問題、コンピュータ入力問題から整理には多くの費用と日数がかかるものと認識した。それをあえて実施することは、当時はできなかったのかもしれない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務センターおよび社会保険事務所に在籍している時に、年金記録に関するシステム設計に多少かかわっていたので、このような年金記録問題が生じるであろうことの認識は持っていた。
また、昭和61年4月1日に「三号制度(第3号・昭61.4.1国年)」の年金番号の一元化と同時に「基礎年金番号」(「ウクイバレー」と称した)と社保庁としてはうたいましたが「ウクイバレー」を払出」)と社保庁としてはうたいましたが「ウクイバレー」を払出」)と社保庁としてはうたいましたが「ウクイバレー」を払出」

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

（別紙）

「志望動機」 [redacted]

平成２１年９月１日からご縁がありまして、幕張社会保険事務所に謝金職員として勤めさせていただいております。当初は、通勤に片道約２時間かかることもありまして、お約束どおり１２月末までの気持ちでありました。その気持ちが一変しましたのは、事務所の一員として席に着いてみて、毎日毎日の職員一人一が一生懸命にそして、真摯に取り組んでいる「姿」をみたことであります。昼休みにもお客様の対応で、お客様が大声を張り上げてもじっと耐えて丁寧に接している姿をみて涙しました。昼休みはほとんどとれない状態にあり、また、夜も遅くまでの残業が続いているので、健康を害さないかととても心配であります。約２か月間、戦争状態ともいえる現場を毎日毎日目の当たりにして、引き続いて年金機構においても、お手伝いができたらとの強い気持ちに変わったのであります。

わたくしに与えてくださった役割でありますが、未適用事業所に対する適用の促進のことと、年金受給者における特別便の個別回答（手紙文案の作成が中心）処理であります。ほんのいったんではありますが、２か月間担わせていただきまして、約２００通超の案文（現時点350通超）を手がけさせていただきました。案文作成の心構えとしまして、お

客様の視点でわかりやすいことばで、いかにご理解をいただくかに腐心をいたしました。とくに、不信を抱いての申し立てに対しては、誠実さがにじむことに心がけました。上司のお許しが得られましたら案文の例をみていただけましたら、わたくしの思いをお受け止めいただけます。

年末まであと２か月間、一件でも多くの案文を一生懸命に作成いたしたいと思っております。

どうぞ、わたくしの気持ち・思いをお受け止めいただきまして、平成２２年１月以降におきましても、役割を与えてくださいますようお願い申し上げます。

（以　上）

＜案文作成例＞

ねんきん特別便にご回答いただいた皆様へ

この度は、年金加入記録回答票をご提出いただき、ありがとうございます。

はじめに、ご回答が大変遅くなりましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

さて、お申し出いただきました照会の内容につきましては、下記のとおりとなっております。

記

【あなた様のお申し出のことについて】

あなた様の申し出の「①として、平成１３年7月１３日付けの厚生年金支給額変更通知書における支給停止額２２１,４６０円の意味がわからない。②として、自分が受けている遺族年金は、夫が３０年掛けての年金額である。最近の遺族年金は、３０年掛けなくとも年金額が多いのはなぜか。③として、過日のお知らせの中の「社団法人[redacted]」という会社は、ないといわれた。」とのことにつきまして、ご回答・ご説明をさせていただきます。

～あなた様からのお申し出のことにつきまして、再度詳細に調査・確認いたしました。まず、①のことですが、平成１２年4月に法律改正がありまして、あなた様は、平成１２年４月においてすでに、特別支給の老齢厚生年金1,１０７,３００円を受給しておられました。当時は、お勤めになっておられまして（平成１３年1月３０日まで）、お給料を９２,０００円（標準報酬月額）

程受けておられましたので、厚生年金の仕組みとして、在職老齢年金に該当いたしました。

在職老齢年金につきましては、お勤めになって、お給料を受けておられますと、お給料の額と年金月額とによって、年金を支給停止（全額又は一部の支給停止）することとなっております。あなた様の場合は、次の基準（算式）によりまして、支給停止となったのであります。在職老齢年金の仕組みにつきましては、厚生年金制度が保険方式をとっておりまして、この保険方式を基本に、高齢期のお勤めしていない方との公平性という観点からの基準となっているのであります。

＊［標準報酬月額＋年金月額（年金額の十二分の一）≦22万円］

９２,０００円＋９２,２７５円＝１８４,２７５円＜２２万円

＊［支給停止額＝老齢厚生年金額×０．２］

２２１,４６０円＝1,１０７,３００円×０．２

次に、②のことですが、遺族厚生年金には、あなた様のご主人様のように３００月を超えている場合の要件（長期要件該当者という。）に該当する方と３００月に満たない場合の要件（短期要件該当者という。）に該当する方との二つがあります。あなた様のお申し出のことは、短期要件該当者の方の事例のことと受け止めました。この短期要件該当者の場合は、遺族厚生年金の仕組みとして、年金額の全体を３００月分に増額するという措置が平成１２年の法律改正でとられたのであります。

さらに、③のお申し出のことですが、社団法人[redacted]（〒１０５－００１１東京都港区芝公園[redacted]）は、事実記録としてありましたので、ご安心ください。

どうぞ、ご理解くださいますようお願いいたします。

〒２６２－８５０１　千葉市花見川区幕張本郷１－４－２０
幕張社会保険事務所　電話：０４３－２１２－８６２１

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

平成18年7月　脳梗塞発症.
左脳に重度障害が残った為
確たる記憶がありません.
(家族代筆)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じでいる)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同上

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に実施されていると思いますが本人の申立てた職歴とコンピューターで管理している記録と突合して不一致の記録は管轄する社会保険事務所で管理している台帳により確認する。国民年金記録の場合は社会保険事務所のほか市町村で管理している名簿によって確認する。あくまでも本人の申し立てた記録によって調査することが基本だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には認識しておりません。退職後基礎年金番号制が導入された後に問題となったと認識しております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録が５千万件ある問題について私見を述べさせていただきます。年金制度は当初、現在のように世間の関心の深いものではなく、ようやく昭和50年代になって関心を持たれるようになったと記憶しています。当時被保険者になった人達も関心が低かったため自己責任によって行うべきこと（手帳記号番号の管理、適正な届出）をおろそかにしていた傾向がありました。したがって、既存の番号を持っているにもかかわらず新規職場を変わる都度新規の番号の払出しを受けたり、採用基準の関係で年令を詐称して届出たりした事例が多くありました。このことが被保険者数に比して膨大な記録数となり、また記録統合を困難にさせている大きな原因と考えます。当時、行政としては広報活動や事業所指導により上記のような事例の発生防止に努めましたが十分徹底されたとはいえず、今となっては反省点として挙げられることと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくになし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでに策定されている諸対策とりわけねんきん定期便、ねんきん特別便を確実に導入に実施しその結果をデータベースに反映していけばよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の詳細な履歴が一生にわたって記録され、活用される仕組みの下では、そこに、当該個人の思惑、所属する企業などの思惑、さらにあえて言えば行政の思惑すらも入り込む余地があり、例外的な「あいまいさ」が存在し得ることは、やむをえないことだと認識しておりました。
また、転記誤りのような単純ではあるが避けがたい人為的ミスなどはコンピュータの導入によって大幅に減らすことが可能であると認識しておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の窓口で、①価値の受付、②年金手帳の作成・交付、③業務センターの年金原資への記録収納までを即時に必ずできる「社会保険オンラインシステム」の構築・導入に努力しました。導入当初は、最も進歩した行政情報システムの一つとして当時の行政管理等の表彰を受けました。しかしながら、個人記録に本質的な「あいまいさ」が残る限り、不完全の記録、誤った記録、漏れた記録が発生する可能性があります。これを修正するにはどうしても「本人による確認」が必要となります。予算上の制約もあって、これへの注力が不足気味だったと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	社会保険事務センター 本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ? 事務センター課長 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

医療機関、薬局、あるいは水商売関係などでは法人名(登記名)と通称名が異っている場合が多く、一般の人は、投資品を含め法人名を知らないと思います

両方が判かるようなマニュアルが変換ソフトがあれば意味で助かると思いますが

投資所が、合併等により名称変更、所在地変更をしたときに、それが判かる「系図」のようなものも必要かも知れません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直申し上げて問題意識はありませんでした。年金に問題があると知ったのは新聞等で問題になったとき、即ち、退職した後です。

はっきり申し上げて、判からなかった、あるいは知らなかったと言うのが正直なところですが、それでは世間は許さないのでしょうか。

か思いませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知らなかった、或いは問題意識を持たなかった(視野が狭かったと言われるかも知れませんが)ことが問題だった、と言われれば、それまでですが、それぞれの事務(適当、年金の裁定等)を担当していたときは、精一杯していたつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求時には、今迄の加入期間と頂けんに加入期間を調べ記入すると思われる、その際入力されている期間と相違するものがあれば、本統合の記録等と照合し解決していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時は、年金の普及が主であり、この問題を知ったのは退職後である。
年金記録は処理数が膨大であり、これを処理するため電子計算機を用いて迅速、確に処理すべきと思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役当時は電算機による処理も出来ておらず、また、老令年金の受給件数も少なかったので、このような問題が起るとは思っていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 事業主が保険料滞納を理由に及んで事業所廃止届を提出してくる事例がある。従業員は保険料納付していた期間と差違が生じている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 算定基礎届に記載されている記録を参考にしてうどうか。

2. レセプトの記録には事業所記号が…あるので参考に出来ないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかるかもしれませんが、地道に着実に・・

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識してありませんでしたし、記憶もありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題に入るのかまた、世間一般に知られていないのかわかりませんが、昭和30年代の記憶で問題略
新規適用する場合、いつまで遡及するか、場場では
普應していました。(とくに小規模事業所の場合)
1. 法律上適用事業所に該当する時点まで遡及するか(その後退転した者は、把えられない)
2. 保険料徴収権の時効消滅していない時点まで遡及するか(2年間の退転者は把えられない)
3. 他の取扱を考えるか

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申訳ありませんが具体的な解決策としてご提示できるものはありません。
わからない。手掛かりがない場合には、被保険者、受給権者の申立ての内容に非合理な点がなければ最終的には、それに扱らざるを得ないのではないか
いずれにして信頼関係をつくってゆくか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

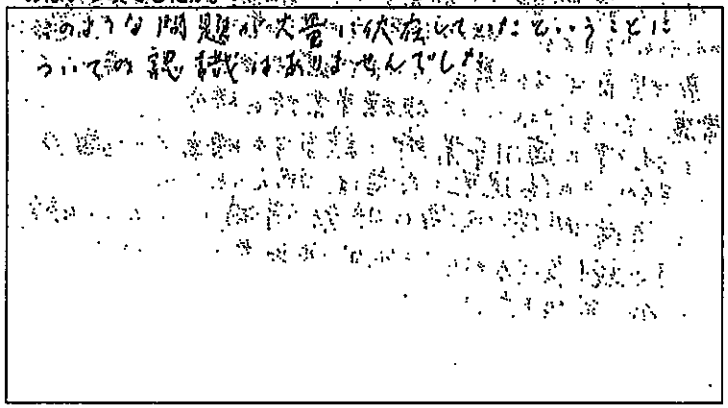

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

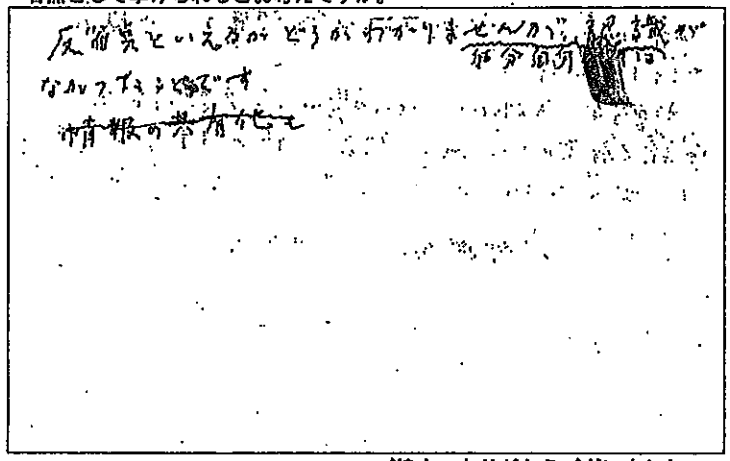

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]～特記事項なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

時記事項なし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時記事項なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

何故、現時点でこのようなアンケートが実施されるのか、理解に苦しむ。
記録問題の定義さえ ~~[illegible]~~ 明確ではないと思われる。
現在、従来の調査結果として、省及び庁は、何をどこまで把握しておられるのか、前提条件が明確でない。

分限回避へ最大限の努力をお願いいたします。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「ご教示ください」とは？
組織の一員だった者としては、その都度、恒常的に問題点は提起し、解決に努力してきたつもりでおります。
組織の中に、問題点の蓄積は当然としてあるはずです。
むしろ、何を問題点とすべきかの意識が欠如しているのではないかと考えます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は、一方的に解決できる問題ではありません。
皆年金、皆保険の中にあって、それぞれの制度に携わる行政同士が、あるいは国民の一人一人が、理解し、情報を共有しなければ解決は、永遠にできるとは思えません。
従来の不確実な記録を解決しても、新らたな不明記録が生まれます。
政府として、新らたな考え方を示さない限り、困難だと考えます。
国民への制度周知を徹底し、時間をかけて解決しなければ新らたな不公平が生まれると考えます。
昔の制度、昔の状況を知るものが、いなくなるのは残念です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題というより、将来への管理や、将来への不安と認識したのは60年代以降だと思います。
そもそも記録を個々に管理することが主であり、年金裁定時に全記録をつなげるという意識であったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個々人においてどのように対応したかが問題でしょうか。
正に社会保険者バッシングと同様の構図であり、責任を個人におしつけるものです。
組織としても、今後の不安を払拭するために「基礎年金番号」を導入し、「ユノプラン」を掲げたと認識しています。
マイクロの記録を定算で読み取れる索引をつけたのもその一環です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(目の治療中のため [redacted] に詳述するよう頼んでおいた。)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度及び事務の合理化・簡素化に尽きると思う。(同上)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（眼の治療中のため乱筆を容謝）

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は適確な事務処理をしていたと承知しているが、対象者の事務量の増加に対処して制度及び事務処理の簡素化が必要と予見していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（他事にて参考）

地方の保険及び年金課長を兼て国民健康保険指導管理官に就任していたので国民年金については後任に託した。

国民皆保険については、伊部課長、吉村英森、金田氏等と共に連日連夜の労力で国民健康保険法の改正に従事し国民皆保険の実現をみた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、マスコミ報道によると、社会保険庁のミス、不備等の感が伺える。

年金記録や健保記録については、事業主の届出義務があるのに、一方的に社会保険庁が悪者になっている。

昔、算定調査時には、適用もれ、標準報酬の低額での届出等、事業主の意識的な届出もれ等がみられた。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マイクロフィルム、旧台帳等の古い記録も相当あると思われます。
政府は、2～3年で年金記録問題の解決を図る予定ですが、
記録照合等、多大な労力を要する必要があります。
よって、長期間にわたり、元OB、ボランティア等をつのって、解決を図らねばならないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、事故リスト等で対処していましたので、こんな年金記録問題が生じている事は認識しておりませんでした。

このような年金記録問題については、退職後、マスコミ報道により知る事となりました。あまりに多い件数に驚いています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

受給者、被保険者への記録照会（加入記録）がなされてなかったのが問題点としてあげられますが、当時は労力、予算等から無理だった感があります。

「ねんきん定期便」をもっと早めに対象として取入れておけば良かったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険料を納付した旨の本人の申立てと保険料の納付記録が一致しないケースがあることを知ったのは、昭和62年である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (○) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給権者一人一人の記録は、大変複雑であるため、相当な時間がかかります。
現政権になれば、すぐにでも解決できるように言っておりましたが……
もっと多くのお金と人力をかけて取組む必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・届出がされていないため、不備な記録があるとは聞いたことがありますが、請求時に調査して支給されるかと思っていた。法的にも届出が原則とされている。

・業務センターに配属されてから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

方の針に従って、組織の一員として事務処理に対応していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

船員保険の旧台帳未収録については、昭和44年～46年(正確ではないかも)当時、切替基準日時点において現存している者についてコンピュータ収録したと記憶しています。その後に再取得した者、記録照会等により同一人と判定された者について、その都度コンピュータ収録することとされたと思います。年金受給権の確保は、法律上請求主義となっており、省令様式に本人の職係を記入することとなっていたため、裁定請求時に記録照合することにより整理されると認識していました。(切替えを担当しました)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に問題意識はありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題についての認識は何もありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題となっている年金記録数や対象者数が膨大で今後調査や事務処理に長期間要することや年金受給者の中には高齢者がいることを考えると会社の倒産や給与明細等がない場合には本人の申立に不自然さがなければ割り切って認定することもやむを得ないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 在籍当時は、年金記録問題は表面化しておらず、特に認識はなかったと記憶している。私自身知っていなかったので
- 問題の存在は新聞、テレビ等で報道されるようになった頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金記録問題を知らなかったので、対応していません
- 年金記録問題の事象からみて、①膨大な業務量で日々の事務処理に追われていたこと②収納率一辺倒の傾向（そ及して報酬行政等や覚悟喪失）があり、記録の未収録や記録の改ざんが将来の年金給付につながるという認識が全体的に欠けていたことが挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便の作業を社保にて従事しています。

記録が判明している者は、就労時に氏名、生年月日を詐称した者、就労した事業所を記憶していなかった者及び数ヶ月しか就労していなかった者である。

千件以上の年金特別便を処理したが、「失われた記録」(故意に記録を抹消又は変更した記録)と言われるような事例を扱ったことはない。

記録は有るのだ(記録は残っている)。就労時に氏名、生年月日を詐称していなかったか、転職したとき次の事業所との間に数ヶ月から数年の空白期間があれば、就労したであろう事業所を思い出して、それらのことを申請するよう広報すべきと考える。

「失われた記録」は無かったとは言わないが、この言葉がある意図を持って使われ、国民の年金に対する不安感をあおり、行政の信頼を失わせたのが真実ではないのか。

記録は有るのだ、不安をあおるのでなく個々人の記憶を呼び戻すため時間をかけた広報と作業をすべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、国民年金の収納状況を台帳へ消し込みする単純作業をコンピータ組織を活用したシステムにする。

2、国民年金の収納は、即年金記録に結びつく、したがって年金事務を行なう職員の意識の問題でもある。国民年金の保険料の収納確保は、特に市町村首長の年金に対する意識が大きなウェートをもっている。首長の意向で年金に配置される職員の戦力により国民年金行政に大きな差が生じることがある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、オンラインシステムの構築に携わった。

2、首長等への面談を積極的に行なった。
また、交付金の単価が実情に合うように工夫すべきと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者記録は、将来の年金確保になくてはならないため、厳格にその処理にあたって対処してきました。
とりわけ、国民年金の被保険者の適用及び検認の適正化に努力してきました。
したがって、退職後新聞報道で、いろんな問題を知り、驚びっくりしています。
新聞報道以外のことは、承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後、兵隊の手々から相談を受けるときがありますが、ほとんどの方がご夫婦で夫々の職業を話し合っていないので、その時、どこの医者(医療機関)に、悪っていて、病気は何か、そのとき保険証は、健康保険だったか、国民健康保険であったか、日産健康保険であったかというように、質問して年金の期間が判明したというケースがありました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問(1)に記載しましたが、国民年金につきましては被保険者の適用（被保険者にさせること）と保険料納付が、結びつかないと年金权確保に必要ないわゆる年金記録が生じないため、その立場にいたときは、被保険者にさせること（適用）と、保険料を納めさせること（収納……当時は検認）を念頭に業務の指導をしておりました。
なお、年金記録問題を知ったのは、退職後の新聞報道であります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 国民年金の収納は、当時、国民年金印紙の検認をすることにより（被保険者が）（付金を納付しにり）（市町村等が）国庫行っていました。

被保険者の適用については、20才の拡权適用及び50才の職权適用の様市町村指導

保険料納付については、検認率の向上指導と市町村幹部人の直接指導

また、広報による制度の周知、国民年金納付組織の活用。

② 国民年金は、（国民年金）保険料印紙売りさばき代金納付通知書、又は、国民年金保険料印紙代金納付通知書にあるように、印紙代金を被保険者が納め、市町村は国民年金印紙を国から購入する制度であるため、被保険者がよく理解していないことが見受けられる。

また、国民年金に加入していることから

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞やテレビ等で報道されている事故や事件のこと以上のことについては私は知らない。
所長、課長(副長)在任中においても、不正事件等についての事故対応と具体的に経験した記憶はない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの記録については、可能な限り、1件1件照合確認するしかない。
今後については、①最初の適用時に多少面倒でも、正確なデータを求め、必ず、訂正確認を行うこと。②保険料徴収については、現金を社員へ手を通さないような方法を講じること。③適用後の処理や、保険料徴収の経過については、標準報酬を含めて、本人主義にのみに止まらず、被保険者にも、個人別に、年1回は通知し、確認をとること。④データの入力、変更には、入力者の記録が残るようにし、責任の所在を確認できるようにすること。
これ等の体制を執ることは、多くの労力と多くの費用を必要とすることになると思うが、これ等のことを行わなければ、これまでの二の舞にも陥われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金と厚生年金の統合作業については、私はすでに退職していたので詳細については全く不明であるが、厚生年金の記録管理については、昭和39年から数年間、いつも、全国の社会保険出張所（現社会保険事務所）から集められた紙台帳を保管管理し、地方の年金裁定に必要な台帳の記録を照会に応じて回答していた。

しかし、その台帳は戦災で出張所毎焼失して、記録の全くないもの、個人の都合で氏名を偽っているもの、故意に生年月日を偽っているもの、氏名の名をひらがなや、カタカナにしているもの、戦後の混乱期に適当に作成されたもの等も多く、職員は大変苦労し、毎日のようにサービス残業しながら対応した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員はこの記録が将来年金を決定する場合の計算の基礎となる重要な記録であることは誰もが自覚しており、本格的に老齢年金の受給者が発生するまでには整備としなければならないと考えていた。しかし、旧台帳整備の予算は、その後に続く年金裁定の一元化や、オンライン化の波に押され、また、公務員の人員削減や対前年度予算のゼロ・シーリング、更にマイナスシーリングと続く中、認められることはなく、放置されてきたものである。社会保険庁職員だけが悪者のように云われておりますが、「何十年先の年金はんか当てになるか」もか、「保険料を引かれるのはいやだから、国民健康保険や国民年金で良い」といって事業主に逆に頼む、国民にも責任があり、保険料負担を軽くするために適用届を偽り、虚偽の報告をする事業主にも責任があり、また、はなはなしい予算、票になる予算だけに目を向けて、国民の生活を守る地味な予算に目を向けなかった歴代国会議員も責任を感じ大いに反省すべきであると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1) 倒り産した会社(中小企業)に勤務した被保険者が、当該期間について当時の給与明細書を持参して、年金記録の訂正を求めても、該社が厚生年金保険料を支払っていないケースが多いことから厚生年金保険料を半額しか支払っていないケースもある。昔の給与明細書を信用してはいけない。

2) 昭和36年以前に会社を退職した第一種被保険者及び昭和37年以前に会社を退職した第二種被保険者のほとんどが脱退一時金を支払っているので、その該期間の年金記録の訂正の要求があれば協力を要する。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昭和37年以前の被保険者について脱退一時金支払の有無の調査。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 標準報酬の改ざんは、社会保険庁が一方的に悪く言われているが、資金繰りが悪い事業主から頼まれて行ったものが多いと聞いています
○ 資格記録の事故リスト補正をきちんと行っていなかった。(特に労組系職員)
○ 脱退一時金を被保険者本人が同意していないのに事業主が勝手に申請し退職金を少しでも多く見せかけるのに利用されたケースが多くあると思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 地道に記録を補正すべき。(財源は損害賠償金を当てる(労組や元幹部(S37～S63頃の保険・年金課長、事務所長、本庁の課長補佐以上)から取る。))
○ 腐ったリンゴ(ダメ職員(休まず、遅れず、働かず)、労組職員)を除く。
○ 割り切りが必要(100%補正は不可能(既に死亡、事業所消滅、等))

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 業務処理の中で補正方法も有るので、深刻かつ膨大とは思わなかった。
○ 資格記録の事故補正リストの処理（Ｓ４０年代後半）を行っている時に存在を知ったが、これ程とは思っていなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 資格記録の事故補正リストをきちんと行っていれば良いと思っていた。
○ 人事面で問題有り。
① 業務系職員の者は日が当たらない。（夢破れて、辞めたり故郷の社会保険事務所に帰った者がかなりいる、その反動で労組に入ったり、労組の闘士になった者も居る）
② 予算系職員、人事系職員、の者は日が当たる。（将来も担保される）

本来は業務有っての社会保険庁なのに、業務に直接関係の無い予算系職員、人事系職員（経験者も含む）ばかりが重用されていた。
また、県人会繋がり、スポーツ繋がり、少し前の同じ職場繋がり、の人事が横行していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問の内容がよく理解できません。

記録管理の不十分さは、長年にわたる制度運営、事務処理体制、システム構築などの集大成であると思います。

また、保険者のみならず、被保険者の側にも、年金手帳記号番号の重複払出し、生年月日相違による届出、年金等に対する関心、意識の問題等もあったと考えています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ここまで進めてきていますので、引き続き実施していくべきと思います。

必ずなどには、記録漏れ者と思われる該当者相当の精度を高めるとともに確率の高い順に順次照会を行っていくべきだと思います。

また、大変量がありますので、受給資格年金到達者、既年金受給者、受給資格年金到達の間近者、若年者等、優先順位をつけ、きめ細かな対応をするよう体制をもって今、考え実施すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前から常に問題意識はあったと思います。
したがって、老年裁定請求の際に本人が記載した履歴に基づいて
調査確認をしてい、被保険者期間の漏れが生じないように努力し、
取り組んできたと考えています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

利用者にも1人1番号化（社会保険カード）や事務処理体制
をきちんと確立し、被保険者記録の管理をしっかりしていくこ
とが大切であると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 受給年令に近い者の記録整備のための処理作業を地道に行っていくことと思います。(人的、物械的処理)

② 今後の問題として申請主義を前提としての制度下で、中小企業の事業主の義務についても、いかに年金給付にかかる「各種届出」が正しく申請されるかの実も早く解決する方策をとってほしい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・電算システムにおけるプログラム設計えで処理結果のチェック機能を十分に行うことができてなかった点と思います。

・平成13年に現実の問題として知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・この際、電算システム全体の状況を検証すること、問題の所在を洗い出すこと、などを担当部署と相談した、が実現できなかったことはよく念に思う。

・法改正作業のスケジュールと現場の大量なシステム過の法改正作業とが合わないままで法改正が幾度も重なって、実施・施行されてきた点が問題の反省点と私は思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に関する業務の経験が無いため特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の保存状況の実態などに通じていないので、具体的には特にありませんが、社会保険庁の HP を拝見すると、実にさまざまな方策を講じておられるので、当面は「ねんきん特別便」などの対策を充実させることと思われます。

特に「ねんきん定期便」や、手続きが煩雑ですがインターネットによる「記録照会」は、現役の被保険者には有効でしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、会議などで「年金記録問題」などが話題になったことは一切なかったので、驚いています。したがって、報じられるまでは全く知りませんでした。

過去に、問題意識を持たれた部署が解決のための予算などを要求したが、認められなかった、としたら残念なことです。オンラインの充実化のための予算などが優先したのでしょうか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（前段について）
・前述の経緯から問題意識が無かったのでお答えできません
（後段について）
・記録の問題は国共済や地共済など他制度も同様と思われますが、他制度の現状はどうなのでしょうか。厚生（国民）年金のような問題がないとすると、どこが異なるのでしょうか。

いずれにしても現職の皆様のご努力に厚く御礼を申し上げます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b). 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便等により確認してくることが
ベターである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は不明であった。
退職後、報道等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の時代背景（世の中の環境）と事業主届出制等が
もたらした事が大きいと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ タクシー会社や飲食業経営者は、氏名と変えたり、生年月日を変えて事業主に届けているケースがあった(特に戦後、経済成長期)。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 今後の施策にするが、5年毎に記録と確認してやくしくみにしたらどうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○質問1で示した「行政サイドで確認するのには限界がある」と考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○電算組織の変更や当時におけるコンピューターの能力の問題があったと思うが「記録の統合処理」も、徹底しておくことが必要だったかもしれない
(昭和30年代後半～昭和40年代)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに公表されている事例以外については、知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、①過去記録と②将来記録の問題がありますが、②将来記録については一定期間ごと(1年単位ごとに前々年度分を)に被保険者本人に直接記録の内容を通知し、確認を取ることが必要と思われます。特に国年については、被保険者が納付方法が行なわれていることから、納付状況の確認が必要と考えています。

①過去記録については、被保険者本人の申告があれば解決しなりものが大部分ですが、磁気媒体への収録時の入力誤りや入力漏れもあることから、費用対効果の面もありますが、紙台帳の再入力と再突合も一つの方法であると考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は記録の粉失や不整合により、被保険者の本来の加入状況や納付状況と収録されている記録が異なる状況にあるものが存在することですが、この原因としては
(1) 記録の磁気媒体等への収録時の入力誤りや入力漏れ、
(2) 不適切な事務処理による結果的な記録の改ざん、
(3) 被保険者の故意による生年月日や氏名の不整合
(4) 事業主等による届出の誤り　　によるものと理解しておりました。

これらの問題は在任時期より相当以前よりその存在を承知しており、記録管理担当部所が過去において、その解決に向け検討したものの、予算上の問題や業務の優先順序の問題によりそのままとなり、結果的に放置されたままとなったと聞き及んだことがありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任当時は収納率向上が制度の最重要課題とされ、上記の問題意識はあったものの、それらに対応する余裕はありませんでした。

なお、国年の納付状況の本人通知については、必要であるとの認識はありましたので、上申を考えましたが、費用が多額となり、実現困難と判断して行いませんでした。また、県独自で行うことについても、業務の優先順序を考えると困難であると考えていました。

これらは、当時としては上申しても取り上げられることは、見われませんでしたので、やむえないことであったと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. (社会保険事務所長)

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている記録の確認作業については、新聞情報でしか承知していないので詳細は分りません。
恐らく大量の記録に対する確認作業には莫大な費用と人員と時間がかかると思います。
年金受給者である私にも記録の確認通知を受け回答しましたが、同様に現在の被保険者に対する記録の確認をすることも必要ではないでしょうか。
残ったものの様などの記録は死亡者のものとみなしても良いのではないでしょうか。
今後の事務処理で一番大事なことは、記録の統合でアンマッチのものは直ちに調査を行ない早期解決を図るべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

神奈川県国民年金課に在籍中
年金記録のオンライン化の問題
がありました。
正確な記録を社会保険庁へ
進達することに努める準備をして
いたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳はオンライン化の完了するまでは、
破棄すべきではないと考え、マイクロフィルム
に収録し保存する方向で社会保険庁へ
1,000万円の予算要求を行うように検討
した記憶はありますが、その後のことは
退職しましたので解りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の場合は、事業主が故意に加入手続をしなかったり、保険料を未納とするケースもあったと思われるので、事業主の責任を明確にして、厳格な措置を講ずる必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は、長期間管理することになるかつ記録の管理の手法も、名簿方式、名帳方式、磁気管理方式等と時代の進化と共に変遷し、また、社会経済の好不況や、雇用形態の変化、さらに事業主や従業員の年金に対する意識の変化により、以前の年金記録は、どの時点を捉えても存在し得たものと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録間の整合性等あり得ないものについては、第1線の社会保険事務所に照会し、整備してきた。

国民1人1人が自らの掛金データを保管するよう、常に徹底しておく必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録業務に携わっていたことがありませんでしたので、どんな問題がまだあるのか、わかりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して長い期間を過ごしていますので、現在の業務(年金)の仕組みなど、わかりませんので、方策は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回、問題になって、はじめて知りました。
しかし、社会保険の業務処理等に携わっていた職員の1人として、責任を感じております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題処理に少しでもお役に立てればと思い、今年の8月まで、ねんきん特別便の回答書の整理作業の手伝いをしていました。
その原因は、種々ありましょうが、1つあげるとすれば、年金裁定の請求のときに、今までの記録を統合整理すればよいと考えて、特別な取り組みをしてこなかったことによる。（実施するとしても人員や経費の確保は、大変難かしかったでしょうが）。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題という問題にのぼったことはなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政府、社保庁あげて取り組んでいることを続けていく以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業務に直接関った期間が短かかったこともあり、これほど根深い問題となる認識はなかった。
庁内他部署、関係団体生向中に問題の所在を知った程度。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁内他部署において、コールセンター等の支援業務にあたる程度の関与しかできなかった。
この問題については、実にさまざまな反省点があると思う。特に感じるのは、労組側の長年におよぶ低投票率にあるのでは、ということ。
国民の目線でなく、職員のためだけに立った考え方にあると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和40年代の前半に国民年金の記録の切替時に、紙テープで送達された記録の磁気テープへのコンバート時に正確に行われたかどうかの検証が十分であったかどうか。

2. 紙名帳のマイクロ化時に委託先業者からの納品の検証はどうだったのか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し訳ありませんが習慣が出ません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今の様な年金記録問題を聞くことになったのは返還後のことですか。
設問に該当するかどうか分りませんが自分の経験を記します。
私の妻は昭和48年から国民年金に任意加入し、母年前納をしていました。
業務センターからの通知らせで昭和61年度が未納になっていることを知りました。幸い、妻は全部領収書を保管してありましたので記録訂正を受けることができました。
昭和61年分は三鷹市で前納をし、8月に東久留米市に転居しました。
未納となっていた原因は二つ考えられると思います
1.市から社会保険事務所への進達もれ
2.社会保険事務所での収録もれ。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
形式的な印紙納付方式と納付者の確認方法の不備

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・社会保障カードなど IT化の推進 (人紙を介さない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 申請された裁定請求書の内容と記録が突合しない
  → 記録漏れ
- 年金の審査会の案件も度々あったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 事業主との信頼関係による届出、毎一回の算定基礎届による調査、調査活動(限られた人数だが)では、限界があると思います。
- 総報酬制にするなど、時代にあった制度の見直しが必要と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 （※平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に諸々の方針・対策が進められていますので
これらが徹底されるべきものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前から、年金記録も加入金で完全とは思っていませんでしたが、事象として取り上げられているいわゆる年金記録問題については、2007年2月末の新聞報道にて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録への取り組みが、全体的に不十分であったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

皆さんが承知をしぼり方策をとられていると思います。個人的には公表できるような方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたころは年金記録問題はありませんでした。存在を知ったのは新聞報道等で取り上げられてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３と同様です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳にかかる記録については、年金的、論理的等の線引きを設定し、記録整備の促進を図るものと請求時において、過去記録のチェックをするものに分類してはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

61年法改にかゝる年金給付システムの整備にあたってあり、記録管理については詳しく承知していない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~旧名帳にかゝる記録については、年金的論理的な線引きを行い設定し、記録整備の促進を図ろうと、請求時にあいて過去記録をチェック記録に分類してはじめた。~~

請求主義と記録管理の関連を十分に理解できていなかった点があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「世間一般に知られていない問題」とは、何を示すのかよくわかりません。

(旧台帳の問題にしても、年金記録への収録は何回も取り組まれて来ましたが、正確に入力されていない(コンピューター上の)⟹統合できない!?と云うことでしょうか、資格記録の整備は、~~新しい~~日々の業務積み重ねが、新しいコンピューターのツールによって整備するしか有りません)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~年金特便~~

「年金特別便」の様な個々の人の記録整備に役立つ対応(様)を毎年(今後10年間)することにより、各世代の年金記録の整備の動向を把握し、問題解決を図っていくこと(方のみの問題では無く、国の政策として)が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金裁定や支払の業務には、本人の年金記録を正確・迅速に把握することを第一に考え仕事をして来ました。積々の記録が存在することは知っていましたが、オンライン化や基礎年金番号の中によって記録が統合されると（時間はかかるが）思い、事務的にも努力を続けたと思います。

○地方の年金事務所長や課長時代も、ン歳の番号付番や未納問題に管内市町村と協力し、努力を重ねていました。

○年金記録問題が取り上げられたのは、退職後で、これまでの仕事や努力が何であったのか？残念でなりません。特に「失なわれた…」とされたことに対し、失なわれたもの＝記録されないものがどの様な場合であるのか!? たしかに進達を待つ事務から調査事務を中心とした行政事務への転退を目標とすることは、たいへんな改革を行なわなければ出来ないことと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○問題提起が退職後のことであり、何も出来ませんが「ねんさん特別便等当局の問題解決の努力に協力することとは、当然と思います。

○「基礎年金番号」が「米国の社会保障番号」のように、国の政策に広範囲に利用され、所持する人が、大事がものと思える様に（~~年金記録~~ 記録が集約され便利になり、~~の番号~~ ~~よって~~、制度の確立を望みたいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在も行っていると思いますが、本人の転居と記録との間に異っている場合に、元、同様の適用の有無等により判断するしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 事務所に在所時、厚年の資格関係処理を担当（S43～45頃）していた頃、資格記録は、資格喪失時等に原票の一部を、当時の業務課に進達していた。
2. 当時、業務課では事務からの記録を電算処理していたと思われるが、定期的に事故リストが送付されて来た。
3. 事故リストに出力され調査依頼のあったものは、原票方式等の名簿方式時代のものが、多く

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿はスリ切れて判別不能のものもあり、調査不能で回答した記憶がある。

4. 調査不能分の整理を当時どのように行っていたかは不明であるが54年のオンライン化の時に未整理の記録があることは聞いていた。

（問4）1. 年金裁定時に本人転居と記録との間に相違がある場合、本人に会社の頭文字を示し、そのような会社に勤務したことがあるかなどし、裁定時に記録整備することとした。

ご協力、ありがとうございました。

2. 事故発生時に、勤務先、本人等への照会も

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞紙上で出し尽くされており特にこれといった問題は思いあたりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未解決事項の一つ事業所そのものが存在していたかどうかの決め手としては、NTTの協力が得られるものならば、当時の電話帳や各事務所で保有していた市販の都市詳細図によって、その所在と名称を確かめます。

その後で適用事業所であったかどうかの確認となりますが、名簿上の調査留意点としては、書き替え以前の旧適用事業所名簿や分散された適用事業所名簿を漏れなく調べる。この場合当時の事業所記号の設定(所号のおおしつが法人名の頭文字と企業(社名)の頭文字のどちらかで設定したか、はっきりしませんので念のためふたとおりを前提に調べることが肝要です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

35年前に事故リストの処理を2年ほど経験しましたが、初回リストは人為的な入力ミスが目立ち、これで大丈夫なのかなと一抹の不安を抱いたものです。その後業務オンラインに最優先の名のもとで限定縮小され先送りされた感はぬぐいきれません中断することなく十分な予算措置と態勢のもとに2大事業として平行して取り組まれていたら今日のような社会問題までに至らなかったのではと口惜しい限りです。

これほど大きな問題を抱えておられたことを知ったのは国会での論戦です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険関係(資格報酬等)が正しく処理されていても入力ミス等の人為的なミスや不祥事はつきものです。それをどのようにフォローするのか大切です。金融業界の投資部門では定期的に取引経過や残高を報告し、その記載内容に不明な点があれば直接責任者に連絡をすめています。これによって自から確認し同時に職員による不正の抑制にも役立てている。その意味でねんきん特別便の果す役割は大きいと思います。更に進化させた定期便を期待しています。キーワードは"目に見える商品づくり"です。これが国民の声・要望でもあり信頼を回復し安心を与えることになります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件 照会、突合するしかないと思われます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような大量な件数で問題があるとは思っていなかった。

問題の所在を知ったのは、退職直後だったと記憶しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長い期間保険料を納めて、受給時に請求する仕組みが問題だと思う。

途中で被保険者期間等確認通知を行い、年金裁定請求も請求主義でなく、通知を出すべきと考える。(期間・標報等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「世間一般に知られていない問題」というのか、マスコミが興味のない問題というのか、何十年もの個人記録を誰が（何人の職員が）どこでどんな方法で記録していたか（携わっていたか）、それをどう保管し、移送していたか、更に、紙からディスクまでの記録媒体の変遷など、現在振り返ってみると、その過程でいろいろな問題があったと思うが、その時々においては、携われる職員数から見てベターな方法で処理していた。それを今になって何故ベストな方法で処理できなかったかを問われているのだと思う。

昭和40年代初め（30年代後半からであったか？）から十数年続いたと思うが、業務センターでは全国の社会保険事務所から送られてきた紙による記録を磁気テープに収録するために、さん孔タイプライターによる作業（誤さん孔を避けるために同一記録を２人で打ってチェックしていた。）を行い、すでに磁気テープ化してある過去の記録とマッチングしない記録はリストに打ち出し、要修正として社会保険事務所へ送り返していた。毎月毎月突合のたびに要修正リストが出ていたから、これが完結するまで整理されていたかは疑問。これが古い記録の不突合や未収録の原因の一つかもしれない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%完全な対処方法はない。記録がない（合わない）ことの全てを職員の杜撰な事務処理の結果にし、大多数のまじめに納付してきた者をないがしろにするような、声が大きい者の納付記録を善処する方法の選択はとり得ない。しかし、費用対効果を考えれば、枝葉末節の部分はネグってもよいか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に年金記録問題があったとは、聞いていない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３を踏まえて無答

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時は、適用させることが大切で、まず、それが優先されたのではないか。

記録は先の長い将来のことで、先送りにされた嫌いがあったと思う。

また、制度面や運営面でも発足したばかりで、早く軌道に乗せることが優先でそれに向かって突っ走ったと思う。

現在のように、記録のことが問題になるとは、思いもしなかった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

重箱の隅を楊枝でほじくるようなことは、もう、止めにしてほしい。

制度面や運営面の問題点を探究し、その対応を練り上げ、前向きの仕事を是非してほしいと念願している。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

何ら問題は、生じていない、と確信していた。
基礎年金番号制度が発足した時(平成9年頃)、統合出来ない記録は有ると思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度発足時に、もう少し丁寧な対応があったのでは と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今日言われているような問題とは認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

将来の業務量を考え他の官庁に先駆けて機械化を推進し、現在に至っているものと理解しております。
今日いろんな問題が取り上げられておりますが、私を含め職員は社会保険の業務に公務員として、社会保険マンとして日々業務に励んできたと思っています。
今回の問題については、上述のことから過去のことを取り上げるのではなく、これからの問題解決に傾注すべきと思料します。
なお、その際、職員の連帯面には充分な配慮をお願いします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。以下は蛇足です。

県課長当時のことです。厚生年金課長室、地方課長室に入ると保険料の収納率の棒グラフが張ってあり、大都市の東京がこれだけの収納率を上げているのになぜ出来ぬと言われたものでした。その数値は考えられない程の高数値でした。何かあるなと思い、自分なりの想像、他から漏れ来る情報により思索をしていましたが、今日明らかになっている問題は想像以上のものです。収納率が高いと旅費、庁費の配分率が高く職員に喜ばれる、これが大きな目的ではなかったろうかと思います。

問題が報じられた県等を見ると高収納率のところです。矢張りと思いました。謎が解けた思いです。高収納率の県から人事交流で所長経験者が来たことがあります。高収納率の理由を聞くと情報の早期収集と早期滞納処分の一言のみでした。問題になっているようなことなど口にしませんでした。庁の課長も問題のある県等を経験しているので実情を知っていたと思いますが、上司として高率の数字を正当なものとして指導していたものと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私の身近で起きたことを初めに申し上げます。

○ 妻にあったこと

1．結婚前2年位勤めたことがあると言うので7～8年前、新橋の年金相談コーナーに行

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の蛇足で書いた通りで、高収納率の都県には幾ら努力してもなれないと思っていました。不正までして収納率を上げようとは思いませんでした。保険庁からも不突合の状況や今日問題となっているような情報は流されていなかったように思います。

これは1件のみですが、事業主が二重帳簿をつけていたと言う報告がありました。定時算定時に事業所職員が間違って、本帳簿を持ってきたのでバレタものでした。(事業所調査で二重帳簿を発見するのは、容易なことではないと思います。それこそGメンが必要です。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問4の内、前半については質問3で答えた通りです。

後半の質問に答えます。社保職員が報酬訂正や遡及資格喪失をしたとして責められていますが、見方を変えれば彼らは厚生年金保険法の不備の犠牲者と思います。実務をしていたとき次のようなことを思っていました。

1. 滞納処分をしたとき事業所が倒産してしまわないか。その結果、被保険者が路頭に迷うことにならないか。このことは、社会保障の目的に反しないか。
2. 厚年法の中に事業主負担の保険料の免除規定が設けられないか。その代わり被保険者からは国年保険料並みの保険料(配偶者がおればその分も含めて。)を事業所を通じて強制徴収する。そうすることにより、基礎年金分は確保できるし、被保険者も年金に関心を持つようになる。
3. 5人未満事業所等への適用拡大を行ったとき、保険料徴収について、きめ細かい規定を設けるべきではなかったか。
4. 源泉徴収票交付時に合わせて、分かりやすい保険料納付状況票を渡す。
5. 健康保険の保険料については、別途考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道などで承知している対処について、地道に続けることと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、オンライン処理開始前であったため、年金記録について特に認識していなかった。

平成２年以降、厚生年金基金勤務中、加入員からの照会に対応するため、社会保険事務所での調査によって記録の誤入力のあることが判明した。

内容は「氏名」の「フリガナ」の誤り

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20数年が経過しており、私にとっては対応の方法が見当らない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後20年以上過ぎた頃
後取なりの年金額を納付した時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職時代には問題意識なく
その時々に最善を尽くした

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問1。
(いまだに不可解な話)・・・こんな話を聞いている。
59歳位のとき、あと1年位だと思って保険料納付に訪れた区役所の窓口で、あなたはもう保険料を納めすぎるくらい納めているので、これ以上納めなくても良いといわれた(10数年位前のこと)らしい。だが、いま満額の年金を貰っているという。

＊ 区役所の窓口の担当者は、保険料納付について、年金受給資格期間を充足していることと、保険料納付義務期間との混同をしていたのではないだろうか?
＊ いま満額の年金を貰っていると言うが、本当に満額なのだろうか?また、その後任意加入期間はないか。加算制度に加入していなかったか。正しい満額の年金額はいくらか承知しているのだろうか?

厚退手当金は絶対貰っていないのに、厚年の資格記録は抹消されている。一緒に退職した友達は厚退手当金を貰っているが、「あなたは妊娠しているから」と言う理由で貰えなかったという。

＊ 本人の記憶違いではないのだろうか?
＊ 会社の担当者の詐取作為か? あるいは退職金の上積みに利用されたか。
＊ まさか社会保険事務所の担当者の作為ではなかろう?

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問2。
年金記録問題は、記録漏れ、記録内容の不確実、届出の不備、氏名等漢字の読み違いなどについて、長期間すべての案件について万全を期することは現実には不可能に挑戦するに近い永遠の課題であったと思われます。
そのことについて、今日の「ねんきん定期便」「ねんきん特別便」のような確認が行なわれることは不可欠の要諦だったと思います。
とくに年金記録や記載事実の確認問題は、常に官民相方の確認作業が十分行われていることは必要だと思います。双方の確認作業がなく裁定時再確認という方法にならざるを得なかったようなところに、今日の大きな課題を残すことにもなったと思います、遅れ馳せながら今日の「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」のような確認作業は、極めて有効な不可欠の要諦だったと思います。加えて正しい資格記録だけでなく、正しい保険料納付実績等負担と受益が明確に分かる自明な仕組みにも必要ではないかと思います。そうすれば、社会保障制度の仕組みの理解は充実するでしょうし、記録に誤りがあれば迅速に正すこともできるのではないかと思います。しかし、もう少し欲をいえば、この点資格期間の確認は比較的明快に理解できるでしょうが、標準報酬や保険料といった年金額計算の基礎となる部分の制度上の理解(給与明細等とのズレ)がどの程度の安心感を与えているのかの課題もまだあるのではないかとも思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問３。

被保険者記番号の一元（木）化は年金制度の基本をなすものと考えます。三十数年前の頃だと思いますが、当時被保険者数及び被保険者であった者の約２倍半位の数の年金記番号の払い出しが行われていたと聞き及んでいました。年金記録の一元化のためには、転職・再雇用等の場合には、被保険者記番号を一本化することが肝要であるとの認識から、機会ある折には当初払い出しを受けた記番号への一本化を説明・勧奨したりしてきました。その結果はどのくらいの効果があったかは不明でしたが、当時はまだ年金受給について確か余り被保険者等の関心・理解は高くはなかったように思われ、年金記録の一元化の成果は必ずしも満足できるものではなかったと思っていました。したがって、最終的に記録の一元化の多くは各個人の年金裁定時に集中処理せざるを得ないように思われましたし、その後記録の電算化等の事務進行に付随して、今日の苦難の要因が一挙に鮮明になってしまったものと考えられます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問４。

現時点においては、上記のような問題認識を踏まえながら検討すべきことは徐々にその方向を指向してきた思いますが、裁定時統合確認のこれら方策が十分結につかないうちに、積々の積み上げられた課題が誰事万端の出来事とともに、一時に噴出してきてしまったようにも思います。

現在の「ねんきん定期便」のような制度は有効な施策だと思いますし、加えて正しい資格記録、保険料納付記録等負担と受益が明確に分かるような仕組みの構築も求められます。そのためにも、資格期間の記録の認識確認は比較的容易にできますが、標準報酬や保険料額の制度上の仕組みのことについては、必ずしも十全の合点（理解）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

父は現在87歳で、要介護度4，本年2月には要介護度5になるものと思われます。
認知上の問題もあり，本問い回答申し上げる状況にございません。（代筆 長男）

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同上

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし
現状の対策を地道に行うことが必要

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

4.19 ↓ で3知った。
オンラインシステム導入前は、届出時の内容確認は困難。
○ 年金手帳の複数取得(払出)を防止することが重要であるが、健保証の交付を優先せざるを得ず十分な調査ができなかった。
○ この点に関しては届出義務を負っている事業主サイドにも問題があった。届出に公表を添付する必要がないので、内容が誤っていても確認できない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 業務量に応じた職員が配置されてこなかったことが大きな要因の一つ。
(被保険者サービスをするだけの余裕がない)
○ 制度と社会の現実がマッチしていない。
本人からの届出が正しく適確に行われないと制度に対応が難しいものがある。
↓
氏名変更、住所変更、ふりと誰婚等
○ 国年に関しては市町村によって大きな差がある。農村部の町村は比較的住民に対しフォローがよくできているが、大都市部は住民の年金権確保に対する意識が低い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ○ *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶がありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている、記録問題解決に方法を
これから引き続き実施するしかないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日常の資格取得、喪失業務の正確な事務処理をするように努力していたと思っております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問３)のとおりであって、それ以外は特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンライン記録の統合の問題については 担当していないので よくわからない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国年関係については 本人の申し立てがあれば 容易に申し立てにより記録を訂正することは 将来に禍根を残す。記録の訂正は 証拠に基づき行うことを徹底すると。
再年関係については 申し立てについては その発生要因をはっきりさせる必要があるのではないか、本人申し立てが 本人の責めに帰すことができないような事例(戦時中などで 事業所などで関係書類が焼却されていたような事例とか、中小企業零細企業で事務処理が曖昧で 制度に十分既応し切れていたいために 生じた事例)については 別途法律でも作って処理することにしないと完全に解決しないのではないか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国年の記録は 台帳のエッチ部分にパンチされている
定常事項(番号、生年月日、枝別、氏名)を使って
テープを作成し 年わとテープつウテープで原紙
テープに記録しているので 地方はないはず もし誤り
があったとすれば 手作業の階段階で生じたもので
ないかと思う

(市町村の名簿から
事の所の台帳までの処理の段階)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国年関係の記録については 市算や許せば 収納窓口(市町村の処理)まで オンライン組織をのばすべきでなった。(手作業処理をなくすため)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格マスターと給付マスターを利活用して、本人と配偶者の3号被保険者記録を認定する。

資格マスターと給付マスターを突合して片方にのみ存在する記録を適正として認定する。又、その配偶者の3号期間についても3号届の有無に関係させることなく適正として3号記録として認定する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号の符番を行なった直後に知った。
・基礎年金番号の臨時電話相談室が設置された時に臨番担当し、二重払出しになっていることを知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一件対応で基礎年金番号と手帳番号について重複払出しについて説明し、記録の一本化が処理されるよう所定用紙に記載した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在、実施されている自主申告(届)を基本として特別便・定期便の回答に対する調査・分析を可能な限り早急に行い、誤った記録の回復を行なうことが時間がかかても一番よいと思う。

2. 現在65才を超えている人の再確認(定期便)を早急に行い、誤った記録の修復を優先すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 厚生年金については、本人申告が事業主経由でありいわば事業主の保証による加入記録で真正なものと認識していた。
   但し、本人の事由、又は事業主側の事由で加入記録が不正確であったとしても最終的に受給权発生時又は年金受給時に本人申出（届）によりその時点で補正されると考えていた。

2. 記録問題の重要性を改めて認識したのは、国会で記録問題が浮上した時点であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 大きな問題であると認識したのは連私後のことであり、特別な対応は出来なかった。

2. 在私時、私等の進行（法改正の対応等）にとらわれ最も大事な保険料納入者の個人の权利について認識を持つべきであったと反省している。

3. （補記）
   第3者委員会の増設で記録回復の進行を早める必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない事項は、

① 我々はそれぞれ仕事をしていたのだった。一生命、記録の保存、整備に努めていたこと。

② 大臣等の認識不足により、軽々発言が、この問題を大きくしたこと。

③ 未統合の約5千万件の記録の中には、すでに既定に取込んだ記録が多数あるように思う。既定時に記録の抽出が出来ないものについて社会保険事務所に照会し、既定に取込んだ記録がそのまま台帳が残されたものと考える。(この件は、どうなど分類しているかわからないための発言である。)

④ 社会保険審査制度のP.R.活用

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 旧に戻すことが出来るならば、年金の既定は請求主義に戻すべきではないか。

② 厚生年金の歴史的経緯をふまえ(制度内に分類との見合わせ産出されていない。年月日、氏名が不正確。国民年金制度がそれぞれないなど)既定時に本人の請求に基づき年金と合わせ記録を整備していた。これは当時、人員の不足していた現実的な対応であった。その後一歩進めて、ちょっとは記録の整備など前向きに社会庁は対応してきた。それでよかったのではないか。

③ 大臣等が言うように短期間のうちに、一気に解消は、無理があるよう、国民は金とがそれを望んでいる訳ではない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 記録の不完全が有ることは、たいに認識していた。昭和40年代業務課にいた当時。

② しかし、質問２の②で書いたとおり、創設的なものが有り、年金課者時に調査されるものと認識していた。しかし、記録を軽々しく扱う、ということはなかった。

③ 我々は一生未命せっていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 国民背番号制度についと国民の合意が得られない状態の中、やむを得ない対応と考えていた。又、今のようなコンピュータの時代ではなかった。（対応）

② この問題が起こるとき、もう少し、関係者はサインと国民に話をしなかったため、問題を大きくしたもの。

③ 一人社会保険事務所が悪者になっている点に[illegible]えられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策は十分考えられたものと思います。
1件残らず完全に解決することは可能とは思われません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個別的には承知しておりませんが
記録は人間がやることですので記入誤りが生ずる
ことは避けられないと思っていた。
事業主の提出届出書にも誤りがあった（特に生年月日など）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員は毎日膨大な届出書類の処理に追われ
再チェックや追跡調査に手が回らなかった。
諸届出書の処理件数を考えると相当の人員および
コンピュータ関連経費を確保すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人申出を重視し、記録の補正が必要
(証拠能力が希薄であっても)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録(特に取得・喪失記録)は、事業主と社会保険事務所との間での確認であり、(確認記録は事業主から被保険者に知らせることとされてはいるが、)記録の不備を全面的に被保険者にその責任を転嫁しているように思えること。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の量の問題から、その処理に追われすぎなりにしてきたきらいがあったと思う。加入記録の定期的な確認が必要だった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されたことにより以後の記録については誤りが少ないと考えておりますが、以前のない記録について、被保険者の記録を特定することは容易ではないと考えております。

現在実施されている「年金定期便」による情報収集や、これまで行ってきた「年金相談」の際の職歴等を確認したうえでの記録整備を行うことではないかと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は個人差はあるものの、中小企業に働く被保険者は、複数の記録を有する者が多く、これらの記録を統合するため基礎年金番号を導入したと記憶しております。
このことは、実務を行った際に知ったことでありまして、昭和40年代～昭和50年頃であったと記憶しております。
現在、いわれております年金記録問題については、公務員を退職した、平成13年度以降であったと思われます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度を導入し、記録整備が行われていると認識しておりました。

一部のケースを除きますと、記録の複数管理が問題であったと思われます。このため、オンライン管理を実施すべくシステム対応を図ってきたが、あまりにも時間がかかり、記録整備が遅れたものと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ご質問の「世間一般」という範ちゅうが不明確であり、また、私自身、国民のどの範囲にどの程度のことが知られているのか調査したこともなく分かりませんのでお答えしかねます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ご質問の「年金記録問題」とは、現在発覚している問題を指すのか、将来にわたっての、ことを指しているのか不明確ですので回答に当惑します。将来にわたっての解決策ならばこの小欄では書き切れないでしょう。[redacted]

[redacted]させて頂いていますのでご笑覧下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

他の事務と同様、適正事務処理以外の特別の問題意識は持っていませんでした。
問題を知ったのは、今回のマスコミ等による報道を知ってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前回回答の通りでしたから特に対応等考えてはおりません。退職してから20年も経っていましたし……。
問題発生の原因は、オンに制度上の欠陥にあると考えていますから、その点から正すべきであると考えます。
([redacted])

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別所の記録問題以外ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便方式で、くりかえし行うことにつきると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、そのような問題があることを知りませんでした。また、知る立場でありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

加入者にあって、前歴を隠すため職歴や年齢（生年月日）等をあえて偽って就職して、新番号の払い出しを受け、その内容を本人も正確に覚えていないという事象もあった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 確認通知の記載内容や確認方法等をもっと分かりやすくするべきではないか。また、今はあまりにも細かく示し過ぎて、かえって不安と混乱を大きくする危険性があるのではないか。

② 会社等への申出がない場合があるので、雇用保険担当部署、市区市町村、税務署等との情報交換を行うことで、氏名や住所の変更等の確認を行うべきではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去に担当していた記録統合処理において調査不能となる割合が高かったが、最終的には裁定請求時に、本人申出の勤務状況と社会保険庁が管理している記録との調査・照合が行われることから、その時点で正確な加入記録に整理されて裁定されるものと認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時はそれが当然の流れであり正しいものと思っていた。

① 本人の申出があっても、会社が存在しなかったり、災害や劣化により判読不能の紙台帳があり、職歴確認が取れない場合があったこと

② 加入者本人の過去の記憶が曖昧で確認が取れない場合があったこと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在 記録突合等がされているようですが! 新たな裁定時に念をいれ再調査することも必要か。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

県の保険課長当時は、今日いわれている年金記録問題があることについて知らなかった。

このような問題の存在は、国会、マスコミ等の報道前で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

残念に思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時（昭47～49）進達記録の原稿との統合処理の際、常に4～5%の事故記録（リスト）が発生していたと記憶しています。この事故リストは進達事務所に調査依頼し、調査のうえ回答されましたが、その中には調査不能として報告されたものが相当数あったと記憶しています。両度の調査依頼はしていなかった。長年の間に相当累積されたものと思われます。
再調査依頼は予算面等で困難であったと認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この事故記録については、将来裁定請求の際、職歴により調査で解決できると思っていた。当時としては多くの職員が同様であったと思う。
今にして思えば、調査不能リストの再調査依頼をし、資格喪失届を提出した事業所に出向いて直接担当者面談のうえ確認すればほとんど解決していたものと反省しています。しかし、当時予算措置ができなかった思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録事務を所管する部所に在籍していないので、年金記録問題の存在自体を認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のことから、対応方策について考えたことはない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すべての案件を詳細に調査することが原則だと思いますが、解決への時間もかかることから、ご本人の利益になることを基本として、一定の基準で処理することが必要であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・被保険者、受給者の方々の年金に対する信頼を損なう重大な問題と認識していました。
・平成19年頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ご批判には、ただただお詫びするしかありませんでした。
・本省、本来、地方の各々の管理職で管理職以上、職員組合の責任意識の低さが原因の一つであり、どの立場からも指摘できなかったことが反省すべき点であると考えます。
しかし、旧台帳ほぼ紙(手書)から、正確にオンライン化した記録にすることには、当時としては、やむをえないが無理があったことは否めません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 実態を正確に早期に公表すること。
この調査票が手元に届いた日の夕刊に「国民年金記録42万件不一致」の記事が、翌13日の朝刊一面 トップ記事に「年金の全件照合断念」が報道されている。2年も経過してこの状態では、事故処理の基本方針が疑われても仕方がない。問題点の認識が統一されていないのではないか。
我々社会保険のOBに対しても、情報の提供がなく新聞情報のみで、私だけかも知れないが、事故の状態を類推しているのが現状である。
これだけの社会問題を起こし、年金制度に対する不信感を増長させたことに対しての反省の弁が、それなりの方々から聞かれないのは、非常に残念であり、我々下部職員の多くはその指示に従い、汗水流して業務に精励したはずであるが、いま、多くの職員が処分を受け、社会の批判の元に老後の余生を消身のせまい思いで過ごしている。
問題の責任の所在を解明し、解決すべき社会保険庁のトップを背景も知らない民間人に替えたり、経験者を処分したりした思いつきの対応策が問題を惹起しているのではないか。「一件も漏らさず照合をする」とか「2年間での全体照合」に言及した政治家に特別の超法規的な措置を講ずることができるものと期待したが、私の認識では、問題が挟れただけである。
背景とは、戦時戦後、高度経済成長期等、人口動態の激しい時代の個人記録の生成管理である。

2. 「みなし期間」の設定とかの超法規的措置での対応
年金記録の実態があまり定かに掴めていない状態での回答で不謹慎だと思うが(質問者へ、年金記録の掌握が可能な回答者の経験官職は、 a及びb. であり、限定して欲しかった。)ご容赦願いたい。
年金記録の実態を社会の変遷に沿う年代別に時系列に整理し、現実的な処理方法(数個(例)のみなし期間等)を法制化することが必要ではないか。
年金に対する不信感を払拭するためには、緊急に措置する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]当時、社会(政治)が年金に関心をもち、かつ、理解があり、予算(人、現在事故記録対策に使用するほどの財源)をつけていれば、事故記録は減っていたと思われる。
残念ながら、戦時中の記録から管理し、進駐軍の労務管理事務所等の対応の経験等から、事故記録が皆無ということにはならないと思う。
年金裁定事務が、請求主義を採用し、社会保険審査会という救済制度をもっており制度的には問題がないと認識していた。
社保退職後相等期間を得て経ており、記録の不突合の膨大な実態を知ったのは新聞報道である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の中で、自分なりに最善の努力を尽くしたと考えています。
結果として[redacted]のような問題が生じている[redacted]ことが残念です。[redacted]聞くところによると、この問題を含め社保の一連の不祥事の責任が問われていますが、大によれば3~4回も罰金を容赦ということで徴収されているようです。(中には本当に該当する人もいるでしょうが)
組織の中で、たまたま、居合わせた不幸な人間もいると思う。
いまや、多くの年金受給者が、日本の年金制度の中で、それなりの生活をしています。年金制度を構築してきた多くの職員に誇りと自信を持って生きることを願って切です。また、本年で消滅する社会保険庁の最後のメッセージが本状であるとはたいへん不幸なことだと感じました。
なお、今回の調査がどのような意図なのか、もう一つの狙いがあるはずですが、調査結果が有効に活用されることを願うと共に、実態を十分に把握できる立場にいた経験官職ab群の方々の回答は、ぜひとも回答者全員に公表すべきが本件質問者の義務であると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

1 「5千万件」の計量

国民皆年金制度発足以来、約50年間の総入力データ数を分母として、5千万件の事故率は、どの程度のものか、年金数理人等専門職の計量的推計の公表を待ちたい。実務経験者の大まかな推計を許されれば、50年間の総入力データー数は、次の数値となる。

① 報酬算定届入力数17億件〔年間平均被保険者数3400万人欠ける50年=170,000〕
② 得喪等変更入力　1億7千万件(3400×0,1(年間移動率)×50=17000)
①+②=18億7,000万件　5千万÷18億7千万=2.6%

2 事業主の届出の誤り実態

検証委員会は「個人や事業主等の届出の間違え発生の主因は、庁にある。」とされている。確かに法制上は、届出には、事業主に罰則が課せられ、庁には、調査権が付与されているということからであろう。

因みに、会計検査院は毎年実地事業所調査結果を公表している。

この調査は、庁との共同で実施されており、公表に基づき毎年報道されている。公表は事業主数のみで、事故件数は不詳だが、事業主(所)全国164万事業所、3,300万加入者で推計すると、72万事業所に資格関係事故ありと。膨大な事故を日々発生し、内蔵しつつあると言わざるをえない。とくに「取得年月相違」「喪失届誤り」の事故率7、4%は正に記録事故原因そのものである。

3 脱退手当金受給による年金権の喪失

昭和36年4月国民年金の施行により脱退手当金は完全に廃止の方針であったが、結局政府と国会は、女子にあっては、昭和51年10月まで存続した。(この政治的措置は、結婚女子社員等の退職勧奨に悪用されたものといわざるを得ない。)今日においては、結果的に、これを受けた婦人層の、正に消えた年金による無念さの因になっていることは、明らかである。また、受領委任を受けた事業所担当者から本人に送金不納の事例の相談も受けた記憶がある。事業主の滞納等による消えた年金を、今回、国の負担で救済するのであれば、脱退手当金支給済みに係わる紛争と不信の多々ある中で、過去の政策的誤りを是正する意味においても、妥当な対策を検討し実施すべきである。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1961年の皆年金実施以来多くの徳政特例法が施行されている。主な事例を挙げれば、「国民年金高齢特例の5・10年年金制」「70・74・78年の3度にわたる未加入・未納の特例納付」。厚生年金では、54年の戦後インフレ対応として「30円～600円報酬月額を嵩上げし3,000円に読み替え」。73年には公的年金に「物価スライド制導入し、74年～85年までに約200%の年金額スライド引上げ済」等である。さらにまた、厚生年金では、事業主の保険料未納(不納欠損)期間があっても被保険者には、年金受給権は保障されている(H18年度271億円,17年度363億円の不納欠損処理済)。

このように公的社会制度の広い視点から、記録問題の最終解決は、図らざるを得ないのではないか。即ち、第三者委員会の審査決定を行政決定とするということである。

（質問３）あなたが在籍していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]地方庁における厚生年金の裁定事務に当たり、本人申し立て年金資格記録と相違のあった場合等の照会に対する旧台帳および電算記録の調査事務を約１０名の係員と担当した。
本人申し立てと、たとえば１年以上等相違のあるものは、年金番号の重複はないかと再調査する等慎重に取り扱うことを本旨とした。通常、取得年月、喪失年月に１～６ヶ月程度の相違は、かなり見られ、２年以上前の問題でもあり法第７５条を適用せざるをえなかった。

旧台帳の電算化は、経費がかかり過ぎるとして、その後昭４０年代になってからマイクロ化が、進められた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の整備は、年金事務として極めて重要であるが、これには、膨大な経費がかかるため、残念の思いを持ち続けていましたところ、昭４８年大型年金保養施設構想が発表され、その頃新任課長研修に参加した時、「記録の整備が先ではないか」との意見発表したことを覚えている。

（反省点）　法第７５条の適用の中で、年金記録は、永久であるにもかかわらず、資格取得・喪失、保険料徴収は、短期時効制の矛盾を改正要望すべきであった。
なお、当時、[redacted]は、「年金制度は、育っているところであるから、入学試験でなく、進級試験の姿勢で」と訓示され、年金裁定請求には、５年の時効を用いず、支給のみ５年の時効を適用した。これも運用でなく、法改正されるべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○ 退職者
所属	○本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ○平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高度な政治的判断により解決する以外にないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後すでに20年以上経過しているため記憶が定かではありませんが社会保険事務所で調査官をしていた時中小企業の事業主の制度に対する認識が甘く誤って届出がされている事例が相当数あり驚いたことがあります
広報や事業主に対する啓蒙指導の不足を痛感したことを覚えています

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は上司とも相談し被保険者数が10人未満の事業所を2年に1回は必ず実地調査することとし実行しました
現在は5人未満事業所も適用されるため小規模事業所が増加し困難だと思いますが広報の必要性や重要性は変りはないと思います。なお、職員の問題については検証委員会などで指摘されている事項について異議はありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これといったカンフル剤になると思われる可はありません。
しかし、一挙に申し出通りに認知する事は
反対です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題についての問題認識は、ありませんでした。

・新聞で大きく取り上げられた時に、知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和32年に業務課へ記録を引き上げた時に、問題があったという事だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ⓓ 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の理解不足もあり差えにありません.
(現在の取組状況)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時 このような問題が生じるという認識はありませんでした。
退職後 報道により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で思うこと
裁定請求時まで社保険者本人が直接確認する機会がなかったこと。
記録の漏れや誤りは、転職の多い被保険者ほど生じやすいことから喪失時などに確認をしていただくことができればよいのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ○ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙1

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙2

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙３

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙４

ご協力、ありがとうございました。

質問１　私は、社会保険業務センターに勤務したことが無いので庁での具体的な業務処理については分かりません。しかし、保険課、社会保険事務所の経験から、当初、紙台帳方式（戦後の悪い紙質、ボールペンの無い時代で付ペンで質の悪いインクにて記入、台帳の出し入れで磨耗する）、次に新帳票方式（給与月額を上下に判を押して半分を切り離して庁業務室に逓達する）、次いでパンチ方式、カナ入力によるキーパンチャーによるパンチ入力、そして電算機へとその時代時代の先端方式を採用して記録管理が行われてきました。この間の古い方式から次の方式への各切換え時に記録のもれにつながった部分もあるように思います。

今、年金相談センターの窓口で顧客と対応をしています。今年 60 歳になる昭和 24 年生れの方々が窓口に見えます。多いのは洩れていたとされる 30 ～ 40 年前の勤務先、期間、所在地などを具体的に思い出せないという方が非常に多いことです。

その時代は社会がようやく落ち着いてきた時ですが、中小企業では会社を替わる度に往々にして前歴を余り問わないで新入社として取得届を提出し、年金番号を受けていて１人で２～３、４枚の番号を持っているいう例も少なくありません。

また、この期間に空いているところがあると何処かに勤務していませんでしたか、という問いをすると、真剣にご自分の過去を思い出そうとする人が毎日数件あります。

顧客のうろ覚えの記憶で庁に加入会社、期間の照会を行った場合、その手数を考えると本当にどうすればよいのかということも考えます。そしてその確認回答がまだ来ないという不満を聞くことが多いのです。

質問２　団塊の世代が６０歳、年金の仲間入りをしています。年金相談窓口にはご夫婦で来訪されるのが多く、年金のことの他、これからの生活や仕事、嘱託のこと、厚生年金に加入するか、否か、雇用保険との兼ね合いなど、そして奥様方はご主人を横において主人が死んだときの遺族年金のことまで聞かれます、ご自身の将来の年金にまで詳しくお聞きになりたいのです。

また、奥様方は 65 歳からの遺族厚生年金を受ける場合にも、ご自身の老齢基礎年金は全額受給できることなど、相談内容は年金額、それ以外と多岐に渡ります。

１日に相当の人々がお見えになる現在では時間に追われた相談になることが多く、このことから誤解を与え、説明不足のお答えをする可能性もあり、得てして来訪者はご自分に都合の良い解釈をされる例が多く、相談員としてはそれが一番恐れることです。

また、名刺を渡すようになってからは顧客対応中に電話を頂くことも多くなり顧客を待たせるなど迷惑をおかけすることも多々あります。

そのような中でこれからの対応としては　①年金相談の窓口の区別する・年金請求、加入期間の照会、年金額が変わったことの照会、その他、相談内容の応じた窓口で対応すること。②予約制を取り入れる・日により来訪者数が異なるが、多数の方が来られたときはどうしても時間不足で終わってしまうことが多いように思います、十分とは行かないまでも必要な説明を行い誤りを少なくしたい、ある程度予約制で対応することも必要なことと考えます。ただし、すべて予約制でとなると時間の都合がつかない方もおいでになるのでこのあたりは臨機応変な対応も必要かと思います。

質問３　１でも触れたように潜在的には、紙台帳から電算機への事務処理方式の脅威的な発展に乗っかって切り替えられてきたのですが、過去の紙台帳が独りで電算機に乗るわけは無く、すべて人手を介して切り替えて行くのですから、あの紙台帳がどのようにして電算機に収容されたのかが外部から心配をしていました。この数次の切り替えが適切に行われたのかということです。また、県の年金課のときは、市区町村のデータが適切に庁の電算機に収容されたかということも気にかかっていた。

質問４　厚生年金の被保険者の住所を一つとっても以前は取得届などには住所欄が無かった、会社を通してやればよい？。今の届書をみても欄が小さく手書きで記入するとマンションなど住まいでは小さな字になってしまい判読も難しいものもある。郵便番号を旨く利用して簡略化して行くことが必要ではないか。

いずれにしても社会保険庁は医療保険を中心に重点を置いた行政方針が長すぎた。短期的な視点でしか見てこなかったのではないか、人事、予算にしても厚特会計と言う大きな会計を持っていたことになるが、年金部門は冷遇、独りでに動いて行くだろうという見方、確かに年金は長期制度、国民に対するインパクトはボデーブロウのように利く物だというその視点が不足していた？。その反動が今来ているのだ。

世界一の長寿社会に中で年金は市民生活の基盤、地域社会の経済へ及ぼす影響も無視できない規模になっている。この視点にたった時に現役はもちろん、ＯＢも一致協力して国民の皆さんの不信感の払拭、信用回復に努めること。今は将来に安心をもって頂くべく協力して行くことが必要な時だと思う。今はその荒海の中にある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① S48.7月末までは、旧台帳を1枚も破キしたり、or 保管室より異動させたことは一切無い。

② 被保険者1人当り、旧台帳1枚と云うのは50%ごろいで、残り半分程度は、1人当り3・4枚、多い者で7・8枚あった。
(これは、会社を変るたびに年金番号の新番を発行交付したためと思われるが、会社の担当者に聞いても本人が雇用証を持っていないと言うことである。)

③ 修正して、正しい旧台帳は、一定の時期に、資格班より電計班に送付していた。この台帳が、資格マスターテープとなっており、昨年の「年金特別便」に使用されたと思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で、私には、より良い方策は、みつかりません。が、質問4をみて下さい。

(最近、指先が2ヶ中フルエてキレイにあけません。乱筆で失礼します。[redacted] 12/11)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この個々人の年金記録は、遠い将来、本人の受給に当り当然、計算のもととなるので、IBMが、目的が分りませんが、「資格マスターテープ」となってその給付に活用されるものと思っていました。
当然、この認識を持ったのは、旧台帳の修正作業を四係約90人くらいで実施していた時です。（S40年代後半の時期）
42年→48年と記憶します。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ザラ紙を少し厚くしたくらいの旧台帳は、紙質が少なく、また、ボールペン書きが殆んど無くて、青インクのペン書きでたいへん読みとりにくいものでした。読めない台帳は、㋐まとめて予の所に送り、事業所名ボで書きこんでもらうか、Telで（数の少ない場合）聞きとり書きこんでいました。
㋑上の修正の終った台帳は格納室に順次戻していました。

次に改善するとした場合は、
電計に依存する個人の記録について、事務所（→事業所別台帳）同じような少し厚紙のものに、アイウエオ順などにして残すか、又は、現今のIT技器の発達に合せて、そこに区分して取り込み保管する方法がよいと思います。いずれも「資格マスター」に入れます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録問題が、今日の様な大きな問題になるとの認識は余りなかった。

なお、昭和30年頃と記憶しているが、旧台帳時の年金記録の大受困難であり、又確認出来ない事例もあり、将来に問題を残すのではとの認識はあった。

の確認が

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳の年金記録のコンピューターへの入力及び照合が、必要と当時は思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者 [redacted]
所属	(元)厚生年金課 本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

設問の事例については、ありません。
(年金記録担当期間が僅少でありました。)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 昭和30年代後半の事務国年誤長…昭和40年前半。秋田県保険課長、当時は、自常の業務に力点をおいていた。

② その間、特に記録上の問題はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な問題として、処理した記憶はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在おこなっている様に根気強く突合していくしかないと考えます。

すみません、良い知恵がありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を認識したのは、退職後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的には思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道後。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時の確認。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳時の整理方法で進んでいるもので、一気の解決には人海戦術しかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

政争の具として決定され、その対応が充分でなかった
今後の改正は情報量等を勘案(予算等)し決定
する事が必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適切な方策は思いうかびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者個々人の老後生活を保障する大切なものと認知していた。
限られた人員で時間に追われ必死で職員一丸となって努力していた。特に問題が発生するという認識はなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の回答のとおり。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録について、被保険者と保険者の間において、銀行預金と同程度の合意性を持つことが求められていると思います。
従って、地道に本人確認をとっていく以外に無いと思います。
最終的には、年金通帳制度等を取り入れることになると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン以前において、厚生年金の資格記録関係について、事故リストによる記録整備が行われておりましたが、「調査不能」のものがあったと記憶しております。

当時は、年金の裁定段階で処理せざるを得ないと認識しておりました。いわゆる年金記録問題と認識したのは、頻繁にマスコミ報道がなされた時期と記憶します。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、最善の方策は、事業所経由等で本人の特定を行べきであったとは思いますが、現実は、マンパワー等の問題で不可能であったと思います。

いわゆる、当時の組織全体としての、認識の問題とお答えせざるを得ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和30年代、当時の山梨保険局の時代、紙名帳を、予省営業に進捗するに当り、台帳保存位とり、被保険者名簿と紙名帳の記録を照合したが、予省の営業の際、抽出調査で50枚につき1枚乾分の照合をしたあった。紙名帳の記録も予省で確保する。

2. 当時の予省営業所のコンピューター入力に当り、入力の照合は、新人やアルバイトで行った思われる。コンピューターの出力と紙名帳の照合が不正確であったのではないか。(予算の都合もあり読み合せ等の回数はいろいろ知らない)

3. 私の予告記録に関与したのは、山梨保険局(ピンク)一般時代のみであったが特に問題になるようなことはなかったと考える。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 予算面の制約があり困難かと考えるが、本来に必要は紙名帳の記録とコンピューターに入力されている記録とは今回複数の目で照合することしかない。

2. 上記で、不明のケースは、社会保険事務所において、本人(家族)を戸別訪問し、事情を調査する。ケースによっては当時の就学先、会社の勤務者等からも事情を聴取する。

3. 今後については入力前の記録の照合と、入力後の記録を入力し、複数の目で、記録照合を行うことが必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 社会保険庁、平成元年12月退職時まで、今日のような年金記録に問題があったとは、全く知らなかった。
（年金記録に関連する取扱には、勤務していなかった）

2. 問題があると知ったのは、マスコミに連日報道されることにより、大変な問題だと、初めて知った
（私自身は国家公務員であり、共済組合の記録の正確であり、年金記録に対する認識が余りなかった）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 反省点 ― 第1線の社会保険事務所において、年齢に連立する記録は、事前に十分照合されていなかった。
（当時、年金受給者が多くなく、第1種受給者の人が、年金を受けるようになったが、記録は、問題はなかった）

2. 年齢、業務部における、入力事務の正確を期すことが、異常に重要と考えるが、件数が多すぎて、予算面での措置も限界になるかったと考えるが、やはり、ベテラン職員における、入力の記録は照合を、正確に行うべきではなかったかと思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

[redacted] 微収(原稿)で異常に目立つたのは、昭和21～26年の各月保険料額が健保欄は白紙(収納済)に対し、厚年欄はすべて帯納という宗師記帳であった。戦後すぐの激しいインフレ時期に、中央の指示によるものか？健保料という診療報酬財源の確保に走った様相が見えた。
従って社保険者は、恐らくは給与明細上は厚年控除されたにも拘らず、社保へは時効や不能欠損により未納となり、厚年記録は空白であろう。
この宗師微収は、2年度後も続いていたように思われる
(現在でも事業所側の資金繰りにより、健保分しか納められない場合があるのではないか)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○記録の復元については、一歩一歩ありやり様がないと思います
「画像がない検索システムに取組んでおられる由、中々分かりません
~~○復元不能の記録は膨大なものとなりましょうが、その他~~
~~確たる証拠はないが、本人の言分に無理がないと認められるときは、空期間として受給資格期間に算入してはいかがでしょう。給付額の計算には、最低平均標準報酬月額に当てたものとしては、(却って年金額が下る場合は算入しないでおいのではないでしょうか)~~
○復元の一方で、不能者に対する給付面での対策が必要となりましょうが、事例を広汎に把握しておられる当局によろしくお願いいたします
○今後の記録は、やはり社会保障番号が必要となります
日本スタート時には、師覚もマスコミも反対であったように思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○非常に重要な事務（旦々として進めるべき）と考えていた。しかし完璧にできるとは思っていなかったが、年金裁定時に本人の申告と全分チェックできるのではとみていた。

○昭和42年、社保に健康労に行った時、事故係の担当者から、毎期こんなに事故記録照会が来る人ですよ！と部厚いリストを本庁から見せられたとき。ただし、生々しい事故であるため、市庁村照会によって手数はかかるが充分処理されるものと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○地味な仕事ではあるが、急も角も頼むと、各事務所に入念な対応を指なした。事故は氏名・住所・納付日等関係するものであるが、日年発足まだ5年ぐらいで、調べれば判る段階であったと思う。

以下は質問4に掲げず加入しました

○原年6千万人の納付記録のみ（原年毎月、日年3月以内）でも年間5億件、40年で200億件にもなる。事業所、市庁村（かつては納付組織）、社保それぞれ手を加えるごとに1%のミスがあるとしてもミスは大変な数になる。もともと40年間の早く云えば、勤務屋と月給を記録する日本国人事課の様な仕事が完全無欠に出きるわけがない。共済組合などは今までは履歴書の記録であり、年金額は過去経過の額が基礎となるので事故が起こるはずがない。

○日年スタート時の世帯調査で3割は年金期待しないと、最近の世帯調査でも変らない。最近の年金人主人特別便なども、本人に返回しているのに3割は返って来ないと聞いています。40年間返回し続けても年金記録は仕方なのではないでしょうか。

○ウロ覚えですが、日年スタート時に、社会保障審議会で社会保障審議が取上げられ、徴兵に整るとかで、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

顧みますと在任30年国民皆保険、国民皆年金の業務に携わるものとして、与えられた任務に誇りをもって誠心誠意取り組んでまいりました。昨今の年金記録問題については、忸怩たる思いがいたします。

今回の調査により、あらためて年金記録問題の重大さを認識し、当局のなみなみならぬご苦労を承知いたしました。遠い過去のことを思い起こし、介護生活の明け暮れに自分に何ができるか考えております。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当面、時間と予算がかかるか存知れませんが、未統合記録の解消、組織体制の充実ではないかと思われます。

また、第三者委員会については、あまり報道されておりませんがその活躍を期待しております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の安定した老後生活確保のための必須要件であり正確を期さなければならないと認識しておりました。

昭和40年代に国民年金被保険者記録のオンライン化がはじまった当時、さんまルタイプライターの導入により、記録の正確性が確保できるものと確信しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過日、社会保険庁の国民年金の特殊台帳とオンライン記録との食い違いが2000万件もあると報道されました。食い違い件数の多さに驚きましたが短期間で3,000万件もの照合が行なわれた結果と聞いて、懸案の未統合の解消への期待が高まった次第です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在報道されていること以外にはありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が色々ありますので一概の処理は難しいと思います。

1件1件に誠実に対応することしか思いつきません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年11月から年金相談を担当したとき、記録が消されているとの相談を受けたと思う。

社会保険事務所における事務処理のミスがないと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特段の対応はしなかったと思います。
(社会保険事務所を紹介して確認するよう案内はしたと思います)

当時は重大な事案との認識はなかったかなと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法以外に特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合の記録には、ある程度残っていると思っていましたが5千万件はおどろきました。
・知ったのは新聞等で騒がれてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・知ったときは部署が違っていたので特別に対応することはありませんでした。
・反省点よりは残念でならないという気持ちです。事務所にいた際は担当者が事業主や事務所の担当者にさかんに手書の統合について説明していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、氏名、手帳記号番号、生年月日等が不一致なものがあり、事故リストとして整理されていることは若いときに承知していたが、直接年金業務にタッチしていないので、それ以外は知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

社会保険庁総務部
総務課長　殿

師走の候、毎日慌ただしい日々が続いておりますが、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび小生宛年金記録問題について照会を戴きましたが、年金記録問題は、現職の方よりむしろ 40 年、50 年前に社会保険事務所、社会保険庁に奉職して現在 OB となっている我々の責任が重大であると認識をしています。

現役職員の方には、大変ご迷惑とご苦労をおかけしていることについて謹んでお詫びを申し上げます。

かつて社会保険庁に勤務したものとして大変失礼とは思いますが、下記のような意見を述べさせて下さい。

記

1. ご承知のように厚生年金保険は、前身労働者年金保険法として昭和 16 年に制定され、17 年 6 月から保険料徴収を開始して以来 67 年を経過しております。この間太平洋戦争に巻き込まれ、一部の社会保険事務所が戦災で類焼し、名簿そのものが消失した事務所もあります。また、台風等により水害にあった社会保険事務所もあります。

今でこそコンピュータ万能の時代で全てが機械処理で行われておりますが、昭和の 40 年代まで社会保険事務所の業務は殆どが手作業による処理であったと記憶しております。

2. 記録問題について、全て行政が悪いように言われておりますが、果たしてそうでしょうか。年金手帳(被保険者証)を何枚も持った被保険者、再就職の際就職が有利になるよう生年月日をごまかして申告する被保険者もいました。また、従業員を採用しても届出を出さない会社もありました(今でもそのような会社はあります。)。それをチェックしなかった行政が悪い、杜撰と云われるかも知れないが、当時年金記録は、年金手帳の記号番号で管理され、コンピュータもなく、紙台帳とか名簿で保管されておりました。なお、被保険者等の住所管理が始まったのはコンピュータが普及した平成 9 年の基礎年金番号の導入時からだと思います。

もちろん現実に国民年金、厚生年金等で多数の記録漏れが出てきているという厳然たる事実を考えると、社会保険庁が記録管理において国民の大事な年金記録という意識が欠如していたことは否定できないと思います。

また、報道されているように一部の人達による記録の改ざんが事実であれば残念でたまりません。しかし、社会保険庁の大部分の人達は真面目に業務を遂行していたと私は信じております。

3. 「年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいか」とのお尋について失礼ながら以下の回答を申し上げます。

(1) 基礎年金番号が導入された当時、未統合の5000万件の原因は、生年月日、名前等が相違しているため名寄せが出来ない、死亡された人が多数いるため住所把握ができないというように聞いております。

そこで当時の社会保険庁は、その整理に膨大な費用がかかるため、①年金受給前に加入記録の通知をすることによって補正する。②年金の請求時に年金の裁定請求書に職歴を記載して戴き、被保険者記録と突合するという方針があったのではないでしょうか。

私は、今後もその方法で地道にやっていくしかないと思っております。

(2) 年金記録問題は、上記1と2で述べた理由から、いくらお金と時間をかけても最後の一人まで、つまり100%は解決できないと思います。最後は、割り切りの問題と愚考します。

4. 以上いろいろと申し上げましたが、「宙に浮いた年金」、「消えた年金」と云われ、5000万件と数字が一人歩きしていますが、年金を貰えない人が5000万人いる訳ではありません。未統合の件数は5000万だけれど、このうち大部分の人達は年金を掛けた期間に応じてもらっていると説明することで理解して戴くしかないのでしょう。

わが国の年金制度は太平洋戦争で日本が敗戦国になったにも関わらず、戦争をくぐり抜け、記録問題があったにしろ、サラリーマンの老後の所得保障の中核になっていることは紛れもない事実です。世界に比肩できる制度だと思っております。現役の皆様下ばかり向かないで自信を持って頑張ってください。

平成21年12月15日

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、今回のテレビ、新聞のニュースによって知りました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いうまでもなく、年金記録は将来の年金支給の基礎となるものであり、正確に記録されていなければなりませんし、また、そのように整備されているものと理解しておりました。解決の策についての質問ですが、どうして問題が発生したか、また、その中味についてもいろいろあろうと思いますし、それらを承知しなければ何とも申し上げられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、いわゆる年金記録問題については承知していませんでした。
存在することを知ったのは、テレビ、新聞によるニュースでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の回答のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録の未統合対策は、費用問題が大きく、基礎年番施行後も早急には進められなかったものと思う。
・問題が出たのは、基礎年番施行時

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・費用問題であるので、担当部署でもないので対応不可。
・全庁問題として取り上げていなかったこと。
(一部の担当部署が細々と作業を行っていたのみ)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・全体的には「ねんきん特別便」の処理をていねいに完了させる。
・今後は個別対応を当人が納得するまで行う。
　裁定時の記録調査
　特定年齢時点での記録確認(例50歳、58歳)
　40歳

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金裁定時に記録調査に時間がかかることが問題だったことを記憶している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事務処理等でミスは避けられないとすれば年金記録の間違いもあることを前提として裁定の時点時点で当人の確認を取りつつ間違いをただしていくようなシステムを早く作るべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適切な対応のもと、迅速に努力することを望む。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

支給開始年令到達前に予め記録を送り、確認を求め始めた時期であり、出来ることから順次拡大（予算や要員の制約のある中で、）するしかないと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金保険料の収納対策や適用の適正化対策等の当時の重点事業の対策との両立を図りながら、なるべく早期に記録整備を図ることとしていた。
当時の状況を踏まえれば、現場としては最善を尽くしたものと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

同一人のものと思われる記録(疑重複)をコンピュータで自動的に統合したと聞いている。被保険者期間が重なっている記録を調査しないで統合したようである。
重複期間の報酬等級は、本人に有利になるので、2以上事業所勤務として、各記録の報酬を合計した等級としたようである。
(2以上事業所勤務は、現実には多くある例ではないと思われる。)
他人の記録が統合されたことも考えられ、データ管理の状況は不明だが、他人のものと統合された記録は発見されにくいのではないか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長い期間のいろいろな要因による結果であるため、長期間を必要とすると思われるが、コンピュータのデータと台帳(内容の一部に不十分なものもあるが)との突合、一人一人による確認等現在行っていることを確実に行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の紙台帳、電算入力による記録関係の事務において、担当者によって処理に差があったこと、庁業務センターの記録管理において、人手、経費の不足や短期間の処理のため、単純化、簡素化が行われたと聞いたこと等から記録の内容に不安を感じていた。

(個人を特定する精度を上げるため、氏名に使用する漢字は、台帳のため年金裁定時に添付を義務づけていた住民票が使用を認めている字体と同一にすべきであった。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所における紙台帳への記録の記入、庁業務センターからの記録エラー照会の対応等について迅速、適正な処理等を指導指示した。

(しかし、記録は、年金裁定時に本人が確認することから、各担当者の記録事務に対する意識に差があり、調査、確認等の処理対応の差が、結果に差を生じることになった。

職員が自分の行う処理の重要性を意識し、常に問題点を考えながら事務等を行うように、管理者等は常に指導確認することが必要であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、把握されている以上のことは知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○事業主に届出義務を定めている法律を改正し、罰則規定を強化する必要がある。

○仕事量の割に定員が少なすぎる。大中に定員を増やし、調査権限を強化して事業所調査部門を強化すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主の届出が徹底されていない実態はひょっとしたらと思っていた。

また、昭和40年代までは、国民の年金記録に対する関心も低く、複数の年金番号帯得、年金生年月日の誤届出、脱退特例金の受給意識のなさ等、事務処理を行うにあたり苦労したが、ここまで記録もれがあるとの認識はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務リスト処理、年金期間に伴う記録照会処理を迅速、正確に行うよう指導した。

また、未加入事業所把握のために、労働記録や法人会記録等を活用した。

現状の定員で、現行法にもとづく処理では、完全な事務処理は不可能である。

~~[illegible]~~

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

地方の保険課長時点から相当(30年以上、40年位)時間が経過しており、記憶が抜けており、完成でない部分があり、不正確なことを申しあげ、かえって混乱をすることになりかねませんが期待に申しあげることは特に~~ありません~~。何もありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後この問題を解決する方法としては、現在既に実施している被保険者又は受給権者等との個別対応として「わんきん定期便」「年金相談体制の整備」などによることが良いと思われ引き続き実施されることを希望いたします。

なお、抜本的対応としては今直ちには困難と思われるが、時間と経費の点又、一般会計との関係が問題と思われますが「社会保障番号制」の導入なども考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

3.0年ごとの前のことで、この記憶が、かならずしも正確ではないのではありません。
当時、私は、年の保険料納付と勤務していた頃、あるお客様(退職者)から、年金制度について相談があった。その年、事務所の一角の応接スペースで、改正中道府の年金事務所の担当職員にわかりやすく説明してもらう、事業所側の負担と、台帳管理の大切さを説明していた。一部重複するが、多くの場合であったかと思われる。当時の年金制度と、現在の制度が異なっていて、その説明と、この記録問題と(関連があるかどうか)は、わからないが、これと、年金事務所の方から、年金の記録に誤りがないかどうか、と言われたとき、事務所(社会保険労務士)は、どのような事、しっかりこれとコンパクトに(例えばマイクロフィルムに保存)と検討するよう指示した。この仕事について、平成元年頃、後の社会保険庁において、事実と説明していたと記憶している。
古くから、一貫して、と今回の記録問題についてのオンラインを検討中であり、このような事態にならないための対策は、元年頃から、
また、2.0年頃の保険料に、事務所と設置し、原本(年金記録)の記録と照合する、技術が、と指摘されていた。
方式と違って、古い紙台帳の取扱に、保険料、報酬の誤りや、記載漏れ、記載の誤りで、後になって発覚していた文字のスペル、
などや判読が困難な行為の是正されたものと、振り返り、また、今後の改善の対策としていたかと思われる。
私は、元の会社の事務の立場から、想像してみた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

元会社(会社)も、記録問題についての問題認識は、当時の国民全体の関心はなかったと思われる。
(これは、)私の処理については、現在のような国民に事務をと説明、当時と
しては、先進的な大量事務処理方式という名のもとにパンチカード方式に導入し、逐次その時代の最
新方式のコンピューターに導入、元会の事務と皆が今回にそっている。
このコンピューターへの記録の変更のたびに、それが保険料額、給付に事務的に誤った取扱、事務の
選択の方法、は報酬にかかる元会、文字のスペル、判読困難なもの、事業所から届出の不適格に
加入記録脱落があったかと思われる。
現在の元会不合理などの問題点については、その内容をある程度少し詳細に一般国民に知ることが
必要かと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている対策を続けて行くことだと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大企業等が「脱退一時金」の受給をかけて勧めてみり、忠の対応で苦慮しました。いつか問題になると思ってみりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ことあるごとに広報に努めました。
当時、女性は結婚後、家庭に入れるという風潮があったことだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

[redacted]をしています。

① 算定基礎説明会等の事務説明会に若い女子職員が多数参加しているが、行政が考えているほど、参加者は理解していない。もっと広報を大事に。

② 学生労働者ともっと、事務の詳細について、方と意識合わせが必要。(遡及訂正、遡及喪失処理等)。法的整備が必要。現場では対応できない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 私は、未納三兄弟のマスコミのはやしたて方でガク然としました。旬政記録が毎日減れていくのか、守秘義務はどうしたのか。

② 社会保険業務センターのパンチ委託の業者に対し、再三ベリー（二度打ち）の徹底を図っていたが、本当にそれができていたのか、指導はよかったのか。不安はあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 地方においての、被保険者記録の統合の際に起る事故リストについて、徹底した処理を図るべきだったと、強く反省している。（組合協議の笑いと思う）

② 本庁・地方庁含め、庁全体が、裁定時主義をとっていた。若干時の記録事故は、裁定請求の時点で補正できる。この過信が最大の敵であったと思う。記録システム・裁定システム・給付システムの電算処理においても、根底には、裁定時主義があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでの実務経験からしてみれば、その当時今回のような問題が起きるなど予想ににしていなかった。従ってこれ以上の問題があるとは考えが及ばない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの対策上あらゆる方向から行って来ていることを考えると、結局は、本人の「加入の事実」「保険料支払」の事実など、別明しなーかぎり解決されない。従ってある程度の時点で、本人の確認がとれないということで命をに打ち切っていくことも必要かと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

裁定時に、本人の職歴、加入歴などの申立てと庁が持っている記録との合致により、年金額が決定されるものと裁定の業務についている際確信をもって行っていた。従って今日のような問題が潜在していたとの認識は全くなかった。
基礎年金番号統合時の未統合記録5千万件についての庁の認識と社会での認識の相違が発覚された"ニュース"で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 本人の加入歴、職歴から(申立てによる)、解決されるものと考えていた。
2. その後、庁へOBとしてこの問題処理のお手伝いに行っている際、余りにも本人の年金に対する理解と加入歴、職歴の自らの扱いが"ないがしろ"に捌れて来たのかと驚いた次第、"とことん"解決は困難と考えている。
3. 当時、記録整備について その処理として「記録統合」を行い、その際「事故リスト」を出し、このリストによって記録の整合性を維持しようとして行っていた。このリストの完全処理があいまいだったことも大きな要因であろう。対組合への理解が求められなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

必要とされる資源人員を充分に確保して対処すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の重要性は認識しており、適切に処理していたと考えている。
問題の存在は近年の新聞報道等により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録事務の処理については、二重、三重のチェック体制が必要であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員の意識改革(目的意識・規則意識)
- 正常な労使関係の構築
必要な予算・要員の確保

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 徴収率の維持向上という目標について、数字上の実績達成に腐心し、「年金額の確保」という保険者としての役割意識が欠如していた。
- 城王社会保険事務局長時代

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 徴収課長会議、所長会議等において、数字上の実績にこだわらず、不正な事務処理の是正を指示。
- 地元職員との間に無形の"壁"が存在し、実態把握が困難な面があり、どの程度是正されていたか確信が持てない。
- 地元職員との問題意識の共有ができなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和20～30年代はまだ社会一般に年金に対する理解が浅く、健康保険には加入していが厚生年金には加入したくないという中小企業の従業員や事業主が時々いた。
また、会社退職時に脱退一時金(会社が代行請求)と退職金を一括して手渡していたため、本人は退職金と思っている例も多いと聞いている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している年金定期便等で、一定期間毎に加入記録を本人に通知するとともに、プライバシーの保護に留意しつつ、本人からの記録照会システムの一層の利便化を着実に図っていく方法しかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~[illegible]~~
被保険者記号番号の重複等が相当数あるため未統合記録があることは承知していたが、基礎年金番号制の導入やオンライン処理の進展により、かなり記録統合が進むものと思っていた。
5000万件もの未統合記録があるのを知ったのは社会的に大きな問題になってからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録のある加入者については、当面、年金裁定時に本人申し立てにより記録の補正をすることは止むを得ないと考えていた。そして加入記録の正確性を高めるため、本人の住所管理システムを整備しつつ、段階的に加入記録の本人通知を進めるべきであると思っていた。
年金は加入者の請求に基づき裁定されるが、全体の記録も当面この段階で確認できれば良いとして、年金記録の統合・確認に関する業務処理について、長期的方向性の視点が不十分であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・社会保険事務所庁舎(久留米相談)が水害にあい台帳が水浸しとなった事例がある。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・この問題は、長期間に亘る年金記録作業によるものであり、短期間で解決できると思えない。
被保険者や年金受給者が不利益を被らないよう時間をかけて地道に進めるしか方策はないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金にかかわる期間が短かかったので、在籍中は、記録問題を意識することはなかった。
問題を知ったは3年程前からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・反省点　もっと早い段階から一定年令(例えば40才)到達者に対し、ねんきん特別便を送付するような仕組みを考えるべきではなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・基礎年金番号に未統合の記録については、該当すると思われる人にどんどん連絡すべき(時間と手間はかかるが、この方法で減っていくのがよーと思います。)

・定期便も重要ですが、未統合記録の処理の方が優先すべきではないかと思います。(コンピューターの有効利用)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

抽象的に入力誤り等はありうるとの認識はありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような事が再度発生しないよう、より適確な処理が行われるよう願います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

- 常時雇用者であっても、強制加入と任意加入制度があったこと。
- 全被保険者の資格を職権により喪失させる「適用事業者認定喪失」の措置があったこと。
- 資格の得喪、保険料納付等は、事業主の届出・申請に基づくもので、届出等に齟齬があったこと。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金においては、これまで被保険者の加入届をはじめ、その殆んどが事業主を通じて行われてきており、保険者サイドによる記録がどのように管理されているのか、加入者には見えず不安な面があった。

記録事故の発生防止に向けては、事業主からの届出・申請を見直し加入者自身が常時資格・納付記録等を確認できるようにすることによって、誤記録等の防止や「自分の年金」に対する安心・信用に繋がるものと思います。

そのためには、適用・記録関係についても年金業務全体の見直しに含めて、制度面の改善を図ることが必要とおもいます。特に、厚生年金の標準報酬制も見直し、分かり易い保険料算定方法に改めて欲しいと思います。

また、膨大なデータ管理や今後の業務量増に対しては、「社会保障カード」等、IT 技術を導入し大幅な事務の改善・効率化を図ると共に、確固たる記録管理システムの構築が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）時、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

それまで年金記録関係事務に直接携ることが少ないまま現場の管理者となり、未加入・未納者が多数存在していること改めて認識し、将来、多くの無年金者及び満額年金を受給できない者の発生が予測された。

[redacted]

大都市の特殊性と言うべく、事業所の新適・全喪・滞納の発生、一方、国年においても未加入・未納者、両制度共格段に多く、特に検認率では全国最下位（７８％台）であった。このままでは、将来、大きな年金問題が発生するのではと危惧された。

[redacted]

国民年金事務の機関委任廃止に伴い、廃止に見合う年金関係業務量への対応は明らかにカバーできないことが分かり、さらに、未加入・未納者対策の重要性を認識すると共に、なお一層、深刻な年金問題に発展しかねないと認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 群馬時　特に国民年金の未納者が増加傾向にあったので、保険課も年金課と手分けして理事者対策を重点的に取り組んだ。

○ 東京時　・平成７年７月　「東京都国民年金都市対策推進会議」の設置

東京都福祉局長を幹事長とし、大都市の特殊性を踏まえた事業運営の問題点を整理し、実務の細部まで改善方策を策定したうえで実施した。

・社保事務所の調査活動等の拡大

高度の対応や問題解決に長期間を要する案件については、社保事務所から引き上げ本部管理にし、社保事務所の調査活動等の拡大を図った。

○ 福岡時　国年事務の機関委任廃止に伴い、年金に重点をおいた組織変更を実施したが、県内全域に拡大した業務推進に苦戦した。

○ 反省点　加入から年金受給までの記録管理に当たっては、当然、長期間の継続性が求められる、この間、制度も組織も時代背景も変遷するなかで、事情はそれぞれあるにせよ、これまで、その時点その立場での取り組みに、怠りない努力不足等が、結果として由々しき事態を招いてしまったこと。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録について被保険者等に照会した記録等のうち
回答があったものについてできるだけ早くお知らせして
あげることが大事だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は機械処理で全て正確に入力処理されているものと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適用事業所の担当者から被保険者資格取得届が提出された場合に次の様な点があると聞いたことがある。

1. 本人（~~[illegible]~~被保険者）が厚生年金記録があるが今どこにあるか分らない、と言っている
2. 本人に確認していないが保険証（健保の）が急いでいるので早く処理してほしいと言っていた（実際は厚年記があるにもかかわらず――厚年記なしと届け出ている）

上記の1、2の問題について事業所担当者に直接な事務処理について指導を強化することも必要だったかな――

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録」に関らしたことがないので、一般論しか云えませんが、提示事象(1)〜(3)は、どんなに金と時間がかかっても、着実に未処理案件を処理するに外ないと思う。そこで同じ誤ちを繰り返さないために、チェック態勢を強化すべき。(4)は事業主からの届出に基づき処理する~~[illegible]~~システムになっているものを、本人の申立てにより判断しようとするなら、挙証責任は本人の側にあるのが常識。よって当初の第三者委員会の判断基準は正しかった思います。(5)は知りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

それらの問題の存在すら知らなかった。
退職後マスコミの報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治基準を詳細に設定し、記録の漏れ等、不備を申し出た人に対し、なるべく救済できる措置をして欲しい。

磁気記録と紙記録の全件突合は、費用対効果が望めず、かつ、記録不備者の発見も少ないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題があると思っていませんでした。
退職後、新聞報道等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「年金特別便」の整理がお手伝いをしました。

せっかく、お知らせしても、無感心な方もおられて、残念。
将来、この様な方が、不安合等の問題を再燃させる事もある。
この事から、国民全員が年金に感心が持てる対策が必要と
すれば、広報(政府)位しか思い浮かばない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和３３年～３５年までの約２年間、社保事務所で適用課に所属し、資格取得届の処理を担当いたしました。当時は事業主や被保険者の年金に対する関心や認識が低く、前歴を隠すため女子被保険者の年齢の詐称（実年齢より若く）や新規取得（本当は再取得）のケースが結構あったように思います。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の管理方式は昭和１７年の労働者年金時代の名簿方式から原票方式、さらにコンピュータへと変遷してきました。記録の不備は社会保険庁側のミス（手作業によるチェックミス、変換時の入力ミスなど）と事業所側のミス（届出のミス）により生じたものです。紙台帳には氏名の未記載のものや事業所名のないものなどコンピュータ記録との突合が不可能のものもあります。しがって、「最後の一人まで責任を持って処理します」は絶対口にしてはいけないのです。現在進めている照合作業にある程度の目途がついた段階で国民に実情を説明し政治決着を図るべきものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の不備があっても裁定請求時に補正するので問題はないと認識していました。記録漏れのケースはごくまれでその場合には審査（再審査）請求により解決されるものと理解していた。

問題の存在を知ったのは平成１９年２月ごろ国会で民主党議員から指摘され、同年７月の参議院選挙において与野党の~~おおお~~争点になったからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点は①記録照合の際に同一人の特定を氏名、性別、生年月日の３項目で行っていましたが、せめて住所か事業所名をキー項目として追加すべきであった。②社会保険庁には真のコンピュータの専門家がいなかった。③資格記録の管理は年金行政のなかで一番大事な業務のひとつなのに人事や予算の面では必ずしもそれに相応した手当てがされていなかった。④昭和３０年代、社会保険庁業務課で職員が杜撰なデータの所在を上司に報告、改善策を具申したが予算面や業務の優先順位を理由に組織としての解決策がとられなかった。⑤人間がデータの処理に当たりいくら注意をしても１パーセントの誤りが生ずるという前提でシステムが構築されていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○保存されている記録多帳などから、地道に1件づつ整理をしていく方法しかないと思われる。

○予算がないなどの関係から、調査を避うせたり、打切りにするような方法は、国民に信頼されなくなる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

20歳代に、社会保険事務所に勤務していた当時、本人の記録が確認出来ず「事故整理」として整理していたが、被保険者本人の所在が不明で、追跡、調査が出来ない事があった。
本人が、年金の請求時に整理する方法しか、その当時はなく、本人の記録が1つに整理されていないものが、あった事は、承知していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和36年当時、国民年金制度発足から、現代の基礎年金番号あるいは、社会保障番号が整備された上で実施する必要があったのではないかと思う。
（しかし、その当時は、年金制度発足そのものに大きな反対運動があった。）

ご協力、ありがとうございました。

5月前に調査依頼が送られてきて、回答しない場合は、[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁　都道府県
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ○ *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問の「世間一般に知られていない問題」とは、マスメディアに発表されていない記録事項の統合に関する事項に限定するものなのか組織・人事等の他の事項も含めた問題なのか質問の趣旨に迷いますが、今迄発表された事項以外は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

余りに大量データの確認が必要なので具体的方策は持ち合わせておりませんが、過去記録の問題については、年金特別便等による確認作業のほか事業所・市町村・OB等の協力を求め地道に作業を続けるしかないのではないかと思っております。

将来に向けてこのような問題が生じないよう、社会保障番号の推進をお願いしたいと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、老後の生活設計の基盤となる老齢年金の年金額を決定する最も重要な基本記録でありその記録は適確・正確に管理されるべきものであると認識し真摯に業務に取り組んできたつもりです。然し、このデータにミスや不備が多く年金記録が非常にずさんな管理がされてきたと指摘を受けたことに半信半疑な気持ちを持ちました。結果的に年金に対する信頼を失ったことには反省しなければならないと思っています。このことを知ったのは平成19年2月の新聞発表によりはじめて知り驚いた次第です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号への国民年金・厚生年金番号の統合前に退職したため年金記録問題は顕在化してなかったため、特別な対応はしておりませんでした。現時点で考えて見ると厚生年金の資格記録事務処理方式について、名簿方式、原票方式、機械化準備室方式など事務取扱の不統一が大きな要因の一つではと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策で十分である。
最終的には、個々の裁定請求時に十分な確認が必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合記録が多数存在することは認識していたが、裁定請求時に職歴と突合し確認していることからそれほど問題意識はなかった。
・平成18年頃からマスコミ等でも大きく取り上げられ、記録問題の重要性を意識するようになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・社会保険事務局長時代(平成18年~平成20年)は、記録問題の解決を最重点課題として全力で取り組んだ。
・今考えれば、年金記録管理に対する意識の低さ、対応のスピード感の欠如が反省点である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・超高齢者の記録で、期間の短いもの等については、整理(未統合分から外す)したらいかがでしょうか。
私の父親は、厚生年金保険に3年程加入しましたが(1ヶ年にもとと)、また未統合記録として残っているのかも……。(未確認)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。

(質問3．質問4)

昭和39年に採用（東京）されましたので、それ以降について経験的に述べることといたします。

年代や都道府県によっても差はあると思いますが、一般的に見受けられた事象としては、適用事業所の社員の一部が未加入（既婚者で健保の被扶養者となっている者等）、取得年月日が相違（試用期間後に加入等）、標準報酬月額が相違（保険料負担の軽減目的）など、事業主や本人の都合（無知？）で実態と異なる届出が行われていたケースがありました。

職員は、定時決定前の事務説明会、定時決定調査、調査官による事業所調査、会計検査院の検査等で、これらの間違いについて指導してきましたが、保険料負担を逃れる目的で巧妙に調査等の枠をかいくぐってきた事業主もいたと思われます。

一方で、職員の記帳ミスや入力ミスもあったことは否定できません。しかし、現在、事故となっている記録の大方（8割方）は、事業主に責任があると思います。

標準報酬月額の「改ざん」が問題になっていますが、滞納事業所の多くは、事業主をはじめ社員（の一部）の給与について、大幅な減額や支払遅延を行っており、月額変更届に該当する者もいましたので、これらが後に「改ざん」といわれるものの一部となっているのかも知れません（社会保険事務所が勝手に改ざんしたという事実はないものと理解しています。）

年金記録は長期間にわたり管理するものですので、その間のさまざまな事象等により、将来、本人の記録と社会保険庁の記録が合わないケースが発生する可能性があることは、承知していました。ただし、件数の多さには驚いています。

職員は、その時々において適切に事務処理に努めてきたことを皆様に理解していただきたいと思います。

※「ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合があります」とのことですが、[redacted]
やり方に怒りを覚えます！！

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

自新しい案では、ありませんが

・第三者機関を利用し、本人の申出を重視する決定を行う。
(保険料負担が伴なわない給付が生ずるため、財政的な配慮が必要になる。)

・苦しくても、予算と時間をかけて対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な年金記録をどのように管理するか、更にどのように年金相談に結びつけ裁定するのか、の方策として、オンライン体制の確立が急務だった。手作業から機械処理に移り、職員は、皆、必死だった、と認識している。
基礎年金番号の下で管理されていない記録は、主に財政上の理由から、当面、未処理とされていた、と理解していた。そして、年金の新規裁定の際に記録の補正が行われる（本人に有利な判断）とも聞いていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録管理等に関し、コンピュータの導入が必要になり、方針整備、職員教育、広報等が行われた。そして、財政的な問題にも苦労が多かった。
多くの職員がオンライン体制の確立・基礎年金番号の付番で家庭を顧みることが出来ない生活だった。
社会保険は、かつて、国民年金手帳の返納運動や保険反応現象等の苦い経験があったが、年金裁定や相談では、最も前向きな業務が行われていると信じていた。
反省点としては
- もっと早く地方事務官が無くなっていれば、
- 予算の策定や執行の過程の中で不適当な計画や必要性の低い支出を抑えることが出来ていれば
- 結果的にみれば、誤りの多い（杜撰な）計画だった？

等考えられるが、
私自身、信じて邁進した業務推進に問題が生じたことで、多くの国民や後輩職員に迷惑をかけたことにお詫び申し上げます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録が残れている人については、本人の職歴に基づいて確実に確認していくのが良いと思う。 業務センターの記録をはじめ
(特に、オンライン以前の記録は、社会保険事務所に保管してある、お業所名簿等で確認していくしてはない。)
(社会保険事務所)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録にかかわる部署にいなかったので、詳しいことは分からないが、在職中課題であったのは、厚生年金の再取得時に、再度新規の番号を受けるという~~[illegible]~~ 番号を受ける人が多かった。その結果、被保険者の年金記録がつながらない事が生じていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・厚生年金の重複した払出をしてしまう部内の諸会議、事業所への六執~~[illegible]~~ 等で通じてしまう 努めてきたつもりである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料を納付した旨の申立がある場合、原則として納付されていたものと処理するのもやむを得ないとして処理する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の納付記録の確認

- 市町村の納付記録と社会保険事務所の納付記録との確認照合が不十分又は行っていなかったこと。
- さんしタイプにより記録の進達の際、確認が十分でなかったこと

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (社会保険大学副校長) c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生省は国民一人一人の出生から死亡するまでの一生について社会扶助を必要とする事態について対策を樹てそれを実行するという大変(仮面国民に期待されている)な仕事を担当する官庁である。記録は社会福祉全般について生じその量は天文学的なものと思われる しかもその実行面は市町村長が市町村に委任されており国民の権利義務に関するものなので市町村での記録も国と同様膨大なものと思われる しかも行政の一貫性を保つためには記録の一体性が要求される 行政の効率化と縮小化が呼ばれている現在記録の機械化は当然です 機械も技術革新・用量も大きく速度も早くなりどのような要望に答えられるようになっています

この際保険年金の記録だけではなく社会福祉全般についての記録ということで出生の段階で国民一人一人に社会保障番号を付与し この番号に基づいての記録を機械化し市町村部分については住民基本台帳の記録と補完し合う形でのオンライン化を図り社会福祉にかかる国民の権利が申請を待たず条件を満たした時点で通知する体制を作るべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

No. 1
Date

[redacted] 担当事務及び年金記録にかかむ問題点

経歴	担当業務	記録にかかむ問題点
[redacted]		
[redacted]		将来に備え(記録の)機械化は業務課
[redacted]	職員の採用と庁舎の	制度の整備実施は国民年金課
[redacted]	確保組織作り福祉年金支給	との分担が決まる
[redacted]		
[redacted]	政省令の制定・国年法の改正	将来記録の機械化は漢字入力と
[redacted]	施行通達、免除基準の制定	想定 省令で定める諸届の氏名欄
[redacted]	納付組織づくり地方組織指導	にフリガナ欄は設けなかった
[redacted]	法令の解釈と地方組織	
[redacted]	の指導	
[redacted]	被保険者の完全適用	
	保険料の徴収	
	市町村主催の住民集会に	
	出席 国民年金の将来像について	
	説明(制度の主体は農民層	
	会合は全て夜間のものとなる)	
[redacted]		
[redacted] ?		
[redacted]		保険料の収納率向上のため
	保険納付勧誘の強化	保険免除の申請を強化する傾
	5年年金の支給に備え対象	向がある行事があるとの噂を耳にする
	者への指導と市町村の納	
	付記録と社保の記録の突	
	合を実施する	
[redacted]		
[redacted]	後輩の育成	国民年金手張に印紙を貼付し市
[redacted]		町村長が検認印を押すという収納方
[redacted]		法が収納されて保険料額に相当する
[redacted]	企画と5年史の作成	印紙がシートのまで白紙に貼られ検認印

No. 2
Date

		を押す方法に変ったことを耳にする 年金手帳への納付記録の記入 がどんな形で行なわれたかは不明
[redacted]		
[redacted]		
[redacted]		
[redacted]	後輩の育成	
[redacted]	退職	

(注) 1 保険納付組織は市町村の協力団体として市町村の手の届かない所についてボランテイヤ精神で手助けしている任意団体 保険料の額が高額になった場合 ボランテイヤ団体とは言え構成主体は人間 横領 流用の心配があるので その手を打つべき必要があったが、厚生省の組織変えとともに切られてようですね 地方行政は市町村に一枚噛んで頂だがないと上手く行きません 特に個々の被保者宅を訪れ 保険料を預かることは多大の時間と人件費が必要になります 切る前に再検討はして頂だけたのでしょうね

2 免除申請がないのに免除したことにし 保険料収納率の向上を図ったとして後輩が新聞で叮かれ不法行為の責任を取るべきだと責められる記事を見て 住民基本台帳法が施行され 住民基本台帳が整備された時点で何故 法律改正を行ない 申請免除の外に法定免除の規定を設けてくれなかったのかと残念に思っています

3 アンケートの回答がない方について氏名を公表するという文句が太字で書かれていますが 課長は何を考えているのですか 私たち全員が現在

No.
Date

の年金問題を起こす芽を育んだとでも思っているのですか私と同じ年代の人は 厚生年金が昭和の初めに弱き労働を助け老後は安陸に暮して頂だこうという主旨で実施されたのですが 今年間は保険料を取られるだけの制度 戦争の経費を調達するための制度だったのだとの共産党の反対運動と防衛を申いながら日夜を問わず制度の長着に東奔西走した人ばかりです 頼みごとをしながら 私たちは被害者だと責任転化する役人根性を捨てて先輩・後輩が一体となって協力し合うべきではないですか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長◎国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ◎ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金制度発足時、当時の野党が「保険料が鉄砲玉になる。」などと宣伝し、加入拒否運動を行った。
このことが、国民の年金に対する認識を著しく低下させ、ひいては、加入漏れ、住所や氏名変更など諸手続き漏れ、滞納につながった。
◎年金記録問題に関し、今と違い当時の国民の認識の低さも要因の一つ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これ以上の記録の照合作業は、費用対効果、職員の負担などを考えると、事務的な解決は限界にきている。
◎政治的な解決しか方策はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎膨大な量の記録を手作業で行っていたこと。
いずれこのような問題が起こることは予想された。
(これからも「量との戦い」に勝つ工夫をしなければ、また、このような問題が起らぬとは限らない。)
◎対策・対応
・職員の質の向上を図る(徹底した研習)。
・再チェックシステムの充実(手作業部分)。
・会社などの年金事務担当者の年金に対する意識の向上を図る。
・国民の年金に対する認識の強化(義務と含め)を持続的に行う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎違法な行為を行った者は論外として、今回の年金記録問題に関して、組織の長である大臣や長官が、部下である職員のために一言の擁護・弁明の声を聞かなかったことは誠に残念である。
◎また、「氏名を公表する。」などと脅迫めいた文書を先輩に対して出すような組織に社会保険庁がなってしまったことを大変悲しく思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金基金加入事業所に勤務している者で、国(社会保険事務所)には加入(厚生年金加入)しているが、厚生年金基金に未加入となっている者がいる。(事業主の判断による…)
一刻も早く、国と基金記録の突合が必要である。(残刻年度から行っていることは承知しています。)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

就職する場合は、氏名、生年月日を必ずしも正しく行われているとは限りません。(私が故意に行う場合もあります。)
国対総管番号等 同一人に一つの番号で管理する(キイー)ことでなければ、この問題は永遠に解決しないと私は考えます。
再就職のためには前職歴、生年月日、氏名等を明らかにしない方が良いと考える人もいるわけですから、現行方式で年金記録の完全統合は不可能と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

システムとして、年金記録は一定の年令に達し『年金裁定を行う時 統合すればよい』という考え方を基礎処理を行って来たのではないかと考えております。
「自分の記録は自分自身は承知しているはず」という考え方をシステムが設計されていると思っておりました。それは大変な間違いなのですが
（前職2年目で年金担当（職員）をさせていただきました。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未故リストの処理に対する認識（重要性）が欠けていたと思っています。未統処理を行う実務の職員に過重な負担を課するという認識が先に頭をかすめ、最大限の努力をする配慮が欠如していた。と思っております。

不明な点がございましたなら、お手数でもご連絡下さい。（[redacted]）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向けて、これまでどのような方策がとられて、結果はどうだったのかが不明のため、考え難い。

(O.Bを対象に、説明会を開催し、これまでとった策、解決した案件について、どのようなことにより問題が発生し、解決に至った等の流れなどを説明し、意見など聴取したらどうか。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はかかる問題があるとは知らなかった。
問題と知ったのは、数年前で新聞報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「記録を考える会」の一員として、昔の同僚と年金記録管理の経緯について話し合い、何故このような問題が発生しているのか、また解決策を検討したが、これといった効果的な対策が思いつかなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新しい具体的な年金記録問題は、承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

許されるとすれば、年金受給権者が不利益にならぬよう、一定条件の基で年金記録期間を補正する方策を講ずることとし、具体的には慎重に検討が必要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録のなかに旧台帳が紙台帳のまま保存されており、年金給付裁定を行なう際、旧台帳の記録と確認チェックする方針だと記憶しております。
そのような問題があることは昭和63年10月社会保険業務センターに転勤したとき承知したものと思っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給権者が増加するなかで裁定事務処理の時間のスピードアップが必要とされていたので併せて年金記録の整理がなされるものと思料していました。
しかし、現時点でみた場合、出来たかどうか分かりませんがもっと年金記録の整理に力を入れるべきだったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題は、現在のコンピュータ処理における完璧な時点から追求されており、過去の手書きの時代のことが理解されていない。

そのさき見だけで処分されたことは納得できない。外に情報ももらしているなら理解できるが…。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

完全に記録が一致することはないと判断する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

請求主義をとっていたから、裁定請求時に記録は突合されるものと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①民間的発送がなかったこと、
②労働組合が時代遅れだった）が問題点、
こと。
また基礎年金番号以前に国民総背番号のようなものを整備してから記録整備をやっていれば違っていたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

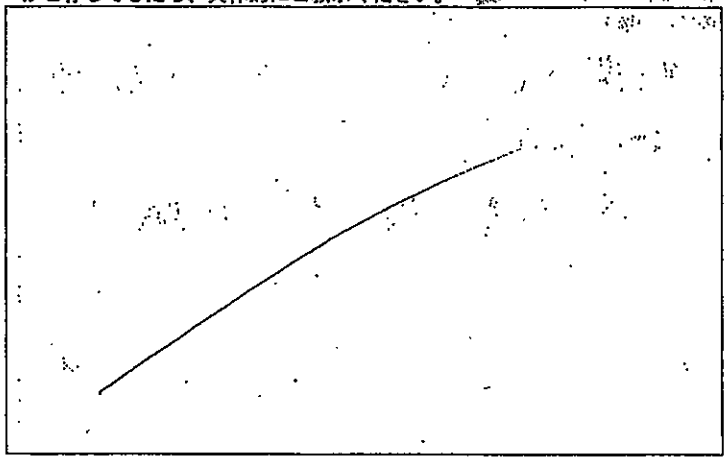

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、年金受給の申請者の記録をご本人の協力のもと整備するのが肝要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞紙やテレビ局の報道により知りました。
(社会保険事務所の勤務経験がありません。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の回答のとおりですので、対応しようがありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. [redacted]「戦中、戦後早期の被保険者名簿から被保険者台帳の作成事務」に[redacted]現在の記憶では記号番号、厚年番号、被保険者氏名、資格取得年月日、標準報酬月額の等級、標準報酬月額変更後の等級、資格喪失年月日、氏名変更処理、脱退手当金支払の有無などの転記事務であった。

この転記の基となる被保険者名簿の状態は非常に悪く、名簿の毀損(例えば、名簿の通し番号が途中で切れているもの、被保険者の通し番号や記録事項の不完全なもの、一ページが破損しているもの)質の悪いインクにより不鮮明記録、不十分な記録(例えば、標準報酬月額の等級の欠落、取喪年月日の欠落など)が多く見受けられた。

これらの台帳は、名簿に有する記録をその通り転記し、事故台帳を作成し、台帳の空欄に丸で囲んだ県名の頭文字を記入したが、その後庁業務課に送達したと記憶している。

このように補完不可能な被保険者台帳の該当者であったり、記録が消えている該当者については、誠にお気の毒であり、どう対処したのか、対処は簡単にできるものでないと考えている。

このような事故が発生した原因の一つは、大東亜戦争の戦災を免れるため被保険者名簿の疎開(移転)途中に散らばり回収不能になったもの、また、戦中戦後の保管状況の劣悪により起きた不備により発生した事故だと、先輩諸氏から説明を受けたことがある。

このような記録事故は、戦争を経験した者として理解でき、記録の救済は不可能に近く、救済資料は該当者であろう本人の申し立てだけだろうが、これとて100%の救済根拠にならないだろう。

また、戦中と戦後の占領下の社会情勢にあって、社会保険全体が安定的に運営できていただろうか、また、被保険者記録についてのみ、特別に対処できていただろうか。当時の人的物的な充足状況は、満足のいくものではなかったと記憶している。これらの責任はどこなのか。

2、社会保険事務所の社会保険調査官及び徴収課長時代のことである。厳格な所長のもと違法な取扱いはしてこなかったと思っているが、

当時の職員は、ことのほか劣悪な勤務条件下で勤務し苦労したこと。ところでどこの課所も同じだとのご意見もあろう。しかし、長官が保険料徴収率上位の社会保険事務所を表彰したことがあった。

当時の同職場の地方事務官は、分任収入官吏に任命され、保険料徴収に駆り出されていた。しかし、年金記録などの仕事には表彰はなく、どんなに頑張ってもとの空気になり社会保険事務所内が異常なったことがあった。

したがって年金記録は、言わば地味で大切な事務であり、利害関係者（事業主、被保険者、国、都道府県、市町村）の協力なくして成り立たないと反省した時代でした。

しかし、地方に住んで感じることは、年金記録問題は、庁が悪い社会保険事務所が悪いとの風潮であり、事業主、被保険者の指導はもとより、積極的に学校教育に努力する必要を感じている。

経験として、

（1） 強制適用事業所でありながら届出しない事業主が多く正常化に努力したこと。調査は、人的予算的に不足し１００％適用とはいかなかった。（被保険者の加入意識が低いことも原因であった。保険料負担逃れも多かった。）

（2） 滞納事業所が保険料の負担軽減を図るため、被保険者の標準報酬月額の引き下げ変更や全喪を偽装した事業所の防止に積極的に取り組んだこと。他の事業所もこんな傾向があったこと。（当時、保険課長が時の県議会議長に呼び付けられたり、民間の社会保険関係者などにも、多くの申し立てがあった。）

（3） 保険料滞納事業所に対する積極的な滞納処分を実施したこと。（全国第３位、長官表彰を受けたこと。）

これらについては、社会保険職員の協力が不可決ですが、他の課所と勤務条件の比較は当然にあり、批判の覚悟でなければならないと思っている。

3、船員保険係長時代の問題は、個人の機帆船船舶所有者が自分だけ船員保険に加入し、他の船員を未加入としていた事例があった。

積極的な事業主の指導は不可欠であるが、常に航海中の船主には困難な面もある。

この件は、船員には船員手帳という制度があり、乗下船時に海運局の認定があり、難無く救済することができた。

4、社会保険労務士としては、次のような事例がしばしばあり、注意はもとより、法的な何等かの措置を考える必要であろう。

（1）義務教育終了後、４年間に亘り集団就職した被保険者期間が年金額に反映されていないとの申し立てがあり、社会保険事務所で確認した．加入期間が６カ月はあることが確認できた。

しかし、納得されないので同級生に聞くことについて了解を求めたところＯＫであったので調査した結果、虚偽の申し立てであった。このような事例は多いと思われる．法的な措置はどうなのか、

（2）年金額に算定されていない被保険者期間が確認され、喜んで年金額の再計算をしてみると、年金額が減少することが判明した。法的な措置はどうなのか。

（3）被保険者期間の虚偽の申し立ては、なかなか見抜けない。個人情報の調査も限度があり、取扱いは消極的にならざるをえないのが現状である。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、国民に、年金制度を十分に周知していくことが大切であり、現在の人的（人員）物的（予算）では大きく不足していると思う。

国の施策として思い切って実施していく必要を感じていること。

2、社会保障手帳（社会保険手帳）（年金手帳…全制度）を作成し、記録手帳で年金額が計算できるようにすること。

3、事業主（国、都道府県、市町村、一般事業主）に記録させること。

4、加入者は、加入、脱退、納付、諸変更について記録義務を法定化すること。

5、国年は、市町村と住民組織を活用して、記録義務を法定化すること。

6、年金の記録問題を短期に解決しようとしてはだめ、２～３年で解決は無理．大臣も変り、１０年位掛けて処理しては如何ですか。

7、オンライン計画を大反対してきた方々は、地方にも大勢いるが、現在どんなご意見ですか。伺いたいものです。

（質問３）あなたが在席していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか，また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金額の決定になくてはならないものと認識していた。また、年金担当は若い時でしたから、この問題はここ数年前である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険労務士の立場から機会あるごとに重要性を説明してきました。今後も今までどおり説明していく考えである。

週刊紙、テレビ、ラジオなど報道をよく見るが、加入者が理解できないような報道は慎むべきでしょう。

社会保険庁（年金機構）は、説明・解答・異議など積極的に行うようにしてください。

以　上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当する事項は、有りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変な事業ですが、基本の個別確認を推進する方式は必要であると考えます。
全体の動向によっては、終了宣言の時期の設定が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、一般の~~[illegible]~~関心も薄く、
現在の年金記録問題のような驚愕する事例は、
想像だにしておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 電子計算組織による事務処理の場合、入力データの正否確認は特に重要であり、この面の配慮は、十二分にすべき事のと考えます。

② 非不定の主及等級訂正、主及全喪処理等はきわけて悪質な事例です。
中小企業の長期滞納に対処して、延滞金の徴収減免、又は不納欠損処分の、歳入徴収官としての発動の実践的認定基準等を策定する必要性を痛感いたします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]しかし国税の納税者番号制度が実現せず、各政党の動向も記録の改正は困難であるとのことで進展しなかったと聞いている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は仕組みの問題であるので制度的に解決すべきである。

1 年金制度に最初に加入し年金番号を付与するときは市町村の本籍証明書により氏名生年月日を確認し、証明書は永年保存とする。

2 年金支給申請は本人面談により記録を確認し、不明分は充分調査してから年金決定する。

3 年金決定は本人面談により通知し、内容をよく説明する。(年額又は生涯年金額を考えると当然である。

4 社会保険事務所に年金審査官を置き、不服申立てに対応させる。記録問題は永遠に起りうる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 市町村では、保険料納期には夜間、休日の出張徴収で相当現拠し、他保からの応援や一般人による納付組織のものもあり、誤りは起り得る状況にあった。
2 基本となる住民台帳の転出入記載が迅速正確でなく、幽霊被保険者という言葉があった。(転出先不明)
3 市町村監査の際に、被保険者名簿の記載誤りを発見しても前後ある程度を確認しても全名簿を実検することは不可能であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 記録の不備は、制度的なこともあり、与えられた条件の中で最善の努力を尽すべきであり、年金決定の際には補正される。
2 予算人員を思いきって投入し、ドイツ、アメリカなど諸外国並みの制度にする。
3 記録誤りの該当者はぜひ救済すべきである。ただし国民年金反対運動で加入せず、保険料納付しなかった者は絶対に認められない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長（国民年金課長） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁において調査して公表した内容以外は存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の内容により長年月が経過しているものもあり証拠物件がない方や記憶もさだかでない例もあると思います。少々乱暴な考え方かと思いますが次のような例については、ある一定の決まり(法則)を決めて対応するしかないのではないでしょうか。

(本人しか知り得ない事柄により判断)

- 当人以外の申出がない
- 勤務先事業所や年月がわかっている
- 未納期間がない(前後の期限)等

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金申請時(裁定時)に記録を確認するのは大変なことではないかと考えていた。(数十年も本人がきちんと管理しているのであれば問題ないが---)

・それから、基礎年金番号の導入時(付番時)に複数の年金手帳番号を持っている方がたくさんいたので、この人達の整理は速やかにすべきではないかと考えていた。(方では記録整理の担当部署を設置して対応はしていたが----、)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号付番後の個人記録(年金記録)はきちんと管理され、本人等の特定もできているので、やはり基礎年金番号付番時に複数の手帳記号番号を持っている方に対して、十分なPRと記録の確認方法(事業所を通じてなれば半強制的でも実施すべきであったと思われる→将来本人の為になること)を徹底して行うべきであったと思う。

(旧台帳から磁気テープ(マイクロフィルム等)に変換時も同様)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の本質を見ると現在行なわれている方法が最良な方法と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・今回提示された問題事象の原因分析はされておらず、件数の把握をしていなかったため、問題認識は低かった。
・年金裁定時において処理不知すれば良いと考えていた。
・昭和46年頃(年金裁定事務担当時)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特に行っておりません。
・確実な届出処理を検討するための処理(例えば収容、喪失、月変があった場合、保険者から被保険者への通知)が行なわれていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題が公表されてはじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られているかどうかは分かりませんが、年金記録については
① 被保険者自身の申立てによるもの
② 事業主の事由によるもの(保険料天引の問題等)
③ 事務所の誤処理
④ 本庁の誤処理
等々色んな事由があると考えております。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細は分りませんが、2年間で整理するとの報道もあるやに聞いておりますが、それで解決されるはずはありません。
小生としては個別対応しかないのではないかと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁、地方、社会事務所等組織の問題であって、かつ制度の改変も多いいつ誰が悪いとかの問題ではないのではないのでしょうか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

でき得る改善を試みたがそれは微々たるものでしか無かった。
組織の問題であって個人の能力の問題ではないのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の解回答の通り

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在するのを知ったのは、民間会社に在職中。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金記録に不正があるとは知りませんでしたので対応は致しませんでした。
- 反省点。
  年金記録の訂正を第三者委員会にさせている様ですが、無理だと思う。以前在籍していた社会保険事務所の方々の様な経験者にお願いした方が良いと思う。
  特別な法律が必要か？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 (*)平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 保険行政は、医療保険が主で、年金保険は従の関係にあったと思われる。
年金保険部業務課のなかで資格班には、アルバイト職員が多く、資格確認の処理が軽視されていた。

② 昭和47年頃、同業務課に於いて、資格記録の不備が問題になった。しかし、対応策が見出せず、不問に付された。

③ 同業務課内において、コンピューター担当係(数理室出身)が高圧的で資格担当部門との連携がぎくしゃくしていた。対応策が見出せなかった一因とも思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金記録の整備は、元元長期間を要するものであり、当然、労力、経費を必要とするものだ。一時的な財政事情によって放棄すべきものではない。

② 世間を揺がせた年金問題である。それ故に、制度改革を大胆に国民の前に開示し、確固たる信念をもって、国民の理解を基に進むべきである。

③ 厚生労働省、社会保険庁は、我が国の保障制度の運命を握っている。社会保険を守る使命感をもって、対応して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 昭和45年に年金保険部業務課で初めて年金業務に携わったが、除々に年金の記録の重要性を認識していた程度である。

② しかし、昭和48年頃、今後、日本の社会保障政策のなかで、年金行政が重要な位置を占めるものと確信していた。

(質問４)

① 社保事務所による、社会保制度の説明会に於いて、年金の重要性に説き、国民生活の中心になることを力説した。

② 標準報酬月額の算定基礎届は毎年7月に実施されるが、それが社会保険の基礎となす重要な届けなである。従って、内容の審査に当って、全所挙げて対応した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 日本年金機構の職員採用は厳正に行う必要がある。厳しい雇用情勢のなかで、これを誤ると国民の年金に対する不信は増幅するであろう。

② 日本年金機構の人事運営にあたっては、従前の本庁採用、地方庁採用の区別なく公平に行ない、職員の意識改革を図るべきである。

③ 健保組合、厚年基金等への天下り人事は、今後慎重に行う必要がある。この批判が噴出すると、社会保険の再生は、不可能となろう。

④ 全国の社会保険事務所を中心にして、年金制度の説明を充実させ、制度の無理解による年金の受給に差が生じないよう努めるべきである。

⑤ 職員、退職者の寄付金15億円の使途を明確にして、現職・退職者が一丸となって、社会保険の再生へ向けて出発する態勢を整えるべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 (c)*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①保険行政は、医療保険が主で、年金保険は従の関係にあったと思われる。
年金保険部管理課のなかで資格班には、アルバイト社員が多く、資格確認の処理が軽視されていた。

②昭和61年頃、国管理課において、資格記録の不備が問題になった。しかし、対応策が見出せず、不問に付された。

③国管理課内において、コンピューター担当係(数理室出身)が高圧的で資格担当部門との連携がぎくしゃくしていた。対応策が見出せなかった一因とも思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①年金記録の整備は、元々長期間に要するものであり、当然一定の経費も必要とするものだ。一時的な財政事情によって放棄すべきものではない。

②世間に揺がせた年金問題である。それ故に、制度改革を大胆に国民の前に開示し、確固たる信念をもって、国民の理解を基に進めるべきである。

③厚生労働省、社会保険庁は、我が国の保障制度の運命を握っている。社会保険を守る使命感をもって、対処して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 昭和45年に年金保険部業務課で初めて年金業務に携わったが、除々に年金の記録の重要性を認識していた程度である。

② しかし、昭和48年頃、今後、日本の社会保障政策のなかで、年金行政が、重要な位置を占めるものと確信していた。

（質問４）

① 社保事務所による、社会保制度の説明会に於いて、年金の重要性に鑑み、国民生活の中心になることを力説した。

② 標準報酬月額の算定基礎届は毎年7月に実施されるが、これが、社会保険の基礎となす重要な届け出である。従って、内容の審査に当って、全所挙げて対応した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 日本年金機構の職員採用は厳正に行う必要がある。厳しい雇用情勢のなかで、これを誤ると、国民の年金に対する不信は増幅するであろう。

② 日本年金機構の人事運営にあたっては、従前の本庁採用、地方庁採用の区別なく公平に行ない、職員の意識改革を図るべきである。

③ 健保組合、厚年基金等への天下り人事は、今後慎重に行う必要がある。この批判が噴出すると、社会保険の再生は、不可能となろう。

④ 全国の社会保険事務所を中心にして、年金制度の説明に充実させ、制度の無理解による年金の受給に差が生じないよう努めるべきである。

⑤ 職員、退職者の寄付金15億円の使途を明確にして、現職・退職者が一丸となって、社会保険の再生へ向けて出発する態勢を整えるべきである。

⑥ 社会保険委員の育成は極めて重要である。会員相互の研鑽を積むことによって、今後の社会保険行政の運営に資すること大であろう。

⑦ 日本年金機構で保険料徴収を行う場合、金銭を取扱う部門で、必ず不正行為が発生するものである。従って、厳しいチェック態勢を

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長 ⓒ国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和17年～19年頃 事業所の調査に行ったことがあり、戦争未明であり、事業所で採用する際、名前、生年月日、所属に偽っている者がある。ようだ。それは戦役に採られるのが当用に採られるのか言われる係の者があるように思います。今記録不明の者はこのような例の者もあるのではないでしょうか。
何かの都合で苦歴動くした被保険者の方が中には居てそのため記録の不完全な人はないでしょうかと思われます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のような者が居たとすれば、本人より事実を聞き出さねば居たらないが、もしそのような例だとすれば接護局の方は何の実役係で事実を確認出来ないでしょうか。(可能の確認をしてその上で事業所で採用されたかどうか本人の確認で本当のことをえっているかどうかの判断材料にならないだろうかと思います。事故内容が無から有ったと求める材料が無いような感じが致しますが調査の方法が今のところ考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私達が在籍していたときは事業所数年の名称が、それに番号が[illegible]、被保険者氏名、生年月日、[illegible]、（[illegible]）長大期間[illegible]があり、万一の場合に備え被保険者台帳でありました。
勿論被保険者の健康管理、年金[illegible]と備え貴方課が来るに[illegible]記録を全部移動してコンピュータに入力して、これで万全と心得ていました。
今度年金の記録問題発生、その事を知り、ビックリ致しました。私はその様なことは無いと思い、当生年金の記録者は本人の一生の生活の[illegible]程となる事と信じ仕事して来た関係から、有り得ない事だと道感しております。
しかし現実に記録の不完全が在ると報道されていることについて、どうしてその様なことが起こるのか、自分達として来た仕事では決裁がありなかったと思っております

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は何も早急に解決しなければと思っております。
しかし公務員として与えられた仕事は先輩に見ればならないことを通感しております。そのような連続はしていないと思っております
公務員に限らず人間、仕事に[illegible]することが大切だと思っております
なぜこの様な問題が起こるのか、事務所に現時点は不注意に記入したか
本当に遂行する時点で記入誤りがあってそのまゝになっていたのか
常識では考えられないように思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ぜ上で報導されている以上の知識は自分の担当した所管事務の経験上からも持ち合せていない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な限り真実に近い傍証データーの整備究明に努めねばならない。
この場合必要な年金記録において基本的にも、物理的にて絶対回復不可能な不備欠陥等がある場合は止むを得ないと思われるが、しかし、真実に近づく客観的安当性の信憑度の確度の順に、確度一群、確度二群といった順序に条件例を整理集約して、その順位別に年金給付額を本来年金額に比し、一定の逓減率を乗じて彼上の年金記録一部不完全者への救済給付を行うことなど、解決策を講じては如何。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分が在職していた昭和30年代の初期、即ち国民年金制度の創設期の制度業務事務に終始安全した。
厚生年金業務は所管業務の埒外であり、就中年金記録問題の存在を知ったのは、報道の場に年金記録問題が登場してからであった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前記（質問３）で答えているような事情から、現時点での問題認識は（質問２）で述べたような認識が、現時点での問題意識である。
年金記録の問題は一人の人間の生涯に連なる年金予算までこれが即生涯年金給付額の決定要素となるものである。
仮初にも記録の誤記脱漏は許されない。この為の認識は担当従事職員には強く徹底してほしい。
官方側からこれらの関連業務を部外委託することなどは厳に避けるべきと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

家知していない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて地道に行うこと。
(時代がかかることそのもの、手作業で行ってきたことそのものを今のコンピューター時代の感覚で行って解決するとは思わない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はしていなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁定時に記録の確認を十分に行い、本人の納得を取る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

50年代前半の採用当時、年金手帳を何冊も持っている者もおり、行政の責任もあるが、国民の意識も薄かったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

小・中学生を対象に年金教育を実施したが、
予算的に少なかったと思う。
もう少し、実質的な広報を行う必要があった
と思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何百万人、何千万人も居る被保険者について、個々に正確に記録するということは正直至難のことだと思います。したがって、将来に向って基礎年金部分については、税方式を採用して全国民に平等に年金が支給されるようにすべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題があると認識していませんでした。
年金記録問題は国会での質問、またマスコミの報道により、はじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

そのすべい数の被保険者について個々に正確に記録するということ自体無理があったと思いますが、それに拍車をかけたのは歴代の管理職の怠慢と労組の無責任さによるものと思います。特に社会保険の労組は異常です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国勢調査に準じた対応を全国的に実施する。併せて、幅広い啓発、広報、相談を早急に実施すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

単純なミスは、何処なる場合も発生し得ることは有るとの認識は誰でも持ってーると思っていた
(人間である以上 余て)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の請求時に最終確認をする
以外方策は難かしい。
国民一人一人の認識を高める為の努力(行政サイドと財政上のバランスはあると思うが)を方法、手段の面で欠けていたのかも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問1

関係者から聞いたところによると適用事業所の全喪の取扱いについては、これを行うと健康保険から国民健康保険へ移行する必要があるため、行政単独または事業主と行政の結託のみで行えるものではない。現状は倒産を避けるために関係者納得のうえとられた取扱の面が強いことを主張していた。成績のためという面が強調されているが、こうした側面も実態として出すべきではないか

(保険料滞納を避けるため職場を失うという現実と制度の要請との矛盾)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問2

現状の取組みは妥当と考えるが、経過的な問題であるため、費用対効果の観点からの柔軟な対応も必要ではないかと考える。

質問３

① 年金の記録管理は、制度的には基礎年金番号導入前から加入年月は、氏名、生年月日及び標準報酬等に関する被保険者資格に関する届出が事業主等から正確に行われることを前提に１人１番制により適切に行われることとなっている。

しかし、現実にはこれらが確実に行われる担保はないため、複数の年金番号の払い出し等が存在し、年金の裁定事務等に当っては、この統合が一つの課題となっていたのが実情である。

② 記録管理事務については、紙ベースでの管理、紙ベース及び電算システムでの管理、電算システムでの管理と三つの形態で行われてきたが、紙ベースから電算システムに移行させるに当り、データ入力等に関し一定の人為的ミスは避けられないこと及び電算システムに移行するに当り統合に至らなかった事故データについて調査をして補正処理を行う必要があるが、この事務処理については、人の配置状況から臨時業務であると考え方（大きな都道府県格差が存在したと思われる）のもとに完全に行われなかった現状があったこと等により不備記録の発生は想定し得た。

③ しかし、現にこうした不備記録が存在したとしても、最終的には年金裁定時において年金請求者は必ず職歴書の申立を行うこととされているため、職歴と年金記録が不整合の場合、そこで徹底した調査が行われれば問題は解決されるということが一つの防波堤になっていたと認識している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問４

年金受給者の増加に伴って、裁定事務等の迅速化が大きな問題となったが、組織としては、その対応策として不備記録の整理は組織として常に重点課題として掲げられ取組まれてきたと受けとめている。

不備記録の管理の円滑化及び裁定事務の迅速化等を図るために職歴照会システム（名称が正確か不明）を開発し、事業所名からその事業所に勤務していた被保険者の氏名及び年金番号を索引すること、その逆の被保険者氏名及び年金番号から事業所名を索引できるシステムが構築された。

仕事に対する取組み状況は、現在から評価すべきではなくその時々の背景のもとに行う必要があるが、不備記載の整備は臨時業務という一部の考え方に対し真正面から議論する必要があったと考えている。

しかし、限られた人員配置のもとに年金事務の円滑化は記録管理との戦いであるとして仕事に取組んできた現状があったことは決して否定されるべきではない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録及び収録されていない旧台帳の記録を、それぞれのコンピュータの本人分に正確に記録すること

チェックポイントは単独よりもチームで実施

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は将来の年金給付につながる
重要な記録である　誤りのないよう常に
正確に迅速に事務処理をしていた
問題の存在は公表されるまで知りません

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確に事務処理をおこなっていました
一日も早く記録統合を正確にもれなく
実施するように

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・年金記録については、基本的に問題があるとは思っていなかった。
年金記録が問題になった時、そんな事例があったのかと思った程で、記載されている以上の事例は知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録問題の解決については、各案はないと思う。
1件件 幣々を積み上げていくしかないのではないか。
全加入者を1度に処理するのは困難である。
年金受給年金に無い10年間の加入者を完全に解決し、次の10年間の人に手をつける。
それなりに完結するには、10年程度の期間が必要ではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職していた当時、年金記録は、適正に処理されていると思っていた。
年金記録問題と知ったのは、3年前の国会の議論、マスコミの報道である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が大問題になった当時、社会保険の日会でも問題になり、何とかしようという事で、ボランティアで事務を助けようということになり、出かけた。少しは役に立ったと思っている。
年金記録問題の一番の問題は、職員が年金記録業務が年金制度の基本業務との認識が少なかったことだと思う。記録のコンパクト等は臨時業務とみていたのではないかと思う。これらが積み重って、問題が生じたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は地方の管理者として多忙を極めその役割分担も主幹、課長補佐等と分け課長としては総事部局、県議会、関係団体、市町村、庁舎の改善などに主に制度全般の円滑な運営に専念し事務処理関係の分担は主幹、補佐が担当し当然課長を含めた総合的な連携の下に実施していた。記録問題を知ったのは残念ながら各報道機関によって初めて知ったのが事実です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して早や3年、その対応については見識も持ち合せていない。→地方の課長在職は2年です。
また、反省点として云々とあるが、余りにも長期間であり、その処理についてはコンピューターの変遷等も含め問題が発生したことは全く不名誉なことでそれ以上でも以下でもコメントできない。
(現担当関係官職にある者が努力と英知、英断をもって解決する以外は無いと考えます。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし、

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して既に18年余、年金記録問題の内容については詳細は報導等されている以上の事は個人的に把握できる状況でなく、その方策については持合せていない今、貴庁で努力されている方法等をとる以外は無いと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の未納督促については、市町村の多大な努力にもかかわらず、納付を拒む者が多数あったことから、未納期間となっていた期間については、納付扱いで処理するのではなく、免除扱いで処理すべきでないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の切替時に、複数の番号を持っている者は、統合の申出をすることになっていたので、申出により統合の処理がされ解消されたものと認識している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期に国民総背番号制を実施すべきであったと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで世間一般に知られていない問題で他に知っていることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時はこれほど大きな問題になるとは想定していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時、その時、本庁の指示に基づいて適切に対応しようとした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. いわゆる宙に浮いた年金記録を解消するため、繰り返し「年金特別便」を発行し続けるしかないと思う。
2. 今後このような問題を起こさないため、
(1) 基礎年金番号では不十分で、住基番号に切り変る。(国民の権利を守る観点から当然必要と考える)
(2) 資格取得届・同変失届・算定基礎届などの入力は、異った職員が同一届書を2度打ち(て一致した)もの1か記録装置に入力されない(機械が受付ない)ような措置が必要(決裁や読み合せでは事故が防げない)
(3) 事業主を介さず、資格保喪、標準報酬などを被保険者に直接通知する。(事業主の保険料納付状況)
いずれも人数・費用が莫大になるが、やってほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1人の被保険者が何件にものぼる年金記録を持っている。1かし、年金裁定請求時に職歴を申告してもらえば記録が統合され、解決できると考えていた。~~しかし~~これがそんなに単純な問題ではなく、生涯1人1番号にしないと解決しないと言われはじめ、また、考えはじめたのは基礎年金制度が発足して間もなくではなかったかと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号を一元化し、基礎年金番号とし、この番号制度発足以降は、1人で複数の年金記録を持つという状況をなくし、基礎年金番号制発足以前の記録は、被保険者・年金受給者に年金記録を送付して、基礎年金番号に統合する計画が立てられそれに、自分の所属課の立場や経験者の立場で参画していた。

(反省点)
年金記録問題の事象に挙げられている事柄を把握していなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

完全な復修は困難と思われることから超法的措置により解決すべき

等間と人をかけても

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金の裁定時において、コンピュータ収録記録と台帳(紙台帳)とが相違するケースが見受けられたが、審査においては台帳記録を優先するなどの措置を講じたことから特段の問題は生じないと理解していた。
○その他記録問題については、全く認知していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○台帳の切換え時の誤りについては、裁定時に再確認することで修正出来ると考えていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

真面目に国民の義務をはたしている人に対しては、記録を整備すべきである。
しかし、義務をはたしてこなかった人のために、経費と時間を費す必要はない。
従って照会して、回答をした人の記録は、無理かもしれないが無条件で訂正してやることも必要である。
税金を将来年金給付費で支給するか、又は、記録整備費用に使うのか、判断する時期ではないでしょうか?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金の諸届出をしな人に照会しても回答をしてこない人がいた。年金に無感心な人がいた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金のPR、戸別訪問等をした。
・国と被保険者とのコミュニケーションの図れるシステムが早くから確立していれば、誤記録の発生は完全に[illegible]までは[illegible]かないが防げた面はあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○記録問題の取り組みについては、インターネット上の情報からすれば、広範囲に取り組まれており、新たな方策があるものではない。
○しかしながら、第三者委員会等への申し立てに対するその対応等について相当な時間を要している等の新聞報道が事実とするなら、新たな問題を生むことが問題と思うことから、事実確認のみでなく国の責任における早期解決解消策も必要ではないかと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録においては、各社会保険事務所における紙管理から社会保険庁での一括管理とその時々で最新の技術等を導入し現在に至っているものであり、その時々の方針の中において携わってきたものであり、どのような問題として認識していたかと問われても、特段答えようがない。
○記録の脱漏等については、給付申請時に本人作成の職歴と再度突合せを行い記録確認を実施しており、不一致により納得のいかないものについては審査請求もできることから、現在のような大ごとになるとは思いもよらなかったものである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金は国が実施しているから安心という意識から、国であっても安心できないという認識にこの問題により変わってきていると思われる。
○従って自分の記録は何時でも何処でも確認できるような、例えば「社会保障手帳」のようなもので、自己管理もできるシステム化が必要ではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁 年金保険部
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

生年月日不突合の一因

昭和20年代の前半期において 駐留軍雇用労務者として雇用された者の報酬は 若年者が高く 高令者は低く設定されていた。

このため 従って自己に有利な生年月日を申し出た者多数の存在を聞いた記憶がある。この場合 この申し出日が 取得者の生年月日とされている筈であり、現在では 不突合の原因 となっているものと考える。

新聞で「片のずさんな処理」と書きたてられて 悔しい思いをしているが 戦後のあの困乱期では 比べ得ることであり 特殊な事情を有するこの問題を 一概にずさんな処理ときめてかかることに反省を求めたい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すべての年金記録保持者を対象とする ねんきん特別便の送付は大変な業務で困難を伴うが 本人に記録の確認を求め、必要に応じて第三者の検証で確認する この業務は 最も適切な方策と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳(紙台帳)には整備不充分の心配、不安を感じていたが台帳全般の整備は着々と進行しているものと想像していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在の年金記録問題について、全ての原因の"原点"ともいうべき大変な"出発点"を置かれるこの時に厚く厚く御詫び申し上げる次第であります。

既に多くの方々により問題点は出つくしているかと思われますが、次の点について申し述べます。

私の社会保険庁に採用されました昭和27年当時の社会保険は、被保険者台帳が"紙"に10年以上も保管されており、インクを使用しないペンで書かれており、湿気・カビにも弱く(不適切な保管方法)当時においては、最新の設備であったと思われます。そのため事業所の都合で紛失して復元されたり、消滅もはなはだしかった(なお多くの方が読めなくなっていた)ことも覚えています。これらのことから

①日雇労働者手帳をはじめとする各種台帳に厚生と健保の両方で"納められていたのに"記録の欠落"、脱退手当金を受給したことのない"被保険者の記録"が"なぜか"正しく記載されていない(印紙保険料のすべてが反映していない)

②被保険者が退職時に年金手帳を受け取ったにもかかわらず、その事実が本人の記録に入力されていない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において記録のすべてを本人の元へ一刻も早くお届けすべく"名乗り出ていただく"ような"姿勢が正しい"と思います。国民の信頼を大変失っています年金受給者の中には、戦後の混乱期を生き抜き大変な苦労をされた方々もいらっしゃいますが、最近マスコミ報道等により、すべてが解決に向かうかの錯覚に陥っているのではないかと思います。

大変な手間と長い時間をかけてでもコツコツ整理していく事が必要と思いますが、ある時期一定の"区切り"により"救済する形"で整理することも必要ではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の一元化ができる前まで、特に私が知る昭和30年頃は
年金の記録照会は各都道府県社会保険事務所にそれぞれ行われており
年金記録の更新処理には長い時間を要しました。
同姓同名同生年月日の人、生年月日を間違えて届ける人等々があり
当時から国民総背番号が必要という意見も出ていたと思いましたが
反対する人も多く、何回か浴びしながら現在に至っています。
一日も早く社会保障番号制をとるべきと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和30年～32年、年金記録の一元化が必要ということから年金業務室
が設定されることが公表の積極的始まったと思います。
年金制度の重要性も国民の間では「未だ将来のこと」という認識があり
再に全来の90%を占める中小零細企業や従業員は保険料の支払に関心
が乗り、年金制度を本当に理解してなかったと思います（反省点）
年金の給付も昭和40頃から1万円年金、以下2万円年金、以下5万円
と大収正を重ねて現在では世界に誇れる制度となりましたが、未だ国民に
「年金は難しい」とされ、健康保険ほど身近に感じていないと思います。
役所にも明らかの年金問題で多少の関心が高まったと思いますが
現在は脱重も屋根を分たずで努力されており、年金相談も充実されて、
社保事務所の評価もとっております。今は年金機構に移行する大変な時期
ではありますが、更に重要なのは年金制度のPRであると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分かりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

想いだせません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存の受給者、被保険者全員について、地域の行政、住民組織、事業所および厚年、国年基金等の協力も得て、年金記録に問題のない者の数、全体に対する割合を(毎月)定期的に発表し、これを100%になるよう努力することが、国民の信頼を得る近道となると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

企業（特に中小企業）の厚年加入者において、保管証書くほしいため、新規加入としての提出による年金証の複数取得や、姓名の生年月日の誤れ（年令若くして就職のため）の確認が出来なかったことによる問題が存在した（昭和42年頃）
企業の届出をそのまま信用することによる

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・1人1年金証とすると企業に対する指導、広報等を徹底的に図るべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1人につき年金番号は1番号であることの重要性を広報等で努めたにもかかわらず、厚生年金保険制度が社会環境よりも先行していることから、事業主は採用時に年金手帳の所持について安易に確認し対処したことにより、転職するたびに年金手帳の交付を受けて1人で数件も所持していることが相当数確認されております。
このことが年金記録問題の主因と考えています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存の被保険者を対象に複数の基礎年金番号の統合処理した結果を対象者に通知することになりますが、対象者等からの照会の対応には全力をあげることを重視し、予算面、人材面を十分配慮して万全の体制の基で心血を注ぐことが極めて重要であります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁職員は年金業務について使命感をもって精励恪勤しておりましたことから、年金記録(問題)が国民の皆様の年金業務に対する不信感に連動することとなるとは考えてもみませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては2項目あります。

① 年金業務に係る喫緊の諸問題について鋭意取り組む必要性の観点から、社会保険庁の実務経験豊富な先輩を委員とした委員会等を設置して対応すべきであったこと。

② 事業所の社会保険担当者に対する事務講習会を年1回(法定事務講習会)ではなく、実務の重要性の観点から随時行うべきであったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和41年10月1日時点で移管された旧台帳は、事業主から
届出された資格取得届が正当なものとして作成されており
・前歴を隠して就職した者、氏名(例えば漢字→カタカナ)
及び生年月日が不突合のままのものは、新規資格取得者として
新しく記号、番号を付すことにより同一人が複数の
記号番号をもっているものが多くあると思われる。
・婚姻等による氏名変更の未届
・当時の喪失台帳には、死亡情報の取組みが全かった
等により記録の突合に不備のものが多数あると思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意識せず。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	[redacted]退職者[redacted]
所属	[redacted]本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金記録は勤め労働者の年金記録 確認に絶対の重要であること。 いろいろ 報

② 新聞テレビ等の報道による。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①

② 旧台帳への記録業務が粗雑であった

の 又台帳用紙は、粗末であった

いろいろの選択の未解答

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ⓓ地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住民基本台帳との突合する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録整備後の事故リストの多さにより、一般業務では(昭和48年以降)
追い付けない状況で知った。
主に1日台帳からの記録不突合が多かったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・現存者が増加した時代で、事故記録は時間外等で処理した。
・旧記録と現存記録と分離して行なえば専門制も生まれたか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の記憶を呼び起こすための資料(年月、事業所名等)を提供する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

就職時における年令の詐称による生年月日の不一致

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

おう手がなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 ※平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在も進められていると思いますが、切替前の紙台帳等との突合や国民年金の場合であれば、市町村の名簿等で確認する。
また納付したという申立者に対しては、その事実を推測できる状況証拠の提示で救済する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マイクロフイルム化された厚生年金記録を業務処理の中で索出して裁定等の処理を行った経験から、記録はきちっと整理・保管されているものと思っていた。
その後の、基礎年金番号の付番の際、不突合なものが相当数あるようには聞いた記憶があるが、調査の上整理するものと認識していた。
ただし、新聞報道等で言われているような膨大な記録が統合されていないとは知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

切替時においては、現在では考えられないような人や予算等の制約もあったと考えるが、年金の記録だけにある程度長期的な計画の下で、その都度正確な処理を行っていれば現在問題となってはいなかったと思う。
しかしながら、最後のチャンスともいえる、基礎年金番号の付番の際には、徹底して調査を行うべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知った以外の事は、承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年齢等優先順位をつけた本人照会

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、報道されているような年金記録問題があることは承知していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

A4A・1109

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳又は紙記録による調査、これでわからないものは事業者への照会がよいのでないでしょうか。

及び私

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙から電算処理に切替えた時の誤りまたはもれではないでしょうか。このような事実を知ったのは最近です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後に知ったので対応の手段はありませんでした。

反省点

1. 電算処理に切替える時は慎重にすべきであったのではないか。

2. 原記録は全て保存しておくこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 被保険者の立場から対処する意識をもつこと。
- 市役所や社会保険労務士による年金相談所の開設と増加
- 記録の空白期間のある者や滞納期間のある者について一定期間ごとに通知すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は膨大な数なので具体的に数量や事例はわからないが、記録不備のある者はあると思っていた。その時機は退職の5-6年前頃からだと思います。

この問題は、年金受給申請の際に被保険者と接するので、その時に対処できるし、また、年金相談も充実していけば対処できると思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録不備は年金受給申請の際に対処できるとの思いから積極的な対応はしませんでした。

反省点としては、被保険者の多くは年金記録についての知識は知らないので、被保険者の立場に立って対処する意識に欠けていたことと、被保険者に関心をもってもらうための広報や年金相談所の増設等に積極的に取組まなかったこと等挙げることができると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思い出せません。問題としての認識はなかったと思います
検証率アップと国民年金基金の普及で第一杯だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録問題については、ニュース等で、初めて承知することが多く、それ以上のことは存じません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実務に精通された方々が鋭意検討を対処されているところであり、年金の記録事務や電算業務に携ったことのない者には考えつくものはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年頃、年金相談で、年金番号を複数持っておられる方に接し、加入記録の重複のあることを知りました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、さらに記録の重複（もれ）については、原則、裁定時に提出される本人の職歴書に基づいて調査確認して対処するように聞いており、それで補充できるものと思っていました。
いずれに致しましても、記録に関する事務に携ったことがないので、それ以上のことは解りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b). 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録の適正な管理には、加入者及び受給者の協力が不可欠であり、関係者の理解と協力を確保する仕組みの構築、例えば行政からの照会等に対して100%の回答を得る仕組の構築が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ コンピュータ導入以前の記録の保管・管理は、紙媒体によるものであり「人的ミスや不備記録が少なからずある。」と従来から認識。時期ははっきりしないが…。

○ また、平成9年の基礎年金番号の付番の際、本人からの回答がないため、多くの者の記録が未統合になっていると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 人、もの、金がない中で、費用対効果を考慮した場合、最終的には年金請求の際、本人の申出に基づいて調査、訂正する以外にないものと考えていた。

○ 年金記録に誤り・不備があることを前提とした事務処理及び体制を確立し、不備等を是正するシステムを構築すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現に発生している過去の問題については、地道に被保険者とともに時間がかかっても昔の記憶をたどりながら一つひとつ誠実に記録を探し続けなければならないと思う。
また、今後については、目覚しい開発の進んだコンピューター能力を活用して、継続性を考えながら一定期間ごとに届出られた記録が行政機関において正しく管理されているか被保険者とともにチェックできる方式を考えること。(年金通帳も一つの方式と思う。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年以上にわたって一人のとりの仕事記録を管理することの難しさを感じる。
正確な記録を管理するには、まず届け出る被保険者や事業主が正しく届け出ることが必要で、そこに各自の利害から（被保険者は、生年月日、職業等、事業主は採用年月日、就職、退職年月日等）間違った届け出があってはいけない。しかしながら、現実には、そうでない事実があった結果であり、又これを発見出来なかった行政に問題があったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なんだかトンチンカン方回答となってしまいました。
お許し下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録業務に従事したことがありませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録によって旧台帳と照合できるものは照合し、不可能なものは何かのルールよるより仕方がないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

判りませんでした。

新聞に出てから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○認識なかったです。

○社会保障番号を導入していれば、こんなに多くなうなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている記録再点検作業を続けるしかない。

旧台帳の電算化は、経費の無駄と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険では、前度を知られたくなかったり、再就職の際、被保険者証(年金)を添付しないため、1人で二つ以上の記号番号を持つケースが多くあった。

昭和42年に本庁へ転勤したとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

重複記番の整理について随分広報した記憶がある。

国民背番号制が当時の野党の反対で実現できなかったのが惜しまれる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

1、年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

(A) 特にありませんが、いつの時代も人が手で書く文字は癖があり、読めない人も字もある。また、書き損りや勘違い等事故率は何パーセントかある。
事務機器についても発達の段階で媒体方法や保存できる内容に限界があった。
このような事項、過去の変遷が考慮されないのは何故か。

2、現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(A) 国で支給した特別給付金でも受領しない人が折り、また住所が分からない人もいる。社会保険の資格記録についても返信の無い人が居ることは当然考えられる。一定期間で区切をつけるべきと考えます。その上で時効をなくし、申請があり次第調査訂正してゆくのが良いと考えます。
各種メディアを使い広報を多くする必要があると思います。

3、あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのは何時頃でしたか。

(A) 質問1の回答のような問題があることは認識していた。また、厚年記録の遡及が、同じ氏名を二回書き、その1部を遡及する方法であったので誤字もあること、これをパンチするのは受託業者であったことから、裁定時の本人記入の職歴記録と電算記録に違いがあることは承知していた。ただ、当時は裁定請求書に記入された本人の職歴から記録を探すことで基本的には対応できるとの認識であった。

4、質問3の問題を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(A) 当時は、年金関係法規、事務手続きのとおりに取り扱うことが求められており、これを逸脱して業務を進めているとの認識は無かった。
電算システムが膨大で処理時間の問題が大きな課題であったにしろ年金番号が施行された時点で記録の特定はしておくべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について現在報道されているような問題が起きているとは当時全く知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・わかりません。
・"宙に浮いた記録"の特定の生死、住所、給付に結び着くか否かを確認する。ということが"解決"なら完全には不可能。住基ネット活用でどの程度の効果があるか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

申請時の統合主義は入力時（S53.4）理解。既に数十年が制度発足から経過し、機械化は始まったばかりで、めんどう得なかったのではないか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点を見据え、遡及できるのなら、船保スタート時から社会保障番号を導入して、1人複数年番を存在させないこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・行政マンだけが悪いことだ――
・世間一般人の考え方が行政マンばかりせめることだ――こんなことはおかしい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・どんどん訴訟処分を行うべきだ。
・公・不公平を作らないこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・収入があっても先行き年金はどのようになるかわからない
従って保険料は納入しないと言う人物達が多く危惧されていた。――考え方の違い？
・保険料を納入しないことは、行政にたずさわる人達が責められる問題ではない……見当違いもはなはだしい
・年金問題がさわがれ始めてから…知った
・国年保険料を国会議員すらはらっていないことは恥かしいのでは？
・国会議員の記録が見たからと言って大きわぎすること事体が恥かしい？

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・適用事務のとき事を説明納付をすすめた。
・滞納処分があまずぎた。――国年はやっていこない個所が多かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知していることはない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 費用と時間がかかると思うが、紙台帳記録とコンピュータデータとの突き合わせを行う。
2. 不備記録については、健康組合、厚年基金、企業等の協力を得て調査確認を行う。また、氏名、生年月日が判明している者は住基ネットにより死亡等の確認調査を行う。
3. ねんきん定期便の送付を継続実施するとともに、加入者の年金記録に疑義がある旨申し出があった場合は、前記2によるほか、申し出者の当時の同僚、上司などの同意を得てもらい、その記録を参考に調査を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 重複取消届出者が多いことから一人で複数以上年金番号を保有している者が相当数存在しているものと認識していた。
また、氏名、生年月日を偽って就労（厚年資格取得）している者があると聞いたことがあったが、いずれ年金裁定請求時に本人の申立履歴を基に記録整備が行えるものと考えていた。

2. 不明記録が5千万件存在している旨の報道があり、あまりにも大量であることに驚いたが、年金受給年齢に達する前に死亡された記録が相当数含まれているのではないかと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険業務から離れ、大部記憶が薄れて来ているが、
1 職業に対する資格取得届の適正届出の指導
2 資格取得届受理時に基礎年金番号の確認の徹底
3 資格取得届入力時の疑重複番号の調査確認や入力結果の確認の徹底
などの業務を適切に処理するよう職員の指導を行った。
反省点としては、
1. 紙台帳から電算管理への切替時の入力データ確認が不十分であったこと。
2 基礎年番導入時に不備記録を徹底的に整備出来なかったこと。
3 電算入力時における入力データを確認補正する体制が不十分であったこと。
4 地方庁には年金記録管理の業務は本庁の仕事であるとの意識があったのではないかと考える。
5 本庁、地方庁とも年金記録を厳正に管理するという組織面（体制）や職員意識（重要性、本来の責務など）の一体感が十分でなかったもと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思い至りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題認識なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

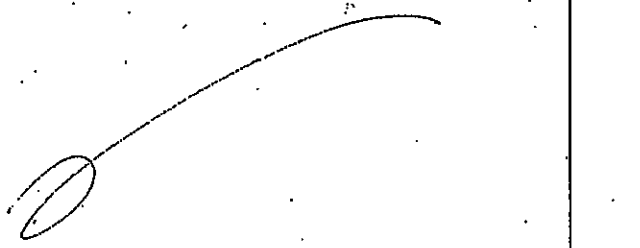

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳との照合等 現行の方法を続けることにより、1件でも多く解決されることを望みます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は基礎年金番号の導入が検討中であり、未統合記録等の問題が顕在化する以前でしたので当時としては特段の認識はなかったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後に認識した問題であり、対応等特段の考えは持ちませんでした。

この問題は、紙台帳管理時代を含めた永年に亘る積み重ねの結果生じたものと考えますが、ずさんな年金記録に対する管理の重要性認識と問題発生への対応が十分でなかったことが原因であり反省点と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

なお、神奈川県(最終勤務地)にも同じ回答をしております。
(12月7日)

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている「本人の申立」確認方法が良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

職場を転々とした方は、重複番号をもっているが、年金請求が本人申請主義であり、
年金請求時に、私厂をもとに重複番号を統合すれば、記録は、統合されるので、それで良いと考えていました。
なお、年金記録は、正しく処理されていると思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無しです

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給者本人の申告を再確認するより他ないと思料します

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国年の市町村からの台帳移管、厚年の事業主の届出漏れも再確認が困難でした

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保事務所の手書き処理から速やかに機械化への申達に充分に再確認が出来なかったと思い考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長（若年弟） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長（留萌）

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 炭砿金盛期（S33年頃）は大手炭砿企業は組織管理であり、その元請、下請、孫請及び中小企業、集体一般社会通念上、社会保険は民間保険と間違えられていた。そのため給料天引も保険料過去、粗雑であり又徴収の際は、外務員セールスと思われていた。
2. 手書台帳は健保名簿と年金台帳と別々となっていたため、記入洩れもあって健保加入有、年金未加入の事例も多々あった。
3. 記録切替進達は、短時間に多量の事務処理のため査定を問わず伝授し、又記録進達不備返戻の処理で現場自身も混乱した。
4. 常々（S24年）先輩談によれば、社保事務所（3分所）事務処理は山積に加えて道庁火災により相当数の記録は予測される。
5. 業務センター（高井戸）では当時（平成六年）から記録洩れ問題の議論もあり苦慮していた。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金記録問題は、立証主義とされているが、申立事項のなかで過去の病歴（家族も含む）について、健保、国保、日産健保、土木国保及び船保等の保険証の利用状況によっては、糸口とならないか。
2. 申立内容と認めたときは、利益適用も含めてはどうか。
3. 戦後の混乱期も含め、制度の歴史もあり事務処理の課程で適切でなかったことも、この機会に是々非々その方向で議論し結論としてほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 役所事務の概念が強く、記録漏れなし同様ってい
ない前提で考えず対応していた。
2. 給料明細書を持参し厚生年金加入を訴えても、
役所には記録はない者で入れはない」として
特に調査することもしなかった。（S34年以降）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 健康保険、国産健保及び土木国保等、健康保険法の
戦役危機もあれ、左後保障の年金に対する考え方が
希薄であったと思います。
2. 国年一時金の支給は、社保事務所で決定し支給は、手短
かに記録漏れもないが、一時金支給と保険料納入
記録の錯誤はないか疑しいと思います。
3. 記録切替時の事務処理徹底が十分でなかったと思い
ます。
4. 労組問題、S34年国年制度施行時には組織結成がはい
まり次第に精鋭となり臨時事務は、全て事前協議であるとか！
又着任、離任交渉など、たえず主導が労組協議であった、
担当課長（係長）がアルバイト責任者など事務所職員の一体
感はなかったっこれが原因とも思う（反省点）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有識者や第一線の現場の声を率直に聞いて効果的な記録整備を実施して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の正確かつ効率的な管理は、組織の最重要業務であると考えていた。
オンライン処理方式、基礎年金番号制度に取り組んだが、これらを契機に進められた過去記録の整理の平成9年～12年頃ではないかと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その折々に担当する者として精一杯の努力をしてきた。
過去記録の整理を積極的に取り組むことが必要であったが、職員の絶対的な人数不足の解消、予算の適切な配分などの当時の取り巻く環境を改善できなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで公表されている内容でほゞ解明されていると思いますが
さらに取り上げるとすれば
1. 年金記録管理を一元化計画し実施した原点に戻って充分に検証(どのような記録整備作業が行われていたかを)し、さらなる解決策を見いだすことができるのではないかと思う。
1. 厚生年金保険の場合、当時各都道府県から移管された旧(紙)台帳は紙質が粗悪で作業のうえで支障をきたし(記録内容の氏名、生年月日、事業所、期間など)判読できないもの、残れているもの、偽って記録(氏名、生年月日)されているものが相当数ありこれらは事故扱いとして先送りされているケースがあったと思う(そのまゝマイクロ化されている)要因は予算が充分に確保されていなかったのでは人員不足)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録整備の原点に戻り充分に検討したらえ、個々人のことなので各市町村・事業(主)所・社会保険労務士等の協力を得、密接な連携を図りながら記録整備を進めることが大事である
さらに長年年金記録事務を経験された職員、元職員(O.B)の方々をふる活用(一部活用されている)し、問題解決を図るべきである
とくに長年記録事務に従事してい者でないと解決できない案件が多数あったことを認識している
今後は年金番号制を導入すべきである。~~と思う~~

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は組織の一職員として指示どおり膨大な数の処理にあたっており、余裕もなく問題の認識は希薄であったと思っている

しかし、記録整備作業を続ける過程で（質問１）のような処理が行われていたことで将来受給者が増えるなか記録が充分なるところであった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の体制が充分（予算措置が）にできていないなか、記録整備に必要な作業が進められ、並行して合理化（機械化）が進められていたが膨大な数の処理に対応しされていない状態にあったと思う

反省点として、当時多くの新卒（高校）者を採用（記録整備作業に必要な職員として）しているが、教育（特に年金制度の仕組みなどの）が充分に行われていなかった。

その他

このたびの記録問題から社会保険職員全体が悪者扱いされて報道されており誠に残念である

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、提起されている問題以外には、承知いたしておりません。
また、記録の改ざんがいわれておりますが、そのような事象にあたったことはありませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでに問題が生じていると考えられる記録については、膨大な作業となりますが、現在行われている「ねんきん特別便」での個々人への確認等で解消を図っていくしか方策は考えられません。
ただ、基礎年金番号への未統合の記録については、厚生年金基金等の記録との照合(基礎年金番号以外のキー項目等の整理、作業面での問題はあろうかと思いますが)で判明するケースがないのか、検討の余地があるのではと思います。(ただ、具体的な事例にまでは至っておりません。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の事務処理は、膨大な記録の管理や増加の一途をたどる裁定・支払への対応のためにコンピュータ処理が取り入れられ、更に、迅速な処理が求められオンライン化が進められてきました。

このような状況のなかで、年金の裁定は請求主義という考え方での事務手順が引継がれ、裁定時に記録の確認や判明した記録の補正を行うという仕組みが取られてきましたが、裁定の前提となる記録の管理面では、予算や要員面等の制約もあり、コンピュータと別管理の旧台帳記録や基礎年金番号への未統合の記録が存在していたことはその時々で認識しておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の問題点については、その時点での事務処理として、旧台帳記録（マイクロ、紙保管）の有無の確認の徹底や基礎年金番号への未統合の記録のマスタへの収録等に結びつけるように努めてきたつもりですが、現在、問われている根本的な部分では、予算、要員等の壁が厚く解決には至らなかったと認識しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・(国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（別紙記載のとおり）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（別紙記載のとおり）

ご協力、ありがとうございました。

質問３及び質問４について

（その１）

１ [redacted]

当時、資格記録関係はオンライン化されておらず、社会保険事務所は厚生年金の資格記録を原票又は喪失届という形で社会保険業務センターに送付することとされていた。社会保険業務センターは送付された紙の記録を民間入力業者に委託し、製品である記録が入った磁気テープを１月に１回の厚生年金記録統合処理で、記号番号毎の記録に統合する処理を行っていた。

製品である磁気テープは、統合処理にかけられる前に「変換編集処理」を行い理論的なチェックが行われていた。入力業者への契約条件の１つに「ベリハイ？」という処理が義務づけられていた。これは、紙の記録から磁気テープを作製する場合、最初の入力（エントリー）後に「ベリハイ？」といった所謂２度打ち（同じ入力作業を繰り返すこと。）を行なうことで、入力誤りを無くするための処理と言われていた。「変換編集処理」はこの入力の精度をさらに高めるためのものと言われていた。

私が担当していた入力委託の分野では、この「変換編集処理結果の事故」をチェックする業務もあった。当時は、変換編集事故の割合は「０．０２％以下」でなければならないと言われていたように記憶している。ところが、入力業者によっては常に変換編集事故率の高いところがあった。また、紙の記録とは全くかけ離れた入力結果が出ることがあり、「ベリハイ？」処理が行なわれていないと想定せざるを得ないような業者があった。当時事故として発見されるのは氷山の一角と言われており、理論的チェックにかからない入力誤りがそれ以上に存在するとよく言われていた。これを見過ごせば正確な記録の管理に支障をきたすことと考えられた。

私はこの結果をメモに作成し、上司（班長）に入力業者への指導等の対応を依頼した。上司は入力業者へ直接連絡が取れる会計担当にその旨を強く依頼したとのことであった。しかしながら、事故率は減少せず、紙の記録とは全くかけ離れた入力結果が出ることも変わりなかった。

その後、資格記録のオンライン処理を行なうための事前処理として「中間時進達」が行なわれた。これは、社会保険事務所で「紙の原票又は名簿」で保有している直近記録までを社会保険業務センターのコンピュータに取り込むための作業であり、それまで行なわれてきた「原票又は喪失届」に代わり「原票又は名簿の写し」が、全国から一時期に集中して大量に社会保険業務センターへ送付された。その処理としての入力業者委託等は平常時と同じ方法が採られた。入力委託業者への指導等が従来と同じペースで進められたとすれば、誤った記録がこの時期に大量に出来たのではないかと推測されるところである。

２　その当時、入力業者は随意契約により選定されていた。このことが批判を浴び、

入札による業者選定に切り替わった。新規の業者が初めて納品した１か月分のデータを変換編集にかけた結果、当時「雑届」と言われていた届書の入力がメチャメチャな状態であることが判明した。すぐ関係係長等の対策会議が招集された。この「雑届」は私の担当ではなかったが、私も出席させられた。私は、納入業者に費用等の責任を取らせ、全てやり直しを行なわせるよう主張したが、会計担当者に「馬鹿なことを言うな。」と一言の下にはねつけられてしまった。

この「雑届」は、厚生年金記録の統合処理にいろいろな影響を与えるものであり、おろそかに扱っていいものではなかった。厚生年金記録の統合処理は、基本となる記号番号別の記録に対し、記録を追加する処理、内容を訂正する処理（これらの処理を行なうデータを「トランズ」と呼んでいた。）があるが、中でも１人の被保険者が２つ以上の番号を持っている場合の記録統合処理（重複取消処理）は複雑な処理であった。この重複取消処理は取消される番号の記録を１度全て「トランズ」化し、次のサイクル以降の統合処理で追加記録として残す番号の記録に追加していく処理であった。この場合、残す番号や取消される番号の記録に対し、各種の訂正等が発生していることが多いと言われていた。「訂正」等を行なう「トランズ」は統合処理前に「記録トランズ」の全てに対して働きかけを行い、残す番号の記録と取消される番号の記録が統合条件で一致するような機能を持つものであった。この訂正が行なわれない場合、訂正対象となった記録は全て「統合できない記録（統合事故）」として出力された。

当時、再就職した場合は厚生年金被保険者証や年金手帳を添えて社会保険事務所に届けることとされていたが、大都市の社会保険事務所を中心に、添付漏れの場合は新規取得扱いとし、前の番号が判明した時点で「重複取消届」を提出させる扱いが多く行なわれており、重複取消届の数は相当なものであったと記憶している。

また、統合事故については社会保険業務センター内で調査等を行なうものの原データが無い場合は処理できず、社会保険事務所へ処理依頼を行なっていたと記憶している。労働組合はこの統合事故を社会保険業務センターが起こした事故であり、これに係る処理は本来業務ではないと位置づけているところが多いと言われていた。このため、社会保険事務所における統合事故の訂正処理は手が空いたときだけ行い、一定期間が過ぎれば未処理のものにも「処理不能」（？）等の表示を行なって社会保険業務センターに返送したという話も伝わっている。

本来の形にデータ化されなかった「雑届」は、その後特別処理のスケジュール等が設定された話は無く、特定の係長に処理が預けられたということであったが、段ボール箱いっぱいの届書の処理が終わったと言う話は聞かなかったように記憶している。

３　基礎年金番号設定直後、大府県では大学新規卒業者の就職（厚生年金の資格取得時）時に基礎年金番号保有の有無を調査せずに、新たに基礎年金番号を払出しているという話があった。基礎年金番号は20歳になれば大学生であっても新規に払いだすものであり、市町村はその番号で管理し、社会保険庁へも報告されていた。

従来の厚生年金の記号番号であれば、最初に払いだされた番号が優先し、後で払いだされた番号を取消すこととなっていたが、基礎年金番号はその逆であり、後で払いだされた番号が優先するため、二重払出しが確認された時点で市町村は最初に払いだした番号を後で払いだした番号に訂正しなければならないこととなった。

しかし、最初に基礎年金番号を払いだした市町村に後で払いだされた基礎年金番号の情報が必ず届くとも限らず、２つの基礎年金番号を持つ原因のひとつと思われる。この件に関し、私はある会議の席で是正を要請したが、全国規模の話であるとして、その場で是正措置をとるような議題とすることはなかったと記憶している。

以上３点は、私が関った小さな範囲ではあるが年金の記録管理について気が付いたことを記載したものである。特に１の件が適正に処理されていれば、統合事故も少なくなったはずであり、（新聞報道のみで詳しいことは解らないが、５千万件の中には、トランズが統合されないままになった記録が含まれているのではないかと思われるがいかがであろうか。）相当の効果があったと考えられ非常に残念である。また、３について早期に是正措置をとっていれば基礎年金番号の二重払出しも少ないうちに治まったのではないかと思われる。

（その２）

１．国民年金の届出について、国民年金は市町村窓口で「氏名」「生年月日」を公簿（主として住民票）により確認したうえで登録されることになっていたので、これらの記録は氏名・生年月日が正しいものとして理解されてきた。しかし、年金請求時に戸籍と異なる事態が発生る例が少なくなく、年金決定に支障を生じていると言われていた。

２．厚生年金の届出について、事業主の届出内容を確認する手段（仕組み：権限）が無く、届け出られた被保険者の氏名・生年月日を信じる以外になかった。

①　過去の民間会社の採用条件は、現在と異なり「80歳以下」等の条件が多かった。
このため、年齢を偽って就職する例が多く[redacted]就職するたびに年齢を偽った例はかなりの数に上ると言われていた。

②　氏名についても同様であり、20余の氏名・生年月日を使分けていた者もあった。
また、業種によっては、上記①②が常態化している職業もあり、本人がどれだけの氏名・生年月日を使い分けていたか、記憶していること自体が危ぶまれる。

③　「生命保険の外務員」に係る厚生年金の適用については、８号未納期間で有名になったとおり、被保険者本人が承知していないケースがほとんどであった。
しかも、彼女たちは特定の生命保険会社に長期間雇用されることは少ないと言われており、いくつかの生命保険会社を次々と「渡り歩く」例も少なくなかったと言われており、本人の知らない記録が沢山発生していると言われていた。

④ 健康保険組合の管掌下にある事業所において、氏名・生年月日の訂正届けを健保組合のみに提出し、厚生年金部分を社会保険事務所に届け出なかったという例が多いと言われていた。

厚生年金基金に加入している事業所においても同様であると言われていた。

以上 2 点は制度仕組み上の問題点として年金業務に携わった者の間では常識的な事柄であった。このことから、年金記録の最終確定は年金請求の時に行なわざるを得ないと、先輩等に聞かされてきたものである。

以上

4/9

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
1・経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①現在実施されている又は実施しようとしている「本人への記録内容確認」や「オンライン上の記録とオンラインへの切替前の記録(台帳や名簿など)との突き合せ」を、ある程度時間をかけて実施していくこと。

②資格期間や保険料納付を証明する書類等がない場合には、一定の条件での状況証拠のみで認めるようにすること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金制度の信頼を損ない、事務処理面で年金制度を崩壊するほどの大きな問題として認識していた。

② 基礎年金番号創設時、付番するにあたり基礎年金番号以外の番号の有無について被保険者や年金受給者等へ照会した際、「回答をしていただけない方がいて整理ができないものがある」ということを聞いたことがあるが、その時にはこのことが年金記録問題との認識はなかった。
年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年4～5月頃である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録について、名寄せ処理を速やかに行い、本人への照会（ねんきん特別便）により解消を図ることを行った。

② その時々では適切に事務処理を行ってきたことと思うが、反省点としては、年金記録問題の原因には、「年金記録は年金裁定の際に本人からの情報に基づき整理ができる」との考えがあったのではないのかと思う。
この考えがあったことにより、結果的に事務処理が適切に行われなかったのではないのかと思う。
事務処理は、どのような時でも、適時かつ適切に行わなければならないと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金の記録の整備は、本人の取圧と照合する方策(先般実施された本人による記録の確認、不備の申出による整備)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・地方の保険保長在任当時は、丁度オンライン実施にむけ庁舎整備、切替業務、オンラインを軌道に乗せるという業務に従事しており正確に切替える（入力する）ことも当然のこととして指導していた。

・本庁在任中は医療資格でも対象に従事しており特に年金記録についての認識はなかった。

・在任当時は、年金の裁定請求の時に取扱者を添付し年金記録の不備は取扱者と照合して整備し裁定していた。

・退職後年金基礎番号が実施され、その後年金記録が問題にされた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・オンライン切替時に入力ミスがあったとしたら反省しなければならない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正規の職員で地道に取り組むしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

由由しき問題と認識していた。
その存在を知ったのは、平成元年頃と思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正規の職員増を要求したが、上司は受け入れず、小職は左遷された。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録が簡単には整理・統合できなかったのは、次のような事情もあり、このことは、世間一般ではあまり知られてないと思います。

① 厚生年金保険の場合についていえば、年金記録の基本情報である被保険者の氏名、生年月日は本人からの申出に基づいて事業主から社会保険事務所に届出された内容で記録を管理することになっているが、過去においては被保険者が就職等のために生年月日や名前を偽って申し出し、被保険者証を複数枚所持する事例がかなり多くあり、このことが記録の整理・統合を難しくした一因となっていたこと。

② 年金記録の統合等の管理の仕方にもいろいろと沿革があり、電算機による管理においては現在と過去数十年前の電算機の処理能力には雲泥の差があって、現在では簡単にできることでも過去にはできなかったことが多くあったことを理解した上で年金記録の現状を評価する必要があるが、世間一般からはそこまで理解されていない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度の発足以来半世紀以上を経過し、膨大な量となっている年金記録を2年程度の期間で全てを確認し、整理・統合することは土台無理ではないかと思います。

解決の方策としては、処理の優先順位を決め、もう少し時間をかけてきめ細かく対応すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和54年７月から約２年間、当時、厚生年金保険の年金裁定を行う部署に係長で配属されていましたので、そのときに社会保険庁が管理する年金記録に旧台帳といわれる戦時中の記録が入っているもので資格喪失年月日が記入されていないもの等の不備なものがあり、これらは電算機で管理る記録には統合されていないということを知りました。

当時は年金の裁定に当たり、社会保険庁が管理する年金記録と年金裁定請求書に記載された請求者の職歴とを照合し、漏れや相違あれば請求者や地方庁に照会する等、当時考えられるあらゆる手段を使って調査し、記録を整備することを基本にしていましたので、整理・統合されていない記録があることが大きな問題であるとの認識は特にありませんでした。

ただ、このような記録があると、照会等の調査で裁定を行うまでに時間がかかるため、早く整理・統合されるべきとの思いはありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のように、旧台帳等の不備な記録があると年金裁定に時間がかかってしまうため、当時の年金記録の管理を所掌する部署の担当係長に対しこれらの不備な記録の整備についての考え方をまとめ、早く統合すべきといった意見を何度か言った記憶があります。

現時点でみた場合の反省点は、年金記録の管理を所掌する部署に在籍したことがないため、第三者的な意見になってしまいますが、少なくとも基礎年金番号の付番といった大きな節目の時点で、内容が不備で統合されていない年金記録の整備についての考え方と整備計画といったものを対外的にも説明できるよう、しっかりまとめておくべきだったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題は 制度のスタートと共にあったものと思う。
「氏名」「生年月日」「性別」の3点で記録の整合性をとっていたため、これらの項目が事業主側からの届出内容と事実が相違する場合チェックできない。
又、「資格取得日」「資格喪失日」が本人に(被保険者)確実に伝っているか不明である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%解決の方策はないと思われる。
行政側になげ責任があるケースは、救っていけばよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所に採用された時から(主観で)認識していたと記憶しています。
社会保険庁から地方へ、疑重複等の事故り処分が送られ、社会保険事務所の台帳と突合するなどの作業がありました。
(事故原因:届出内容で事業主と被保険者両方に責任がある(ケース
入力(行政側)ミス)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。 年金記録問題と命名し、あえて問題視している。目的とする回答にならないと思います。了解ください。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・すべて法令等に定められており、それらすべてを循守してあれば問題はない。

・法の目的
・関係法令 } これらの研修時間確保

・年金の相談は問 ←―― だけを答えれば良いというものではない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決(整備)に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」という事業は知らない。命名した者に聞きたい。
私が入方社「先輩」が後のすべての研修で言われたことば。
年金の記録はそれぞれ ひとり、ひとりの歴史を、1年毎に頼みよりが確実に年金受給されるまであずかる仕事、各種書類で送付されてくるから1件、2件とかぞえるがあくまでも「人」である。余方もなく時間がかかる。一方で余方もない、時間の余裕がある。ものごとの解決には時間がいくらかかろうとも1歩1歩着実に進めたほうが、結果は近い。あわてたところは結果として、やり直しとなる。
年金の記録は制度が習熟するまで関心を示さないだろう。だから今が大切なのだ。習熟する時が大きな問題とならないように。

(制度は約20年来たこれから20年後だ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録~~問題~~整備をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①最近の国会のことか？

②入方した頃のことか？

②は(質問２)と回答が重複する。

年金記録については、社会保険事務所で、その都度整備していた。それでも設定、請求書の記入については事務所の窓口で各事項を確認し、特に職歴欄についてはもれの無いよう指導がされていた。この確認によって、ひとつ今の記録の整備は一段落となるその中し出により訂正は可能である。

(質問４)~~質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、~~この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の入方した頃は、年金設定が社会保険庁で始る頃であり、業務は煩雑となっていた。このことは社会保険事務所においても照会対応等社会保険全般が確定確定していた。しかし記録についても新しい歴史が積み重なっていった。この時感じたのは、人手が少ないこと、一度計上した予算は新聞の計画になるないと、予算担当に考慮されないこと。

現在行っている記録整備は、35才以上をターゲットとして20年計画で着実に実施することの過去の積み上げであり、その都度の通知や法の考え方の研修を充分に行い、対応する必要があると思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、一般の方に知られていないであろうことは多くある。しかし、質問が何を期待しているのか、特に何を問題としているのか分からないので、答えようがない。

朝日新聞の欧州特派員および東京都知事が「ヨーロッパ諸国では、このような年金記録問題があれば、必ず暴動が起きる」と言っているが、これは、当たらない。
暴動が起きるはともかく、年金先進国にも年金記録問題があるのは周知のことである。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている多様な方策で充分である。
国民に不安感、不公平感があるままの制度運営はよくないのは当然である。しかし、政府あるいは制度運営者の評判が悪くなるのを避けるのが第一の方策のようであるのは解決にはならない。
年金裁定時に記録を徹底的に確認すればよいので、これを関係者によく説明し理解してもらうことで足りる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中において、制度を目的に沿って運営をするためには、第一は制度からの離脱者を捕捉し、第二は保険料債権の確保で、記録の正確性などは通常当然の事務処理であった。しかし、社会全体が記録の重要性に対する意識が薄く記録の出発点である届け出から問題はあった。つまり、保険料債権発生時あるいは消滅時にこの記録をしないことはあり得ない。また、事実に基づかない記録を作ることもあり得ない。しかし、不正確な届け出に基づく記録処理は往々としてあり、記録の不接続が起きることは想像された。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の正確性あるいは補正の重要性については常に気を使うことを心がけた。年金広報の充実あるいは基礎年金番号制度導入や年金手帳の工夫などの取り組みに努めた。これらの効果は無かったのだろうか。反省点として挙げるものは特に無い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納税番号制の導入しか解決できないでしょう
その番号を持ってない人は社会生活できない
システムが必要です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手作業で管理していたものを機械処理システムに完全移行するには無理があったのではないのかと思われします。
問題のなされを認識した時期は不明ですが新聞紙上で騒がれた時と思います

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人と記録を完全に管理できなかった当時のシステムの不備を引継がざるを得なかった現役の職員は気の毒 厚生年金制度発足時から記録を管理する認識が欠如していたと言われても返す言葉もありません。
今は年金請求者の申出を誠実に記録をつないであげるのみですね。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等以外には承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者に有利な結果となるような方策とするべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人の年金記録に関しての事実関係の記憶が曖昧であるため、調査が十分にできないとの認識。

記録の改ざんの存在を知ったのは、報道。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な記録の管理を正確に行うための体制の確保が必要であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんきん特別便」による地道な記録整備がいいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特段の問題があるとは認識していませんでした。
・不正と思われる年金記録問題があったことは、新聞等の報道で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録の整備は、本人からの年金請求時の振り返りに(コンピュータ記録、旧台帳、社会保険事務所の記録等)適正に処理されていたものと思います。

・年金記録の整備は、昭和17年から約70年に亘る長い歴史があり、それぞれの時代、紙台帳からコンピュータへの管理と適正に処理が行われていたものと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時代の変化で異動(住・仕)が激しいのでむづかしいと思いますが、「年金特別便」の送付が一番効果があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各年金のことは割り出せ人が、国民年金については異動（住所）するたびに「年金申帳」の交付をうけていた人もいるようですので、これをつなぐことが必要と思う。これは当時から知っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「年金申帳」は大事な一冊ということを某、社保、市町村でPRした。いろいろの申請書が「届出」で行われることになっていることが問題を取りがしくしているように思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはなし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な解決策は思いつかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号の重複~~支給~~が多いのは承知していた。承知したのは昭和52年6月頃 業務第二課に在職中で一本に統合するにはどうすればよいか検討したことがある。ただし同一氏名、同一住所、同一年令で別人であり調査したところ同一氏名、同一年令で同一の敷地に居住していたことが判明した例があった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金番号の重複は東京都に多かったので新規取得か再取得か(取得面に記載、相関があったと記憶している)十分確認を行なうよう当時の業務課名で東京都に連絡した記憶がある(重複についても)

~~返事~~ 反省点としては二度、三度にわたり各都道府県に連絡すべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現時点では、処道に処理する。
・一定期間、経過後は、何らかの基準を設定。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在公表されていることが全てだと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題について社会保険庁としては、費用対効果の観点から、裁定前に「事前通知」により加入記録を通知し、加入記録を整備することにより、年金裁定の正確かつ迅速化を図ったものであり、この方法が有効な手段だと思います。

年金問題に便乗し事実確認を疎かにして年金記録を整備することは、誠実に年金を納めてきた方たちとの不均衡を考えると、国の事業として公平さを欠くことになるものと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在年金問題は全て職員の不祥事により発生したものとして認識されていますが全てでは無いと考えます。
これまで年金行政に携わった者として、その当時は全力で仕事を行い一所懸命努力したつもりです。それでも現状の様な問題があるのは、次の様なことも考えられます
① 住所変更者の転入届未提出による不在者の大量発生
② 資格取得届の事業主責任(謄本での確認ではない)
③ コンピュータ入力時の漢字のコード化(昭和40年頃は漢字に番号を付していた。1文字1番号……索引法)
④ 年金番号証の多発行(複数所持)
⑤ 年金請求主義の義務規定 --- 等々。
勿論職員の不祥事があったのも事実でしょうが。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 「新たな回復基準・救済方法」により一定基準以上のものを認定することも必要でしょうが、
必要以上に緩やかにすると虚偽の申立も認定され不公平が生じることも考えられる。
例 昭和39年頃 国民年金の納付は夫分のみ行い、妻分は意識的に納入しないことがあった。

② 100%訂正と言っても今では無理と考えられる部分もあるので、国民に理解を求めある程度のところで終了することも必要ではないかと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金番号を一人で複数枚所持している者が沢山いた(現在でも発生していると思う)。
  早く国民総背番号化しないとこの事は解消しないものと考えていた。
- 今でも必要と考えています。年金手帳を発行してもこの問題は解消しないのではないでしょうか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 基礎年金番号の付番化に努力したつもりです。(平成9年1月1日)
- 年金は「請求主義」であったため、申請者が提出した記録が正しいものと認識して仕事を行った。
- 事務費の予算も年金請求主義に基づいたものとして請求し予算化されていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○コンピュータ記録に統合出来ない旧台帳記録やカナ変換出来ない氏名があることは知っていた。

○収納等UPのために保険料滞納事業所をそ及して全喪処理をしている事例があったということを平成10年頃聞いたことがあったが個人の被保険者記録に影響はない（切り扱がされる）と理解していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○未統合の記録は年金請求がされた時点での調査で復活可能と見ていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すべて表に出たと思います。
ただ、強制適用でありながら事業所が届出しなかったいわゆる未適用者の問題や、特別徴義務が滞納したまんの取りあつかい。倒産した場合の取り扱いや、日々雇用者の扱いが適正に行われていたか等、制度全般に亘る問題があったと思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金保険制度が今後健全に運用されるよう全力をつくすこととし、現時点での問題は凍結し、本人申立のあるものを除き、将来の健全化のため、役立てるしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、直接担当したことがなかったので認識していなかったと思います。
うすうすは気がついていたと思いますが具体的には、マスコミ報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接担当したことがないため、よく解りませんが、保険保険事務所では、人手が不足し、台帳切替のためにも非常勤職員が常に働いており、正しい仕事が出来るのかと心配したことが思い出されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録を管理する上で、結婚等により氏名が変わった場合に届出がされていない場合や仕事が変わるたびに新しい年金手帳を取得している加入者は、一般的に多く存在していたので、整備が必要な記録が存在することは就職したときから認識していた。しかしながら厚生年金の場合被保険者の住所を管理しはじめたのは平成に入ってからであり、10年程度前までは、年金請求時に本人の職歴と照合し、記録を整備することが一番合理的な方法という認識でいた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に記録整備することが最も合理的な方法と考えていたので、特に対応は考えなかった。
その後、電算化が進み、年金定期便が送れるようになって、よい方法ができたと思った。
もっと早期に年金定期便により加入者に確認してもらえたのではないかと考える。
一方、加入者が年金記録に感心を持ってもらわなければ解決しない問題であり、広報や教育の充実が必要であったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金定期便で加入先に記録を確認していただき、整備することが最も合理的な方法と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

再就職のとき、特定の時期に分転があっては不利と考えて、新規加入として本人が届けていた。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一定年齢以上の定年退職者については、退職前に年金記録を確認させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁業務課に勤務していた当時には、これ程の問題があることは考えていなかったが、ある程度は問題が発生するとは予想していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所の担当者を変更した。中央・地方を含めて
の重要性を認識すること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的案件はありません。

※年数が経過しており、明確な記憶がなく残念ですが、申し訳ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的記憶をお示しすることは残念ながらありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和44年～46年頃
旧台帳管理ポジション在籍時
記号番号重複整理、生年月日訂正、氏名変更処理等手作業で管理、多数の処理件数より被保険者の制度認識適正届出、事業主の適正な届出、社会保険事務所の適正管理、社会保険労務士センターの適正な管理等が一環して適正に処理されない…と年金記録時に問題が生じると認識していました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

与えられたポジションの事務処理を正確に行うことが重要かなと一人一人が認識する必要があるとの精神面のみの対応しか出来なかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以外は無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている方法以外に良い方策はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミで報道されて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「厚生年金関係」

・事業所から提出される「資格取得届書」の誤記による不整合。

・就職日の生年月日。(年令制限のある場合故意に生年月日を改ざんする)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「厚生年金関係」

一括処理の際に本来必要限り処理することが望ましいが、完全にすべて処理は不可能と思う

※ 1%～5%ぐらいの事故処理については、裁定の申し出があった際に処理すればよいと思う

(年金の支給申請の際に職歴を書くことになっている)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「厚生年金関係」
正確に処理することが大前提ですが
本人、会社の担当の正しい届書の提出が前提。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務課での事故処理の中で、特に事故の原因による事例については、常に指導する方法をとっていた。

※私は国民年金の処理については、殆んどわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いつきません。すみませんが……

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

必要なのは人員と予算です。

それ以外の具体策は考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識じていましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

青年時代、社会保険事務所、旧保険課(現業)に勤務した経験があります。担当係ではありませんでしたが、同僚を通じて、旧台帳の整理が如何に大変な仕事かということは見聞していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳の時代はともかく、オンライン完成後において(現在)、対応策は考えつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しているものはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁で現在実施されている方策が最善と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題は認識していませんでした。
存在することを知ったのは新聞で報道されたときでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点はわかりません。
早期の解決を望んでいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録問題」の事象に掲載されている事項以外には特にありません。

・発生原因は、種々あると思います。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録の完全な統合ない時点(はおいて)(困難なことと思われますが)裁定請求の受けつけのつど、特別便により本人照会などの実施でされていますがこの方法以外に見当りません。

・特別便で記録が間違いなきことを確認して、将来に備えて考えているサラリーマン(男女とも)もおります。声も聞きます。

(註)この声を聞くとき、保険料の納入なしに給付につながることあるとした場合、年金制度の存続に大いに影響がでると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化に~~ある~~より 事務 開始のとき
説明を受けた。質問2の方法による以外
には当面~~解決~~解決の方法はないと考えた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・すべてこれまでの特別便等で疑義のあったものについて早期に処理を完了すること。

・今後このような問題が発生しないための対策を確実に実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・手帳番号を2以上持っている者が多くいることは認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・名寄せ等で他手帳番号の照合もし統合する事業に携わっていたときがあり、これを確実に実施するよう努めた。

・当該事業の回答率は、年齢が若くなればなるほど少なくなっており、当該事業の重要性の周知が~~未だ~~さらに不十分であったのではないかと考えている

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧台帳(紙台帳)は中央から地方(戦災防止)へ地方から中央へと保管換を行なったが、紙質も悪く水害等にあった台帳は記帳内容が判読出来ないものが多くあり再製したが完ぺきかは保証出来ない。
亦、コンピューターへの切替時にサンコータイプライターで紙テープにパンチしたが、パンチャーが記録の重要性の認識がやっと足していた為氏名等は勝手な判断でパンチした例が少なからず存在したこと

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適確な考へは接合せてない。
今現在行なわれていることが良いと思われますので根気よく時間が掛っても行なうしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧保険局年金業務室で索引班に在籍したが、再成された名帳と旧名帳との突合を行なっていく合致しないケースも多く特殊年金支給開始が本格に始まったら大きな問題になるのではないかと懸念していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当職員一人一人が問題点を承知してその業務に当るよう指導した所、キャパシチャーが年金制度そのものの重要性を知らない事務業を行なっていたことが今となって不突合の結果となっているような気がしてならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段に承知する問題はありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後とも記録の適正化に最大限の努力をすべきとは思いますが、一方、被保険者に対する年金保障としての事実確認等に対する方策が必要かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未収録や不正確な記録があることは、社会保険事務所にて年金の実務に就いていた昭和40年頃知りましたが、地道な記録照会などの処理により一つづつ補正されていくものと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録整理のより大切さを関係者が認識し、積極的な取組みがなされるべきであったかと思います。
また、制度発足時より年金に対する意識の高揚に努めるべきだったのではとも思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別添回答のとおりです。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別添回答のとおりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別添回答のとおりです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別添回答のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

513 1257

質問１に対する回答

報道等による情報以外の年金記録問題はないと信じています。

質問２に対する回答

特に「消えた年金記録」問題については、私が入職した時代は、国民年金記録を台帳に消しこみ（納付記録の納付状況を記載）を手作業で伝票一枚一枚めくりながらであり、絶対に間違えがなかったかと言われると自信がありませんが、当時は、市町村との二重管理（市町村においても同様の作業を行っていたと記憶）があるので、よっぽどでなければ、消えるようなことはなかったと思っていました。しかし、現在ボランティアで社会保険事務局での点検ではかなりの不備を目の当たりにして台帳の転記（旧々から旧台帳、旧台帳から新台帳など）作業での「転記ミスもかなりあったんだなー」との感想で、今まさに地道に行っている再度点検し直すという方法しか解決がないように思います。時間との勝負ですので、我々を含め、ＯＢのボランティアの力が必要と考えますが、平日でも休日でも、夜間でも、短時間であっても柔軟にお手伝いできる環境の整備が必要とも思います。

質問３に対する回答

平成１８年８月の退職であり、当時は「不正免除」の問題の真っただ中にあり、質問の「年金記録問題」については、手作業や、転記作業の中では一定のミスは発生するが、本人の年金給付請求時には一般的に解決するであろうとの認識しかなかった。後段については、新聞報道があってからの認識です。

質問４に対する回答

社会保険事務局からのボランティア要請に対し、できる限りの協力をしていこうとの思いです。
後段につきましては、反省というより言い訳にしかなりませんが、自分は、意欲もあって、与えられた業務を一生懸命やってきたとの思いですので、非常に残念でなりません。多くの職員はまじめに大量の業務をコツコツと行っていたと信じますが、一つだけあげるとすれば、「システムの内容を検証できる専門家（法律の解釈とシステムエンジニアを兼ね備えた人材）を育てず、委託業者主導のシステムであったことと社会保険業務センター総務部企画調整課の担当職員の力量・知識不足と人数不足・時間不足からくる、いわゆる、システムの詳細は任せっぱなしとならざるを得ない体制であったのではないか」と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号の導入

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題の認識度…適正処理して認識

・問題の認識時期…29年

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時の対応策…本人照会と実体

・反省点…特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、今迄問題となっている問題について
他に見聞している事項は有りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

半年期以上前からの記録問題であり、戦時戦後を経て
現在にいたっているので、それぞれの時代の取扱手順による
組合により適正処理を図ること外はないと思われますが
大変な事務量となり困難と思われます。
然し年金記録問題の解決策として最良の方策が有るとは他に考へられ
ませんので現在中央で押し進められている作業の進行に期待している
状態です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は優先被保険者が退職後の年金受給の際大事な記録であると理解していたが、在籍中は現在のような問題となってからず、現在のような事態を知ったのは国会等で問題となり報道された以降であります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省としては、被保険者の退職後の重要な問題であり、全職員がその点を自覚して今少し取組みに重点を置かざるべきであったと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現に行われている年金相談、ねんきん特別便などによる記録整備を着実に実施する以外ないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金給付に直結するものであり、根幹の問題であるとの認識はしていたが、特に船員保険の戦時加算の問題などは、船舶がいつ・どこを航行していたか被保険者ごとに記録を整備しておくことは不可能であり、ケースバイケースによらざるを得なかった。
(知ったのは年金給付事務にたずさわった昭和○○年当時)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は、事業主の届出方における事務処理で整備され、人的過誤は避けられないものであり、補完する意味あいから、質問2の考え方になるのではないか。
制度的に保険方式をとる以上は、程度の問題はともかく避けられないことか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在知ません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている確認業務を地道に行なって行く以外に方法は無いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和52年頃、業務課支払班に在席した時、複数の厚生年金被保険者番号を所有している者、旧台帳が存在している事を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、厚生年金の被保険者の住所が把握されておらず、本人からの申告を待たなければ、その事実の確認ができない状態であった。

後の思：最終的には、年金受給権発生時の裁定請求書に記載される申告履歴と年金記録の突合を的確に行うことにより解決することもやむを得ないと思っていた。

年金記録の確実な管理、効率的な業務処理の為に、社会保障番号の導入の検討が行われてきていたが、プライバシー問題等により実現できていない状態が続いた。

その後、平成8年頃、基礎年金番号の導入が実現し、次々に解決していくものと認識していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

憶えてありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点での解決方法は、判りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題については、記憶にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・法改正!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍中においては、年金記録問題は特になし、

・全員年金の未加入問題を契機とした加入記録の不備問題による報道記事等

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・前段は特になし

・長期間続いた故方帳管理に問題があったと会われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1、年金庁・社会保険庁等と地方局の間に年金制度の目的である国民の受給権を保障するための認識の欠如と人的資源、機能の永年に渡る歪みを放置してきた組織的問題の急務。

2、国民の権利擁護の下位の業務の完遂を「事務処理」として取り組んでいることに加え、過度に減点主義を醸成する組織からの脱却。(本来としての取り組みは行政組織の基本に入っている。)

3、自治労主体の機関組織の労組出身の幹部による労務管理を前提で阻止する体質とその人材の重用から来る実務の分化という重大な構造

4、事案方式と外部の指摘等に依存する方式と立法機関をもいいように操作組織の文化の脆弱化と悩給局未労組の力。加えた現場の労務管理力の欠落(労使協約的な組織)の急務。

5、年金システムの法律適用処理機能の硬直化で、完璧年金試算時に大きな損害賠償に発展する脆弱化

6、社会保険庁本庁内では、高額の給料と退職金を確保する問題発生の回避

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、国民の立場に立った組織、活動への徹底した人材教育の実施

2、最終的には「情報開示」の徹底(ホームページ)で国民の意見を聴くこと。

3、国民に対する文書は、国民が見て理解できるものを提供して作成し発送すること(国民の誰もが理解できない文章を読んだ方への問い合わせもない)

4、約束して実施することについての実施計画を国民に開示し、国民との合意のうえ実施すること。

5、国民への対応は、決して縦割りだからということではなく、本部組織の責任者を含め全職員の接遇研修を徹底すること。(人間としての教育も必要)

6、この業務で大臣の承認した方針・施策を推進していくうえで組織の全員が認識して取り組むこと。

以上、解決するには、問題発生時に処するべき、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 旧民年金制度創設時の職員採用とその後の組織管理業の失敗
2. 事業評価方式の欠落と本庁の事業管理能力の欠落
3. 地方組織の2元化（保険課長と年金課長）による事業推進の障害の顕在化（旧民年金 ... 制度時から続く、その為に一体化は表面上の）
4. 人材評価方式の歪みによる登用への悪影響 ... 組織力の発生に気付かぬ人事政策が
5. 前記の1～4の結果、加入から喪失、その間の級付記録業務の事業方式の欠陥の発生と改善不能の発見は、第一線の社会保険事務所の職員としての経験時に気付いていたが、その後本庁に来た後も対応する立場になく立場上いろいろと行動しても、現時点する上司や同僚は存在していない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 組織とそれぞれの職員（特に管理職）の役割の具体化によるその実施責任分野の評価と登用
2. 社会保険制度が求める異民の権利を擁護するための立場を明確にした仕事への取り組みを納得して取り組むための中間管理職（あるいは）另組 説得の対応をするが、過去の責任者の対応とは真逆となり
3. 前期2の結果自治労事務組は、最後まで抵抗し、本部を通じて本庁上層部に申し入れをされている。この結果、今日でも上司とは（結数）関係が悪化したまゝである。

限られた期間で人では改革は達成できず、後任はまた元にもどす流れとなって地方が混乱することになる。

しかし、全学生系は、良く理解し、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は、主として手作業で記録を管理していた時代に端を発生した問題と思う。人間のやることだから完全ではなかったと思う。一朝一夕に解決するには困難と思う。

そこで、社会保険事務所で、年金の裁定請求者を受付した時点で、職歴と記録が一致しない場合は、業務センター内に調査担当の部署を作り、そこへ照会して10台帳の記録を調査して回答するようにしたらどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○旧台帳の中に、コンピュータに入力されていない記録があることを新聞で初めて知りました。

○オンラインの記録に、基礎年金番号へ未統合の記録が約5千万件あることを新聞等の報道で知りました。

○記録の改ざんがあることを新聞等の報道で知りました。これは社会保険マンとして、やってはいけないことで残念でなりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を導入したときに、オンラインの記録に未統合の記録が発生したことを、公表して解決方法を広く求めて解決方法を検討すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械的にある程度割切って記録を整理すべきと考えます。

その中で問題のある分のみ個別調査する方法がいいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の保険料の収納率向上に向けて所得の把握が出来る分に関しては行政として免除として申請でなく通知出来れば収納率の低下が防げる可能性はあった。

厚年に比べて国年の収納率の低くさ、H12年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国年の収納率向上を図るため土日における個別訪問を行ったが、それでも面談等が時間的に困難なケースが多く、後日通知と考えて行動した。

しかしながら申請主義であることから最終的に申請を得られないケースが多かった法的に問題があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在明らかになっている以外の問題は承知していない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている作業を加速させる。
最終的に確認できない記録が残ってもある時点で終了宣言をする

年金裁定にあたっては本人の申立を広く認めることにより救済を図る
例えば　遡及して資格喪失、標準報酬訂正があった場合は遡及前の状態に戻す、納付記録が確認できない場合は本人と同業種(地域及年齢も考慮)の平均報酬と見做す等

後刻記録が判明して再裁定を行った結果過払が生じたとしても遡及して返納させることはしない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

これ程大きな問題があることは認識していなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

・制度発足当初は世間一般に年金に対する期待認識を落とそのことが影響して社会保険職員も全般的に業務に対する使命感が薄かったのではないか

・労働組合も処遇改善を強調するあまり、業務の円滑化を阻害した点があったのではないか
また、当局側も毅然とした態度に欠けていた点があったのではないか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、その他の問題があることを知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多数の方々が年金記録の補正に工夫し努力してお られることは大変ご苦労様と存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については膨大な件数を処理する必要があり正確を追求しながら全完璧を期すことは難しい、複数の年金番号を有したり年齢制限に触れぬよう生年月日を変えて就職した被保険者の事例を在職時に聞いたことがあります。

年金記録問題の事象について知ったのはテレビ等で報道された頃です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の事象に当たる業務を担当していません。

ただ現時点でみた場合、過大な業務量に見合う体制が必要であったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている事象以外は知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これだけ膨大な事故件数が明らかになった以上は、政府が今後必要に遅めようとしている。何かけて全件突合処理する方法がよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]、記録が落ちているという苦情（照会）等がありましたが、その都度、該当社会に記録事項の照会調査をお話しするとともに対応をとってきましたので特に問題はありませんでした。（当時は相談件数が増加していて、電話がつながらないという苦情が大変多かった状況でした。）

当時は記録の洩れ等があっても、年金の裁定請求の際に対応すれば大丈夫といった考え方が社会保険庁全体にあったという気がします。

[redacted]所長在籍中は、直接被保険者と接することとなり、特に個民年金の未納問題に感じを持ち、将来無年金者にならないようにとの思いから、自ら積極的に電話で納付務励をしてきました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前述のとおり相談件数が膨大となり、日々、その苦情・照会等の対応で精一杯の状況であり、現実に窓口、電話、文書での回答に親切・ていねい・迅速というＳＳをモットーに対応してきたつもりです。

反省点として

- 社会保険庁（地方を含めて）全体に年金は裁定請求（請求主義）の際には、仮りに事故等があっても、解決・対応できるからといった考えがあったからではないかと思う。
- これだけの事故件数がどうして以前からわからなかったのか、情報開示をしてもっと早く対応すべきでなかったのかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・(国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1号、2号、3号の各被保険者間の資格移動に伴う記録の空白期間を発生させない仕組みを構築して、記録の正確性を更に高める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金の記録は、国民の老後生活の安定を保証するものなので、これを適切に管理することはなによりも重要であると認識。
・年金記録問題が大々的に報じられた頃からこの問題の存在を知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・日々の業務を厳正に処理することに努めた。
・年金記録の管理の業務は、戦中、戦後の混乱期を含めそれぞれの時代的背景のもとで行われてきた地道な業務であり、年金記録を巡る歴史的経緯も考えないと単純に反省点を挙げられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・裁定時申請主義を前提としていること。(法的には)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・前記を前提として 忘れての丁重な対応
・ペーパーでの記録管理の限界

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○不明記録の整理に当たっては、終戦後から昭和30年代前半頃迄は、雇用事情が影響し、生年月は、過去の就労実体(交付を受けた被保険者証書)を偽わる等して就労する者が相当数あり、又一部事業主は、その事に今日程注意を払わず、社会保険関係事務を行っていたことを考慮する必要がある。(昭和50年代後半の裁定処理において、給付記録として整理した分は相当数あるが必ず全てが資格記録として整理されていない)

○不明記録の確認整理において、容認要件の緩和措置が取り沙汰されているが、通常年金制度が広く定着する迄の間は、脱退手当金について、被保険者であった者自から支払を受けたものの外、退職時に企業の支給する退職金に合せ、事業主へ受領委任した脱退手当金相当分の支払を受けたものが相当数に及ぶことを考慮して置く必要がある。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金便士通じての記録整備については、私にも通知が来ており承知しておりますが、問題と言われた5000万件について記録をどの様に分類整理しているのか明らかでないので、直答できません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人生80年時代の年金を考えると、年金記録は最長足かけ2世紀に至る管理が必要であり、電子情報システムの向上によって、管理ハード面は充実したが、正確な記録を適確に管理する為には、保険者、事業主、被保険者の相互理解、協力なしではなしえない事業である。

風に、徴収不足問題として、会計検査院が指摘しているところであったが、数年前の不況時に、テレビ取材に応じた社保職が、公然と、不適切な適用を事業主に示唆しているような報導があり、言語道断であると思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会計検査院の指摘に対しては、当然是正措置を講じ、毎年の算定整理局の処理、社保の調査官活動等を通じて適正化の為の取組みがなされているものと思っていた。

年金事業において正すべき問題、課題が生じ、又、判断上における問題、課題が生じたときは、逐次改善を図って行くことは当然であるが、それが問題視される度、その程度の如何に拘らず、国民に年金不安、年金不信が生じて、マスコミによって、事業に歪が生じ、さらに増大させている様な傾向が見られる。

今日の年金問題とは、歴史的に見れば、年金記録問改ざん問題を除き、年金事務処理大系の発展途上に生じた60年余に及ぶ極めて希れな事象であるから、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定時期を迎えると、誰もが真剣に自分の年金記録を確認します。その時を逃さず、社会保険・本人の双方が相協力すれば、正確な記録を確認出来ると考えます。裁定請求時の社会保険の業務体制を整備して置く必要があります。

もっとも、それまでの間に何回か年金定期便などを用いて記録を確認して置くとよりベターと考えます。

今回、報じられている未処理の事故記録をすぐにすべて解消する方法は見当らないと思うので、事故別にあらゆる角度から裁定処理時に活用しやすく整理収納しておくことが必要と考えます。

年金記録問題を有する人については、裁定時に一括処理するに尽きます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の誤記、脱漏等が散見されましたが、その都度必要な補正等を行い、適切に処理していたと記憶しています。
当時、事故の全貌を承知しておらず、今日、報じられている大量の事故が発生しているという認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手作業の時代の事故が大部分と考えます。当時の担当職員は、善管注意をもって処理したところですが、大量の業務量があったこと等から点検・チェックがおろそかになった結果ではないかと考えます。
業務管理が行き届かなかったと言わざるを得ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金定期係」的な発想と手法を徹底し、本人が常に自己の記録を確認できる体制をつくること。
社会保険庁の事務処理とミスを防ぐためのチェック機能を強化することは勿論のこと、事業主等に課している各種届出事項を簡略化するなど国民の協力を得やすい仕組みに改めること。
(対象の多さなどが行走する事業の細分までの実態をふまえた制度に。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金設定が行われ始めた頃、既に、複数の年金番号を持つ人や本人申立てとのズレなど存在していたようであるが、最終的には給付申請時に記録は全てトレース可能で年金権は確保されるものと考えていた。
（振り返ってみると、誠に容易な考えで、組織的、計画的に、根本的な是正策を講ずべき問題であった。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事態の深刻さに呆然とし、今からとられようとしている各種対策が効を奏し、正当な記録回復が図られることを祈るばかりであった。
組織の上から下まで（転送国体対応も含めて）ぎりぎりの場面で（建前とうちハラに）国民の側に立って決断する勇気が乏しかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて整理すべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金は申請主義をとっておりますので、本人の申し立てた職歴と方の管理する記録との違いを地道に追跡調査して解明していくことが基本であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に本人が申し立てた職歴と方の管理する記録が仮に相違したとしても、その時での調査で解決できるものと認識しておりました。

記録問題の存在を知ったのは、基礎年金番号制度導入の後メディアで公になった時期だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で振り返ってみますと、制度発足時に政令で定められた組織の問題や、手作業からスタートした記録事務処理、総じて年金に関心が低かった事業主、被保険者による詐称届出等が複合的に(中小零細企業の)重なって生じたものと考えられます。

在職当時は、与えられた職責を全うすることのみを考えて職務を遂行に務めました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全加入者の記録を正確に確認されることは必要なことですが、年金受給が近い一定年齢者等に対象として、集中的に取り組まれては如何でしょうか。(当然されていることと思いますが…)

何か膨大な数値が最初に打ち出されたものであるから一層な不安を抱かせたのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金は老後の生活保障の大切なものであることから、年金記録は正確に管理されていると確信していましたので、信じられないという思いが実感です。

○ 今回の内閣で知った
(退職後)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被用者年金の資格関係の届出が全て事業所を通じて行われており、被保険者本人がノータッチである点に問題があるものと考え、全届出書に本人確認印欄を、あるいは、届出書受理を本人宛に通知するようにしてはどうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度(記録)に対する意識の向上のため、年金手帳の活用を年金裁定時、再就職時だけではなく、多目的に活用できないか。

国民年金の保険料免除制度を、申請免除ではなく法定免除とすべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、被保険者にとって重要な記録です。
再就職の条件として、年金制度、過去勤務のチェックなどがあり、生年月日の誤申告、年金手帳の不提出などにより、1人に対して複数の年金手帳が交付されていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度に対する意識の向上を図るため、部内を含め、広報啓発を充実すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成6年(?)、都道府県で支給を行っていた障害福祉年金を国に移管した。移管された年金は、国民年金障害基礎年金となった。(20~30万件?)
その移管された障害年金の中には、年金額のみで中味が不明(資格期間、病名等)のものが複数件あり、年金額に合せて、資格記録、障害等級等を当局(社会保険庁業務課)で作成したものがある。理由:現在まで年金が支給されており、国に移管されたから年金を止めることは出来ない
その年金の該当者が、誰れかは不明である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金額が従前額より減額となるものは、本人の充分な了解をとって対処を行うこと。

② 厚生年金は、基礎年金番号に統一されたとれ以外は、1人で複数の厚生年金記号番号をよい出されている者が多数存在していた。
基礎年金番号に統一した時点では「氏名、生年月日」をキーとして資格記録の統一を行った。
但し、特に女性の場合は、生年月日を偽って会社に申告していた者も多数あり、キーで不一致となった記録が多数存在しているはず。
(被保険者、年金受給者の申告を待つしかないと思う)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の被保険者記録統合(全被保者分)を毎月実施していたが、その都度、不統合のエラー記録が発生した。エラー記録は都道府県の社会保険事務所に記録照会を行って、エラー処理の回復を行った。

問題点：社会保険事務所に記録照会した被保険者の記録が、未回答のきっの記録が存在し、督促・督促を行っても未回答のものが常に存在した。

(昭和60年以前の資格記録)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○社会保険事務所に対する督促処理が甘かった事

○処理サイクル(回答期限)を逸脱すると、エラー回復処理がだんだん困難となる。

○常に浮いた年金記録の回復処理では、年譲のエラー記録は充分に参照されていますね。?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方自治体の協力できる部分があれば
活用し協力を得たらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に今のように年金記録が大きな問題に
なったとは全かった。
マスコミ等で報道されて始めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

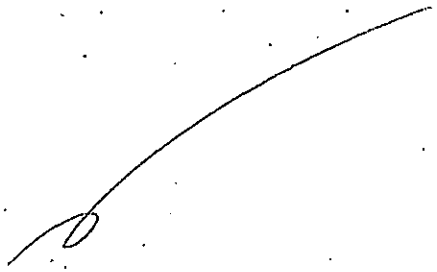

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁（退職時は総務部付）
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上（[redacted]） c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後すでに15年以上を経過しており一般に知られているか、否か不明ですので、残念ですが書けません
然し、私は、本来、戦政自連団体であった[redacted]
[redacted]でありましたのが、国民年金法に反対する自治体があり、将来生活保護からの脱却をめざす為にも一時出向のうえ、自治体の説得に当るべく命により、[redacted]
[redacted]です。社保制度は生保を救えると思った！
国年法の、通則、にいずれ、全国民の対象となる旨が有。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

相互扶助社会の中での社会保険の法的位置付けについては、書けるものもあると思いますが
年金の離婚時の分割等社会の変化に伴う年金制度の改革が理解できず申し訳なく存じます
特に年金の記録にコンピューターの記録が法的に認められているのか等判らないと今で一杯です
悪しからず！（保険庁、年金局の組織・責任体制点検下）
現時点では、腰痛（さい）、牛眼視力そうしつ、夜間もう症等の為、自宅の近くの散歩のみです！

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私には[redacted]だけでも次の取了があります。

- [redacted]
  ―年金額を入力し、I、B、Mで支払の業務だけを行っていたのを回答の電算機に切り替えた時の業務―
- [redacted]（年金の中央集中処理）
- [redacted]

それぞれの時に、数え切れない問題に直面しました。特に企画係の時には、厚年法の給付部分のシステム開発のため、フローチャートの作成やプログラムテストは勿論、社会保険の日本社会での意義も考察。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個々の問題ではありませんが、思うに

- 経済活動と生活保護とをどの様につなぐ役をになっているのか！ 強制なのに何故か実行では任意！
- 確認行為たる準法律行為が業務の中心にあるのは何故か！ 訴願前置との関係は！
- 例えば時効制度等共済年金と差があるのは何故か！
- 内務省管轄で制度がスタートしたのは何故か（強制当収と警察权限）、何故離脱したのか
- 学校教育で何故教えないか、等々について

日本の今後を見すえた上で議論すべきと考えます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・報道されていること以外は存じません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・事業所の廃止や納付実績の確認(当時給与明細、領収書等を保管していない人が多いと思う)用難解により、確定するためには迅速に確認作業を行っていただくことしか無いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・新聞・テレビで報道されるまでは知りませんでした。
・適正に処理されているものと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特段の対処はしておりません。(このような問題があったとは知らなかったため)
・紙台帳からコンピューター入力時に同姓同名や生年月日、男女別の読み取り判断ミスがあったことも考えられますが、詳しいことは分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁の電子計算組織導入計画に基づいて、被保険者台帳から、さん孔タイプライター本体と補助機器を使って、紙テープによる納付記録の作成から進達業務に2年余り携わったとき、紙テープの作成段階でエラーが多く訂正に時間を要したこと、担当職員を一人前に操作できるまでの指導、機械の故障が頻発し、修理時間、修理要員を常駐させたりほど発生したため、作業時間にロスが出て、処理スケジュールが狂い、進達業務に支障を来たしたことなど思うと年金記録という長期にわたって記録を管理する場合、複雑な作業工程、ミスにつながる要素の多い取り扱いは避けた方がよいと思った。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題の解決で、既に実施していると思いますが、庁のマスターテープと事務所に保管している台帳との突合を計算機で行い、不突合部分は区市町村の協力を得て、保管している名簿と照合、さらに異動などで照合できない者は追跡調査で確認できればある程度解決できるのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

東京都に在任中、国民年金保険料の収納事務で、印紙検認体制から納付書方式を導入した際、都独自で電算組織を設け、区市町村別に納付書を一括作成した経緯がある。その際、納付書は都から区市町村へ、区市町村から被保険者、納付される各金融機関から区市町村の収入役へ、そして担当課に消滅知書が進み、当然に記入確認した後都の電算組織に報告、被保険者マスターテープに記録されるというターンアランド方式をシステム化して記録され、その後磁気テープに互換性を持たせ、庁の電算組織に磁気テープによる交換で納付記録を進捗した。
この段階で年金記録に大きな問題が生じたようなことはなかったと記憶している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン方式のシステム導入計画から各種のプログラム、実施要領等について、修得する機会が少なかったため、年金記録の問題がどのようにして生じたのか理解できておりません。
今後は、年金機構の電算処理体制と区市町村の住民基本台帳及び企業との密接な連携を組み、記録され、不明等の事故なくす処理体制を整備することはできないか。具体的には住民票の附票が別票に健康保険と公的年金の加入喪失状況を把握させ、企業には採用、退職の都度、官庁を含め両制度の適用状況を報告させて、それぞれの連携を密にして機構のマスター記録の充実に努めることはできないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録について統合を急ぐとともに
収録されていない記録は早急に処理すべき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はなかった。
新聞報道等で初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

俄かには浮かばないが、まずは本人の申立の内容について、認定されしても、却下されしても、大方の人に理解がされる基準を設けて早急に解決すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

絶対にあってはならない事項
報道等で発表された以降で、時期については特定というが、はっきりは
記憶にいない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の管理体制のいいかに成さと、個々人の職務に対する責任の
不認識だであると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の照合作業、あるいは年金特別便による記録の確認作業等々すでに方策はとられていますがなかなか完結ということは困難と思います

今後は、地道な作業ではあるが広報の一層の強化、年金相談体制の充実・強化を図り身近かなものとして気軽に相談できる場所等提供 併せて情報の提供等の充実を図っていくことが国民の理解につながるものと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が大々的に報じられる迄は
記録について正しく処理されているものと信じて
疑いませんでした

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○過去の事業実績の評価がやいもすれば年金記録はこの次となり、当収率・検認率の向上に目が向けられがちであったのではないか
○安易な年金番号のよい加しあるいは1号被保険者と3号被保険の得喪にかかわる届出等がよく理解されていなかったこと。一般論説明不足があったかもしれないが…いづれにしても大きな問題は年金番号を重複してよい出ししても最終的に年金裁定請求時に記録の統合整理を行えば実質上問題ないであろうとの判断で処理がなされたことが長い期間の中で問題を発生させる要因の1つであったのではと思っている

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の年金記録問題の解決に向けての方策は持ち合わせていませんが、全体として言わせて頂ければ、

① 年代別に地方の実務経験者(OB)を順次出席して頂きよく実務の内容を聞くことが必要と思います。

② 職員数が少な過ぎます。1万880人で1億人の日本の年金制度を支えることは容易でないと思います。(地方出版局16,000人、国土交通省の出先21,000人と比較して)
テレビで堀川元財務大臣は5万人から10万人規模でキチントやるべきだと話をしておられました。

③ 100%の仕事をして被保険者・年金受給者からは必ず不平不満が出ます。逆恨をしておく必要がありませんです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録問題は認識にいませんでした。
知ったのは、テレビ、新聞で報道されてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識がなく、対応はしておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区　分	退職者	
所　属	本庁	
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ.地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d.地方社会保険事務局次長又は課長 e.社会保険事務所長	

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[redacted]

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題がご存知でしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定請求書を受付した時に本人の申し立ての職歴書と年金記録を突合し、完全に突合した請求書のみ裁定をし、不突合の請求書は申請者が納得するまで調査をすればよい。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問 3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が完全に統合されれば、早期裁定が可能になり受給者サービスも高まると認識していた。

昭和 48 年頃。

（質問 4）質問 3 の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求書の職歴欄と年金記録を突合し、完全に突合したもののみ裁定済とし、不完全なものは請求者が納得するまで調査をした。

算定基礎届の永年保存をしておく必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の取組みを確実に実施していくこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、年金記録の問題については、特に認識はなかった。
深い

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

平成２１年１２月１６日

社会保険庁総務部総務課企画室　御中

[redacted]

年金記録問題に関する調査について(回答)

退院して自宅に帰りましたら、調査票が届いていました。一読してこの回答は当方に記録として残す必要があると思いましたので、調査票に寄らず次のとおり回答いたします。

回答表①　退職年月は手元に記録がありませんので、お答えできません。

回答表②　どのような根拠で調査者が個人情報を公表できるのか知りませんが
区分　退職者　所属　退職時　　本庁　　経歴官職　b

回答表③　８０歳を過ぎ、多くのことが忘れているか、あいまいになっています。また間違った事実が頭に事実として刷り込まれていることも考えられます。公表を前提とした（質問１）には間違った答えを記入することを危惧しています。したがってお答えは控えさせていただきます。

(質問２)業務に携わった時期は２０～４０年まえのことで、そのときの知識をもとに解決の方策を書くことは多分間違ったものとなるので、お答えできません。

(質問３)（質問２）の項で書きましたとおり、記憶があいまいであるので、間違った答え書くことを危惧しますので、お答えできません。

(質問４)問題認識があったかどうかについては、記憶が欠落して正確なことが思い浮かびません。反省点といういう質問ですが、年金記録問題につては、マスコミ等で報道されている知識しか持っていません。事実を実証できる資料がないと、内容を検討し、問題点を理解することが不可能ですので、お答えの仕様がありません。巷間言われていることは小生が考える限り、信頼性があるとは思いません。

なお、この調査に回答しなかった者はその氏名を公表することがあるとのことが書いてありましたが、多分この調査は法律に基づかない任意の調査と思っています。調査者の恣意によって勝手に公表できるのか甚だ疑問ですが、調査者の都合のいい部分の回答をあたかも多数の意見として公表されるより、氏名が公表される方を選びます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道で知った程度です。
他は特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便による記録確認は大変有効な方法であると思います。
暫くは継続したらいいと思います。
年金記録問題の原因は年金番号(年番号手)によるものですが、番号の管理が充分でなく、国民にも定着していなかったと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

三制度が別々に管理していた。原本も給付決定により記録の調査は必要な都度行うが、本人の申立の記憶や取り方が曖昧なため随分と時間と手間がかかるものがあった。
将来的には…早い時期に全被保険者を対象に今回実施した特別便のような調査を実施すべきとおぼろげながら考えていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題として5つの事象が掲げられてありますが、
①は5千万件…どんな内容の記録なのか~~全く~~ 件数の多いので びっくりしています。
③④⑤の事象について当然調査されたことと思いますが単に事務処理上又は調整りなのか 或いは、それ以外に何か原因があったのか。

今後の正しい事務処理に生かされ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えつかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去の記録は
訴訟裁定時の本人の職丁に基づき保存記録と照合確認する制度となっていたため、不突合は生じない仕組みである。（法令上の仕組み）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手続上ついて法整備すべきであった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後の事例で、新聞で知った。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考へもつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、報道関係の内容によって知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~台風により台帳が水没して記録が消失した(特に赤インク)~~

○台風による水害で台帳が水浸し、記録が消失(特に赤インクは殆んどが消失)して、復旧が大変だった。

○震災により台帳が焼失したもの、一部が残ったもの、東京では㊙台帳として整理していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	社会保険庁　本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後30年以上も至遅し記憶し蒸れております

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2年計画による点検を着実に推進し一日も早く
記録の整備を行うこと

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録取扱の認識は一般的には
軽く見られてきた感じがあった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

入力インプット件数は非常に多い
人間の能力には限界があるので
今後入力の際は二重チェック方式を
確立して確実を期する
(多費はかかるが確実を期すため)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長、企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、おそ々全国の年金支払を一元的に行う昭和41年ごろ社会保険庁業務課支払係に勤務していました。全国から秒管されていた年金裁定原票は本論、当時の年金資格台帳は番号順に並べて保管倉庫に保管されていました。また、支払係での処理は、住所変更届をカードパンチして月1回程度のバッチ処理にて回し原票も変更していたが、その後入力媒体はフロッピー、OCRから自窓口装置でのキーボード入力へと変更され、基礎年金創設時からは自窓口装置(パソコン)による全国一括即時処理へと大きく変化した。同じように年金資格台帳の追加変更もマイクロフィルム化等変化してきた歴史があり、事務処理機器やコンピュータの発達とともに行われてきていたと思っているので特段の回答はありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の回答のように、当時の入力媒体は最高水準のものを使っていたはずで、悪意的、意図的な誤りは別として、そのほとんどがお詫しいただけるのであれば「修正等に時間をかけることが必要」であると改めてお願いすることが必要ではないかと思う。(時効がかかることもお分かりいただく必要がある)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年の入庁当時から「健保かたどり」と言うことで健保には加入するが年金には加入しない事象、事業所等が多かったと記憶している。
年金後回し(先送り)を行った方と、見過ごした方へのつけ回しか？

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

3層構造と言われるが、一番の問題は本庁、地方のノンキャリアのレ烈、なポスト争いが行われた結果で、本庁地方課長と自治労等労働組合幹部とのなれ合いで事業実施の大筋が決定されてきたことではないかと思う。したがって、私たちの多くはカヤの外に置かれて発言もできず、何もしてこなかった結果となっている。

やはり、年金問題だけに係わらず「社会保険全体としての組織つくりが緩かった」ことに尽きるのではないかと思う。(皆保険、皆年金をうたう組織としては貧弱だったのではないか？ 歴代社会保険庁地方課長と自治労等労働組合幹部の責任を問う。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人記録がどうかの確認が必要となるケースが多いので、現在実施中の確認方法(オンライン照会の活用)を推進・発展していけばよいと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・少なくとも旧台帳未収録分は、年金裁定時に個別にでも解決されると認識していた。

・全体の年象、件数等は、マスコミ報道時から。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・未収録、未統合については、経費等制約があったと思われるが、受給者の年金収確保から、全被保険者向け加入期間の開示等は、もう少し早く着手すべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

世代間の負担の不公平感が問題となっている.過去の期間の不明の部分が本人の負担割合と比較して給付の損失は極く僅かであると考えられるので本人からの申立の無い場合は、これ以上人と時間をかけて追調べる必要は無いと思う.それより抜本的な年金制度のシステム構成に取り組むべきと考える.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた時期は、年金記録問題と呼ばれる事案は顕在化しておりませんでしたので認識はなかった。但し船員保険の記録は紙台帳であったので、これを統合しないと将来本人が年金を受ける際には、手続き等が煩雑になるのではないかという懸念は持っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

船員保険の加入者はそれ程多くない事で、将来コンピューターの性能が良くなる時に、きちんと記録の統合は成されるであろうと当時は考えたので、現状のままで良いと思っておりましたが、記録の管理は時間が経つと照合は困難になる為、その都度正しく取り扱い、本人に確認をさせる事が必要であったのではないかと反省されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていないか私には判断できかねますが少くとも、報道等で私が目にしていない、聞いていない事で、年金記録が正確に把握できない事務があると考えられます。

1. 戦争時などにより火災を受けた社保事務所の厚年記録(火災台帳2)

2. 社保事務所の統廃合に伴う、移管台帳の最終的な保管事務所の正確な把握ができているかどうか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点としては、結果的に記録事故整理が、事故を呼び完全な整理は難しいと思います。年金記録裁定時に職歴と照合して、地道に最終的にはやるしかないと思います。

今後の問題として、

1. 社会保険番号あるいは、国民総背番号など国民(被保険者)1人1番号とする。

2. 国民年金は、市区町村、国の二重管理方式(いわゆる~~[illegible]~~印紙方式)を改め一本化し、税方式とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、昭和43年4月から、年金の裁定(資料金)の全国一元化が図られた時から、約2年近く年金の裁定業務に携わりましたが、職歴と年金記録が合致せず、その整理に社保事務所の旧台帳を照会する等3ヶ月で半年くらいを要し、大変苦労しました。(S.32.10以後分について)

それ以前に年金記録の全国一元管理を実施していて、電算機による事故が事故を呼び、理想どおりの年金裁定は不可能でした。当時としては、年金番号一元化が出来たとしても、理想的な年金裁定が出来るのは、40~50年後で、それ迄は裁定時の職歴との照合整理は避けられないと思っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上に書きましたが、当時としては、数億件にものぼる年金記録の完全な整理は不可能であり、最終的には年金裁定時に職歴書を提出して戴き、正確な記録で裁定するしか、外には、方法はないと考えていました。

40~50年前の、年金に対する国民の殺関心の薄さ、年金制度の未成熟、コンピュータシステムのハード、ソフトの成熟度、などの時代的背景があり、現在の様な、パソコン時代、携帯電話を誰でも使いこなす、IT化社会から振り返って見れば当時、何をやっていたかと思われるかも知れません(もっとも、一部職員のデタラメは、絶対に許されません)反省点としては、将来に向けて、総背番号制にするなど年金録対制を確立することと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし(新聞等で知る得る範囲)
庁等からの連絡が有る訳もなし

その時その時 先輩も後輩も一所懸命であったと承知している

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○旧台帳の補正には、エネルギーが懸りすぎる過去の
○追及は、御破算にして 新制度を創るべし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○新聞に伝えられる迄不知であった
○特定のあるいわ片寄った情報で動かないように

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○特別な対応はできなかった。原因も承知している〃知らせたこともない訳でない
○アンケートをするにしても今迄の情報もなく無手勝流のまゝで実施しても(アンケートは)幾何の意味もあろうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録業務にたずさわったことがなく、世間一般に知られていない問題点などは存じておりませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻厚生労働大臣が進めているように、現役者には保険料納付状況を、また受給者に対しては「ねんきん特別便」のお知らせなどを継続に行うことが必要かと思います。また、記録に少しでも信ぴょう性があると認められれば増額支給すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が問題となるような状態とは全く知りませんでした。問題の存在を知った頃は、小泉元総理や、民主党の菅代表（当時）の保険料未納が発覚した頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点を認識したときはすでに退職しており、対応できる状態ではありませんでした。

高井戸の業務課・社会保険業務センターの組織（所長・副所長等幹部が短期間で移動してしまうように問題がなかったか検証する必要があると思います。担当者と幹部の意志そ通が足らなかったことにも原因があるのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

入庁当初から数年間、厚生年金の紙台帳の記録を管理する業務に携わった。

その間にコンピュータに収録する作業が行われたが、厚生年金の旧台帳のなかで収録されていない記録は、昭和３０年前の資格喪失者の記録であって、これらについては既に死亡している者等もあり、収録するための予算要求しても費用対効果の観点から、財政当局からは認められないと説明されたと記憶している。

当時どのような考え方で予算要求を行い、そして査定当局がどのような判断をしたのかは知らないが、今ごろになって何を騒いでいるのだろうと感じている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は一係員でもあり、上司にそのように説明を受ければ、そういうものなんだと受け止めたと思う。

現時点では、年金に対する国民の理解や認識が深まり、年金記録の保管の重要性からコンピュータに収録されていないということで問題として大きく取り上げられ、人や金をどれだけ掛けてでも整理すべきとされているが、当時昭和５０年前後に、どれだけの人がこのような判断をするかは少なからず疑問ではある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・現実の問題事例は、第三者委員会等で出しつくされていると考えるので特にありません。

・政権（大臣）が変ったからといって、更に疑いをもって調査するのは如何なものかと思う。

・1月からは、マニフェストに反する結果（いやいや）とはいえ、大臣のもとで年金機構がスタートするのに、このような疑いをもった調査をすることは組織として（真に）国民の信頼を回復することが出来るのか心配である。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・すでに決定されている事項に対し、最大限の取り組みを行うこと。（早期決着）

・（新聞報道をみると）口保を納付しているから、国年も納付済みとみなすのは如何なものかと思う。現実としてこのケースは未納者がかなり存在した。

・早期決着（のしつ）として、基礎年金部分を「みなし免除（1/3～1/2支給）」とする。

高価な

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知~~らない~~りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な解決方策は考え~~ない~~きません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録は長期に亘る記録であるため、誤りのない様にとの考えの元に適正に処理されているものと認識していました。
又この様な問題は国会で取り上げられた事によって始めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在この様な諸問題が生じている事に驚いているが、ふり返って当時もう少し事務チェック体制を整えておくべきであったかとの反省もあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

急ぐあまり、本人に有利にさえなれば良いと言うような乱暴な投資策は採るべきでない。逆の不合理を生む。今迄発表された内容は、みなし遺言のように[redacted]感じる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金の記録は ~~個人~~ 正人の固有財産。それをお預りし責任をもって管理するもの。ただ、制度の仕組み、内容の細かさや取扱い実務で、作為を副としても関わるいろんな立場の関係者に錯誤を起こしやすいのも事実。
年金記録の持つ本質と実務のマッチング問題。

○ 報道されはじめたころ（平成16年ころ）

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 在職中はるかんど医療保険畑。直接担当する部署にいなかったので推移を見守ることしかできなかった。

○ 2つ挙げたい。

(1) 記録は本人の個人直帰であり、我々はこれを信頼を前提にお預りしている立場。厳密・事実に忠実でかつ、処理を先送りしないで確実に管理しなければならないという自覚が、処理を挙げて十分浸透できなかったのかも知れない。

(2) (1)に跳ね返る事因とも思うが、社会保険庁全国組織の実務能力をはるかに超えて適用拡大が叫ばれた。国会では即覚を先頭に、中央では行政監察局、会計検査院から、安心・結論・勧告、是正要求が繰り返された。そのための体制整備の必要性にはいずれ時間がことすると思う。内部も外圧に落ちかれなかったのではないか。処理・管理能力を超えていたところ[redacted]が問題であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

わざわざ太字で強調し、回答しない場合は氏名を公表するとある。
調査が「知恵と工夫を集約したい」としながら、まるで調査対象者全員を鼻から被疑者扱いする意識の表れではないですか。
回答しない者は何か隠していると独善的に決めつけている。
失礼極まりないですよ。
総務課長さん、あなた自身こういう意見にどう思われますか。自己責任で調査されているのではないでしょう。ちゃんと意見をいっていただきたい。
私は、調査の目的の一助にと思い答えるのですが、今後もこのような踏みにじるような考えでやられるのなら、お断りします。
お世話になり、いろんな意味でたくさんの思い出をくれた 、あと数日で組織消滅の社会保険庁から、最後の最後になって頂いた便りがよりによってコレですか。
情けない思いでいっぱいです。
以上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の年金記録問題に関しては、制度、年作業が中心だった事務処理システム、一部職員の低いモラル、被保険者側の問題(届出の不備、怠慢、カン違い)等々が相俟って長年の間に生じたものであると認識している。
このような複雑な事情を世間一般が知るところとなく、すべて旧社保庁のズサンでデタラメな仕事振りが原因であるかのように受け止められていることはまことに残念である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧被保険者台帳と市町村の被保険者名簿と庁の名簿を照合することは有効な有力な方法であろう。
ただし、そもそも台帳その他に記録漏れ、誤りがあるのは事実であり、名簿は現年度分(市町村が報告できる年度)の記録しかされていないので、いずれの場合も完全とはいえない。
また、台帳と名簿の記録にも不一致があることが予想されるが、記録を重複管理(庁の記録を含めると三元管理)していた以上避けられない現実である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和36年、国民年金制度発足時、東京都国民年金部において、現業の記録係長として記録業務を担当した時から、庖大な事務量の記録作業を、限られたマンパワーで原始的手作業により処理していては、記録漏れ、記録誤りがせずることは避けられないと感じていた。
当時のスタンプ方式(印紙検認方式)は、大方から机上の空論であるととらえられ、都では半数足制度をいち早く導入したが、都の台帳記録まで転記の連続で当然誤りが生じ、また、台帳そのものも差し込み違い等のため処理できないものも多く生じ、結果的に記録漏れとなったものも決して少なくない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

先見の明があった当時の国民年金部長の命で、昭和42年に記録問題に関するプロジェクトチームを編成し、検討の結果、コンピュータによる処理以外に解決の方法はないと結論を得た。
本庁の直現解と非協力の障害と骨組の妨害があったが、474から、都・区の台帳をマスターファイルに一元化し、ターンアラウンド方式による細付記録のOCR処理を完成し、問題は解決された。
このような都の先行に対し、庁としては、将来のオンライン計画はあったにせよ、如何にも動きが緩慢で、かつ、危機感に乏しかったように思う。
今となって、な夜しても遅いが…。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている方策をさらに充実する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題点があるとは認識していなかった。
新聞報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

確実に実施されている対応策をさらに充実させる必要がある。
手作業から電算処理への移行時の準備段階

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年代後半から昭和40年代には年金の記録について特に問題になることはなかった。また、社会保険保険事務所の職員は年金記録の保全に真面目に取り組んでいたと確信しています。その当時に、健康保険の財政問題が最大の関心事で、保険医総辞退問題、日雇健保の特例適用の廃止等の問題の対応に苦労したと記憶しています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の裁定請求の際、従来からやっていたように本人の履歴書、及び申立書等を添付してもらい個々に適正な年金額の決定行うことが一番望ましいと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にそのような問題認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、殆ど大部分は電算化するときの記録の入力の仕方にするような気がします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

保険庁の職員は、みんな悪党のように宣伝されているが、年金記録を守るため、人知れず一生懸命頑張った人たちがたくさんいる。

古い話で恐縮だが、もと[redacted]は、関東州で管理していた「船員保険の台帳」を、引き揚げの際、上司の命令で必死に守り、持ち帰って厚生省まで届けた。命じた上司は、多分シベリアへ送られたのだろう。

また昭和30年頃、博多社会保険事務所が、隣の火災で放水を受け、台帳が飛散したが、職員たちが夜中にみぞれの降る中、懐中電灯で、台帳を1枚1枚拾い集めていた姿を、私は目撃している。

ほかにも、戦災や、戦後の混乱の中で、いろいろ苦労した話を聞いたように思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的なことは分からないが、要は、予算と定員とをケチらず投入することだと思う。古くて新しい問題である。

もうひとつは、士気の高揚である。

今は社会保険庁の罪なき職員を、不当に叩きすぎている。「仕事は人から」士気の高揚が大事。かつて海軍省の焼け残りのビルに入っていた、旧保険局当時の熱気を懐かしく思い出す。あのボロ庁舎の中から、国民皆保険、皆年金が生まれ、日本が世界一の長寿国になった。その栄光の歴史を忘れることができない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

かつては、戦災による記録喪失や、戦後の混乱時の記録の不備が問題だったように思う。年金の記号番号の重複取得の防止といわれても、予算の壁もあり、お手上げだった。

裁定時に職歴を申告させることで、多くは救済されると考えていたと思う。

また旧台帳をコンピュータに収録していないのは、全く問題とは思っていなかった。使用頻度の少ないデータは、費用効果を考えて手作業のまま残し、コンピュータと手作業との並行処理方式にするのが、当時、世間一般の常識だったと記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

1、年金の記号番号重複取得防止について、事業所の担当者や被保険者への直接の広報に力を入れるべきだった。予算の確得も含めて。(もっと)

2、「ねんきん特別便」のような通報制度を、もっと、もっと早くから実施しておくべきだった。その予算の要求さえしたことはなかったと思う。

3、時代の変化に対応した人事制度の切替ができなかったことが残念である。特に高井戸が出来て以来、本庁優位の人事が拡大し、組織の一体化が失われたように思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

保険庁の動向については、一切弁解せずで通されてきたと思いますが、今更無解答者は公表する場合があるとはどんな事情によるものかい？

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳照合でやり残した仕事は万難を排して完了して頂きたい。
なお、自らの受給権を守るためには、当事者の責任をもっと強調すべきではないだろうか。
また、国民年金に関しては、住民行政として市町村の関与を強めるべきだと考える。
社会保険庁は解体されますが、今後一体責任ある仕事ができるのか不安が残ります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時、年金記録の中枢（業務庁）勤務はありませんでしたが、台帳移管により、業務庁が苦労されていることは充分承知しておりました。
なお、移管が軌道に乗ったころ（昭39年）地方に出向しましたが、北海道、福岡等の火災、水害等による台帳復元の苦労を身近かに図識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一般に全人口の9割近くを社会陸者等、受給者を占めますが、およそ10,000人程度の年金職員で管理するには、現場の人手で出来る範囲で最善を尽す以外にありませんでした。
心に残るのは10年々金が開始される時期に県の協力を得て、該当者を優先整理しました。この成果についてはいい仕事をしたと信じています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○退職者
所属	○本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ○c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られているか否か自分なりのことですが、戦時中に年金記録を疎開させた際、洪水等で着るべく汚損された人のがあるということはあります。
それぞれの地方で異る処理がされたかも知れません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全記録の回入りは、労多くして益の期待が薄いと思われます。一定の時期以前の記録については、年金裁定時に本人からの異議申立を待って個別処理を図るほかないのではないでしょうか。
次に今後のこととして、記録を本人へ通知して一定の年令以上の者に確認させること以外に今後の精度を高める方法はないと思われますが。……

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 当然のこととして、十分な配慮と重要性の認識をもって業務にあたっていました。
2. 国民年金については、組織的な不加入運動があり、どうしても加入或いは保険料不払を申し立てる者について、宣言書を徴収させていました。
3. 2の不加入運動者は、積立金が戦費に回されるので、絶対反対ということを言っていました。
4. 職員の側でもそのようなことがあるように投げやりなことも見受けられました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 反省点は、二重三重の左ック体制がとられず、結果的に不万足な記録になってしまったことかと思っています。
- 管理者となってからは、労働側からの圧力と戦うことで神経をすり減らしていましたが、精一杯努力はしていたつもりです。
- 事実に基かない標準報酬の訂正などは考えられない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題記録の発生要因、発生時期等の細部について知りませんので、どのような解決策があるのか、また、解決策がないのか判断がつきません。
報道等にある今までの経緯をみているとケースによっては、時間や費用をかけても復元できない記録が残るのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、記録業務は年金制度の根幹業務であるとの認識に基づき年金業務に携わってきました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c). 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e). 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 被保険者証を複数枚持っている人が多かった。

2. 当時の被保険者は試営と健保証への意識が強く、年金に対する関心度は薄かった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 最終的には年金の裁定請求時点で被保険者記録は転厂との関で整理されるので、ぬるを得ないと思っていた。

2. しかし、裁定処理の短縮の観点から、事業主に対し被保険者証の重複整理を指導していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長 f. 社会保険庁 経験官職 補佐

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別寄稿

厚生年金記録事務の適正化についての意見

[redacted]

をご参照下さい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時限立法で

居住を促し、65歳到達者に逐次 老齢基礎

年金を支給する

現受給権者との公平性を維持するため 第3者審査

機関による審査を経済し、便乗、逆選択を防ぐようにし

不正受給と判断されたものは 直ちに支給停止、返還を

命ずる等の措置を講ずる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和35年 総合制 国民年金制度発足の準備平行が始まった次から
全国的に国民年金制度実施 反対の環境に運動が展開されたから
好むと好まざるとに拘わらず 総合記録の問題は意識させられました。
経過措置等を含めて 聖生産が次から次へと 陸続措置をとられ
たので それを連絡に 前対対に伝達 反対運動に対応して 貰い
ました。 制度が 安定してから 聖生、共済との通算問題等に議論に加
ましたが 通算年金法の制定されて 当面の問題の解決に困ったようにして
在籍中は 国年の保険用をどのように実施するか 年金業務制度の活用
細付組織の育成に効力と注ぎました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

7.000万の未付保険者、3000万の受給者を拘えた制度には
どんな方法を講じても不全を期することは大きいと思います。事故は
完全に防ぎ得ないと思いますが国民総背番号制を実施せざるを得ない
のではないか 社会保障番号制と国民総背番号制実施法のステップに過ぎ
ないと思います。
アメリカは年金制度創設にあたって社会保障番号制を採用したが
保険法の記録の事故を生じています。
公的年金制度を実施している国で本人の請求主義をもっていない国は
(申請)
封印に過ぎないと言われています。
人口 [illegible] 国と保険法の人口を拘える国とでは 行政上の等が違って
来ます。少数化を持たず 抜き的に 計算が必要と思われます。
国民の自覚を使う方法などを充実する必要があります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

私は、地方社会保険事務局長で退職しました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票 ③

(質問１) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題を、あなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

(お答え)

１ 厚生年金・船員年金や国民年金における被保険者の氏名及び生年月日の記載について、関係届書を提出する場合にあって、適正な文字を用いて記載しているか否かを、社会保険事務所にあっては、受付窓口においてその届書の適正な確認を行わず、、事故に繋がることが思料されます。 このように受付事務を疎かにすると将来の年金給付に事故が生じるのは当然であります。

２ 厚生年金関係等や国民年金における紙台帳の作成時における作成の不備は、発生したとしても変換時期に発見することは可能ですが、コンピュター機器による入力業務にあっては、そのチェック体制を確立することができていない現状では、事故が発生するのも当然です。

３ したがって、被保険者時代の業務を疎かにすると、将来の年金給付に悪影響を与えることを、しっかりと認識した上で関係業務に携わるべきであると思料します。

(質問２) 現時点において、年金記録問題の解決に向けて、どのような方策を採ればよいとお考えですか。

(お答え)

１ 年金業務に携わる意義と責務をよく理解することが大切であり、年金制度の創設の意義やその仕組みと内容を理解することから周知することが大切です。

２ 特に国民年金制度の創設は、これまでの年金制度の枠から外れた方々が対象でありますので、知識や常識を欠く人も存在するのですから、丁寧な対応が望まれます。
これを怠ると、将来 照会業務が増加して、いつまでも追及される事態が発生してまいります。

３ 年金制度の関する実務取り扱いを過去のものを紐解いて見直しを図り、詳細な取扱いが示されていることを理解した上で、次の書類や業務の効力を理解すべきであります。

(1) 戸籍謄本(抄本)は、家族全体の氏名、生年月日を証明するものなのです。
謄本は、家族全体のものを記載されたもので、抄本は交付申請をする者のみのものであります。
したがって、被保険者や年金給付を受ける者の氏名と生年月日は、この書類によって記載すべきであるとこを周知することです。

(2) 住民票は、住所地を証明する書類でありますので、氏名や生年月日を証する書類でないことを周知することです。

(3) したがって、被保険者資格取得をする書類の確認を適切に行うことが肝要でありますし、これを怠ると、同一氏名・生年月日が存在するのですから、氏名にあっては、常用漢字や当用漢字を用いて入力すると、将来 同一氏名や同一生年月日が多く存在することであるところから、現在の事故に繋がるケースが生じることとなります。

4　年金制度における保険料の徴収は、現在　社会保険事務所における個別徴収や集合徴収を行っているところは、皆無に近いと思料されますが、この効果は、次のとおりです。

(1)　個別徴収は、昭和30年代～40年代は、国民年金年金制度の啓蒙の時代であったことから社会保険事務所の担当課では、この方法で努めた結果、年金制度の普及と保険料の収納実績の向上を図ることができました。

また、平成18年頃「もしもしホットライン」のお手伝いをして、荒川区の国民年金被保険者のうち保険料滞納者5800名程度の家を1年間一人で戸別訪問した。

その結果、荒川社会保険事務所の杜撰な対応とこの会社に適切な対応がなされないことを判明し、残念に思いました。　訪問の結果は、年金制度の啓蒙と保険料の収納結果に一定の成績を収めることができました。

なお、荒川区役所にあっては、年金不要論を述べるなど年金に対する不安をあおる言動が多々見受けられましたが、その都度訂正をした数は、数え切れないものであった。

(2)　集合徴収は、曜日を選んで公的施設を利用して、事前に滞納者に文書で通知した上で、開催して保険料の収納に努めることであるが、開催する場所までの利便性を考慮しておくことが肝要で、担当課から数名参加することによって適切な対応ができることです。

(3)　国民年金保険料の徴収を民間会社に委託することは、その効果を期待する成果を挙げることができないことや被保険者の不安をあおる行為を行っていることがあり、苦情が役所の担当課に寄せられていることをもって、不適当なことであると強く感じました。

また、社会保険労務士の資格を有する者であっても年金制度の創設の趣旨等を理解している者は、講習会の講師として希薄であると認識しています。

会投票④

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題を、どのような問題と認識していましたか。　また、そのような問題が存在することを知ったのは、いつごろですか。

(お答え)

1 [redacted]でしたが、被保険者記録の変換する時期であったことから、システム担当課の専門官や[redacted]の担当と打合せなどしたことがありますが、また、事前作業として[redacted]では、記録変換の事前確認をしており、確認体制の確立は整っていたものと思料しています。

これまでの時期は、社会保険事務所にあっても的確な事務処理体制が整っていたもので、国民年金制度に関する照会事項は、業務センター内で裁定業務と支払い業務を行っていた関係から適切な事務処理がなされており、この回答に当たっても適切なものであったと解しています。

したがって、年金業務の取扱いが地方へ移管されてから、このような問題が発生したものと解します。　それは、実務業務の事務処理要領もなく、適切な指導者が居ない状態で裁定業務を取り扱いのですから、問題が発生しても止む負えないものと解しますが、年金受給者にとっては死活問題でありますと認識していました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。
また、現時点でみた場合に、この問題について、どのような点が反省点として挙げられますか。

1　現役時代は、直接問題を感じませんでしたが、都道府県における社会保険事務所への適切な指導がなされていないところが見受けられたことは、将来　危惧を感じるところでした。

2　年金業務取扱い事務処理要領等の参考書を作成して、それを基に事務処理に当たることが大切であると感じています。

3　文書係長を経験して、年金特別便の仕分けをお手伝いして感じたことは、問題点のある方々への適切な対応と適切な文章の書き方を工夫すべきであると拝察しました。

その一例を述べると、　① 資格の同月得喪の取扱い、② 国民年金の発足当時の資格取得日と保険料納付日との6ヶ月の空白期間を、取扱い上「待機期間」としてのものであることを丁寧に周知することなどです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

9

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々について チェック

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確
問題の存在知らなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確のみと考えていた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行どおり、地道に取組みをすることと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

統合できない記録が数多くある事は退職後の報道で知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応が遅かったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録を直接扱う職場には、勤務していませんので知りません。
(昭和56年～　電子計算機理難務)
昭和50年代前半には、資格記録を年に3回～12回~~行って~~に分けて統合していた。新年金の裁定処理では、月1回と記憶している。年金裁定者の記録は退職時点までの記録を取り込んでいることから、資格記録とは不一致が常にあった。
その後正しく統合されているかは定かでなかった。参考マスーが前の処理には使用していたと思う。この処理において、本人とは別の記録が蓄積されていったと思う。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の確認しかないと考えています。
(理由)
基礎年金番号ができたことにより、個々人の各種の年金制度の記録が一本にまとめられることを期待していた。
以前は、複数の年金手帳を持っていたり、生年月日を誤って届け出ることが多かった。もちろん、事務所等(市町村、業務センター)での処理誤りもあると考えられるため。
○厚生年金の事業主の中には、公簿による確認を行う届出が義務化されていないため、従業員の申出のみの届出が出されることがある。その為、誤った記録が生じる。
また、これまで、規則では従業員に記録を渡すことになっていたが徹底されていない。従業員に渡す方法を考えるべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. この2～3年前の年金記録問題について実態として承知していなかった。
2. 福島事件は、全国的とは思っていなかった。
3. 国民年金の3号問題は、制度がきびしい取扱いであり特に生命保険会社は、本人の承諾なしに研修の場合でも厚生年金に加入させている実態があったが、このことは生命保険会社しかしらないことである。知人が相談してきたので会社に確認させ処理させた。このような者が多数いると思う。
4. 旧台帳があるということは承知していたが、見たことはない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 上記1は退職後である。
2. 福島事件は担当部署で指導して改善したと聞いている。
3. 3号問題は、制度改正があり、対策がとれていると考えているが、あとは、生命保険会社の協力が必要であると思う。（研修のみで社員として採用しなかった者の状況の把握。）
4. 今回、旧台帳の見直しを行うと聞いているが、困難であると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策は無いに近いと思います。
本人の申立てを待ち、申立ての内容を見て判断するしかしようがないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

(質問　3)

昭和４０年の後半に年金記録の整理にあたりましたが、

厚生年金保険は発足時には、紙台帳にペンで記入する方式であったこと。

年々の件数の増加に伴うだけの定員、予算が認められてこなかったこと。

電算化に当たって、本人の確認無くしてデータ化したこと。

生年月日など戸籍と照合せず、本人の申し立てのまま記録されていたこと。

などから、現台帳と追加データを照合（当時はテープによるバッチ処理）すると多量のアンマッチデータが発生し、その処理に多大の時間と労力がかかりました。

その結果も大多数が処理不能となっていました。

現在のように記憶装置が廉価でしかも処理スピードも速い電算機があることを前提に年金記録の管理方式が出来ているのであれば、間違いも少なく出来るかもしれませんが、上に述べた状態ですので、「間違いありき」で整理を図っていくよりほかないのではないかと思います。

(質問　4)

1)　全国民に社会保険番号を付与することの必要性を言いましたが、当時は社会党が猛反対でしたし、年金がそれほど問題視されてもいませんでした。

2)　アンマッチデータの中には、死亡者が多数いたことが分かっておりましたが。それを確定出来るデータがありません。そこで、自治省に、市町村の住民基本台帳が電算化されているところのものだけでもいいから死亡者のデータを貰えないかと交渉してみましたが、個人データ保護の観点から「だめだ」という返答でした。

現時点では、市町村の電算化も進んでいますので、死亡者のデータを貰って当方の不明データと突合できれば、ある程度の解決が図られるのではないでしょうか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

但し年金については、戦後の混乱期を経ての完録であり、届出自体に、前厂を隠しての転職や、年金の節約などの問題があり、また、コンピューターの性能にしても最初は数字しか入力できないなど、現在の能力とは深く遠い事務態勢での記録であり、完全ではないことは止むを得ないものと認識していたが、年金裁定時に本人の取厂をもとに精査すれば、健康保険の記録との突合もできるので、正しい年金の支給ができるものと考えていた。
職員の責任での誤りだけが取り上げられているが、年金自体に対する関心も現在とは違っており、届出也、事務体制(職員数、コンピューター能力)の問題もある。
これことは余り世間に知られていない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各加入者に記録を確認してもらった訳ですから、金額が間違いはなかったと納得するまで、個人ごとに記録を精査していくしか方法はないのではないか。
個人と対面しながら、記録を探せば、ある記録は探せる筈である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1のとおり、届出自体に問題があることから、100%完全な記録とは認識していなかった。そのため、年金番号は5つも6つも持っている人もめずらしくなかった。
基礎年金番号の実施は、退職後のことなので、その間どのくらいの連らない記録が出たかは、知らなかったが本人と対面しながらでなければ、一つの番号に関係連がるものでないことは予想ができた。
この連がらない記録を本人と連絡をとりながら逐次連げていくしかない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和30年代までは、手書き台帳や多数により転記しての記録の方法しかなかったため、市町村、市務所、社保庁の記録が全て完全という訳にはいかなかったので、これを1つの記録とし、保険料の基礎と給付の基礎を完全に一致させるため、全国一本の厚生方式（現在のオンラインによる市務方式）をとるべし労組の抵抗の中始めした。
オンライン方式実施以後は、記録の問題には極端に少なくなっていると考えている。
反省点としては、当時は、毎年記録を本人に通知するような郵便代が予算化されるのは全くの夢だったが、これが早くできたらと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械的に突合するということについて
全面解決は無理でしょう。
(対面式で確認するべきである)
設問3、4ご記入いたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時、あるいは、記録照会時において年齢の詐称があまりにも多い。（偽名も多い）これは、企業（事業所）が採用に当たり、年齢制限をしているケースが多いことが理由であるが、対面により本人から話を聞くことにより解決はできました。（本人から話）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

儀りの届出を行うことはないとの前提で制度が組み立てられていた訳ですから、入力誤りはあるにせよ、全てが社会保険庁の責ではないと思われます。

加入時（資格取得届）に「住民票」を添付させるべきであると考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 (c).地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d.地方社会保険事務局次長又は課長 (e).社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスター記録に追加記録を統合するときに生ずる事故リストの処理は、職員労働組合と庁総務課が交渉して、話合がついてから事務所の職員が処理を行っていた。未統合の記録が約５千万件とあり、その内容がどんなものかは分かりませんが、マスター記録統合時の事故リストが完全に処理されないままに、事故が事故を呼び、それが累積して未統合記録になったのではないかと推測しますが。この原因は、職員労働組合の仕事に対する姿勢と事故リストの処理費用の不足が、このような結果になったものではないかと思っています。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策を取ればよいとお考えですか。

旧台帳について
ご承知のとおり昭和29年以前の喪失者記録で、それ以降再取得していないものについて（旧台帳）、マイクロフィルム化して保存しているということで記憶しています。その中には脱退手当金を受給した者（特に女性が多い。）の記録も相当あったように記憶しています。年金の裁定時に職歴等で必要があればマイクロフィルムをみて裁定するようになっていた。マイクロフィルム化した記録をコンピュータに入力してマスター記録と突合すれば良いのにと思っていますが、このようなことは既に終わっている事でしょう？この旧台帳の者は、既に死亡したり年金受給者であったりしている記録だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公表されている未統合記録（約５千万件）がどのような記録か判らないが、もしマスター記録統合時の事故記録であるとすれば、マスター記録統合時の事故記録が存在していることは知っていた。それはその都度職員労働組合と話し合われて処理され、大部分は処理済になっていると思っていた。未統合記録数について、こんなに存在していたことは、世間に公表されてからはじめて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

マスター記録統合時の事故記録処理を行うかどうかは、職員労働組合と庁との話合がつかないと事務所では処理が出来なかったので、自らは具体的な対応は何もしていない。

反省点としては、マスター記録統合時の事故記録処理等を被保険者と事業主に聞取りができるホットな期間内に対処できる体制とすべきだった。時間が経てば聞取り等が難しくなり事務処理が滞り易くなる。また、職員労働組合も職員も、被保険者の立場にたった、国民の奉仕者としての認識をもっと強く持つべきだった。

※ 退職して長い時間が過ぎて思い出しながらの回答ですので，小さな事でちぐはぐな回答になっているかもしれませんがよろしくお願いします。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、返信が不確かな年金特別便を待つより、旧台帳を総点検する。それに従事するのは、即戦力となる機械化移行時に社会保険に在職していたOB(退職者)を雇用する。

併せて、機械化移行への企画・立案に従事した者やコンピュータへの収録についての具体的な処理の立案者を召集し、これまでの収録について詳細説明を受ける。

全国民を対象とする膨大な事務量であるから、性急よりも確実を期するよう綿密な計画を樹てること。また、従事する職員の健康にはくれぐれも留意されたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、「年金記録問題」の存在を認識していなかった。

(質問４) 質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

国民年金が市町村から引き上げられた事は大きな問題であると思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高年齢の方から順に記録の整備を行ってはいかがでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１人の被保険者の方が、重複した年金番号を保持していること。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複問題については、優先して、年金裁定時に解決することとして、順に年齢を下げて解決していく方法が考えられていた。

以上の考え方について、具体的な年次計画を考えるべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

丁寧に取り組んでいくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当該時に記録を個々に確認するため、また個々に記録漏りが確認された場合は記録訂正がよい仕組みであったため、問題はないと考えていました。今のような問題があるということは報道された頃に認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にございません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は[redacted]に勤務しました。
当時は社会保険庁と社会保険事務所とのオンライン化のため社保庁舎の建築並びに電算機の導入等の業務に従事しておりました。また職員組合との交渉でやしい日でした。
当事、現在新聞、テレビ等で報道されているような年金記録問題が存在することは、知りませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の対応策としてコンピューターとの記録と紙台帳の記録との照合については、費用対効果の問題が生じますが、国民への姿勢としても年金制度の将来のためにも、照合が完了するまで、継続して実施する必要ではないかと存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、在職中、現在発生している年金記録問題については、認識はありませんでした。
この問題が、国会で討論されるようになってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者にとっては、掛金(保険料)を納付した後の成果は、30年～40年後に結実するものであるから、加入者の加入等の記録の管理にあたっては、その業務を正確、的確な処理をすることが重要であることを自らも認識し、かつ、担当課の職員に伝達、そして実施に努めてきました。しかし現在、このような年金問題が発生していることにつきましては、率直にお詫び申しあげます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている年金記録問題の解決に向けての対策は良いと思います。全てが完全に整理できることを願います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は、年々増加する受給者の増加にともう記録の照会の相談等から、十分認識していた。
年金記録に事故のあることは、事務所に勤務した当初から認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の事故記録リストの補正に全力を尽くしていた。(地方事務所、業務センター一体となって対応)
反省点としては、社会保険庁をあげて年金記録の整理、予算と人員の増員の確保にもっと力を入れるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d.)地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。またそのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度に対する国民の信頼が得られる手法

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く認識していないし、また、その存在すら知るよしもなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く認識していないので回答できない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金番号の二重払い出しが年金記録問題最大の要因と考えています。
方策としては
事業所名称・氏名・生年月日による索引機能の整備強化を図り活用すること。
将来に向かっては納税者番号の導入を図り年金においても活用してゆく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号の二重払出が多く存在し将来大きな問題になる~~ことは~~のではないかと昭和45年頃から認識していた

しかし年金の裁定に時間がかかるが年金額に影響が出るとは考えていなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業所名ボ、被保険者の氏名、生年月日の整備を行いそれにより索引機能での強化を図ることとした

当時としては技術的にも経費的にも限界があった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所が大災にあい、年金記録が焼失した。年金記録の復元に当たって、社会保険委員の努力により事業所の全面的な協力が得られた結果、ほぼ完璧に復元できた、と聞いています。(金沢社会保険事務所関連、社会保険委員から聞いた話)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第三者委員会(年)で被保険者からの申し出について、公正な立場で判断することが、時間と労力はかかるが、国民が納得しやすい方法である、と考えている。(拡張な課税は執るべきではない。)
ただし、大臣が発言しているように、訂正の申出期間が短期である場合等は慎重で本人の申し出どおり認める、ということは安易に行うべきものではない。(理由)本人の勘違いや意図的なことがあり得ることから、賠償ばの保険料の積立額から補填され、公正ではない。また、不正等が判明した場合は厳罰に処す、とのことであるが、何時の時点で検証するのか、誰が行うのか担保されていない以上、不公平を生じさせる温床となる、と考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・届出制を採用していることから、年齢（生年月日）氏名を意識的に偽る被保険者もいる（採用時の条件から）。従って、被保険者証の保管は重要であり、被保険者からの申し出以外は訂正の機会がないため、年金の裁定時に記録を訂正することは合理的であったと考えていた
（昭和45年頃から）

ルーチンワークの大半が手作業で行われていることから見て、業務量の点から

・記録整備の問題は、基礎年金番号（年金共通番号）構想時から業務センターの課題であり、膨大な業務量と費用が予測されていたことから、基礎年金番号の実施とは切り離して考えるべき[illegible]ということとなった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号が施行された場合は、少なくとも記録整備の問題はそれまでよりはほうかに少なくなると思われる。しかし、それ以前の分については依然として解決できないが、年金の裁定時にすべて確認する格中は、それなりに合理的な解決方法である旨理解していた。

・基礎年金番号施行後は、届出事項の不正合が生じない様、20歳以上の者に係る新規適用届に年金手帖の添付がない場合は、（政管健保の）被保険者証の発行を控える等、年金手帖を添付できない理由を明らかにするべきとの提案を行ったが、少数意見として採用されなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このような記録の状況になった理由はいろいろな原因からと思うが、現実に記録のもれ等があることから、解消のため申し出者から転職等をよく聞き、誠実な対応に努め、事例によっては職权による記録の追加等を行い、早期に解決を図る必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の統合処理に際し、キー項目として年金番号や生年月日などであったが、要求所等からの届出に際して、そのキー項目が正確にその都度、届出がされたものか、その都度確認できる仕組（法制度）となっていないことが、個人単位（被保険者単位）に記録が必ずしも一本化されないケースが発生することになった大きな要因と考えます。
また当時（昔）は全てが手作業処理であったことから何パーセントかの転記入力ミスはあったと考えます。
年金の適用業務を担当していた頃（昭和42.43頃？）、記録の連続後の事故リストの補正処理をしていた時代に、上記のようなことが要因であると思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の一生の記録を正確に収録するためには、キー項目となる年金番号の一生変らない一番号を確保できる社会保障番号などの導入が必要であるということが、在職時代に何度か検討されていたと記憶しているが、その都度、社会・政治情勢等から実現されなかったことが、現在の記録の問題を下さくした要因となっていることは残念である。この制度の導入について、一職員の力でどうこういう状況ではなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

所長時代(平成元年頃)

- 資格記録の事故記録リストが各社会保険事務所に毎月送付されていたが、この事故リストの処理や対応について事務所の担当職員は対応していなかった。
(労使交渉で、事故リストの対応は通常業務でないため組合は対応していなかった。)

したがって、社会保険事務所の次長や庶務課長の仕事となっていたため、処理結果として十分な対応がなされていないように思う。(推測)

次長や庶務課長だって本来の仕事があるため、本手間的に事故処理を対応せざるを得なかった。

●年金裁定をするときに資格記録を整理するというのは、当時としてはやむを得ないが、現時代としてはその都度整備しておくことが重要である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ここ10年～20年は、年金制度に対する行政サービスの変化があり、退職近くなると自分の年金記録がどうなっていて、受給額がどの程度かという将来の生活設計という行政サービスの需要が変化してきている。

他のJRの切符販売や銀行のATMに見られるように常にかつ即時に自分の財産や年金記録が判明できるような、サービスの対応が必要かと思います。オンライン化もその一端であるかと思いますが、高度な機械処理が(記憶能力、処理能力)望まれる。そのためには、

1. 記録問題の事象にあるように、未統合の記録や、旧制度のオンライン化し統合を図る
2. 高度な機械処理によりまず、国民が希望する行政需要に応える制度としてみ、を考えること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 今となっては正直反省点になるが、年金記録に関しての管理についての問題意識はなかった。

2 基礎年金番号が払出しされた当時は問題意識をもつようになったが、機械処理しているということから、大した問題とは捉えていなかった。

今回の年金記録問題は、社会保険庁の不作為的な問題もあるが、事業所、労働組合、大蔵省にあるいは国民にも問題があると理解している。⇒問題の総括をしてほしい。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点

1 年金記録は出発点は事業主にかかる点が多分にあることから事業所の徹底した教育と指導が重要である。
社労士の活用がなされていない（社労士は自己の生計のためにが重点となっているが、社労士は本来、事業所と行政との適正な事務処理を期待したはずである。）

2 年金記録に関しての社会保険庁の上層部には管理意識が見られない。（一部の長官は心配されている。）

3 記録の適正な管理にはCostがかかる。大蔵省とそれぞれ事業仕分けをして下さい。

4 年金制度の仕組み等について徹底した広報してほしい

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている事項以外
承知してない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実行されている対策が最善と
思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・60才時点での住所把握が困難なことから、未請求者の発生防止対策が必要と考えていた。

・終身雇用を前提とし、かつ、就職時に身分条件は正しい記録を申請すると考えていた為、などから、表定時には、100%に近い状態で記録は統合されると考えていた。

・この問題は、報道により認知した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金制度は、加入者と保険者が情報交換を相方向で行う必要があると考えた。

・年金制度の内容以外の事務手続きの広報・周知・弘達を事業主だけでなく被保険者にも発信

・"反省点以外として。"

記録管理については、時代・時代において、限られた予算で最善の方策を講じてきたと思う。報道の仕方にも"?"を感じる。

保険料を滞納した者を不問にし、一方的に行政を"たたき"

給付を保障していくのは、保険料を負担しない者に後代負担で行うという

社会保険方式に反する行為です。

ご協力、ありがとうございました。

保険料納付問題については、国年と、厚年と、扱いを反分すべき

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金制度においては、届出・申請が前提としての仕組み。現在問題となっているケースは生じうる可能性はあるものと考えていた。(ハガミス等の人為的なものは別です)
- マスコミ報道

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- かねてから社会保障番号制(生誕時に発行する)の導入が対策はないものと考えておりました。今後こうした問題を生じさせないためには、早急な対応が望まれます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録については、これまで対応による方法が良いと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○ 退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ◎ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し立て者について調査し、回答する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していません。報道された頃からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には年金記録関係に従事していなかったことから問題が存在していることを承知していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事実に基づかずに、逆及して標準報酬年を訂正したりするケースがあるとのことですが、社会保険の記録を管理する主管の職員として考えられないような大失態だと考えますので、そのようなことが発生しないよう職員管理に万全を期していただきたいと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、社会保険庁のOBとして現職員にご苦労をかけていることを大変申し訳なく思っている。

行政のミスが大部分であると思うが、事業主、被保険者のミスもあり、行政では発見出来ない部分もある。

たとえば、資格取得時の為名、通称名、年令制限による生年月日誤り等である。

・労働組合の存在

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、いろいろな対策を講じておられるが、その他に

・資格取得時の基礎年金番号の重複発行の防止をすること。

・不正な届書を提出させないため、住民基本台帳ネットワークの利活用。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このように大きな社会問題になるとは思わなかった。
給付裁定時において、最終確認を行うことで解決可能であると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応なし
一つの問題が発生した時点で適切な対応をすべきであったと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各被保険者の経歴に基づく記録の精査が、現在取りうる最善の方策かと思われるので、現在取り組まれている方策がベターかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

会社等からの届出に基づき、適正に年金記録には処理されており、転職等のある被保険者は、年金請求時に履歴を申告し、裁定時にチェックすることで適正な年金決定が行なわれると理解しており、特に問題意識はもっていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録は、裁定請求時に統合されることから、被保険者記録にのみ整理について、費用対効果の試算があったのかと考えますが、その方策についての試算不足があったかと感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いつまでも過去記録の問題にとらわれ、解決に時間をかけていては公的年金制度への国民の信頼は揺らいでいくばかりで未納・未加入問題は取り返しのつかない事態に発展することになる。

そのためには、納得できない未加入記録をもつ被保険者等への一定の救済策は必要だと思われるが、一方でまじめにコツコツと保険料を毎月納めてきた方に不公平感をもたれないよう、丁寧な説明をもっとする必要があると考える。

また、これまであまり報道されることはなかったが、年金の記録管理は戦時中の紙台帳による管理から、コンピュータ技術が低かった時代を経て今日に至っているため、その管理方法に限界があったが、このように数10年にわたり個人の膨大な加入記録を管理し続けなければならない仕組みは、官公庁、民間を通じて他に例がない困難性があることについて、もっと国民の理解を得るべきではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の裁定請求時に被保険者記録と本人申立て期間に不一致のものがあることは、年金記録問題としてとりあげられる以前から存在していたし認識もあった。しかしながらその内容は個々の申請者毎にケースバイケースであり、過去には本人が知らないうちに事業主が脱退手当金を請求し退職金として支払っていたような事例も少なくなかったと思う。つまり社保職員を含む国民全体が今日のような公的年金の重要性や必要性を従来から認識することができていればこのような大きな問題にはならなかったのではないか。私自身が年金記録問題について強く認識するようになったのは、５千万件の未統合記録があることが判明[illegible]した以降だったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成９年の基礎年金番号の導入を経て行政による運用だけでは不十分であり無年金者は無くならないことを実感した。ある意味では国会で年金記録問題がとりあげられ国民的な関心事になったことは良いことだと思ったし、この問題を解決できるチャンスだと思考えていた。

５千万件の未統合記録判明後、私は社会保険事務局長として、この問題の解決のため、各方面にこの問題の本質や対策等について可能な限り説明を行い理解を得る努力をしていた。また職員に対しても、この時期苦しいと思うが長年の懸案事項を解決できる絶好のチャンスなので頑張ってもらいたい旨呼びかけ、一定の理解は得られたと考えている。

反省点としては、マスコミ報道等により国民の公的年金への不信感が募っていたが、この不安を解消することを最優先課題としてもっとていねいな説明をすべきではなかったかと考えている。（当時は目の前の対策に追われ、この点までなかなか注力できなかったことが残念である。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被台帳について、昭和17年発足時から、都道府県、社保事務所単位で管理していたはずです。また、それしか方法がなかったと思う。被保険者の移動に伴って台帳も異動するという、仲々正確を期しがたい管理方法で(つまり全国一律管理ではないので)あった。
また、世間で殆んど知られていないと思うが、戦中、戦後の混乱期をくぐって来ているため、戦災や火災で消失した台帳も多い。
これらの修復に当時携わった職員はどれだけ苦労したか、計り知れないと思います。
ただ社保職員が怠慢だ、許せないと云う声ばかり耳にするが昔の先輩達がどれだけ真面目に真剣に取り組んで来たかをもっと世間に知ってもらいたいと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在各様方が取り組んでいる方法以外特別な意見は特に持ち合わせていないが、ただ長年月に亘る記録を100%正確に、ということは仲々むづかしいと思う。
どんなにシステムが完ぺきでも100%ミスなくということは、仲々ないのではないか(こういうことはもっと世間にわかってもらう努力が必要…宇宙ロケットでも100%ではない)
記録というのは、過去の事しようなので、それをチェック、ダブルチェックするシステムを強化すべきではないか。
但し、多額の金と人が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた当時は年金記録（国民年金）が今のようなことで問題になったことはないと思う。

年金記録（不正免除問題等）を知ったのは昨今のマスコミや国会でとり上げられてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題に対する反省点
（国民年金不正免除問題等）

マスコミ等で云われているように被保険者本人の申請なしに免除をしたとすれば違法であることは間違いないが、納付率の向上という役所側の都合だけでこのような行為を全方的、組織的に行なったという放棄は一方的過ぎると思う。
個々には被保険者とどうしても連絡がつかなかった、年金権は何とか確保する道を残してやりたい等々、いろいろな事情の積み重ねだと思う。
私が云いたいのは役所も一方的にマスコミにたたかれるのでなく、先手必勝のマスコミ対策をもっと考えて対処して欲しい。大事なことです。
これ程までにたたかれると、少なくとも真面目に誇りを持って仕事をして来たと思っている者の人として腹立たしいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の場合は、事業所(加)および期間に限定して本人の申出により救済する方策が考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・所長時代には、年金記録問題が大きく取上げられている状況ではなかったが、遡及した資格喪失(全喪による)の申出には注意を払っていた。

・問題の所在については、マスコミ等で報道されて初めて知った事実が多かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録問題は、所長経験後に発生しており、在職期間中の注意義務としては、十分果たしたと認識している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁が実施している方策を地道に実行することと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在職していた時点での不整合の記録は、徐々に整備がされてきていたのではないかと認識はしますが、その当時の件数等は承知していません。年金記録問題が顕在化していることを知ったのは、定かではありませんが、平成19年の初頭の頃ではなかったかと記憶しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

所定の部署で記録の整備が行われていたことについて、関与した認識はありません。

国が管理すべき加入記録を被保険者へ適宜提供する国と被保険者が一体となって年金制度を運営する取り組みを以前から進めていくことが必要だったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 60歳以上の者について、年金記録を確定する。
その後、逐次、対象者を引き下げていくこととする

(2) 年金は世代と世代の助け合いの制度であり、コンピュータの技術革新により、自宅に記録管理されている方達まで不安をいだかせるのは、対策どれか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 厚生年金、国民年金について、それぞれに番号が管理されているため、一元的な管理が必要と認識していた。

(2) 年金の裁定のときに、他の社会保険事務所への記録の確認に時間を要し、決定に数ヶ月かかっていた。

(3) 年金の見込額も示すことができなかった

（昭和50年～平成17年頃 基礎年金番号導入前）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 厚生年金と国民年金との記録突合システム（名寄せ）の開発の検討及びパイロットスタディ実施

・氏名、生年月日の突合では、限界があったが、年金裁定時の記録確認の迅速化が図られ、一定の効果はあげたものと考える

(2) 基礎年金番号の導入

- 現在の被保険者及年金受給者をベースに全国民にすべてを払い出し、資格喪失となっている記録は、逐次整理することとした。
- 全記録を一気に整理するのは量的に難しいので、年金受給者数に近い55%など節目に逐次整理することとした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と予算がかかりますが、現在進められている施策をコツコツ進めて整理していくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の統合、旧台帳の整理等には時間と手算がかかる問題と思っておりました。
一方、年金の申請時に記録をチェックできるものと考えていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の整備等に必要な人員の確保に努力した（総務課在任中）と思います。
平日々の対応すべきであった と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインに切り替えた記録と旧記録(紙台帳)との突合を確実に行うことを急ぐこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が生じることの認識はなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○ 退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ オンライン(機械入力)処理を行う場合、入力者のパスワードを個人別として、取扱責任を明確にする必要があるとの管理者側の提案に対して、労働組合側は個人別業務の把握・分析・勤務管理・勤務評定に利用されるとして、グループ(係)別パスワードまでしか認められないとの要求があり、オンラインシステム導入を可及的すみやかに行うため、その要望に妥協した。(本省・庁の判断に従った。)

○ 国民年金制度創設時、加入促進をした時代に、当時の革新政党(社会党)が猛烈な反対運動を展開(総評が反対運をしていたためか)、そのことが、受給権取得を遅らせ、保険納付意欲の減退にもなった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 最終的には各人に社会保障番号を付し、統一管理しないかぎり、重複処理や把握洩れは必ず発生する。
住民登録と社会保障番号を連動させて行うのも一案(かし、超管理社会になることは覚悟する必要がある。(納税においても適用むき)

○ 過去の記録洩れやミスは、被保険者・事業主・受給者・社会保険事務士・役所の事務担当者のミス、意図的な行為もあり、様々な段階での問題が積み重なった点もあり、記録照合は記録集合の不備等もあって100%の実現は不可能と思う。
最終的には、それぞれの責任当否を追及しても年金に結びつかない面もあり政治的に最低生活保障年金の実現で解決するしかないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は長い保険料納付期間を経てはじめて受給権を取得するための確認に必要なものであり、確実に正確に記録保管されなければならないと認識していた。したがって、入力処理はオンラインの場合、個人のパスワードが処理の責任を明らかにする上で必要と考えていた。
しかし、実際はグループ(係)別パスワードとされた。このことが年金の記録を不正に入力したり、不正受給問題が発生する遠因となったと思う。また、入力処理の慎重さを欠き、ミスも発生したと思われる。(昭和52～59年度)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、将来の年金時代(受給者の増大)に備えて、増大する事務処理を増員しないでいかに処理する体制にするかを最重点問題としており、いかにスムーズにオンラインシステムを導入するかという観点で進められ、組合側の要望も取り入れながら進めた経緯があり、真に必要な記録の確実性、受給権確保の為の措置、記録保管の重要性への認識の方がやっおろそかになっていた面があるのではないかと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的にはございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変な問題であるが、現時点では、紙台帳からの変換時に問題が生じたとすれば具体的な方策は見当たらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録というより、当時は年入加入いわゆる
年金加入の啓蒙に力を入れ記録問題が生じ
ているとは、承知せず、平成いわゆる職を退職
後問題が生じていることを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職時に、職員の努力によって
すべての国民にとって年金受給がもたらすよう
~~[illegible]~~ 対応した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁から照会(紙)を郵送した方からの回答をいただかない限り、全件の確認は困難と考えます。
今後、照会状を送付し回答をいただいた方には、後日図書カード(500円程度)を進呈してはどうでしょうか。
それでも回答のない方には、照会状の送付はやめ、年金裁定請求時に最終的な調査を行うことで解消を図ることとしては如何でしょうか。
(未確認とされている記録の中には、既に死亡されていると考えられる方がいることから、)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①年金制度が分立して、各制度ごとに記録を管理するための番号が別々に払い出されていたこと ②コンピュータ技術が現在のように発達してなく、紙台帳で記録管理が行われ判別しづらい筆跡があり、磁気テープ化する際に読み誤りが生じたこと ③高齢化が進んでいない時代には年金への関心が薄く国民の一部にいくつもの年金番号をもっている人がいたこと ④国民年金は住民基本台帳と連動(住所、氏名、生年月日、性別)していたが、厚生年金は会社の雇用時の届出であり公簿で確認(氏名、生年月日等)する必要がなかったこと 等、色々な過去の歴史的な要因が複合的に積み重なったものと認識しています。

平成16年4月頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成10年から社会保険庁が取りくんできた年金番号整備業務を確実に進めていくために、被保険者へ送付する照会書の文面をわかりやすく変えたり、印刷の色を変えるなど注意を引くものとし、回答していただく割合を引上げるよう工夫しました。

しかしながら、平成16年度以降に送付する対象者は、30歳～35歳(記憶では、正確でないかも知れませんが)と若い方であったため、回収率は5割程度と、思うような成果はあげられませんでした。

自分なりにベストを尽したつもりですが、力不足であったことは否めません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に本人(請求者)から聞いて記録と照合する他手立てはないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大量の記録ではあるが、1人にとっては100%のことなので、大変重要であると認識していました。

報道後知ることになりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の「ねんきん特別便」のような仕組みが

早く行われていたら良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

優先順位をつけ、時間がかかっても、1件1件確認していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の基礎年金番号を持っている者がいること、
照会しても回答率が低いこと　など
記録方法が紙から磁気へと変化してきており、入力の際の誤りも考えられること。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当部署の問題であり、特に対応はしていない。
最終的には本人の確認が重要であるが、例えば
基礎年金番号を付与した時のPRが足りなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が直接関係したものについては、「年金記録確認第三者委員会報告」やこれまでになされたプレス発表等以外に記憶にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(年金記録問題の事象として挙げられているもののうちには、何が問題であるのか理解しがたいものも含まれているように思います。)

事務処理方式がどんなに高度化しても、年金記録問題は過去の問題であるとともに将来の問題あると思っています。年金記録問題を完全に解決することは不可能と考えます。被保険者の記録の管理を行政任せにするのではなく、被保険者自身が年金権を確保する意識が求められます。(伝統的に日本人には「権利」の概念が欠けているように思います。)

年金記録の精度を高めるためには、①被保険者、事業主、社会保険労務士等の理解と協力が必要不可欠です。そのために、継続した啓蒙活動に努める、②被保険者が年金記録を定期的に確認できる仕組みを継続する、③基礎年金番号の重複払出の防止を徹底する、こととなどが挙げられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の被保険者記録の管理は、大変重要なことであるとともに正確に記録を管理することは非常に困難な問題であると認識していました。

業務センター（業務課）の歴史や業務センター（業務課）発足の経緯を見れば、お分かりのとおり、膨大な人手、費用、期間をかけても完全無欠な記録管理ができなかった社会保険の苦闘の歴史であったと思います。（或いは、充分な人手と予算措置ができなかったと言うこともできるかもしれません。）

被保険者記録の管理の困難なことについては、私は国民年金の採用でしたので、国民年金について申し上げますが、採用（昭和３５年）当時から認識していました。被保険者に対し、国民年金手帳による検認記録（印紙売捌き代金領収書、保険料領収書）を保存するよう求めてきていますが、このことは被保険者台帳の記録に不備なものが収録される可能性があることも前提になっていると承知していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段について、特に申し上げるものはありませんが、被保険者記録に不整合なものがあるがそれも含めて記録は廃棄しないで保存する、最終的な記録の整備は年金の裁定時まで待つこととしていたことは、現実的に取り得る最善の策であると現在においても思っています。正確な記録の管理は、被保険者、事業主の正確な届出が前提です。行政だけでできるものではありません。（年金相談窓口において、重複払出の被保険者記録を発見し相談者から感謝されていた時代があったのに、どうして、記録の管理が不備だと非難されるようになったのでしょうか。）

後段について、基礎年金番号の払出にあたっては、重複払出は行わないということが徹底されていなかったのではないでしょうか。（基礎年金番号の導入は、私の認識が間違っているかもしれませんが、主に国民年金、厚生年金保険、船員保険の被保険者番号を一本化する程度の認識であったのではないでしょうか。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録が5千万件もあるというが、そのよい出方法が、どうであったのか、また、それ等の中には、古い時代の記録が大半多数あると思うこと、被保険者証を実複して新規取得として処理されたもの等、多数あると考えられるので、地道に調査する以外に方法がないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者にとって、年金記録は、将来の年金給付の重要な基礎資料であることから、常に正確に管理されるべきものと認識し、その時々において自分の職務に全力をつくしたと考えている。

後段については、新聞報道等がなされてからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について、強いて、反省点と云われれば、原は年金制度は、戦中、戦後にかけての混乱期を至て殆んどが手作業処理であったことや、また、コンピュータ導入後（S32年）も、業務量に比し、処理能力も小さく、要員等を含め、十分な検証がどうであったのか、反省される。また、相いつぐ制度で、現場事務も対応が大変であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁の職員だけが悪者のようにいわれていますが、必ずしもそうとはいえないものもあるのではないか、40年も前のことで記憶も定かではありませんが、
例えば、比較的小規模の適用事業所からの届出には、氏名生年月日、給与等の記載内容が実際とは違っていて、調査官の実地調査の結果誤りが判明し是正したケースもあり、調査を行わなかった事業所のなかにも同様の事例があるのではないかと推測されました。
このようなことも、年金記録問題の一因になっているのではないかと思われます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

5000万件の未統合記録については、職員のご尽力により残り1000万件余にまで整理が行われたとのこと、この残り1000万件余の照合は極めて困難が予想されるとに伺っております。
ある較階で有識者や専門家の意見をもとに対応されては如何かと思います。
また、記録照合の結果、年金額の改訂が必要な受給者についてかなりの処理時間を要するとに伺っていますが、已むを得ないと思います。
被保険者を対象とした「ねんきん定期便」は今後適正な記録の管理上不可欠なものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和34年年金業務室(現業務センター)発足時、全国社会保険事務所の記録台帳と集中管理オンラインで送付された台帳の中には判読困難なものもあり、パンチカードへの移行に支障をきたすものもあり、また、その後の磁気テープ化に移行する際も補正されないまま処理されたようで、このような事例から5000万件不統合の一因になっているのではないかと思います。勿論そのまま放置することは許されず是正措置を速やかに講じなければならないものと認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳からパンチカードへの移行初期段階では大量のデータ処理に追われ個々の記録補正まで手が回らなかったと記憶しています。
何れにしても当時即時処理が行われなかったことが残念に思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。
(当該問題に関する詳しい情報、知識がありません)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点

- 国民総背番号制又は社会保障番号の導入が出来なかった
- 職員団体の合理化反対が事務革新の隘路となった。
- 加入記録の整備・保存・管理等の事務が重視されて来なかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長（国民年金課長） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ほとんどのケースについて、マスコミの報道で知りました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁定請求時に取証の申立てについて徹底的に調査する以外に方策はないと存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

100%完璧な記録は不可能と考えておりました。
標準報酬の遡及訂正、遡及喪失については、
その掌におかったので承知しておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点と云えるかどうかわかりませんが、
早期に国民総背番号が実現できていれば、
ここまで拡大することは防げたものと思います。
現状も同様と存じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・昭和45～46年当時 事務所窓口で脱退手当金の裁定および支払の処理を行っていたが、当時会社担当者が脱退手当金の請求に来るケースが多々あった。この場合、退職手当に充当していたのではないか。

・脱退手当金の請求者は、年金記号番号を複数持つ人が多かった。その場合、重複取消届も提出する指導を行うが、この指導がなされた場合、二人の記録が存在することとなる。

・更には、生年月日訂正、氏名変更も多かったので、これが重なれば別人記録となってしまう。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・国民全員が納得はしないと思うが、終息宣言を出すべき。
又この質問を国民にアンケートを取ったらどうか

質問の答えに当たると思われる点。

・年金受給者から、記録がもれているとの審査請求があり、本人からの申立てにより、当時の同僚、数名の旧台帳を調査した。その結果、申立てのとおり実在したので、訴訟したケースがあった。

・昭和45～の頃は、従業員募集の広告には、社会保険完備の文言が必ず入っていた。この頃の記録が不明の方の聞き取りでは、この社会保険完備を承諾して入社したかを聞き取るなどが参考になるのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

具体的に知るのは 平成18年の5000万件の年金記録問題の報導

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・自民党の参議員選挙のため、職員は記録問題の解決策をやらされている意識があったのでは、もう少し本庁も事務局等にていねいな説明をした上で、解決策を示すべきであった。
又、社会保険庁として実施すべきであった。選挙のパフォーマンスに振り回された感じがしている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者の中には「厚年保険証」を1人で10枚保有している者がいた。10も途中で名前を変え、生年月日まで変えている。こういう労働者の実況を行政で統一的な規制には、そもそも無理がある

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に気永に、少し前、進めるしか途はない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が完全でないことは万人が承知していた。だろうが、具体的対策として当たったことは小生はない

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ いかに戦時下でなったにせよ、年金制度スタートに際し、あんな和紙台帳を使ったのは不可解。観察の簡易保険は紙台帳にしてももっと上質であったし、連絡も長期保存に耐えるよう堅牢なものであった。年金は、戦費の為始めたと言われても仕方ある事

○ 資格期間のいも調査にしても、産業、家庭からして各種は多やるもので、これを完全比例的な給付に反映させるには無理がある。もっとおおらかな仕組を考えるべきではないかと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⑨ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便により本人確認

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、年金は長期間の記録管理している観点から
記録の不備については、年金の請求時に職員に基づき解決
されると理解していた。
時期については定かではない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① マニアルに則 適正に処理したと思う。

② 制度改正する際 経過規定 [illegible] 特例的なものが
制度を複雑にしないことが必要ではないか

③ 記録上の問題は業務課の年煤で当時の記録処理上の問題点が
記載されていると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ⓓ地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限を定め、それまでに申し出があったものは完全に調査し、申し出がなかったものは手を付けないで別管理する。年金定期便で周知しているため。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたが。

調査依頼文の裏面にある5項目の事象を知ったのは、マスコミ報道されたことによります。

この問題は、1つしか持てない年金手帳記号番号を複数持つ者がいたことだと考えます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織が決めた対応策の着実な実行を行いました。

反省点は、手作業で管理していたものをコンピュータ化する際に、十分な確認を行わなかったのではないかと考えられる点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・私が実務を担当していた昭和40年前半は、脱退手当金を受給する人が多かった。
・又、お産を隠すためか、過去に持っていた厚生年金の被保険者番号を届けない人が多くいた。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時に年金記録問題は認識しておらず、退職後に報道等で認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

もれがあると思われる方に、とにかく申し出ていただくよう広報するべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~認識~~ 承知したのはマスコミで取り上げられるようになった平成17・18年頃かと思います。

当初は数の多さにびっくりしました。

20代と30代に業務センターで年金裁定の業務に携わりましたが、地方庁に入念に記録照会を行った上で裁定していましたので、少くとも受給者の方の記録もれは無いものと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録照会の結果「該当記録なし」との回答も少なからずあったように思います。

何をもって「記録なし」となったのか時の追及はしませんでしたが、中には生年月日とか名前のちょっとした相違で「記録なし」とされた方がいらっしゃったかも知れないとは推察いたします。

このような方の場合は改めて認めて上げても良いのではと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金請求時に記録を統合することが、費用と手軽さに於て最良と考えていた。
(質問4の答です。記載する場所を間違えました)
すいません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度発足時に基礎年金番号に統合できない厚年国年番号が存在すると知ったとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2の答

1、年金記録と本人の記憶を突合せる以外解決の道はない。
2、その際、明らかに本人の記憶違い以外のものを除き、申し出にそった記録にすること。
3、費用との関係(国として)に於ても得策ではないか?
4、不公平感を抱く人がいるかもしれないが、ある面やむを得ない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者、特別便の回答を基に、個別に関係資料(申立)の整合性を確認することが基本と考えます。

最終的には、一定条件の資料が得られるときは、国の責任として申立を認めるのも一策と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

終戦前後の混乱期の年金記録は、被保険者記録台帳が戦火等で消失、台帳の紙質やインクなどが粗雑なこと等で判読できず、コンピュータシステムへの移行時に、データ入力が困難なものがあると聞いた記憶がある。(昭和40年前後)。これ以降の年金記録問題は単純な事務ミス以外は存在しないと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

終戦前後という混乱期の年金記録問題は年金裁定請求時に調査確認して、一定条件が整えば認められるものと思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁を払い出し、1人一つの番号払い出しを徹底すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 基礎年金番号が設定される以前は制度別(厚年、国年、船保、共済)に番号が払い出されており、また制度別に記録が管理されており、整合性に欠けていた部分も見受けられた。

② 被保険者が事業所を変った際は必ず被保険者証を事業主に提出することになっているが、~~[illegible]~~ 個人の事情等で再加入の申し出がない場合は年金番号の二重払出しが行われていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン処理方式によって、資格取得面を処理する際、窓口装置のディスプレイに年金番号の払い出しの有無を表示し、再取得の場合には、すでに払い出されている年金番号を表示する仕組とした。

しかしながら、システムでは同一氏名で同一生年月日であっても同一人である可能性がもあると思われというところまでであり、被保険者及び事業主の協力が不可欠でした。これらの指導徹底が不十分であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b)本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d)地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

質問1

地方庁で紙管理している時代から本庁で、その当時では最新の機械化を進めてきたと考えている。今でこそ即時更新型で漢字、カナの収録が当たり前だが、年金問題時の報道では「いい加減な社保庁の管理ずさん」であるとの言い方は許されないことです。昭和の４０年から６０年代は民間でもその程度以前のシステム化であったわけですから　マスコミの騒ぎようは尋常ではありません。

また、当時としては大変膨大な記録管理でその方法しかとり得なかったと考えています。(予算の関係も含めて)

質問１の意味するところがよく理解できません。

質問2

[redacted]時代に本庁からの指示で大量の旧台帳と記録の突合を職員総出で行ったが、①大量で旧名簿の突合に時間を要すこと、②短期間の指示であったこと、③職員総出の業務で他の業務がストップせざるを得なかったこと、④最も大事である保険料収納対策が停滞したことなど反って職場の混乱を招く結果となった。処分問題と社会保険庁解体問題などなど重なり、毎月、若手の優秀な職員がやめていったため、記録補正する職員の確保に大変な時期があった。

政府の方針も理解できるが、時間をかけて記録を補正していくしかないと考えている（社会保険事務所で旧台帳を知っており記録管理に精通している人でないと誤った補正をする可能性があり、時間がかかる）

質問3

昭和５９年に社会保険庁業務課に異動した部署（企画班）で資格担当となり、資格記録のオンライン化をすることになり当時の資格記録ファイル（バッジデータ）を調査したときに不備記録を調査したことがあり存在を認識していた。

質問4

担当者として報告書を提出したと思う。

当時の社会保険庁幹部が全員認識して、裁定処理改善への予算措置は当然であるが、資格記録の補正（当面先のことであるが）について予算措置は全体枠があり順位は低いが数年度に分けて措置すべきであったと考える。

また、基礎年金番号管理システムの過去記録の整備や重複記番の整備も最重要課題として優先すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d.)地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に目新しい考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会やマスコミで取り上げられた時期です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務局長として職制の限り、解決に向けて対応しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主届出和文は改制すること、質誤届けが多い。(氏名、生年月日、報酬)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なんとかならないだろう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今さら書くことなし。大臣の主張が次々変ることは、道に悪をなげたようだ。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

但々対応の変る発表にはどうしようもない
(回答のない方々には氏名を公表)(場合)
すでにあるが脅迫のような文である
いつ、何に、誰が、どこで公表するのか公にされたい。
(個人的には不要)　(テレビ、新聞)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	~~本庁~~ 地方庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別なことは知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題なんざはったことのない者にどのような方策をとればよいか、との質問だが、無責任な解決案を出してる問題だ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題にたずさわった(直接)ことがないが、正確さが絶対的だと認識としていた
問題が存在することを知ったのは今回の問題が表に出てからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録を1人の人にやらせず複数の人を通す必要があった

実情は不明だが、年金記録はアルバイトの職員にやらせていたとの話を聞いたことがあったが、アルバイトなど無責任

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者 [redacted]
所属	[redacted] 本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、特に年金記録で問題はなかった。
然し記録の必要性と重要性はすぐ取知れるった。
問題の存在を知ったのは退職後何年か経って
要務問題の時代NHKのニュースで知った
驚いた心配した。がどうにもならなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

想うに資格取得留め不備が原因と思う。
(注)(批判から所長決裁は組合員相互で知理していたらしい)　社保事では労働強化対策の風潮に乗って省略、そして放棄した不備者数とその修正計(業務課)に送付したらしい。これに何人の者が決めなかったのでこれが常態化した。
若し業務課から(○○の点が不明、再調査の上返送せよ)の答案返送があったなら出先としてはそれに対応せざるを得なかった筈、と思う。
だから「最後の業を送らなかった業務課(本社)の責任は大であると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

65才以上の方は特別立法で救済しかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に解決できるものと考えていました。厚生年金番号を複数枚持っている方などが中心ですが、昭和40年代からです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 請求方式ですので、請求された時点で解決されると考えていましたから、特別な対応は考えていませんでした。広報等でご周知して行くしかないと考えていました。
- 今検討されている年金通帳方式が一番良いと思います。一ヶ所で記録を管理してもらうことが前提であった。被保険者も管理して行くことができないと将来同じ問題が発生すると考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に調査する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に記録されねばならぬものと
認識していた。
問題があるとは知らなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員に対する問題意識の徹底

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特につなし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録の整理は の~~[illegible]~~検討したように、~~[illegible]~~
地道に処理することと、これからは、現在行なわ
れている記録のお知らせを定期的に実行する
ことは、管理する側のみならず国民の我に対する
信頼が高まると思う。(その時点での誤りも指摘される)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度単位（厚年、日年、船保）で番号附番していたので、職業を転々とする人は、3個の番号（厚年適用の事業所→農業→船員）を附番されており、被保険者台帳（原ボ）＋3個存在していた。しかし、平成7年（~~平成~~）の基礎年金番号で各制度統一した時に、1人1番号としたが、当時は、~~現在する被~~ 現在する受給者、被保険者に基礎年金附番したが、全て統一できず、年金の記録がつながらなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の議論としては、過去記録の整理をし、順次、年金の記録をつなげるとしていたが、実行前に、公務員を退職した。

年金の記録は、各個人の人生の厂民であり、慎重に取扱うべきであったと思う。しかし、1億人に達する人の厂民を業務センターの600人で人員で、記録の管理、年金の決定、年金の支払をすることは無理と感ずる。

しかも、年金制度は、5年年金、10年年金の如く、制度改正が多すぎ、その印度、システム変更処理等は大変であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の年金記録については、消滅したものや年月日を誤って提出したもの等いろいろで一律に記録を統合するのは、困難があり非効率だと思う。

ある程度年金裁定の際に割切って処理をしたらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については年記（質問2）の様な問題が存在していた。年金裁定の時に調べて処理をすることとしていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定時に調査し対応していた。

今の様にコンピュータが発達していなかった時は、手作業による事務処理をしてきており、その時々で官策として処理してきている。今、昔のことをあれこれ言っても無意味だと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注).「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者期間を全て確認することは、多くの予算と人員によっても解明されない部分があるので、どのようにしてどこまでやればよいかの基本方針を明確にもつこと。

○被保険者、受給者の個別照会は、記録確認の基本ベースであるので、継続して行うこと。(全て終了の場合はその必要はない)

○年金記録に不備があった場合、その処理について年金記録回復委員会で新しい基準を作成しているようですが、その推進が望ましいこと。

○年金の受給権を取得するため所定の被保険者期間を要するが、記録上その期間を満たしていない者に(例えば"10年以上の期間のある者にはそれに相応する年金権を附与")特例措置として法令制定も視野に入れてその是非の検討が望ましいこと。

○被保険者、受給者の年金記録と旧台帳との照合は、全員についてその是非の検討(例えば、年金権の期間を満たしていない者、未納期間のある者、照合で氏名の変更があったが記録にない者等。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録は、長期に亘るのでその管理は大変だと思っていた。

①戦中、戦後の時期に保管していた台帳が大半に喪失し、その回復に関係者(本務庁、企業等)が努力していたが、完全に復帰するのが難しかったと思う。

②記録は電算化される以前は、紙台帳で事務庁単位で年金番号を払い出していたので、その人が異動で他の事務庁管轄の企業に移ったとき、又新しい年金番号をもらっている。この重複が多くなり、一本にする方法が見当らなかったと思う。

③年金記録は危機となり、その一元化、正確化のため電算化も始めたが経験不足、予算、人員も十分でなかった。当局としては、画期的なことであったが、もう少し時間をかけて検討して始めた方がよかったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○厚生年金記録は、長期に亘り管理されるが、不十分ながら電算化されたので、一歩前進したと思う。

○年金記録問題について組織として、職員として議論、打合せの機会が、直接担当する部署を除いて少なかったと思う。

○年金記録の事務は、すぐ効果を求められない要素があるが、比較的(医療事務など)安易に考えられていたと思う。

○組織として、職員としてその時代、時代の法令の仕組み、事務処理要領により努力してきたと思うが、多くの人びとに多大の迷惑とご心配をおかけし、まことに申訳なく思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に年金記録に問題がある認識はなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和43年東京都電算機関は昭和47年オンライン計画を進めるにあたって、各社会保険事務所の記録を電算化するに当たり、入力記録の充分な確認がなされたが問題意識を特に感じた。
どうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録の照会
社保に記録照会し回答まで1ヶ相当の日時を要しているため回答日時の短縮を図る(業務量は多いと思われる)
人的確保を願います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は記録問題については記憶ない
マスコミで知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指導等により このような事態にならないように
思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

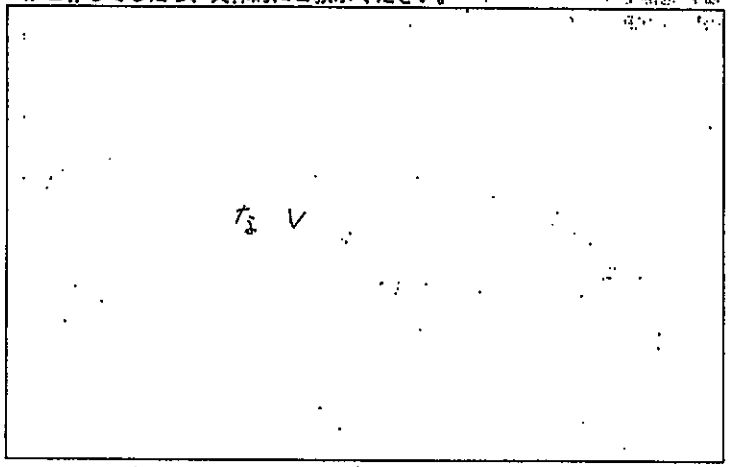

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

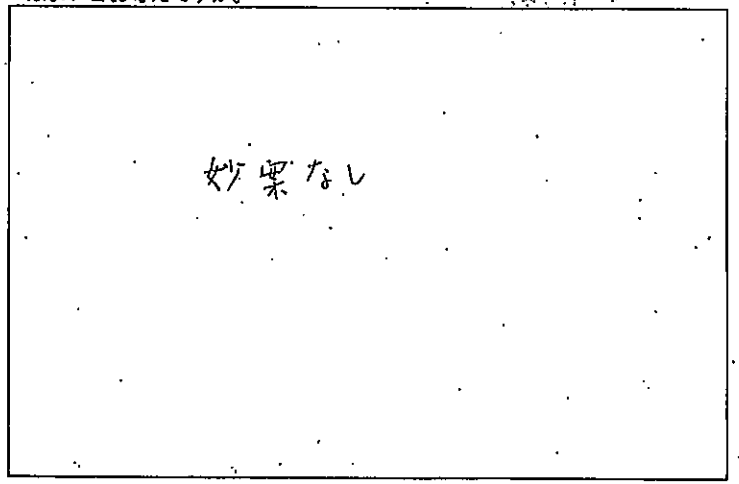

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来年金に繋がるものとして認識しており、問題が存在することについては、新聞情報等で知らされた時点と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題に直接関与する立場でなかったと記憶でありますので、回答出来ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦災、火災、水害等の災害記録と過失記録及び故意記録は別と思われる。
長期的に定年金層から地道に解決すべきと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未収録の旧台帳（戦災、水害、災害等）があったことは承知。
他の問題は離転後。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期の年当、産業及び人的年当があったなら、短期の歴史の中で処理できたと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在取り組まれている方策を、時間をかけて地道に行っていくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入により、記録はすべて整理されているはずと考えていたが、平成１７年頃に、統合されていない記録があることを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の一員として、担当した時効特例の業務に携わった。
この一連の問題が存在する根源は、法が「請求主義」を採っているからだと考えます。裁定請求の時点で過去の記録がすべて繋がるはず、現在行っているような「記録のお知らせ」はあくまでも「サービス」の一環だとしか考えられてこなかったこと、また仮に過去にそういった予算を要求したとしても、当時の考えの中では財務当局には絶対認められなかっただろうと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	社会保険庁 社会保険大学校（健康保険の担当教授）
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在任中、年金記録について関与していませんでした。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今から考えると、紙台帳がコンピューター化の際に最初から基本台帳（住民基本台帳）と統合すればよかったのではないかと考えられます（当時、行政組合等が総背番号制につながるとして反対の話があったようでした。）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は十分認識していましたが、直接その事になかったので、最近にこの問題を認識しました。
なお、仕事を通じて年金の問題をPRしても、先々のことと仲々真剣に考えて見れないことが今からもくやまれています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問の2～3に同じ。
皆さんのご苦労に何も手助けをしないで心苦しく思っています。
（なお、現在は町内会の役員として回を抗くくしています）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①時間をかけられない②文句を言った者だけが認められることになってはダメなどを考えると、保険料の未納あるいは、標準報酬の下方修正等については、事後の納入状況、等級などを勘案したうえで、認めるべきではないか。ある程度の線を引くことも必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く、認識不足でした。
新聞報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・内部のチェック体制(正常に記録されたどうか)
・本人に1年に1回でも、記録を送付されていたら と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

対費用効果に配慮すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[redacted]

従って、18年余にわたって、国民年金業務のみに従事しました。

国民年金の納付記録については、在職中、記録の誤りがないように厳しく指示し、特に問題が生じておりません。

このことについては、以前に勤務した国民年金課長より照会があった際に回答しております。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存知しておりません。
前記のとおり、私が勤務した国民年金課において納付記録についての問題は生じていないと聞いております。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決するには大変だと思いますが、5年、10年かかるとも地味に、一件、一件処理していくことが大切と思います。

なお、未処理の案件について、留意することは、少なくとも70才以上の方については最優先に処理すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

前記のとおり、年金給付は何十年先に支給されるもので、その時に証拠となるのは事務所の記録だけだから、絶対に誤りがないようにシッカリ記録するように厳しく指示しました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべき事項なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して30数年になり現在の転出情報は皆無であるのでコメントすることはできない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金被保険者台帳をさんれタイプライターにより処理していたが、その方法、手順の綿密さに記録ミスを予知することはなかった。また職員は熱心に機械操作の指導を受け緊張して作業に取り組んでいたので記録ミスが社会問題化するなど予想していなかった。
現在も当時の記録に問題があるとは思ってない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和43年10月28日実施した勤務時間内統一転職大会を企画指導し、これに参加した職員に次の処分をした
16名の賃金カット
4名の文書による訓告
この処分により組合活動は正常化し、前記のような転職環境に変化し、仕事は軌道にのる
反省点
安易な労組対応が大きな原因のひとつではないのか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題を一律に考えるのではなく、過去の年金記録方式や電算化の優先順位の判断を整理し、合理的なものと問題があるものとに区分し、対応策を考えるべきだと思う。

国民に不信感だけ煽るようなことではなく、制度発足以来の、その時々の社会的背景や国民の意識、事務処理レベル、予算的裏付けの問題もあったと思うので、そのことについても国民の理解を得る努力が必要なのではないかと思う。

現在の基礎年金番号制度では、一人が一生涯一番号の担保がないので、早急に社会保障番号のようなものを実現させなければ、根本の解決にならないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入制度が一制度でも、複数の年金番号を持っている者がおり、年金裁定時に記録統合するために年金支給まで時間がかかる問題があることは知っていた。

いつという特定の時期に知ったということではない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社が人を採用した場合は、過去に年金に加入したことがある方は、被保険者証(年金手帳)を添付して届け出することになっており、会社の担当者にも注意を喚起していたが、初めて加入しますということで、番号が付与された次第には、会社が十分確認しなかったり、本人が前歴を隠すために、虚偽の申告をしているケースもあったと思う。

一生涯一番号の仕組みが少しでも早くできていれば、いろいろな問題が未然に防止出来ていたと思う。これは、現在も実現していないため、現在も新たに発生しているのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の職員は一生懸命に事務処理に努力しておりました。
ただ、事故リスト（不交合記録）で、発覚する点が多い様でした。
（ご本人が番号を重複してお持ちの方）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご本人との話し合いに発展したこともありました。
教授の労働市場は、年々を中心ない、数多くの年金番号をお持ちの方、請求主義だから、その時、重複手続するから等、行政の立場も難しいことも多く、また、名前、生年月日等敬意に届けて取得されていた方等ありました。
※反省点ひんし考えられませんが、請求主義と記録交合との用係等考え、年金番号は一本とするべきでありました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 現に進められている方策を地道に実施すること。

(2) 今後の記録を適正に管理する施策を確立し、実施すること。実施のための費用と人員を確保すること。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。[redacted]

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 年金記録の一部に万全でないものがあるとは認識していた。しかし、その多くは年金決定時に解決するものと考えていた。

(2) 昭和37年当時　国民年金の記録について、①市町村の記録と不突合のものあり、また②住所変更で転出先不明のものあり。

(3) 昭和62年当時　厚生年金の記録について、社会保険庁の記録に社会保険事務所の記録が統合不能となるものが生じた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の管理は、限られた予算の中で、最も適正となる方式として構築されていた。　担当していた職務の中で、万全な記録となるよう努力し、改善したものもあるが、次のような理由で、未解決のまま残されたものが生じた。

(1) 職員の意見等が、十分に反映できる組織になっていなかった。

(2) 労働組合が強力になりすぎ、非協力的であった。

(3) 「手作業」→「一部機械化」→「コンピュータ化」に伴なう記録の適正管理には、大な費用人員が必要で、それが確保できなかった。

(4) 優先的処理が必要な業務が次々に生じ、記録の整備が後回しとなった。(年金決定時に対応すればよいとの考えもあった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年頃から情報としては有っていたような気がしますが、地方や[redacted]にいましたので、具体的なことは[redacted]での旧台帳整理の支援に行ったとき[redacted]に知ったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分の所属する職場で重要な仕事があったので、まず、自分の所掌する業務を全うしようと考えていました。

どのような点が反省点かと言われてもわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁が行っている調査の詳細がわからないので、どのような方策をとればよいかわかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で報導で知った程であり、特別の問題を存じていません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格報酬について、手続が行われ決定された場合、事業主を通じて、被保険者等に通知されることに制度上もなっていたので、その通知書が存在すれば、それで立証することが出来る筈。

ただし、事業主が手続を怠った場合等、又は到産した場合などは、税務官署等の協力を得る方法もあると思料します

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全国にコンピューターオンラインを実施し、大量の事務処理に対処したので、まさかこのような問題が内包していたとは、今でも信じられない程であります。
いずれにせよ、大量の人的応援が必要だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁、地方庁とも学校（基礎）に人員不足が痛感されていたので、既存的な手厚い対応をする必要があるに考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している対策を根気強く行っていくしか無いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昔は厚生年金保険、国民年金、共済組合という年金制度ごとに被保険者番号が付与されていましたので、年金の裁定請求にあたっては本人からの申出のない期間分についてはつながらない可能性があると認識していました。
昭和40年代の後半に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成7年に基礎年金番号制が取り入れられた時にいくつもの手帳番号を保有している方については、すべて基礎年金番号に一本化するように周知・広報を行った。
国民一人一番号の社会保障番号制を導入しない限り、根本的な解決にはつながらないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.)社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されているように、ご本人が社会保険事務所に記録の確認することが一番の近道だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中、年金記録問題に関する調査等にかかわってきましたので、知っています。
・年金記録は年金を受給するのに必要な最も基礎的なものですから、厳重に管理する必要があると考えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・私が担当していた適用課では、資格の得喪について厳格に処理をしていました。
[redacted]
・昭和61年に基礎年金が創設されるまでは、年金の通算は行われるものの、各制度が記録独立して運営されていました。
また、昭和36年4月までは記録の通算されない時代がありました。こうした沿革を認識した上で評価すべきだと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (○) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

氏名、生年月日、年金記録を基本に、本人への照会を地道に行うことにつきると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には、このような問題は生じていません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・氏名、生年月日の届出を就職(転職)する都度、変えている者がいると聞く。
年金手帳を事業所へ預けたまま、退社(不都合により)した者は、新しい手帳の交付を受け、何冊もの手帳を保持する事態を招いた。
転職は円満退社でない者が多く、次の職場で同一名で就職する事をためらう者が世の中にはいる。生年月日も同様。
脱退手当金については、会社が受領し、退職役別金として渡したとの声を多数聞いている。古い事で個人の特定はできなないが、中小企業における実態は、我々の知らない事象が多々あるようだ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・氏名、生年月日は、事業主段階で運転免許証等で確認し、~~その~~ご確性を追求~~していかないと、届出~~する仕組みを構築(届出の)すべきである。
・届出内容を住民基本台帳記録との突合を実施すべき。
・総務省第三者委員会委員からの声を良く聞くことも大切と考える。役所の責任にのみ整理するのはおかしいとの話を聞いている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・国民共通番号の必要性が叫ばれた時期に、年金番号を多数所持する者がいる事は認識されており、この解決に向け、努力の結果、基礎年金番号制度の導入に到達した。年次計画（限られた状況のなか）により過去記録の整理に取り組むこととなった。年金請求主義の制度（仕組み）の中で裁定時、本人転歴と精査するので"無駄"と言う批判がかなり寄せられたが、踏切った。長い歴の中でここまで到達できた事は評価されて良い。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・過去記録を本人に確認してもらうための仕組みを構築出来て良かった思う。（結果として作業の途中で5千万件が顕在化）
（当時の財政事情からは想像できない予算が投入され、問題解決に取り組んで行くこととなった事は評価。後輩の皆さんには、極めて重い荷物を背負ってもらう事態となった事は、誠に申し訳ないなと思っている。
この問題を政事の思いされた事は、誠に残念に思うし、今日も国の財政事情の苦しい中で、もっと効果的な処理方法があったと思う。（効率的）
現在、多くの事業主から、無駄な事をやったと批判を受けている。記録の不備が予想される者を絞り込みして通知する仕組みを構築すべきであった。（政治家に煽られて（そそそそ）、事業主は取組みが主要かかったのではないか）

ご協力、ありがとうございました。

[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

残念ながら承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の実務を経験したことがないので適切なことは言えませんが、現在現役の方々がほぼ大丈夫に立ちむかって ご苦労されていますが信頼を取り戻すためには、地道に積み重ねていくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は適確に進達され適正に行はれていたとばかり思っていたので、今回このような問題があることを知り驚いています。
ぼう大な数を事務処理するなかで、若干の誤りはやむを得ないとしても、人為的なものが存在していることは残念です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中このような問題があることを知らずに過したことが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ○c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行施策を確実に実行する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミで報道されて。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録管理の方法は、制定年金時からの手書き台帳、戦後の事務処理機能の開発進展に伴ない、カードパンチシステム、紙台帳のマイクロフィルム化、コンピューターシステムへ移行しましたが、いずれもその都度人力による入力変換が必要ですので、その入力変換過程での誤りが、記録の不備の大きな部分を占めているのではないかと思います。その他不備の要因としては、年金記号番号の重複払出、事務処理の誤り、事業主の届出の誤りなどが想定されますが、不正行為による記録内容の誤りは、全く論外の問題で、これは徹底的に究明して欲しいと思います。入力変換過程において発生した記録の誤りは人力により原始データーと突合する以外に正確に判定するすべはないのではないかと思います。費用対効果あるいは作業時間の長期化など各種の問題があると思いますが、これらの作業と併行して、現在おとりになっている本人の申立て履歴を~~[illegible]~~重要視して、多少のリスクがあるとしても、記録の不備を補正することは、当面とり得るベターな方法だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ご指摘のような年金記録問題は、マスコミなどの情報によってはじめて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険全般にいえることですが、とくに年金記録の正確かつ実点に管理することは年金制度を維持する根幹をなすものといえます。その業務の性格上他の業務と比較して地味な存在で、担当組織に委せきりであったといえましょう。したがって会議等での議題あるいは指示事項として登場することが少なかったといえるのではないでしょうか。
今回発足する年金機構の業務は、年金に関する実務が主体となることと思いますので、発足後上部下部を問わず管理者あるいは管理者となる方には、何らかの方法で一度は給付及び記録などの実務を組織的に経験していただくことによって、年金制度の基礎的な業務への認識あるいは関心度を身につけていただければと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不知

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5000万件問題が公になったとき認識

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁からの指示に基づき、適正・効果的に処理するよう事務局・事務として対応した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行政において様々対策を実施され大変ご苦労いただいておりますが、他に方策は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入される以前は、年金番号の払い出し事務に制度的な不備があったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省としては、社会保障番号（基礎年金番号）等の導入が、もっと早く実施できていたら良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、採られている方策を根気強く続けるしかないのではないか。

別の方策など考えが付かない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、年金記録問題など存在しなかった。(存在したとの認識はない)
問題の存在を知ったのは、新聞・テレビ等の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみても
当時年金記録・年金裁定業務に直接携っていないので、明確なことは言えない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・存じてかりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・退職後知りた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金特別便」または「年金定期便」に回答された経歴と、オンライン上の記録との不整合について、経歴に沿って記録をさがす方策をとったら如何か。(地道であるが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁から本庁へ年金記録を送達する事務処理が、県毎に異なる為、統一的な事務処理が出来にくいと思った。(昭和60年頃)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記3の事をふまえ、その頃から船保の記録の電算化を担当することになり、全国統一の事務処理に努力した。

地域により、氏名の読み方(フリガナ)に違いがある。

例 関東圏---シチロウ 七郎

関西圏---ヒチロウ 七郎

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無い。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に実されている「特別便 青色 緑色」これからも実施される「定期便」についての、結果、効果、若しくは問題点、処理状況等が判らないのに良い知恵が浮かぶ訳が無い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は、膨大な数の情報を如何に正しく且つ正確に記録・長期にしかも安全に保有する。このことが如何に難しく加えて多大のエネルギー等が必要かを感じたのは 略和3年

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、若輩であり与えられた業務を取員各々が的確に遂行することが、社会保険職員の責務と考えた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ※平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

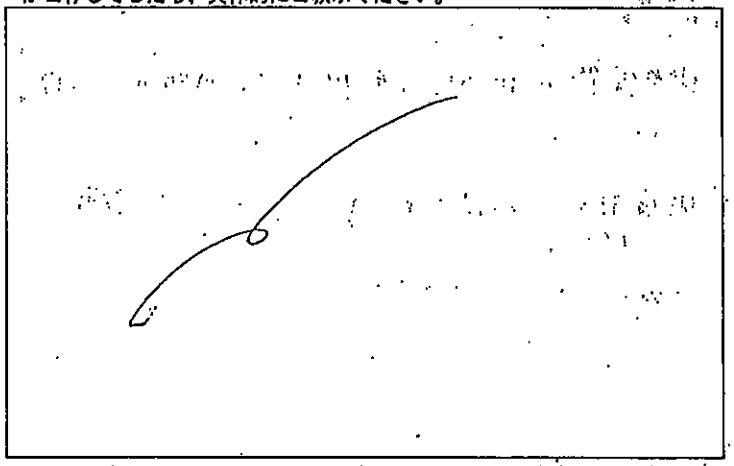

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

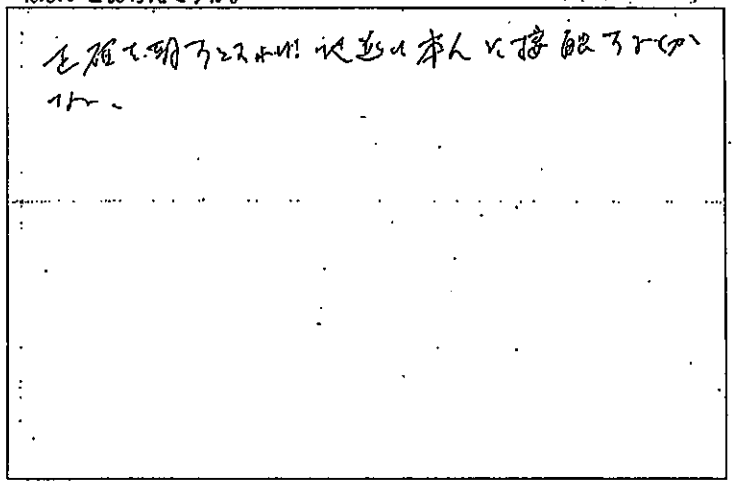

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・船員保険の出勤帳記録以外は、問題が世間に出たとき。

・船保記録の件は、YBYBコンピューターに記録（出勤帳）

したりことをつけていたのでいいが。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

はをんてし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

はにてし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

はなにてし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

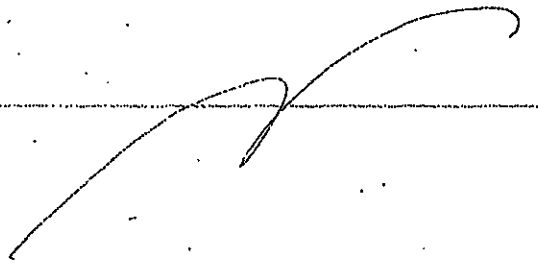

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 企業が従業員の採用に際して、個人の情報を適切にはあくすることが難しい時期があったと思います。その結果として氏名(表記をいろいろ使っている例がある)や生年月日が正しく届けられなかったケースが多くある。
- 昭和20年代～30年代の事務用品の質などが、その後の記録の誤りの不正確さにつながったものであると思われる。
- 現場の事務を混乱させたり、複雑化させるような制度改正もあったのではないか (時効消滅、3号被保険者等)
- 度重なる制度改正で、適用拡大が行われてきており、過去の適用状況への理解ができず、問題を複雑化している。
- 戦中から昭和20年代にかけての企業の成立、設立、統合、分裂など複雑で、この時期に働いていた方たちの加入状況は複雑である。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 特別便、定期便にしっかり対応すること。
- 第三者委員会の判定をより申出者の側に立って迅速にしていただくこと。
- 本格的な制度設計をして新たに実施する際は、損得論を云う必要のない制度を構築し、国民の理解を得る説明をして経過措置など設けない、すっきりした形でスタートしていただきたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録問題として特別な認識はしていない。
- 年金相談にあたり、複数の番号を持っている方も多かったが、番号をしっかり持っている方の場合は、記録をきちんとつなげられる状況であり、元の記録は相当しっかりしていると思っていた。
- 従って、1人1番号が基本であるが、現実としては、年金裁定時に職歴確認し、記録をつなげて行くこともやむを得ないことであった。
- 問題が存在することを知ったのはいつ頃かは不明。ただし、複数の番号を持つ方がいることは、昭和35・6年頃には仕事上知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1人1番号の大切さは、機会あるごとに話した。
- 記録の確認にあたっては、来訪者の話をていねいに伺い、お互いに考えられるヒントを出し合いながら、探しあてることに努めた。
- 年金に対する不信感(期待感のうすさ)は今になって始まったものではなく、昭和30年代でも同様であったと思う。年金をもらう時期になってはじめて気づくものかも知れない。
- 現実社会は、これまで年金制度を前提に動いてきたものでないし、現実社会を裏方としてささえるのが社会保険制度の役割だと思ってきました。
- 政策立案に当たる国政の指導者層の方々に対して、実務の現場における視点をとした社会の現状をしっかりと伝え、理解していただく力を持てなかったことを反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありませんが、現在、社会保険庁で行なわれている対策や処理が確実に実行され、成果が得られることを祈るばかりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、特に年金記録に問題があるとの認識はありませんでした。また、この問題を承知しましたのは、国会で取り上げられ時期と思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点としましては、年金が超長期に亘る制度であることを職員が認識し、事務処理をより慎重に行なう体制を確立することと、加入者本人の確認方法の改善と、加入者に年金番号の重要性を知っていただくことと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題点については承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録を担当したこともなくとるべき方策も考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便で回答いただいた方の記録について、迅速に確認に確認し、統合依頼を行うことが必要と考えます。

また、今後は、定期便により当事者に確認して記録もれがないか確認することなどと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題と認識したのは今回の問題が生じてからですが、年金特別便を送はするけ出がよったが、そのためには過去記録の整理が重要と思っていました。

今回問題に及っているような具体的な内容は承知しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接の担当でなかったので具体的な措置とはなりませんでした。

過去記録の整理は、予算、人、システムの問題があり具体的にはできなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本/府県国民年金課長
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にこれという問題は思いつきません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策についても思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期にわたる記録のつみ克服のため、転職の多い人については、いつかわ記録もの等の事項はあると思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全日的な問題のため対応等については考えていませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回投票③

(質問1) 年金記録について、・・・・・・・・・・

承知していません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1　過去の記録の整備は、地道に対処しかないと思います。
緊急を要する記録の回復は、何らかの政治的判断に委ねざるを得ないと思います。
2　今後の対処としては、厚生年金の記録改竄問題ですが、適用事業所（主）のモラルの回復に工夫が必要と思います。
例えば、事業所（主）が会社経営の観点から、標準報酬を引き下げたり、被保険者全員の資格喪失等により保険料の負担軽減を図ったり、ときには源泉徴収した被保険者負担分の保険料の払い込まず滞納する等のことが、あるやに聞いております。事業所（主）は、会社の健全な経営も大事ですが、雇用する社員に対する責任をはたす必要が大切に思います。
3　次に、国民年金の保険料未納問題ですが、その原因は、負担の重圧感でしょうが、国庫負担の引き上げも図られた事でもあり、老後の所得の確保、世代間の相互扶助等のことと併せて、年金制度の安全性を踏まえた、広報を積極的に行うことと思います。

(質問3) あなたが在籍していた・・・・・・・・

私、現職当時、国民年金の保険料未納問題は憂慮していましたが、ほかの問題は、承知していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、・・・・・・

国民年金の保険料未納問題については、当時、私の担当業務でしたので、保険料の前納制度の活用、民間徴収員の活用等を行っていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録担当部署に付いたことがありませんので、具体的なことは知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

毎年定期的に「ねんきん定期便」を加入者に送り、チェックを受けることを確実に実施することと考えます。

この問題は難題ですので、将来ともゼロにすることは出来ないと思いますが、「定期便」のチェックを通じて加入者に協力を求めつづけることが大事であると思います。　(16年改正に「年金個人情報の通知(ポイント制)」の項目がありましたが、一連の年金批判に消され、国民に周知できませんでした。)

アメリカでは、国民一人一人に通知してチェックするよう協力(社会保障庁を助けて〃)を求めているとのことです。

また、ある研究者は「年金記録漏れ問題」は、日本固有ではない。公表していないが諸外国も同様の問題を抱えており、それぞれ工夫がなされているようだ。」とも述べています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人の加入者に対して２冊以上の年金手帳（当時　被保険者証）を発行しているケースがかなりあることは認識していました。

しかし、記録の事務処理方式が手書き作業による「被保険者台帳」から、順次、機械（パンチ）処理に移行し、オンライン方式が実現し「基礎年金番号」が付されたときには、これによって大部分の統合が完了されたものと思っていました。

それでも、なお未統合のもの（戦後の混乱期のものが主と考えていました。）については、老齢年金裁定時に職歴等に沿って記録を探すなど特別な調査をして個別に対応せざるを得ないと理解していました。

未統合のものが５千万件も多数あることは知らず、一般の新聞報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 当時、健保財政の赤字（当時の３Ｋの一つ）対策が、常に社会保険事業最大の課題でありましたので、健保の保険料収納強化、未加入の解消、届出報酬の適正化などを重点に注力しました。

厚年については、届書も保険料納付書も健保と同時処理される仕組みですので、平常に処理されているものと認識していました。

② 国年については、将来、無年金者が生じることのないよう、未加入・未納者の解消、保険料収納（当時　検認）の向上を重点に注力しました。

特に、当時、委任事務として窓口を担当していた市町村の理事者・地域の指導者などに対する協力要請に努力しました。

③ 厚年、国年の記録事務については、対外交渉がなく、事後処理的な業務ですので、平常に処理されているものと判断していました。

④ 以上が現場での経験ですが、当時の社会保険業務の現場は、限られた定員、予算の中で、毎年増加しつづける業務（事業所数、加入者数、受給者数など）の処理に厳しく直面していましたので、上記の①、②に全力を傾注せざるを得ず、必然として③については注力が薄かったものと反省しています。

このことは、社保庁全体から見ても、健保財政の赤字対策、零細事業所の適用対策、無年金者対策など喫緊の事業に忙殺され、５００名近い職員を持

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の整備について全員を整理するのは困難であると思われるので判明しているものは訂正すべきであるが、ある時点で~~改めて~~過去の分は不明として整理する方法がよいと考える。

過去に36年前の報酬(月額(?))をやった様に。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特に認識はしていなかった。
・マスコミ報道において知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金の裁定時において整理されればよいと思っていた。
・法律上年金は我々が請求主義であったと認識しており法律の制度上に問題はあったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たることはありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている「ねんきん定期便」の送付を続けていくことにより被保険者の制度に対する関心や理解が一層深まっていくことと思う。もちろん記録の精度を向上する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年に基礎年金番号制度が導入されたが、その結果番号が複数払い出された者も多数発生し、何番後・番号の一本化(即ち記録の一本化)に向けて本人照会や相談を行ってきたが、一方では最終的には年金裁定が提出された段階で年金記録も正しいとのに整理できるのではないかというのが当時の考え方ではなかったかと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は長期にわたり保管されていくものであるので、年金裁定の段階で記録を整理するという考えではなく、記録に疑いが生じた段階で調査確認をしておくべきではなかったかと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去記録の分散・不明分については、これまで行った本人への記録照会(職歴記載あるものについては事業所照会も)による記録の発見・統合が最善と考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

④昭和30年代から40年代頃は、未だ「厚生年金制度」に対する事業主、被保険者の関心が薄かったこと。このため

- 複数の被保険者証(年金番号)所有者が多い
- 再就職の都度、新証(番号)の交付を受けている
- 紛失しても再交付を受けず、新番号の交付を受ける
- 氏名に愛称、通称を使う
- 生年月日で、就職時に年齢詐称や、戸籍でなく、実生年月日を使う

などが多く見られた。事業所指導、担当説明会等で指導する以外、未だ広報が不足していたことは、反省点である(当時)届出内容のチェック方法も十分では無かった

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

④各種届書のチェック体制の強化(今後)

- 資格取得届に(新規見)氏名、生年月日を確認できるもの(戸籍抄本、免許証など)のコピーを添付させる
- 雇用年月日、報酬の確認できる資料の添付

※昭和30年代～40年代頃と現在とでは社保事務所における取扱いも格段に進展、改善がされていると思いますが、基礎資料を大切にすることが重要と思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

確証をもって言えることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

ご協力、ありがとうございました。

平成21年12月16日

年金記録問題について(回答)

[redacted]

質問1

○ 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

● 確証をもって言えることはない。

質問2

○ 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

● 本人から回答のあった「ねんきん特別便」の処理を早急に完了させること。回答のないものについては、インターネット上で公表して回答を促す又裁定時に職歴と照合するなどデータを活用する。費用対効果の面から全国民を対象とした特別処理は今回限りとし、今後は必要とする年齢区分の対象者に「加入記録通知」を継続的に実施すること。

● 裁定時主義が諸悪の根源のように言われているが、長い実務の経験則から編み出されたものであり、むしろ現在よりも充実させるべき。本人と行政が必ず相対する場面なので職歴と十分照合して納得するまで調査を行う専任組織を創設すること。

● 年金記録の誤りが発見されたとき、直ちに正確に復元できる仕組みを確立することにより、年金制度への信頼を取り戻すこと。

質問3

○ あなたが在籍していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

● 年金記録は、制度の根幹をなす原簿であり、保険料徴収と年金給付を行うために長期にわたり正確に記録管理されなければならないと認識。年金記録は、加入者の長い人生の履歴書。管理運営する社会保険庁に課された責任は重く困難な業務。また、正確な記録を確保するためには当事者としての加入者、事業主、市町村の理解と協力が不可欠であると認識。

● 年金の長い歴史を考えると、この間の天文学的な膨大な年金記録(加入、喪失、標準報酬)、諸変更情報、更には法律改正事項を処理する事務処理システムの技術革新がある。特に、昭和30年台以降のCPUシステム及び電子事務機器の開発と発展は目覚しいものがある。紙(名簿、台帳)で管理していたものが、CPUで管理するようになり現在はオンラインで処理している。時代の要請に合致した記録の正確性と安全性の確保が重要と認識。

● 年金記録問題は、1件ずつ見れば簡単な事案であっても、何をするにも大量のデータを処理する物理的問題から逃れられない。大量のデータを処理すればどんなに慎重を期しても一定の確率で事故（エラー）は発生する。重要なことは、間違いを発見したときに直ちに正しく復元できる仕組みが確立されていることである。

● 問題が存在すると知ったのは、社会保険庁が国一元化された平成9年～10年頃か。

質問4

○ 質問3の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（対応）

● 年金記録は、その時々の条件（予算、人、処理システム、社会環境等）のなかで最善をつくして処理してきた日々の積み重ねである。問題事象が後代負担となって存在することは組織にいた者として責任を感じている。

（反省点）

● 年金記録はデータが大量という宿命があるが、問題は個々のデータにある。予算上の制約があったとはいえ、もっと早い段階（基礎年金番号導入時）で「年金記録通知」を出し整理すべきであった。

● 日常的な大量処理と制度改正に追われて年金記録の正確性の確保に対する対応が不十分であった。（安易な2以上基礎年金番号の払い出し）

● 正確性を確保するためには、加入者、事業主、市町村の理解と協力が不可欠である。そのための年金教育による啓蒙、正確な届け出の促進、自己管理責任を持ってもらう対策が不足していた。

● 年金記録は、事実関係に基づいて記録される。事実に基づかない納付記録や遡及喪失、訂正等は排除されなければならない。一部にあった事象が年金制度の不信につながったこと。

● 社会保険庁が国一元化されたときに、国民年金事業の委任事務を住民と密着する市町村から引き上げたこと。（納付率の低下、記録の不備）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が、社会保険審査会の審査係長であった当時、厚生年金保険の老令年金不支給の裁定について、審査請求を扱いました。社会保険事務所の業務二課、県保険課の審査官が不支給と決定して審査会の裁決を求めてきたものです。
私の知る限りにおいては、すべて棄却（不支給）と裁決されたと記憶しております。
その一例を参考までに申し上げますと「何故私が定年まで勤務したのに、年金が支給されないのか」というもので、請求人が勤務した当時の事務担当者、職場を共にした同僚の方々に審査会までご足労を願い事情をお聞きしたところ、異口同音に「あの人は、会社が何回も加入を進めても、「俺は年金はいらん」と強行に拒否し、挙げ句の果ては「会社を辞める」とのまで申し立てた次第です。」との二とであった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和19年6月から被保険者台帳を疎開させ、戦災による焼けのが原の中で、焼失台帳を作成して以来、時代の渡り翻弄されながら長期に渡って必死に記録を守ってきた社会保険事務所の職員等関係者一同の努力の結果が、今日あることを思えば、厚生年金保険の被保険者、受給者の性善説、性悪説はここで問わないが、厚生年金保険（被保険者記録を含む）の正当性は、巷で騒がれているようなものでないことを叱声を覚悟で申し上げたい。
現存の記録以外に、現段階で採用できる記録はないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在まで報道されている事案以外は承知していない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に対する国民の信頼を一日も早く取り戻すため、発表されている処理スケジュールに基づき、確実に実行するのみと考える。

重要なことは拠出者層である現役被保険者（特に若年世代）、が将来に向け公的年金制度は、磐石であるとの安心感を持つこと、徒に日本の年金制度崩壊等の論調は徹底的に排除すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の諸届については、基本的には申請に基づくものであり、氏名のふりがなの付け忘れ等（特に国民年金の被保険者）があった場合、ケースによってではあるが、社会保険事務所によっては、事務処理の迅速性を優先するあまり、本人宛に返戻処理等はせず、漢字変換テーブル等(関係部署に在籍していなかったためあくまで記憶の範疇であるが)で一括処理していた為、裁定処理時点でアンマッチとなる事象が相当数発生しているのではないか思われる。(昭和５０年代ごろであったと記憶しているが、裁定請求時に本人の届出に基づく訂正処理で是正は可との判断がされていた)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

＊ 不整備の書類等はすべて事業主、本人等へ返戻し、行政サイドで機械的な判断はさけるべきと考えている。(今回の一連の記録問題の様に最終的に行政サイドの責となる。)

厚生年金等の適用事業所に係る擬装全喪問題は、当該事業主と社会保険事務所職員とのケースによっては話し合いがあったと思慮(法的要件を満たしていないのに、行政の裁量権を行使したことが違法であることは当然)されるが、社会保険事務所の単独判断による全喪処理はありえないと考えられ、組織的関与は絶対になかったと確信している。

年金記録問題は、全国規模での組織的関与があったかのように一部報道されているが、社会保険庁の全ての職員があたかも犯罪者集団のごとくとらえられたことが、社会保険庁に籍を置いた一員として残念でならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長（国民年金課長） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の記録は従来年金裁定のための位置づけで行われていたため、年金裁定時に本人が申告した転歴で最終的に整理、決定するとの考えに基づき行われてきたものと思います。
従って本人の申し立てた転歴により調査することが基本と考えます。100%記録整理は出来ないとは思いますが、各人の裁定は確実に行われる（必要な記録の確保）ことが第一と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧い記録で戦災・事務所の火災・水害等で失なわれた記録の復元等の心配はしていましたが、日常直近の記録については特別な疑念を持ってはおりません

届出に関する会社、被保険者の年金に関する認識の低さ(厚年手帳の重複取得、取得年月日の遅延、就職の年令制限のため、生年月日虚偽届出等)で記録が分散、不統合などの発生につながったものと思いますが、はいましたが質問2の回答のように、就業時に対応出来ると考えていました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金に関するPRは相当行われていましたが、現在の年金に対する関心・理解に程遠く、マスメディアに登場することも無く、従前関連の広報では、一般の関心・理解を得るのはむずかしいものだったと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 (d) 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・マスコミ報道程度の情報しかなく、具体的な対応がどのようなものか良くわかりませんが、今行政としてとられている方策が効率的な対応ではないかと思います。

・これまで年金記録管理に携わった者のノウハウを取り入れるのも良いのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中、年金記録に直接係わることがなかったので、今挙げられているような問題等について意識することはありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①国年制度に対するし烈な反対運動が、年金を報酬する状態が永く続いた。
②「年金手帳」は被保険者本人が自己責任で記録すべきで発行したが守られなかった。
③年金記録システムは名称、総合帳、バンチカード、紙テープ、磁気テープ等の変遷途中転記による脱落、誤記録を発見する手段が遅れた(特に名寄作業)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①受給資格は5.5.1年(根本制国年発足)以降は一本基礎年金該当とし、報酬加算をつける。
②原年の本人申立ての記録不備は、これに企業の副申を付けさせる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①

②

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①

②

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金制度は、高齢化社会を支える重要な制度であると認識していた。
いつ頃からかは不明。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とくにありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

通知文書の裏面には、「*年金記録問題には、次のような事象があります。」として、事象の幾つかが記載されております。事象を細々と分析なされたのですから、その結果に基づいてご検討いただき、また、往時と違って年金記録問題の対策費用として国の予算が充分に確保されていると聴いておりますし、システム的にもレベルアップされていることと思いますので、その事象にマッチした最善の方策を選択していただくのが宜しいかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去には、年金加入記録の担当部署において、限られたスタッフと限られた国の予算の範囲のなかで、年金加入記録（旧台帳）の入力整備等にあたっていたことは聴いております。

平成９年１月、年金加入記録の整備の本格的な取組みとして基礎年金番号の導入が行われ、その時点で年金加入記録の専任部署が設けられことは承知しております。その後、年金加入記録の統合等が粛々と進むなかで、此処にきて年金記録問題として表面化したことにより知ったところであります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題として表面化した段階では、既に退職して相当年数を経過しておりますのでお答えいたしかねます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1)について

過去においては、女子は、結婚や出産により家庭に入ることが多く、将来の年金受給権を取得することが困難であるとして、脱退手当金を受給することが多かったこと。また、事業主も従業員の退職に際して、本人のためと思って、脱退手当金を受給させ、退職金と併せて支給するきらいがあったこと。

このため、被保険者の資格を再取得する際に、新たな番号を受けることも多かったと考えられる。

なお、女子の保険料は、年金受給権を取得することが少ないとして、従来においては男子より低く(い率と)されていた。

(質問2)について

年金記録問題の解決策としては、次のようなことが考えられる。

(1) 住民登録に基づく年金統一番号を設けること。

不突合の原因の多くは、本人からの氏名、生年月日が戸籍と異なることにあると思われるので、当面、資格取得に際しては、運転免許証等により氏名等を確認するシステムを設けることも検討すべきである。

(2) 国民年金の被保険者資格の得喪、保険料の徴収等の事務は、従来行われていたように、地方自治体の業務とした方が適正円滑に行えると思われること。

(3) 厚生年金の適用事業所についても、適用状況を管理すること。

(4) 年金手帳の記録欄を活用すること。

（質問３）について

年金制度が幾つかに分かれているので、適用漏れが生じないようにする必要がある。特に、被用者年金と国民年金との渡りが適正に行われるような仕組みをつくる必要性を感じていた。

（質問４）について

年金制度共通の年金手帳を作成することが実現した。

「実施上の問題点」

（１）年金の統一番号が実施できなかったこと。

（２）年金手帳の年金記録欄が活用されていないこと。

当初、社会保険事務所で記載することが検討されたが、実施できず、本人が記載するようになった経緯がある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・事業主からの資格取得届時において、本人が就職時に氏名、生年月日を虚偽申出をし、多数の記番号を持っているケースがある。

・社保事務所においては、教通されているほど杜撰な処理はなく、適正に処理されていたものと考える。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録の確認について、旧紙台帳と総合すると伝えられているが、膨大な時間と労力・費用を要し、効果は疑問であると思われる。

よって、年金受給直前（4～5年前）の者に絞って、集中的に実施すれば、効果的でありコストも削減できるのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・直接年金記録に関与した時期はなく
具体的な問題は承知していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・上記に同じ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

拡大

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年齢階層(5歳きざみか10歳きざみでグループ有よりけり)別に照会する必要がある

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]

医師、[illegible]等 [illegible]について未納者の記録を特に[illegible]があると思いました。受給権取得時に行政からの[illegible]が全然なかったから、保険料納付をしなかったと言われないために、事務管理が重要を思っていた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で公表されている事項以外に心あたりはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号制度導入前は、厚生年金、国民年金、船員保険等それぞれ独立して年金番号が付与されていた。
基礎年金番号が導入されても、すべての番号を基礎年金番号に完全に収録することは困難。導入前に死亡されている方(基礎年金番号が付与されていない方)、生年月日を違えて手帳の交付を受けていた方も相当数あると思います。
番号を統合するためには、引き続き裁定前に加入記録を通知して記録の整備を図る。また、本人の職歴等を基に年金裁定時に最終的な確認を行うことも当分必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入された直後に在籍していた。年金番号が基礎年金番号に統一された後は、複数の番号を有する方の番号に対する認識が変わる（基礎年金番号以外の番号は今後使用しない）ため、基礎年金番号へ他の番号を早期に行う必要があると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の記録整備を行うためには、作業量が膨大なものとなり費用、体制等の整備もあるので、数年をかけて行う必要があると考えていた。

このため、① 基礎年金番号付与時に他に番号を有していると回答している方、② 姓名、生年月日等から他に番号を有している可能性が高いと思われる方を優先して整備を図ることにしたが、本人住所の不明、死亡されている方、生年月日が相違に記録が管理されている方も多いので、一回の対応で完全に統合することは困難と思えた。再度、裁定のある年金時又は年金請求等に最終的な確認は必要と思っていた。

現時点で考えると、組織として年金記録の重要性の認識していた。最終的には年金決定時に整備するがよいとの

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録については、新聞報道等で伝えられている長妻厚生労働大臣の指示による対応策で良いと考えます。
厖大な人員、時間、金額が必要ですが、この際、徹底して記録を是正し、将来、もし迷い論が生じないようにしてほしい。
なお、被保険者が氏名や生年月日を偽って届出をしたり、事業主が偽りの納付をした場合もあると考えられるので、不明・不突合の記録を完全に是正することは困難ではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録に関する業務に、直接携わったことがなかったので、問題意識を持っていなかった。
膨大な誤記録があるのを知ったのは、新聞報道等である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人間が扱う以上、入力ミス、転記ミスを完全に防止することは難しいので、これをチェックする体制あるいはシステムが必要だったのではないか。
例えば、一定年数毎に、年金記録を被保険者に通知するようなことも必要であったかも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に努力、統合について。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

遡及して報酬等の訂正、遡及した資格喪失のケースなど問題外と思っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年前後 地方の職場で勤務しておりました
当時は政府保険の財政事情が大変厳しいので 口の経済
も不況で 保険料の滞納が多く 制限されれば まず
保険勘定に充当するという流れが強かったと考えられます
その結果 年金保険料未納という状態のまゝ 企業倒産となり
最後は不納欠損処分になった事例もあったと考えられます
当時の優良資産業から不納欠損処分とした事業部を
リストアップし加入者の年金記録が適格に補正されているか
を調査することも年金記録の正当につながるのではないかと
思います

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本人届出による(年齢制限のある職種のため生年月日の不正申告及び季節労務者等の氏名、脱退手当金の不正申告等)事例

事業主届出による(会計検査院の事業所検査での指摘)事例

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・新しい年金記録について100年以上の期間保管する必要があるため、定期的な年金記録の確認管理を徹底すること。

・事業主における適正な年金記録管理を監査すること。

・年金記録管理のしやすい制度化を図ること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録（資格の取得・喪失）は本人又は事業主の届出義により制度設計されている。

個人の届出、事業主の届出及び社会保険庁の処理について長期間の記録管理であり、年金制度が複雑であると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金受給年齢に達した時点で本人の職歴申告（職歴、事業所名、事業所所在地）等の名寄せにより記録の統合の処理がされてきた。

・1人1年金とする基礎年金の導入を行い年金記録の整理統合が行なわれてきた。

年金制度への予算措置が図られたうえで、本人、事業主及び社会保険庁との連携等により、新しい記録について定期的に管理を行うこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e.) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項はなし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者、勤務履歴(事業所名・所在地・期間)等の全情報を提示受け、記録(本庁・地方)と突合して補正するしかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特記事項なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記により特段反省すべき点はなし担当転勤に専念ビストをつくした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録については、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁で実施している各種のねんきん特別便の送付などの対応以外の方策を考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(もでいる)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。またそのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、基礎年金番号の設定が重要課題で、その準備業務に取り組んでいた時期。
基礎年金番号の設定により、年金番号と一本化することと併せて被保険者に過去の年金加入状況や被数の年金手帳番号の有無等の照会を行うことなどにより、年金記録の整備も進むと考えていました。
年金記録問題として列挙された事例のうち、
旧台帳の記録は、その使用頻度が比較的低いことから、マイクロフィルムで管理されているものであるが、該当の被保険者から年金裁定や被保険者期間確認の請求があった都度、マイクロフィルムの記録も検索してコンピュータの被保険者記録に統合整理され、年金裁定などに反映されるので、マイクロフィルムによって記録の管理が行われていることが問題であるという認識はありませんでした。
他の列挙された事例については、よく知っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の整備ということからも、基礎年金番号の設定が急務と考えていました。

現時点で思うと、もし存在年金の被保険者についても、最初から(あるいはできる限り早い時期)住所が収録されていたり、また、基礎年金番号の設定がもっと早い時期に実現できたり、名寄せや本人照会で一層の効果が上げられ、年金記録の整備に反映したことと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 厚生年金保険では制度上、「届け出方式」が基本であることから、記録統合のキーとなる年金番号（複数取得）、氏名、生年月日等において相違がある場合があり、完全な記録統合は不可能と考える。
- 不突合記録を十分な検証も無く統合すれば、他人の記録が紛れ込むことも考えられ逆に不公平が生じることとなる。
- 解決策としては、現時点では「裁定時確認方式」が費用対効果の面からも最善と考える。

　具体的には、年金裁定請求書に記載の職歴と年金記録が不突合の場合、本人が納得のいくまで徹底的に検証する等の対応により解決できると考える。

（そのような対応策を国民に十分PRすべきは当然のこと）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 昭和40年当時厚生年金裁定業務を担当したが、職歴との不突合記録の確認に全力を傾注したとの自負あり。
- オンライン業務処理計画立案時（昭和５８年頃）、同一人の複数年金番号保有、氏名、生年月日相違問題、紙台帳記録問題等、将来、記録統合する際、障害となるとの思いはあった。
- しかし　当時はオンライン業務処理計画完成に全力投球しており、記録統合問題は次の課題と理解

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 業務の合理化反対や労働強化反対を柱とする自治労傘下の労働組合との協議強化が必要だったとの思いは残る。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁で厚生省と共に対応を決定し、取り組んでいることと思いますので、その方向で進めて頂きたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時は年金記録問題という議論はありませんでしたが、基礎年金番号を重複して持つ者がかなりいること、生年月日等を事実と相違して届出している者がいるのではないかということ、手書きの紙台帳は古くて汚れ等により将来読みとれるかという心配があること等があり、当時は年金請求があった時点で記録の統合、補正をしていくと理解。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職年が平成9年3月ですので、前述しましたように当時は年金記録問題という議論はありませんでしたが、今となっては もっと早い段階で、今でているような問題がでないよう、問題の把握とそれへの対応をしていくべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⑨ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(分りません)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○資格記録、名令年金裁定等の実務経験に乏しく、帰属問の趣旨に則いかねますが、陳腐なことを申せば、
①裁定請求者添付の職歴書の記載内容の徹底的点検
②請求者との面接による不一致相所の解明の努力と、相互理解ではないかと思考します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題ありとの点については、最近の新聞等各報導を通じて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答になりませんが、資格記録の不備発生等の原因が、何処にあるのか分りませんが、少なくとも、人為的なものではなかったと信じています(信じたいと思っています)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録件数に着目するよりも、個々人の記録が完全統合された件数を大事にするなど、国民に安心を与える前向きな方策にカジを取ってほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年の基礎年金番号の導入にも直接携ったが、当時は個々の記録の統合の仕組みを作ることで、将来の記録の統合と、新しいサービスが出来ると信じていた。(年金制度は申請主義であるという考え方に立っていた)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録の存在自体がいきなり出てきたことは、問題を複雑にする何物でもないと思ったが、国民目線で考えると仕方がないと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている対策

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は本人が責任をもって管理していく問題と認識（申請主義）

・消えた年金記録として話題になった頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○資格の得喪、報酬のはあくなど企業側に多くの届出義務や責任の一端を負わせていたと同時に住所管理をしていなかった法整備の不備は大きい。

○昭和50年代のはじめから厚年・国年併せて老齢年金受給者が年間100万人を超えるという急激な増加に対し、事前に年金記録の整備を行ってから裁定を行う余裕がなかった（給付は裁定請求があってから3か月程度で決定すべし）ため、年金の記録整備が後回しになったことは否めない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般に取り上げられ、報道機関が報道されている問題以外は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険事務所において行っている方策が網羅されているものと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~一般は取り上げられ、報道機関から報道されている~~

~~問題のことは以外は多く知っていない~~

年金記録は、年金の支給が法令の定めるところにより適正に行なわれよう年金額の算定に必要な事項を事実に基づいて正確に記録し、その記録を長期に亘って確実に保管しなければならないものであることを認識して業務の処理に努めた。

報道されているような問題の発生については、報道機関の報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

報道されているような問題は、年金業務を処理する理念が掛け離れ、特に事実に基づかない業務処理に至っては論外である。

問題の一つに厚生年金保険の脱退手当金の支給の有無をめぐる問題が取り上げられているが、この手当金の受給は被保険者が任意に選択できるものであり、この記録は後の手金額の算定に重要な事項であったのにかかわらず不備のものがあったことは残念である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者や会社が意図的に改ざんした記録や入力ミス等あり、また、死亡者や解散した会社もあるため、抜本的な方法は無いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和42年に入庁し、旧台帳を4年間担当したが、既に、別人台帳等も有り、地方庁からの照会にも対応できないものもあった。
記録の整備を行う部門もあり、地道な努力を続けていたと思う。
重複番号の整理も頻繁に行った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人的にやるべきことはやったと考えている。
全体的にみて、給付面に重点が置かれていたと思うが、当時の定員ではやむを得なかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人、物、金をもっと投じて早期解決を望みます。
内閣(総理を含めた各大臣)からマスコミを通じ最低でも月1回は国民にメッセージを出すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は長期間にわたり管理するものであり、また、国民は一生の間（年金制度にかかわりのある間）に多種多様の生き方、生活環境の変化等があることのうえにたって、最終的には自から年金の請求を行うこととされ、事務的には、年金請求時に本人との対面等により記録の確認、確定をするものとして、事務処理システムが構築されていたものと理解しています。

・平成18年9月に事務センターに配置換になった以降において、認識するようになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・正確な記録管理に努めようとした。

（以上）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をある程度かけて本人への照会等により、一件一件照合していくしか方法はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制に計画的に統合していたと承知していました。
今回の問題の存在は、退職後のマスコミ報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から考えると問題があるとなっていますが、その時代、時代で最善の方法は取られていたと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の電算処理開始にあたり、米国からのスパコン購入(米国からの強い要請?)を行い、その活用方法として社保庁にスパコンを与えられた(?)ような気がする。
当の決定は、現政権(民主党)の国会の中に当時の国民党の重鎮大臣をされていた方が居るのではないか(?)という気がする。勿論認識違いであれば取消しますが、もし居れば、その方はどのような責任をとるつもりなのか、我々事務方だけに責任を押しつけるのはいかがかと思う

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どの程度記録が欠落しているのか等々、事故の内容が不明確であり、回答のしようがない。
(事故内容を具体的に示した上で質問されればよいのではないか)と考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に現状のようなことがあったとは知りませんでした。
知ったのは退職後ずいぶん経過してから新聞等により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長期間にわたり問題が発生していたようであり、
時間をかけても個々の事件の処理にあたるべきではないか。
いそいで解決することによって更なる問題が発生することの方がこわい気がします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題として申し上げることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁が年金記録問題の解決に向けて対応されている方策がよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金を請求された時点で、記録の確認突合をすればよいと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金を請求された時点で、記録の確認突合をすればよいと認識しておりました。現時点でみた場合に、この問題についての反省点としましては、現在社会保険庁が対応している年金請求前早い時期から記録の確認突合を進めてくれればよかったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保障制度全般の国民番号を導入しなければ記録問題は今後も生じると思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格取得届の提出にあたって本人が生年月日や名前をいつわって届出している者（特に女性）が多い
又、事業所の担当者が年金番号を確認すること無く新規として届出している事が多い
これ等が将来の年金受給にあたって事務的に大変な問題になるだろうと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に問題の問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務担当者を集めての事務説明会や、調査官による事業所巡回調査のさいに指導をしていた。

年金に対する一般の意識の低さが原因であり
もっと年金問題として大きくPRが必要であったと考える。（パンフレット等によるのではなくTV番組などでもっと早く取り上げるべきであった）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所の人事異動の際、年金記録の重要性を認識させることである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中年金記録の問題は、全く認識しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、年金記録問題の重要性を認識して、人事異動を考えるべきであると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 昭和42年当時厚生年金の紙台帳は義災に遭ったもの等多数の不備が存在。
(居出誤り含)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 全件解決は不可能であり、終結宣言を早期に行い、国民の義務意識を高める対策を講じること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 昭和42年採用時には多数の記録誤りがあり、本人の請求で訂正されるものと認識。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 時代が戦前からであり、そもそも正確な管理が不可能だったことをシステム化等の時点で明らかにすべきだった。

○ 5人未満の適用は無理があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私も過去に年金記録問題が話題となり、内容については、私自身にニュース等で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名、生年月日を持って就私（社会保険の届出）している人がいる社会が理想。
全てを検証（つなげる）することは不可と考える。
ボウ大な予算投入についても検証が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記する事項は、ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の記録について、疑いの事例については、「特別便」などで確認されているので、これ以外の方策は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた当時は、年金記録問題は、認識していませんし、話題にもなっていませんでしたと記憶しております。

問題の存在を知ったのは、マスメディアが社会的な問題として報道された時です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在行なわれていると考えますが、年金受給時に本人の経歴(職歴)と記録の突合を徹底すること。

また、現役の方には「定期便」を送達されているので、国民各自が重大な関心を持つよう注意を喚起することが肝要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今日、社会保険庁等でとりあげられる年金記録に関する個別的案件では、きめ細かく記録の再チェックが行われているようですが、今後、全体的な未処理案件を処理していくためには、アルバイトとかパート職員など臨時の職員をある程度活用するのは止むを得ないとして、正規の職員による継続的な指導体制、再チェック体制を確立することが必要です。年金機構という強力的な組織になったとすれば、定期的への取り組みが継続よりかわってくるでしょうが、中央・地方通じて再び指弾を浴びないような責任体制をつくりあげることが肝要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁発足当時から10数年は、政管健保の財政破綻と防ぎ、医療保険制度を持続させるための対策が最重点課題であり、業務課を中心とする年金業務部門から記録整備が急がれる主張がなされても全体的な認識は高まらなかったと思います。その後年金相談体制の全国的な整備と核とするオンライン計画が最重点課題として登場してから後、計画達成の最前提は年金記録の整備促進であるとの共通認識が広まったものと記憶します。
当時は年金受給者数もごくわずかで年金業務問題が政治的に着目されることなく、たえず政治問題化される医療保険赤字対策に省庁のエネルギーが費やされ、一方でオンライン化をめぐる労組の執拗な反対運動が続く中で記録問題は後手にまわったといえるでしょう。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身は社会保険庁計画課でオンライン化業務に携わっている過程で記録整備が解決の急がれる不可欠の課題と認識し、内では業務課の体制充実、外では地方からの事故リスト整理促進にできるだけ協力をしていましたが（質問３）記述のとおり、省庁あげての重要政策課題に位置づけられなかったのが実情です。
一方、急激な業務量の拡大に対応する人員、予算の増額はなかなか期待できず、特に慢性的な定員不足に対する地方の不満は強く、地方事務所問題、労組のオンライン反対運動の中で地味で困難な年金記録問題への取り組みは渋滞しがちであったと記憶します。業務自体（事故リスト補正など）はほとんどアルバイトに任せ、中央でも小規模な民間業者に委託するなど、責任ある取り組みができてなかったことも今日、粗雑さが指摘される遠因であろうと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の理解と協力をいただくことが一番大切なことと思います。

ついては、国民に対し、照解に基づく情報を周知したことの是正が一番必要なことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民皆年金制度の年金事業を実施するうえで、色々な問題が生じるのはやむを得ないことと考えておりますが、我々職員は、その改善にその時点で出来る最大限の努力をしてきていると考えております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員は、その事業の発展のため最大限の努力をしてきていると思います。一部犯罪者が生じたことは非常に残念に思いますが、一部をとらえて全体がそうだと決めつけることに憤りを感じています。また、判断の物差しが、現在の基準ですべて過去を判断することに疑問を持っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長　2 県課長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長　2 社保所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 一時期 健康保険職政が悪化しており、統計済のため 健康料 優先、厚年 年金保険料 徴収が後廻しがあった。 庁手取り方式(健康100%、厚年90～95%)
- 事業主了解のもと 遡及会長事業所 扱いもあった。 形状による良失、被保険者に徹底不足があった。
- 脱手支給、不支給で 社会番電及 番査会で不支給(記録不明) は効で却下あり … 取り扱い復権するのか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 社会保障番号 又は 国民総背番号 が 良いのでは
- 各制度 バラバラの 記号番号では 把握が困難。
- 本人の 形圧 中立と 勤務事業所 人事記録の 再究会「ゴネ得」は 許されない。
- ある程度の年度で 割り切り 最低保障年金制度の 導入が 必要かと思う。(回庫負担)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・旧公務員管理（紙台帳）では、いずれ記録が散逸すると思った。
・氏名訂正、重複取消後の雑処理は事務処理の増大に伴い処理が「あとまわし」になっていた。
・被保険者1人1番号が徹底していなかった。純保証優先で、確認不足で事務処理していた様だ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記号番号が重複しない様、形正確認等徹底していた。地盤にまたがる場合、横の連絡不充分が反省。
・雑処理の重要性を徹底――研修不足か？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

5人未満の法人事業所等の適用の拡大を実施して来た段階で、事業所の事務担当者に於ける正しい得喪処理が難しくなってきたと思われます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

再取得時に取得時点迄の記録への確認を順次実施しておくと記録の確認が容易になる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の紙台帳から現在の記録にするまでの複雑な過程(紙台帳→パンチカード→磁気テープ→カナ変換→漢字変換 等)がくわしく知られていないために世間一般の不信感が強いと思われる

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の納得が得られるまで照合を繰り返すしか方法はないように思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の請求がみった時点で　被保険者から確認をとり、裁定をすれば良いと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時点では問題はないと思っていたが、現時点では少しづ、でも　完全な照合を進めれば良かったと思う、
又、現在言われている国民番号制をもっと早くから採用すべきだったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特には思いあたらない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在、どのような作業が行われているかの詳細は把握していないが、対費用効果の面からも現在の受給権者及び被保険者の記録に絞って(つまり死亡者は除く)、作業を進めるべきだと思います。

・また、作業効率の面からもある程度の"割切り"は止むをえないと考えますが、この部分の給付分については、不公平感を排除する意味からも国庫負担によるべきだと思います。

744 - 1401

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・昭和46年当時、年金に対する認識も薄く、特に中小の事業所の事務担当者は、健康保険証の交付を飛ぐあまり、前歴者（と思われる）についても、本人の言うまゝ、厚生年金被保険者番号をよく確認もせず、資格取得届を提出し、重複して年金番号を抜出すケースも多く見られた。（後で「重複取消届」を出せばよいと軽い気持ちもあったと思う。）

・厚生年金の中間記録及び資格喪失時の記録統合において不完全となったいわゆる事故記録の照会、補正業務が日常業務に追われ、後回しになっている。詳細な調査もできず、事務所からの回答が得られず、そのまゝになってしまったものがあったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・いわゆる「事故リスト」の補正作業にもう少し、人手と時間（予算を確保して）を充てるべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に関し、特に問題があるとの認識はありませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかっても、一人一人に問い合せするしか…と思います。
(中には、悪のりする人もいると思いますが、誠意しか…)
これだけ、マスコミ(TV、新聞等)でさわいでも、関心がない人は、ない! だけど本当に一人一人…大変ですが…

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年代中頃…今の業務センターにいました。その頃
不備原籍とか不備記録の話は、あったと思います。
(氏名不備、生年月日不明で不備、男女不明 etc etc)
聞いた、件数は？不明ですが…何せ数が多くて…？と

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応しずとか、しないとかもありますが…まず、人手不足…
予算はない！(とれない!!) 過途期でもあり、まず動いていることが…大事…(何か言ってくれば…修正はしてた！)
(でも、本当に今思えば…どこかで、確れが…でも…と)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にないと思う

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁定請求の時点で徹底した調査、確認を行う方法が良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 旧台帳が存在していることは承知していた
- 基礎年金番号の導入は完全ではないだろうと思っていた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 旧台帳に関しては、請求時に調査、確認をしていたと思う
- 基礎年金番号に関しては、計画から実行に時間がかかったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務所の体制を整備して事務所で行う方が良いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現実の被保険者数より被保険者記録が多すぎると感じていた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○記録訂正のとき旧台帳を全て入力したらどのくらいの時間と費用がかかるか部長命令で積算したことがある。

○前例踏襲に対して甘すぎたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 年金記録には特殊性(立補等の確認なく、事業主、本人の申出だけで数十年間記録をつなぐ等)があるが故に、(1)、最終的な年金受給時に取下と加入、記録を照合、確認(請求主義)、(2)時代の進展に応じた事務処理の改善等 ~~の~~ を実施してきました。

2. 現行の処理能力基準で、ことさらに過去を絶していることや恰な説明を知らされ、聞かされないまま、各方面であがられず、国民は事情を知らないまま混乱している。

3. 「質問 ~~(1)~~」に対する答えのようなことは、国民は知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

優先度をつけて、本人の申立てに応じて年金加入の関係を調査、確認している現在の方法を継続して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 当初より、氏名、生年月日の違いがある場合には、システム上、記録はつながっていないことについて認識していた。

2. 事業所を変えること新しい年金番号を取得している場合が相当数あり、同一人の記録としてつながっていないことを認識していた。（各々に別管理をしていたという認識だったと思う。）従って、請求時確認方法を採用していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金記録は生涯で通じて同じ番号で記録管理することの徹底、周知があると認識し、P.R.の重点事項にしたことがある。

2. 事業主、被保険者への法的義務づけについて議論したことがある。

3. 昭和46年～47年頃、当時の行政管理局（庁？）は、「各省庁統一事務処理コード」の設定を主導し、検討結果、年金をベースに付番されることとなった。昭和46年度であったと思うが、社会保険庁としても相当な費用を投入し準備したが、「国民総番号は徴兵制につながる等」で反対があり、政治的理由で中止された。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ○ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後も、「ねんきん定期便」を継続して送付することが、最も効果的な方策と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、年金記録問題を特別に認識していなかった。

止むを得ないと思われる点もあると思います。

例えば、入力ミス等は、大量のデーターを限られた人員で処理しなければならず、一定の割合で発生(検知したとしても)し、防ぎようのないものと考える。

このような入力ミス等が長年積み重なって今日の年金記録問題につながったものと考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この年金記録問題は、基礎年金番号の導入により、顕在化したものと思います。

したがって、この導入の時点において、統合できない記録の対策を検討し、解決すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ◎ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策を時間がかかっても着実に実施すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題はなかったと思います。
年金の裁定時に本人の職歴と年金記録は突合されておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳記録の時代からコンピュータ時代へと長期間に渡る記録の管理が重要となります。紙台帳記録からコンピュータへの入力に際して更に十分なチェックをすべきだったかに思います。
また、社会保険事務所から紙の記録を社会保険庁へ郵送していたと思いますが、郵送の事故等はなかったのかと考えさせられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、[redacted]でした。ここでは、すでに国民年金部では、紙台帳から電子化業務が進められていました。しかして、年金部には、ネットワークシステムでありました。電子化の移管業務の中心的役割は管理課長が中心となって作業が行われたのでプロセス全般については、承知していない部分もありますが、最終的には、記録業務も含めて適正に行われたものと理解しています。

なお、電子化については当時、多くの「業過」化していたといってもより取員組合とのやりとり(主として、電子化による人べらしの是正)もありましたが部長、管理課長を中心に協調路線をベースに成し遂げたと思っています。

当時、都知事は、ご案内の美濃部亮吉氏でありましたので部長は、とくに大変苦労されたとのうわさで頭に残っています。また、いろいろ政治家も訪れましたが、私たちの身分の内部、つまり「社会保険庁の内部」であり、社台帳の「オト」といえば私たちに関係のない人でも徹夜でつきあわされたことを何回もみました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 結論的に一言でいえばもうしわけないとするほかありませんが、やはりいままでのような説明をしてもうしわけないのかなアーと考えます。本当に申し訳ない、と思うのですが…。「次にいいたいのは、本質的には健康保険のような短期給付と違うということ。長期間に及び、しかも「記号の保険料」と「年金保険料納付」を証明されるようなことは、北海道の「石狩川」に匹敵した仕事だと思います。これからは、こういうことはないと思うのですが、40年以上も以前の仕事ですから…。「石狩川」では、「年金保険料納付」ということで、社内の「勤怠表」や「賃金」などと年金関係もやりましたが、こうしたのは、健康保険の担当ばかりでした。今後は、こういうことはないと思いますが…。一の30年、40年のパターンが通常お判りです。

② 北海道では、年末も12/31の夕方まで、都部和男氏ですが、徹収業務(年金収納確保)に励みました。しかし、僕が、00のユウだが、年金徴収率(過年度的未収に及ぶ)私は、頭で「好き」になりました。これがどうしたらよいのかを知って、あげくの果てに、国分の社労務の話題になったことのうち引き出された私と年金の話です。この点、同じように行動した人は、全国で私を入れて3人だったそうです。しかし、力、およばず、ご迷惑を

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、問題化するとは、全く思っていませんでした。
新聞紙上で始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

至急を要して見直すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あまり慣れているので(具体的には)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人と金があればこのようなことにはならなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注).「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 手足椎を付与するために（増額改定を含む）時効の撤廃

2 一人一番号の徹底

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

徴収率アップのために報酬を改ざんするのは、言語道断である

新聞、テレビの報道で知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ホウレンソウの欠如

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定請求時に時にキチンと徹底して記録確認することが混乱の少ない効率的効果的な取組みかと認識。
しかしながら、ここまで拡大した年金問題を先送りしますと国民に向けて言える状況ではないので、マンパワーを投入し着々と記録整備するしか方策はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 解消することが困難な問題と認識。なお、裁定請求時には解消。
① 厚生年金保険の被保険者記号番号は、1人複数保有していること。
② 厚生年金保険被保険者記録の生年月日は、就職の都合で住民票の生年月日と異なる（若い）場合があること。
③ 基礎年金番号導入前の厚生年金被保険者記録には、住所記録がなく、かつ、資格喪失後の健康所把握が困難なこと。

2. 問題が存在することを知ったのは、昭和47年4月容易社会保険事務所において国民年金業務に従事したときから。
なお、オンラインシステム関連の事象は、平成7年頃基礎年金番号の記録整備が進められていた頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 昭和40年頃「年金手帳」が導入され、厚生年金、国民年金、船員保険の被保険者番号を1冊の手帳で管理し、被保険者証の紛失や被保険者証の複数払出を抑制する仕掛けがスタートしたが、基礎年金番号制度が導入されるまでは十分機能しなかった。

2. 昭和47年にスタートした厚生年金の記録管理は、当初本庁管理とされたものが被保険事務所に移され、その後電算化により本庁への通達管理とされ、更にオンライン化され、随所で多くの人出を介した膨大な作業があり、記録管理の仕方も改善すべく努力されて来たが、完璧にできなかったということが反省点。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の処理方法が日本年金機構に移行した場合、継続してスムースに処理が行えるか心配している。我々の日本会ももっと積極的協力する必要があると思います。
年金制度全体の改革が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が制度毎に管理されているため、各制度を横断して個々の被保険者の生涯年金記録を一括して把握することが難しく年金裁定時に問題が起こるのではないかと思っていたが、その後基礎年金番号が導入され、基礎年金番号への統合処理が進められたので問題は解決されたと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役の皆さんに大変申し訳なく思っております。
いろいろと事情はありましたが、問題点を十分に把握し、職員、適用事業所の指導、監督を強化し、市区町村との連けいをより一層密にして事務処理を積極的に行う必要があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ⓓ 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓔ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在は、退職後（平成18年9月）~~[illegible]~~に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入時のきめ細かな調査の実施が必要であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・(国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金定期便による年金記録の確定処理を継続し、各現在の宙に浮いた年金記録は、時間を要してもーつーつ確認処理を行うことが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年 中頃に報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各制度に跨る個人の情報を確実に把握する統一的なシステムが必要と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 (e) 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現役の皆さんにはご苦労をおかけしますが、速やかに未統合記録や滞納記録の整備を図り、一日でも早く国民の信頼を取り戻していただきたく、祈るばかりです。

問題解決には、本庁、地方庁が一体となることが肝要と思います。この意味から地方庁取扱との意思疎通の強化と併せて現場職員に対する研修の充実が必要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 40数年間の社保生活でしたが、その時々を一生懸命に努力してきた思いで満足しており、誇りにさえ思っていますので反省点はありません。
たゞ一つ、制度的なことですが、皆保険、皆年金下では、戸籍とリンクした国民背番号制の導入が必要だったのではと思っています。

○ 本調査に当って、質問に具体性がないため要旨がわからず、回答できない事項がありますので、例えば年金記録問題の事象の中の若干疑決についての質問ということであれば、それなりの回答ができますのでよろしく。

ご協力、ありがとうございました。

761 1508

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題について詳しく承知していないので、思いつきですが、
特別時限立法により、裏付資料のない申立人については、その一部(例えば資格期間の半分など)を認めて完結させること等をしないと、いつまでも問題の解決が困難であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険に在籍中は認識していませんでした。
マスコミ報道で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険の一職員として一生懸命に取り組んできたつもりでいましたので、このような問題が発生したことを極めて残念に思っています。
今後の課題として、コンピュータが発達しても、人間の行うことですから、国民一企業(事業主)一市町村一国(年金機構)それぞれのチェック体制を完全に行うシステムづくりが問題発生を解消(防止)につながると思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人における年金記録確認を基本とし、記録が漏れている内容について、現時点で保管している記録から調査すべきであり、本人申請だけで記録統合はできない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給権者からの年金申請の際、基礎年金番号記録に本人からの被保険者期間に漏れがある場合は、業務センター及び適用事業所の管轄社会保険事務所に照会・調査行い、基礎年金番号に記録統合し年金裁定を行ってきた。

また、基礎年金番号に各制度の被保険者記録を統合する際に「氏名・フリガナ・生年月日」がキーワードであり、過去の適用届の事務処理において、被保険者本人や適用事業所からの申請誤り、紙台帳への記載誤りや入力誤りが原因で、未統合の記録が約５千万件発生したと思われる。

この問題の存在は、記録関係業務に携わったことはなく、社会保険事務局長着任からの認識である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金特別便の対応を通じて、年金受給者・年金受給権者・被保険者への誠実な対応を行ってきました。

また、反省点として未統合の記録約５千万件の記録を年金申請の際に抽出・統合することとしていたが、過去における基礎年金番号の統合の際、一度、本人へ記録照会をしただけであった。回答件数が少ないといっても未統合記録の照会を本人に何回も行うべきであり、保険者としてその責務があった(財務当局への予算化・労働組合対応含め)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 事業主の不正確、大巾な遅延の届出が、不問とされている。
2. 「社会保険あり」と、採用広告に書かれる以前は、事業主も被保険者も、社会保険など無視していた、いまさ歩という感がする。
3. 脱退手当金は、企業の退職金と混みにして取扱われ、受給した記憶がないのは当り前であり、逆に、脱退手当金の支給記録は、台帳に載せられていないケースが多いと思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 5千万件の記録と称する中味が明確でないので解決方策など、不明である。
2. 加入者自身が、加入記録を、~~保存で~~公認されたものとして保存できるような方策を考えるべきと思う。
3.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 国民年金に関しては、全くノータッチでありわからない。
2. 基礎年金番号の付与方法がわからないので、原年との未統合の意味がわからない。未統合と知ったのは公表されてからである。
3. 原年記録に問題ありと感じていたのは、昭和28年頃からである。その後年金給付裁定事務に担当し思ったとおりであった。
   (1) 原年番号単一性の世間一般の認識不足
   (2) 戦中、戦後の大量産業、解雇の困乱
   (3) 戦災火災等による記録の復原の困難

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 老令給付がはじまり、年金大売出しの時点で記録不備は制度上の問題として誰もとりあげなかった。現に発生している個別裁定請求に、個々に照会事務で対応するしかなかった。
2. (質問3)で答えたとおり、社会一般の~~記録~~年金に対する認識の欠如、記録の分散、集中のくりかえし手書き→パンチカード→コンピューター等の切り換えなじやむを得ない面も多いと思う。
3. 年金加入期間通帳、もしくは、年1回の記録通知等行っておれば防げたのではないかと思う。
4. 17年制度発足当初から経過年金を支給する等行えばもっと、全国民が年金記録に注意できたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ⓒ平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長（本庁課長補佐） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⓓ社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

小生が社会保険事務所に出向していた若かりし頃の話ですが、女子の脱退手当金の請求が多い事業所があり、調べてみると、女子の退職に当たり、本人のハンコを受けとり、本人の知らぬ間に厚生年金脱退手当金請求書に印を押し、受領委任で会社が受け取り、「仕事を良くしてくれました」とのことで、退職金に上乗せして脱退手当金を渡し、本人は有難い会社だと感激し、脱手の受給は知らぬまま、後になって、厚生年金の脱退手当金受給（旧台帳に記録されている筈）により厚年期間が足りぬこととなっているケースが多いのでないでしょうか。事業主がいいかげんなのと、本人がハンコを預けることの問題です。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚年脱手受給の記録がある場合は、絶対に厚年期間に参入すべきではありません。本人に記憶が無いと言っても、訂正されるべきではありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、長期間管理が必然であるが、より以上に厳密に扱われるべきこと、昭和36年の皆年金発足時から論議されていました。国民皆医療保険に次いで、国民皆年金は大きな旗じるしであった時代で、清汚あわせ飲む感の手ぬかりがあったのかもしれません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

小生、昭和39年年金局年金課の庶務係長となり、長期間にわたる年金記録保全の重要さを上司に申し上げましたが、給付受給はまだ先のこととて、上司の受けとめ方に甘さがあったと思います。当時の局・課長及び課長補佐の方々、いずれも優秀な人材だと思いますが、すでに亡くなられており、残念の極みです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在公表されていることは外は知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金相談を受けた事例で、厚生年金保険の取得時の2～3月位の取得年月日の誤り、国民年金については、短期間ですが、保険料を納付したけれど、未納期間になっているとの相談がありました。現在、政府において、この種の問題について論議されていると報道されていますが、早急にご検討下さることをお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この種の問題があると認識していませんでした。
厚生労働省からこの種の問題があることを公表されましてから、知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被付険者、年金受給者にとって、年金記録問題は、重要な意味を持っていますので、今後とも慎重かつ正確に処理していくべきものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状で各種の対応が行われているが、その対応を早急に進めることが重要

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 国民年金の保険料収納率の低下が将来の年金受給に支障をきたすと認識していた
- 基礎年金番号の未統合、旧台帳の未収録記録があることについては知らなかった。
- 漢字をカナ変換した際に被保険者名が正確に入力されていないものがあると考えられる。
- 標準報酬の訂正については不明であるが、5人未満事業所の強制適用後、新規適用当初から保険料未納の事業所について、事業主と合意のうえ遡及して資格喪失させたケースがあると聞いている

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 国民年金保険料の未納については、土日に集合徴収などの推奨を指導し、効果があったと考えている
- 5人未満事業所の強制適用は事業主の事務体制等にも無理があり、強制適用廃止の制度改正をすべきであったと反省している。
- その他のことは質問2のとおり。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年頃、社保の適用課に在籍していた時、当然、厚生年金番号があると思われる者についても、新規取得者として届出がされていたが、会社の社会保険担当者も厚生年金記号番号の重要性を認識する必要があると思っていた。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金定期便で、職歴をくり返し知らせることと、本人のミスと思われる記録については、現行と同様に通知を継続し、1件ずつの解消すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「問1」で心配していた同一人の重複厚生年金番号については、
裁定請求の際職員の申出により整理されると思っていた。
未統合記録の5千万件については、各種の報道によって知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、もっと早く、現在の年金特別便、年金定期便を
行うべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

年金の業務に従事したこともないし、社会保険庁在職中も問題があることを見聞していません。

[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題に国会で質問があり、社会保険庁はじめ政府においてその対策が立てられたときは、調査を全被保険者にまで広げて一挙に行うよりも、年金受給年齢に近い人から順次調査する方が、迅速に解決できるのではないかと部外者の立場で見ておりましたが、現在の時点では、この事務に精通した人の知恵を借り、いわゆる人海戦術で取り組むほかはないのではと思います。ただこの調査はある程度公権力を行使しなければならない場合いもあるかもしれませんから、社会保険庁が庶庁になると相当困難があるのではと気になります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が社会保険庁に在籍していたのは
[redacted]
でしたが、年金記録は年金保険部業務課で適正に行われているものと考えていました。当時は年金より日雇労働者健康保険の廃止をはじめとする医療保険の問題が庁の最大の課題でした。年金問題の存在を知ったのは近年になり国会で論議が始まり、ジャーナリズムで取り上げられてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご質問4の前半は前記のとおり問題の所在を認識していませんでしたので対応についても考えたことはありません。
後半の現時点での反省点は。有識者の指摘されるとおりであろうと考えますが、それに加えて、社会保険の行政事務と担当していた地方事務官の仕組みを廃止したことも、監督の面と市町村との連携の面でマイナスになったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は[redacted]の職にありましたが、当時発足当初からの一部政連や労組の安保反対にからめた国民年金制度反対の運動が激しく未適用者が多かったこと、また保険料納入が現紙を利用にする方法を時間とし、また保険料額も200円程度と低かったこと、また個人の納付記録については、他の課(業務課?)が担当しており一般にコンピューターの知識が低くかったこと等の事情もあって、国民年金制度の普及と未適用者をなくするよう努力することが、何よりも必要の課題であり、そのため、~~各団体や~~全国各地や関係団体の間をかけやぐったことでしたがって、年金記録の問題を、特に問題として意識したことはなかったと思います。

(40年以上が経過しておりますので大分記憶もうすれておりますが)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別に意見はありませんが、将来の問題として考えれば、

医療保険制度との関係を考慮し、制度を根本的に整理し、医療保険適用の記録からも、たつりできる方法はないものかと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問1）に述べたところですが、国民年金については当初保険料納付が印紙納入を
建前としていたこと、その頃はアメリカ年金といわれるような低額であったことも
あった。時代問題と存在するが意識はありませんでした。個人は個人
記録の問題は担当課（業務課？）で研究していましたが、一般にあまり
意識のないコンピューターがらみの問題として議論することもなかったと思います。
はじめに制度の未適用を解消していくこと、また制度を魅力あるものとするため
給付を魅力あるものとするため保険料の引上げをどのようにしてはかっていくかといった問題に手一杯であったように思います
年金記録の問題の存在は国会の問題にマスコミに取上げられた頃初めて知りました。ただ制度にいかなる特例や例外ができて、複雑になるにつれ記録の問題も大変だろうなと思っておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金制度については制度発足以来、中央、地方を通じて、その普及推進と制度改革のため、死物狂いで努力しましたので、取ったく悔いるやうなはありません。
たゞ、強いて反省点としてあげれば、記録の問題は制度運営のため必要な事務的、財政的な問題としてしか考えていなかったというところはあったかもしれません。しかし、当時としてはそんな余裕もない最大的といえるような多忙さであったことも事実です

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険大学校の校長をしていたため
で年金関係の業務についたことはありません
従って年金記録についての知識は全くありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

何もありてありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別の方策も持ち合せておりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピューターが立派に管理していると思っていました。

知ったのは新聞紙上にもあわせようになったからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取り方の意識の問題と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では社会保険庁の資料を整備することが必要ではないですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時はこのような問題があることを
知らなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応の仕様がなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上（医療保健部長） b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本庁勤務は医療保健関係のみであって
年金関係についても全く承知していません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上につき残念ながら思考するところ
ございません
医療費用意に専心しており、年金について関与も諮詢
及ぶ機会全く一念ありませんでした。
ともあれ、平均寿命の延長はじめ厚生関係へりかほど我々の努力が
貢献しているか、諮詢と自信を持って皆さん、行くべき金を求め
お達布で日々なつ、誇りと　堂々と
とめ下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

上記のように問題を認識する機会は
ありませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同じくかような問題について残念ながら
申すといたし兼ねます
不悪

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本・庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞、テレビで報じられている方策を、大変だと思いますが、精力的に進められる以外にないのではありませんか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、耳にしたことはありません。

問題の存在を知ったのは、マスコミで報道されたときです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおり、現職時問題を知りませんでしたので、対応はしていません。

また反省点も特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して30年以上になり、年金事務の現況などについて全く認識不足のまま云々することを控えさせていただきます。

ただ、年金の運営を取り巻く厳しい状況の中で現役の諸君がめげることなく、健康していることに深謝し心から応援しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍は、その発足後かなり早い時期でした。事務運営に参画した国民年金は、発足以来の記録が残く、まだ制度の目的やみ者が国の間中まで整知されているとは考えず、国民一般の年金への関心が今一つ盛り上っていない頃でしたので、中央では、市一線行政でも社会者の業務運営の最大の課題は、制度の普及の協力、未加入者の加入促進に集中されておりました。地方事務官制度の体制の元で、事務運営の実務は、都道府県の担当部局にお願いする体制がとられていました。中央では、定期的に市一線の実務を掌握している都道府県当局から記録者の年金加入率、保険料の収納状況（強収率）等をまとめて報告をとり、年金制度の進捗状況の全容を把握していましたが、市一線にその整備管理をお願いしている加入者個々人の年金収納記録等が、何処まで画格に整っていたかということは、まだ、本体では確認できていなかったのではないかとの不安があります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に、今回指摘されているような大きな間違いが生じていたことを知ったのは、最近のことです。前述の通り、市一線行政に頼っていた個々人の収納記録の整理などは、総て、とどこおりなくできているものと信じていました。今考えるに、若しその記録の整備などに誤謬が生じていたとするならば、
①制度運営の急速な展開に伴って激増する事務量に対応するため、市一線行政等がやむなく事務に不到れな補助事実を現出投入せざるを得なかった管理が重って、記録の手作業による整理などの過程で思わぬ誤記などが生じていたことがなかったか。②当時、国民職員の一部に、激増して行く事務量による過重負担を嫌い、制度の進展を必ずしも心好しとしなかったグループがあり、これが事務の円滑な進行の不能になっていたことがなかったか、等々の当時考察した問題点を想い出して、
この調査で、国民年金の動き出した当初の頃に、保険料の収納記録の整理などには、あまり大きなミスが少なかったという結果が出てくることを願っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録は、昭和20年代、国保等の大きな関心事であった。そのほとんどが空襲で焼かれ、各家庭を復活する必要があったせいである。(一部)
会社が、戦前、厚生年金の記録は、徴用されもあり、学習院の様に、後で行われたという昭和28年当時でも、各生命保険の加入一番大きな話で、10人以上の女子社員がおり、その中から最初の三菱日本が出ていっているつまり一回辞めますと、我が国の復活を願う意気込みがあった。
(生)
(敗戦)
(焦点)
国政がやっとくなったのは年金がほぼ通貨と経済繁栄をあげて世界一流国として文句なしの生じかつ、ハンセン病患者の様に今後ではありますが、この度の年防処理にて失敗をおかすことになる。
此代務等の活用は当然として、地味で地味な作業の積み重ねにほかならず、現場任せにせず、年金申告を減らすような「下」の仕事に化した。
生活にも関係する。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今回の改革改善をねばり強く実行すること。いかによりと、大事なことでも、大変の仕事を一気一つで出来るなら、昭和30年代末の国民年金の未適用未徴収の一掃も可能であった筈である。
また、いかに被保険者、年金受給者へのサービスを強化しようとしても「権利に伴うものは保護すべし」の格言は生きてくる。
全額保護可能、100パーセントの達成をねらうなら、一種のオールド的手法を行使し続けるしかない。そして、他の多くの福祉的分野の計画を犠牲にしてしまうというが、それを選んでしまわなければ、実現にむずかしい。宗教心の薄い民族国(キリスト教国に対して)そして義務教育上に、年金を取り上げてもらうのも重要である。保険料なるが、まれな文部省に交渉に行ったことがあるが、優先順位として、無理であった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を知ったのは、最近の2～3年のことである。私は、[redacted]に勤めたが、当時の[redacted]は、記録を年金制度の枢幹と位置づけ指導されていた。
たとえば、同一姓名、同一年月日誕生の者が何十名もいるという事実があり、人名世界の記録は複雑怪奇である。
今回の記録問題は、その背景に遡うことが出てくるにせよ結果として、事態は将にその通りになってしまった。
なお、30年前後には、パンチカードの実効が進み、また、年金給付が一般化すると、税率を含む専門化、職員の訓練部を設立し対応せねばならぬとの構想があった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の年金改革は、国民年金が主になるが、創設期では適用率、検認率が中心で、記録についてやかましくする事したことはない。
ただ、年金の不知、事務の不達成などのツケは、実施側の市町村、県、国ではなく、すべて皆、被保険者というか住民側に生じる仕組になっているのが、国の法制であると強調してきた。
府県もNHKも、真剣なこのPRを、かなりバックアップしてくれたが、焼石に水であった。もちろん、国民主体の改革が一般化した現在、このような認識は逆転しつつある。
年金反対者、加入拒否者、保険料の恒久未納者（大阪府では自ボテと呼んでいた）の記録こそ、将来大騒ぎをするのは彼らであるからとお考えしてきたが、今から考えると、アベコベのことをしてきたことになるのであろうか（？）

ご協力、ありがとうございました。

しっかり市町村記録に残しておくこと。

（化）

（考）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

健康保険担当だったので、まだ判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識がありませんでした。

知ったのは最近です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従って、お答えできるものはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不知

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

格別の意見なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

当時は被保険者が所持保管する国民年金手帳（印紙貼附）とこれに照応する台帳方式であり記録についての問題意識はなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問３）の回答のとおり

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そういう問題は、存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、年金記録問題検証委員会の報告等を受けて、関係者の方々が、広範囲にわたる対策を進めてきておられまして、成果が上がってきていると伺っております。

私としては、中でも年金受給者及び現役加入者との接点を大切にする意味で、巡回相談、企業等における相談機能の充実等相談体制の拡充は、重要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、在籍時に、特別の認識はありませんでした。

この問題の存在を知ったのは、近年、その深刻な状況が明らかになってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の事情により、特別の対応はしておりませんが、社会保険庁に在籍した者として、まことに残念で、深く反省しなければなりません。（今回の状況は）

今後、「年金記録管理に関する基本姿勢、年金記録管理の正確性（維持に対する）認識」等に基本的問題があったことを反省し、意識改革、業務改革を推進する」ことも提案された、前記委員会報告を踏まえ、体制の改革が要請されていると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

[redacted] 年金実務を担当していないので、特に思い当たることはありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最近の年金のデーター処理の実情を正確に知りませんので、具体的な提案はできませんが、以下のように考えます。

(1) 過去に起きてしまった問題については、人員の動員や予算の確保によって、調査に全力をあげる以外にないと思います

(2) 同時に、今後このようなことが起こらないようにすることが重要ですが、そのためには、最終的に社会保険番号、あるいは国民番号制のようなものが必要と思われます。しかしこれは国民のプライバシー保護との間に矛盾が生ずるので、なかなか困難な課題だと思います。

(3) この問題に対する深刻な反省は勿論必要ですが、問題となっている記録は、全記録量の中のごく一部分にすぎず、年金制度の根幹をゆるがすものでないことを一般に理解して貰うことも重要と思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

約30年も前のことで、すべての記憶が不正確ですが、年金の記録問題をめぐる当時の情勢は、以下のようなものだったような気がします。

(1) 記録に不備があっても、最終的には、年金番号、氏名、生年月日等の照合や企業への問い合わせ等により、ほとんど解決できると考えていた。

(2) しかし、人間がすることですから、インプットの課操作や法令に基く諸届の不正確さ等特殊な事情が重って、将来問題が発生するかもしれないという危惧はあった。

(3) 国民皆年金制が実現した上での、年金の記録業務は、実に膨大な作業量を伴うものであり、オンライン制の確立などコンピューターシステムを整備することが、業務の省力化、迅速化、正確化を図る上で最大の急務と考えられ、そのための予算、人員の確保が最重要の課題だった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この度の年金記録問題は、各界に誇るべき国民皆年金制度を我が国で実現した過程において、発生した大へん残念なエラーであったと思います。

結果的に見れば、私の在任当時でも、過去の記録の修復や点検作業に着手すべきであったことになりますが、当時は未だ年金受給権が発する者の数も少なく、最優先の仕事にはなりえなかったと思います。

私の公人員経験によれば、いかなる部局に所属している時でも課題は常に山ほどありましたが、予算、人員の制約があり、その限界の中で~~仕事~~実現できることは多くありませんでした。組織の中の一員として働く公務員の不作為の責任を問い、一がいに怠慢であったのではないかと云われるのは心外です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な量の記録を、人手作業で処理するのは、非効率であると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和47年計画保険足も、これに対処するためと考える。電算処理によるオンライン計画を構想し、研究する体制をとろうとした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無い。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題に挙げられている事象として「オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件ある」との記述があるが、約5千万件の各種メルクマールによる分類は知れされてない。したがって この質問に対しては何とも答えようがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格（適用）についての部署があって、その部署で処理されているのであるから このような問題があるとは思ってもみなかった。
問題の存在を知ったのは、長妻議員の国会質問に対する

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合の反省点についての答え。
常識的ではあるが 業務が適正に行われているか否かについての監査機能の充実強化であろう。（銀行業務における この種の ~~利益~~ 利益的対応など参考にあるか）
だもこの種の監査ということは ~~[illegible]~~ "疑って掛る" という態度に立てば その種の業務に従事する公務員は限りなく増大するであろう

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く把握していない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けて、どのような方策をとればよいとお考えですか。

設に設立された方針をブレることなく遂行するのか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、香川県国年課と社保大学校を通じて卒直に言って問題意識はなかった。
専ら関心を払ったのは国年未適用者問題(人数の推定とその解消策)であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

解答にはならないが、研修制度(主として社保大学校)を社会保険金額のかかえる諸問題の改善及び解消のために有効にリンクさせてほしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在計画されている対策を、地道に推し進める。

特に、国民個人個人へのアプローチを辛抱強く継続する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代半頃、膨大なデータが紙台帳として
山積にていた。これを当時、発達しつつあったコンピュータを
活用し、記録を管理し、整備するプランが考えられていた。
① 「データそのものに、当初の誤りが混入している」、「事務処理
の際誤記や誤入力」の可能性がある。
② カタカナ入力の時代であったため、同姓同名、同生年月日が
相当あり得るなど、個人特定の方法を工夫する必要がある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応するための努力が、すでに、続けられて来ていた。
このシステム研究のためのチームで、更に、検討を深める
作業を継続した。
今日のようなコンピュータ能力ならば、方策は色々考えられた
であろうが、当時のレベルでの我々の先見の至しさを
残念に思う。
今日であれば、現在の能力を以て、近い将来実現するで
あろうレベルを踏まえて、思い切った計画を策して、
この国民的な重要課題に対応したいものである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決のため、関係者の協力を求めるべく努力をして下さい。協力することがあれば、協力します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題がこんなになっているとは、少しも知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一日も早く、この問題が解決することを皆さんが望みます。しかし、体が弱ってから細かな記録を根拠にして年金額を計算する方法には、限界があるのではないでしょうか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然在職当時から記録の不完全性について認識していた。
記録の正確さは、最終的には担当者のそれぞれの資質の問題に帰するから、完全にこれをなすことは、不可能で有ると考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分の担当の場合、職員の資質の向上に努めた。

現時点で、この問題は現在と過去の与野党の政争の具とされたため、ヒステリックとなり、問題の解決をいたずらに難かしくしている。
まして、その原因を社会保険庁職員の職務に対する個人的な無責任を理由とするようなことは、混乱を増すばかりである。
過去及び現在の政権党が自分の力で問題を解決できるかの言動は、今後国民の不信を一そう拡大することになる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

従来から社会保険庁が部内で策定した方途を、今後とも確実に進めていくこと、及びこの方途について国民の理解を得ることしかない。
いたずらに挙証責任を後知して年金支給をすることは避けるべきだ。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が社会保険庁年金保険部計画課長に就任した際の最大の仕事は社会保険の年金関係の事務処理のオンライン化でした。

しかし、被保険者の保険料計算、年金記録の管理等の通常の社会保険事務処理においても、オンライン化事務に対するのと同等又は以上の知識能力が必要と考えられます。

年金記録の管理以外の業務についても適切なチェック体制も整備しておくべきです。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の解釈のもとに最も心配もしていることです。

従来、社会保険庁の職員に対する業務管理については他の国家公務員とは別扱いのものが少くありませんので、この機会に徹底的に修正しておくべきです。

年金記録問題については、年金制度に対する国民の信頼を失わないよう、時間を要しても、対処して行くべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は厚生年金保険法等個別法律に基づく処分が正しいか否かという認識の問題であり、個別の法律を超えた年金制度全体の問題が発生するおそれがあるという認識は全くなかった。いわゆる年金記録問題という認識を持ったのは広く日刊紙が多数の年金未統合記録が誤った減定を受けているという報道を流すようになってからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別の制度などは対策はないと思う。事実関係を正確に把握してから、すみやかに現行制度に沿って対処すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録にはタッチしたことがないので、これまで世間一般に知られていない問題というのは何も知らない。
このカテゴリーには入らないと思うが、社会保険庁課長の時、業務課の招きで、下高井戸の庁舎を視察した際、倉庫に案内され、大量の紙台帳を見せられ、これは、まだコンピュータに入力されていない記録で、もてあましているが、標準報酬のインフレによるみなし措置などが講ぜられているので問題はないと思っているという説明を受けた。その記録がどんな種類のものだったかは正確に記憶していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大量の記録ミスの発生の原因は、①被用者保険は、事業主→社会保険事務所→社会保険庁、国民年金は、被保険者本人→市区町村→社会保険事務所→社会保険庁という多重構造のシステムであったこと、②記録の保管主体・記録媒体の変更による度重なる大量の転記、③基礎年金番号制の導入失敗、④効率的な記録管理ができなかったこと(地方事務官制、国民年金における市区町村の曖昧な位置づけ、とくに廃止した国民年金印紙納付前の放置)、⑤無責任極まる自治労、全厚生の職員の煽動と労務管理の不在などである。もしこれらの原因のうち現在でも解消されていないものがあれば、即時平を打つことが今後の記録ミスの発生予防のために有効であるが、過去の記録ミスの解消にはつながらない。現在行われている保存されている紙台帳・テープ・マイクロフィルムなどとの照合、住民台帳や戸籍との照合、本人によるチェックなどを丹念に行う以外に方策はあるまい。国民からの申し立てによる安易な救済は、不公正との批判を招きかねないので、慎重に対応すべきである。国民年金保険料の異常な低納付率、一部企業の被用者保険適用の回避行動なども許容限度を超えていると見られるので、保険料納付義務を忠実に果たしてきた多くの国民の権利を尊重しながら、基礎年金の税方式への切り替えと併せて、無年金者の救済措置を講ずるという選択しか残されていないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会やメディアで取り上げられるまでは全く知らなかった。
年金の記録業務は、拠出制の長期保険である以上、極めて重要な業務であるという認識は持っていたと思うが、直接、年金記録の作成や管理の業務に携わったことがなかったので、担当部門（当時は社会保険庁業務課）、受付・経由に当たる社会保険事務所・市町村で正確・適切に処理されていると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の裁定や記録につて権限も責任もなく、それらの担当部門と同じ庁舎内にいたこともないわけだが、少なくとも年金制度の運営にはタッチしていたわけだから、もっと記録について関心を持ち、目を向けるべきであったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進められている諸方策を 地道に進めていくほかないように思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知りませんでした

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の入力・管理などの実務について、
より重視する姿勢が必要ではなかったか と、今となっては、そう考えさせられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d.地方社会保険事務局次長又は課長 e.社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、昭和44年4月に結婚し、当に国民年金加入の手続をすませたが、当は区役所の指導に従って5月に当初加入の手続をしてきました。実は、実際で当は5月に勤務をせめたので役員加入ではなく5月に強制加入とするよう依頼し、区役所ではその様子通りに対応してくれました。

なお、当の勤務先の方では当の退職金の中に厚生年金の退職一時金を入れたらしく、学校卒業後就職してから44年2月までの厚生年金に係る保険料納付済期間はなくなっていました。

過去においては、厚生年金制度に無知で将来の年金金額に係る関心の高くない者に女子退職者に対して、そのような処理をしていた事業主が相当数居たように思われます。

上記問題については、退職一時金制度がなくなって納付期間は必ず年金給付につながることとなり、労働保険の記録も高まって良かったなと思っています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私達社会保険事務所側において与えられた仕事を誤りなく進めてゆくとともに、事業主、被保険者側にも適正な協力を頂けるよう必要なPRを行なってゆくこと。

さらに、社会保険OBになって、無理の無い程度の地元活動を依頼するようにしては如何でしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の入市したのが、昭和36年4月地方利用民年金の発足時点であり、反対運動の人達が年金局の廊下（国民年金課の前）に置いて帰り、その手帳を各社会保険事務所に送り返し（各社会保険事務所から市区町村役場に再配布）ていたような時期でしたので、保険料の徴収後と不の記録とが制度の基本と認識しておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の記録問題については、国会員班で、過去の記録の総合整理とこれからの記録の完全確保として推進するのみと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

証拠(納付)があることが確実なものだけを救済すべきだ。年金手帳には国民年金、厚生年金保険の記録欄があり、これらの義務を果たさないで全て役所が悪いとしているのは問題だ。年金の多取りは将来のことなので納付しなかった人々もいたと思う。多給する年代になって騒ぎたてるのはおかしい。納付記録の通知も住者がかかるため、問題が生ずる前に職者が予算をつけたかどうかは疑わしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在するとは思ってもみなかったので認識はない。問題が存在することは新聞で初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識していなかったので対応がない。

反省点

長官以下上位の役職についていたキャリア官僚が部下に対するリーダーシップを発揮しなかった。その理由として、部下の受けのいい上司がマスコミ等でも評価されていること、キャリアに社会保険事務所の現場での経験がなく、人は制度が考えているとおりにかならずしも動くものではないことを知らないこと、キャリアが役職についても期間が短か過ぎ、部下を掌握できなかったこと、社会保険事任の職員に自分達が制度を動かしているというおごりがあり狭い自己利益のみを考えていたこと（社会保険一家といわれた）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間に知られていないかどうか定かではないが、被保険者・事業主の事情に起因する事実に反する届け出が年金記録問題の原因となっている。

①金融業等では、同業他社に再就職する際に前勤務先を隠した方が採用されやすいという事情があり、結婚改姓を伴う場合には、記録がつながらない原因になる。
②厚生年金において、事業主と被保険者が合意の上、標準報酬を過少申告するケースがあり、会計検査院の検査で指摘事項になったことがある。
(昭和62年頃)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法治国家であるという原点に立って、粛々として、「法に則って適正に処理する。誤りは可能な限り修正する。」という考え方で臨むべきである。
ただし、誤りが放置されたことによる不利益の救済としての時効の特例法および立証責任に関する特例法を設けるべきである。
期間は、何十年かかっても実行すべきである。
費用対効果を考えて、対象事案を仕分けするのであれば、対象選定、その方法、処理期間等の考え方について、政治主導で、かつ、与野党合意の上決定すべきである。
国民の権利の問題であり、かつての国民年金保険料未納問題のように、政党間の党利党略の問題にすべきではない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①質問1の②に記載した標準報酬の意図的過少申告を会計検査院に指摘されたことが昭和62～3年ごろあったと記憶しているが、この際、年金記録への影響に関し問題意識を持った。
②しかし、役所側における入力ミス、改ざんという点については問題意識を持たなかった。仮に、入力ミス等があっても年金裁定時に、記録が照合され、申請と相違があれば是正されるか、争いがあれば、社会保険審査会等の不服申し立て審査等によって解決されると考えた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の①については、具体的対応は記憶していないが、法に則り、時効不成立の範囲内で是正されると考えていた。
質問3の②については、入力ミス等があっても、年金裁定前の年金相談によって、記録と申請者の認識事実との違いが明らかになり、裁定時に争いがあれば、審査会、訴訟で解決するシステムがあるので、制度的には問題になるとは考えなかった。
申請主義・申請者立証主義の当時としては、システム的に妥当であったと考えるが、記録の不備が大量であることや申請者保護の原則が基本となった今日の時点で考えると、結果論ではあるが、オンライン化の際に入力のダブルチェック体制をとることや裁定時に記録を申請者に事前に確認するシステムがあれば防止できた部分があったと考える。しかし、それが可能であったかどうかはわからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ等を通じた普及啓発と年金通知を繰り返し実施することが重要ではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一元化していくことにより、適切な把握ができると考えていました。問題があることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて適正なものとなっていくものと考えていました。その点のアピールが十分でなかったかどうかという問題が残ると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

広報活動を更に徹底し、本人の申出を待つ以外に解決の方策はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の処理は、年金受給申請時に、本人の申し立てを待って統合するものと認識していた。

昭和58年頃のことと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の状況としては、やむを得なかったと思う。

仮に何かやるとすれば、広く周知・PRし、自分の年金記録の確認をうながすことか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な範囲で最大限の努力をするしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

25年前に健康保険を1年間経験したのみで当時、年金記録問題は全く認識していなかった。この問題を知ったのは"ごく最近"です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金実務の経験がありませんので、回答はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d.地方社会保険事務局次長又は課長 e.社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度前の時代であり、旧台帳の記録を年間に2~3年(?)ずつ電算記録に移行することが事業であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

いずれも既に知られている問題ですが、昨年11月から、年金特別便や年金定期便の仕分作業にボランティアとして参加した経験から感じたことを書いておきます。本調査に「年金記録問題には、次のような事象があります。」として6つの問題が列挙されており、私達の作業でも確認してきた(ただし、未統合、未収録記録は私達の作業では相対に出来る)。オンライン記録への入力ミスをはじめ、多くは社会保険庁や国民年金の適切・保険料徴収を行ってきた市町村の事務処理の問題であるが、次のような例を最多く見て、役所サイドの努力だけでは、問題は解決しないと思った。

- 特に女性に多いが、結婚・離婚による氏名変更や過渡保険者の居れがなされないケース
- 基礎年金番号を複数所持しているケース(役所の番号管理にも問題があろうが。)
- 保険料納付の思い違い(国年適用が始まった昭和35年10月から保険料徴収が始まった36年4月までの6か月分、保険料を納めていたと誤認している例が非常に多い。)
- 事業主が当初から従業員の報酬を実際より低く申告しているケース(数は少ないがある。)

なお、オンライン化以降の記録については、年金特別便の回答から見て問題は少ないように見受けられたので、オンライン化自体は評価できると思っている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、あるいは当面とるべき方策については、問題を熟知して対策を取ろうとしている社会保険庁より年金機構の皆さんの知恵にお任せします。

年金記録の適正保持のためには、役所サイドの取り組みは勿論ですが、国民の側の協力も必要です。そのためのPRなども行われるのでしょうが、年金特別便の回答率(60%台?)の低さから見ても、国民の協力を求めるにも限界があります。

過去記録の整理が一定水準にまで達したところで、年金番号も医療保険番号も税金番号も住民番号も統一した番号を制度化することを考えるべきではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

この問題の存在を知ったのは、２、３年前、国会やマスコミで問題が取り上げられるようになってから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

庁には、社会保険大学校長として4ヶ月勤務したのみですので、問題の存在を知りませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険大学校長として4ヶ月勤務しただけですので、「年金記録問題」~~について、特段の問題~~が存在することについて知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の一元化がされたとしても、自動的に従前の年金記録が一元化されることはないので、年金請求時よりもっと前に社会保険事務所に行き事前に年金記録の一元化がされるように積極的に指導がなされれば良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の名寄せのため最大限のことをして、できるだけ信頼回復を図るほかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人によって、複数の記号番号の年金記録があり、その統合は、年金の裁定請求の際に行えばよい、とされていました。
こうした問題があることは、昭和56年に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の年金相談に来られた場合、端末装置で見られる記録は当時(たしか)57才以上だったのを、せめてもということで、(たしか)55才以上から見られるようにしました。
現時点でみた場合、被保険者サービスの視点が非常に弱かったように思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件調べていくことが最も重要であるが、資料が明確でない場合は、蓋然性又は可能性がかなり高いと考えられる場合は認めていくことも必要と思われる。

これを類型化して、それに該当するものは認め、それ以外のものは1件ずつ検討することとしてはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は正確に記録されていると考えていたが、このたびの記録問題が議論されるようになって知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録といっても文書によるもの、電子情報によるものと多様であり、記録する場所のミスや訂正もれなど多くの不正確なものがあることに気がついた。そうしたことがあることを前提に記録のチェックを常に行っていくべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○現在、衰妻大臣のリーダーシップのもと、厚労省が懸命に取り組んでいる方針を支持する。
○厳密な吟味より早期解決を優先し、一日も早い決着を期待する。
○必要以上の公務員バッシングは全体の利益にはならず、モラールを高め、やる気を起こさせる元気になるような活性化対策も重要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、全体的には、適正な事務執行が行われていたとの認識であり、ここ数年来の問題の存在はまったく不知。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の組織上の問題、地方事務官、労使問題、社会保険料の徴収、使い方、特別会計のあり方、指導監督体制等解決困難な問題に根本的なメスがらず、政府全体として実行できなかった当時の情勢の中ではあったが、汗のかき方が不足など反省すべき所が大きい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人(ヒト)、金(カネ)、物(モノ)を最大限投入し、記録をできるだけ補正していくしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

安倍内閣の頃の報道で知ったものであり、在籍中は問題があるとの認識はなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみると、年金関係の法令改正に際しては事務処理が対応できるか、過重負担にならないか、等についてもう少し配慮すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分からない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に年金記録について、問題として認識した事はない。「年金記録問題が存在する事を知った」のは、マスコミにより、大々的に報道され始めてから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・残念ながら、対応するすべは、わからなかった。

・反省点としては、

「実務に強い職員をしかるべき責任のある地位に付け、処遇するシステムを確立しておくべきだった」と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策を提案するだけの知識がありません。ただマスコミで報道された一般的基準を設けての割り切りが必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年頃厚生年金と国民年金とは法律上別番号とされていたが、厚生年金だけでも複数の番号を持つ者がいました。
その後基礎年金番号を創設する際に、私が家にも他に年金番号を持っていないか照会がありました。これで年金業務はより易くなると思いました。
いわゆる年金記録問題を知ったのは最近の報道によってです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、基礎年金の創設を含む年金制度の大改正に伴うシステムと、給付関係のオンラインシステムという二大システムの作成が並行して行われ、かつ山場を迎えていたので、組織を挙げて取り組んでいました。
基礎年金番号の創設は、先ず法改正が必要でありましたので、次の課題と認識していたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]していたので具体的な改善策を提示することはできないが)
基本的には これまで政府が進めてきている諸方策をできるだけ迅速かつ確実に実行していくことしかないと思う.
個々に本人から申し立てのあるケースについては(可能な限りの事実究明の努力の上で)本人の立場に立った事実認定が不可欠であろうと考える.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]のいずれの時期においても年金記録の統合・基礎年金番号の導入等について重大な問題が生じているという認識はほとんどなかった。

（問題の存在を知ったのは）問題として表面化した以後のことである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（現時点において）社らの経験からいえば在勤期間が短く、かつ実務の経験にも乏しく、従って職員を指導監督する立場にある者としての十分な見識を欠いたこと、現場との接触が不十分で適切なアドバイスができなかったことなどがあげられる。

改善の方向については年金記録問題検証委員会報告書等で明らかにされており、つけ加えることはないが、あえていえば特に裁定時を基礎とした申請主義の問題を重視したり、申請主義についての解釈・運用がいつの間にか（あるいは当初から）その本来の意味から逸脱して、役所側の「待ちの姿勢」を恒常化し、情報の相互チェックを難しくしていたことは問題の解決を難しくした大きな原因の一つとなったと考えざるを得ない。

従って今後は積極的な情報開示と情報の相互交換を行うなど年金制度への国民各全体の協力のもとに運営されていくように企図するとともに制度設計にあたってはいかに分かりやすい制度としていくかも論点の一つとなるべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期間を定めて集中的に取り組むのが何より必要なことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していましたのはかなり以前になります。当時、年金記録問題の存在そのものを知らず、認識しておりませんでした。その後本問題の存在を知ったのは最近における一連の報道、国会答弁等からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度は複雑化していますが、これらの事務の流れの実態いつき組織の各レベルで十分に把握して相互にチェックを強化していく必要があると思います。また、加入者サイドからのチェックのためにねんきん特別便等の導入をより早く実施する必要があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な今の努力を続ける。
一定の時点である種の割り切りが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は記録問題についての問題意識は~~[illegible]~~なかった。むしろ3号被保険者の届出が問題と考えていた。

色々な報道によって知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・保険庁の幹部に現場の実情を知る人が少なかったこと

・制度論的には、届出を前提とする以上、すべての人について すべての名下を完璧に記録しようという今の仕組みにやや無理があるのではないか。
もう少し簡便なほうえば ポイントなどを考慮したらどうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間はかかると思うが、紙台帳とていねいに突合すべきではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在のような問題があることは、認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍当時は、全く勉強していませんでした。
現時点で考えれば、年金通知のような制度を早い時期から導入しておけば、状況は変っていたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的対応策なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録業務に従事していなかったので業務についての認識はない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記理由の為、対応については念頭に浮ばない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上（年金センター統括部長） b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録の不備を現時点で全て洗い出すのは不可能です。膨大な人的エネルギーと費用を記録の修復に費やすのは国家的損失が大きすぎます。
難しいことはよくわかりますが、特例可能な年金制度ができたのに将来に向けての検討に人的・金銭的エネルギーを向けるべきだと思います。
(全ての人が納得できる答えはないと思います。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は全く知りませんでした。
マスコミで報道されるようになってからこの問題を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・社会保険庁に在籍していた当時、年金記録に係るコンピュータシステムの迅速な変更、労働組合との協議等に忙殺され、記録不備の問題は話題になったこともなく、適切に運用されていると信じ、疑うことすら思いもしませんでした。

・組織内に課題・問題点を共有する体制になっていなかったことが反省すべき点である。マスコミ等で問題とならないかぎり、現場の問題は上に報告されていなかったように思う。情報をオープンにする努力が必要です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、府議等の場では全く議題とならなかったので、知る機会はなかった。(大学校長として)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金給付決定は申告制をとっているので、申請者の申請内容に誤りを指摘(反証)できなければ、申告を正しいものとして認めざるを得ないのではないか。開発初期のコンピュータを過度に信頼したのは行政の責任であると思うし、虚偽記載を意図的に認めたのであれば年間の余地はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]。同じ時期にいわゆる目隠しシール事件が発覚し、談合した業者が適正価格と納入価格の差額の賠償に応じないので訴訟を提起した。コンピュータを含め適正価額での契約が行われているか内部監査を徹底すべきだと主張したことがある。業者とのなれ合いで高い記録料を払わされているのではないかという疑問はあったが、記録の中味の問題があることは、当時は知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

納入契約が適正に行われているかの監査を行うことについては、目隠しシール事件の訴訟を提起した後直ちに行うつもりだったが、人事異動により職を離れたため、訴訟の経過にも関与できなかったし、監査にも着手できないまま異動させられたことは大変残念に思う。

年金記録問題については、企業から個人別の保険料を和手にわたり徴収する仕組み自体に無理があると思う。租税財源で最低保障年金を賄い、二階以上の部分は民営化するしかないのではないか。また過渡期の段階では企業に対する労働規制権原を有する労働部局の出先機関との連携を図り、その監視指導力を背景に事業適正化を図ることを考えるべきではないか。協力、ありがとうございました。

[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金手帳に、事業所名や標準報酬など加入記録をATMのように印字できるようにすること。

さらにより良いのは、社会保障カードにて、年金の加入記録だけでなく、健保の給付内容、健診記録、保健指導記録なども閲覧できるようにし、効率的な社会保障の実施に役立つようにすべきであると思う。

(欧州では、近年、社会保障カードの活用が急速に進んでいる。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、そうした問題を認識していませんでした。

問題が存在することを知ったのは、阿部内閣当時マスコミで取り上げられてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

収納率だけで競わせるのでなく、

総合的なサービスの提供体制で、保険者ガードも、競争ができるような方向に持っていくべきだと思います。

(各種相談サービス、健診・保健事業なども含めて)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 長期間記録を保存管理するために、具体的に行っている方策について、国民に理解していただけるよう、より一層の広報が必要だと思います。

② 記録管理を担当する職員が、仕事に誇りを持って取り組むことができるよう、様々なご配慮をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①記録の保存管理の重要性は認識していたが、いわゆる「年金記録問題」については、在職中は、認識していなかった。

②退職後に、報道等により、また社会保険庁からの連絡等により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 在職中に、年金の過誤払の事実が報告されたことがある。これに対しては、直ちに過払の方へは返還をお願いし、未払いの方へは支給を行った。その当時の経験を踏まえると、職員は真摯に取り組む姿勢と能力を有していると考えられます。

② ただ、年金記録管理は、長く特別会計の下で運営されてきたこと等から、国民へのオープンな姿勢という点で不十分であったのではないかと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にないと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 今すでに行われていることですが、不明記録の名寄せをできる限り行うこと。

2. それでも名寄せできない不明記録については、裁定請求時に資格の欠けている期間をおよそ埋める者に対してできる限り不明記録との突合ができるように最大限の配慮をして資格に結びつくよう窓口での対応をすることが必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入が行われて間もない時期でしたので
その番号にできる限り記録の突合せを行っていた時期と認識しております。
その際 ① 住所等が変っていたりして年金番号の一本化できない。
② 年金番号の下に記録を突合して整理しようとしても
名前の漢字の違い等で整理突合ができない。
という問題があるとは認識していたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その当時は年金番号が導入されて間もない時期でしたので
早く番号の一本化、その下での記録の突合整理を行う
ことが一番大事なことであったと認識をしていたと思います。
現時点で反省点として挙げるとすれば
① 基礎年金番号においては住所管理が不徹底であったので
自治省が所管していた住民基本台帳番号との連動を図っておけば良かったと思います。
② 年金記録の突合整理をもっと短期間に集中的に行うことも考えれば良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

十分な人員の確保が必要だと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在判明しているような年金記録問題については、認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保障番号のようなものを平成に導入すべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]、年金記録業務について特段の関与はなかった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・「申立をしている方の主張を尊重し、著しく不合理でないことを確認の上、処理する。」という基本的な考え方で対応する。

・高齢の方を優先的に、期間をかけて対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- コンピュータ化が進展し、適正に処理されているものと認識（特に、記録に漏れがあるとは認識していなかった。）
- 年金記録問題に関する報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- コンピュータ化の過程で、組織的対応が不十分であったのではないか。
- 年金記録を扱う専門職を養成し、適切に処理することが行われなかった（と思われる。）
（外部業者に過度に依存していた面があったのではないか。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

技術的に可能であれば、未統合の記録約5千万件を利用しやすいように分類し、年金受給者、被保険者、事業主がパソコン等で閲覧して調べることが出来るように出来ないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ここ数年の社会保険庁の調査や報道等により承知した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁全体として年金記録の管理の長期にわたる正確性への認識が十分でなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長（室長）企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁在職中は、専ら年金大改正法の実施関連業務をやっていたので、年金記録関連業務は所管外であり、年金記録について、何か問題があるという話は聞いたことがない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の裁定請求に対して、ひとつひとつ誠実に対応していないに過去の記録をさかのぼって裁定請求者の納得するまで対応すべき。
そのためには、現在の社会保険事務所の窓口の人員が少なすぎるので、必要人数を増員すべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題なるものは、退職後、相当たってテレビで知った。
従って、在職中は、知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最近テレビで知ったが、事実かどうかわからないので、対応しようがない。
年金記録業務を担当したことがないので、具体的なイメージが湧かない。
きちんとした実態把握と、十分な検討なしに、反省点なるものに言及することはできない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新たな年金記録問題が発生しないよう、原則として生涯不変の、一人一番号である基礎年金番号の徹底を図ることが重要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号がスタートし、その下に各人の記録が整理されるまでは、裁定請求時に、各人の記録を探すものと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各人の過去記録を事前に(裁定請求前に)統合するために、生涯不変の一人一番号の基礎年金番号の創設が必要と考え、その実現に向けて努力したつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行方策を着実に進めること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、当該問題を耳にした記憶なく、
今回のマスコミ報道を通じて初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録をもっと早く調べ、内容の把握と早期対応に努めるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上　(指定職) b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁に2度在籍したが、年金の管理業務に従事したことはないので、知りません。
1度も

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした。問題の存在を知ったのは退職してからずっと後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

答えようがありません。

それはそうと、いきなり回答しない人は氏名を公表する場合があると強迫するのは失礼でしょう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で試みられている様々な方策のほかに、有効な方策は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の関係部署で地道に取り組むしかない困難な問題であると考えていました。ただ、裁定請求の時点で請求者からていねいに聞き取りをすれば、加入記録の補正が（相当程度）できると考えていました。

なお、この問題の内容をよく理解できたのは、平成14年7月でした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記（質問３）の回答へとおり、地道に取り組むべき問題として、特別な対策を講じようとはしませんでした。

年金制度の大改正への対応、（大量に発生していた）年金の過誤払いへの対応で精一杯であったというのが正直なところです。

反省点としては、この問題の重大さに対する認識が社会保険庁職員全体に不足していたということです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

省一方(残務)・地方の運携を密に

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

団塊の世代が退職年齢を迎えつつあり、そのための
裁定事務の急増が予想され、そのための
記録の整備が急務と認識

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

58歳通知を早く実施しようと望めた、
組合の抵抗により、実施が遅れた。
最っと早く実施すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度実施者は誤りがないとの前提を誤りは生じるものとに変えることが必要だと思います。

更この新たな前提の下、制度実施者は誤りを減らす努力は続けなければなりませんが、誤りを指摘する体制を作ることを考えることだと思います。

標準報酬月額の届出は重要であり、これに誤りを見つけたら直ちに指摘することが非常に重要であることを全ての国民に理解してもらうことが[redacted]だと考えます。

社会保険に加入すること(自らの記録を確認すること)を義務として国民の三大義務に加え、小学生の時から教えていく[redacted]べきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 年金番号[illegible]の重複などを整理していること
平成13年4月 所信表明演説時

(2) 年金記録を職務上必要がないのに見て、それを他人にもらすこと。
平成15年秋ごろ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1)について
重複などの整理は重要であるので、進めるべきと考えていた。
反省点は、年金記録の重複などが大きく問題視されることになるとの認識がなかったこと。

(2)について
本庁の指示により調査し、該当者に対する処分案を作成した。(再発防止策と)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録を直接取り扱う部署に在籍しておらず、詳しくありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人間にとって過去の記憶はあいまいなものがあり、過去を美化し都合のよいように認識することに留意が必要と考えます(ちなみに、この理由から統計調査では過去の思い出しデータは信頼に欠け、パネル調査が必要とされています)。
とりわけ避けるべきは、迅速な解決を求めるあまり、認定基準を緩めて対処しようとすることです。年金は遺族年金まで含めると何十年も支給が続き、賦課方式ですので、負担は全て若年層が負います。緩い基準で認定してしまうと、後代に極めて長期間いわれのない年金債務を負わせることになりかねません。
もちろん記録ミスがいは正されるべきであり、集中的な取組みは意味があると思いますが、記録の訂正については、客観的に見て妥当といえる証拠がある場合に限定するとの基本的方針を堅持すべきであると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を直接取り扱う部署に在籍していませんでしたが、基礎年金番号導入前の年金記録が多く未統合であることを、平成14年後半頃、一般的課題として認識しました。
当時は年金受給前(5歳時)のお知らせが推進され、これにより徐々に解決されるものと考えておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記3のとおりの立場、認識でしたので、年金記録の取扱い方に関して特段の対応はしませんでした。ただし、小生なりに、職員が正確、迅速、親切な業務処理を徹底するよう、人材育成に尽力してきたつもりです。
現時点でみた場合、やはり人材育成にはもっともっと重点的な取組みが必要であったと考えられます。土曜日の研修の時間、機会は少なすぎましたし、自己啓発やOJTを含めたトータルな人材育成プログラムの構築が必要でした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1優先順位を考慮しながら、最後の一人まで時間がかかっても粘り強く、該当者の救済の視点からの確認作業を行うべきではないか。

その際、明確な証拠がなくても、客観的な状況に基づく蓋然性によって、できるだけ救済する方向で裁定すべきではないか。

ただし、救済の財源は広く国民の負担に跳ね返ることから、その判定基準は国民的な合意に基づくべきである。したがって、その判定基準の決定は、国会審議等を経ることが望ましいと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を認識した(知った)のは、2007年3月頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員研修の中で、職員による「課題討議」や「業務改善提案」などを通じて、年金記録問題の存在についてより早く発見認識できていれば、と反省点である。

なお、今後に向けて、職員研修というものを、中央(本庁)から地方(現場)に研修を施すという一方向のものと捉えるのではなく、研修を通じて、制度や実務の問題点や課題を吸い上げて、制度的改善につなげていく「双方向」のものとして認識すべきではないか。そうすることによって、現場でどうもおかしいと気付いていた問題が、長期に放置されることで重大化してしまうということを防止することになるのではと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大半の被保険者(正直者)が馬鹿を見ることのないように解決して下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な事務を行う現状において、事務ミス等により被保険者期間の記録漏れの発生は、予期していたが、年金裁定時に期間確認にて修正を行なえば問題ないと考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者及び年金受給者のため現職時に出来る最大のサービスに努めた。(休祭日のイベント等に年金制度の広報活動等)

膨大な事務を行うために必要な予算を確保し適正な業務が実施できる職場環境をつくること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

不自然な月額変更届や逆のぼり全員喪失届が時々
分仕為入徴収官から適用課を経由して送付されてきておりました。
今考えるとこれが問題の処理だったのかと思っております。

○ また紙ベースで諸書類が進達されておりましたが当時の
私の認識ではそれが年金記録に重要だとは思っておらず
慎重に扱ってはいなかったと思っています。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○機械的に不自然なものについて全員一律救済すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○県の国民年金課長当時は、記録は受給権が発生した時点ですべて本人からの申出等によりつながり、つながると考えていた。

○退職後社会問題となった時に認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○一地方の課長の努力で解決できるような問題ではない。
(本来の籍は会計課であり文流人事で国年課長となった)
よって反省点はコメントしない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 昭和32年9月前期間のカット(期間のみ有効)で旧い報酬の記録~~なくなったので~~(必要なくなる)は必要なくなった。~~ので~~年金額算計算(は記録)がそれ以後正確であれば問題ないこと(法改正による)はあまり知られていない。

○ オンライン化ができる前に一企業一括適用は不可能であったと言われていた。

・標準報酬の記録がコンピューター発達にともない正確に行われるようになったと思うは、今のような発達はほんの十年前ではないかと思う(例、電報が漢字になったのは平成になってから)携帯電話の普及は10年前。今の技術(水準)で過去の記録問題を考へるべきでない

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 基礎年金番号導入時前の記録を凍結し、それ以後(約10年間)の記録をコンピュータ上で(一日も早く)正確にすることを考ぐ。

② それ以前については年金裁定時で請求者の客観的資料又は記憶(記入)で年金を裁定する。

③ アメリカが行っている方法を参考にする
(それでも今に数百万件の不明がでるという)

④ 記録問題を一日でも早く終うさす。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金は請求方式（法律上）で本人の記憶によることが基本

② 老後の年金である公的年金において本人の記憶及び資料が完全でないとは考えていない

③ 一生の間には本人が過去の経歴をかくすことが多いこと（あるいはかくすざるを得ないこと）、また、転職のとき年齢（生年月日）をいつわる人が多いことは当時あまり知られていなかった。（多外に）

④ そのため記録の一元的管理がむつかしく、裁定時に戸籍抄本の同時提出で年金が正しく裁定できる仕組みが法的に担保されるものと考えていた

⑤ 自分が年金受給者になったとき、提出を求められた資料・記憶などから

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 年金手帳（市及び年金管理）の提出なくして就職できないような仕組みがのぞましいが、すべての国民にそのようなことを義務ずけることは不可能。

② 多くの記録問題はコンピューターのない時期、記録容量が少ないときに発生していると思われるので、過去の記録問題の責任を職員のみに転嫁することは公平でない。（記録容量は初めK、その後メガ、最近ギガ など）当時は住所、氏名の漢字入力は不可

④ 記録問題は本人、事業所、者の協力なくして100%完全なことはできない。国民・企業にももっと協力してもらう必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回投票③

(質問 1)
特にありません。

(前提)
[redacted]
です。その頃のコンピュータはやっとカタカナが使えるようになったばかりです。処理能力もそんなにありませんでした。
最近の年金記録に対する批判の一部は現在のコンピュータの能力を前提とした議論のように感じています。

(質問 2)
本来、年金記録の確定は、被保険者が裁定請求のとき行われるものです。ですから、被保険者本人も記録を被保険者証・年金手帳等で証明する責任があるはずです。

地道に一つ一つ確認するしかないのではないでしょうか。しかし、それを保険者側だけで解決するのは不可能です。やはり被保険者の責任のルールの確立が大切です。被保険者の責任の基準を決めるべきです。今はどこまでが保険者の責任か、被保険者の責任かはっきりしないところに社会問題化の起因があるのではないでしょか。

(質問 3)
当時は、コンピュータの記録の一方で紙台帳がある。都道府県により事務処理方式に差がある。などなどいろいろなことが混在していました。今日の問題はそのハザマで起こったことも少なくないように思います。

(質問 4)
私自身は、まだ若かったこともあり、反省すべきことはないと思っています。

唯一つ、社会保険庁はあるときから、人事政策もありコンピュータの専門家を育てるのをやめたのです。このことは記録問題に愛情を持って当たる職員をなくしてしまったのではないでしょうか。
また、霞ヶ関の職員は偉くて、高井戸(業務課)の職員はだめだという風潮もあり、仕事にプライドを持つのが難しかったような気がします。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在問題になっている年金記録について解決する方策はないと思います。
これまでは裁定請求時に被保険者であった者から過去の記録が記されて一人の年金記録がつながる仕組になっているのでこれに真摯に対応するしかないでしょう。
大臣を始め民主党の方々は政府の一方的な不手際と捉えているようですが、何らかの策があって言っているのでしょうから指示に従いますとやって行くしかないでしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和34年頃年金局で被保険者記録が人口をはるかに超える数であり、これは就労者が前歴を隠すため、あるいは手帳の提示が面倒等のため新規加入として届ける方めと承知していました。でれも裁定請求時に申告されてつながるので問題はないと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の認識でしたし、記録について云々する職責はありませんでしたので特に対応しようとすることはありませんでした。

年金記録は長期に亘るものであり、事務コストも少なく納付実績に従ってきちんと年金をおさめて行く方めには政府・国民の協同が必要です。現在の仕組みが最善と思います。コンピューターの能力が低い時から予算制約の中から問題が蓄積されてしまった方と思います。国民の協力を得るべく広報に努める必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長（室長）・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

個人毎の固有番号である年金番号の設定が有識者等の反対により、長年の間実現しなかったこと。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

近道は無い。地道に、年金記録の通知と確認を続け、積み上げる以外には考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号が無かったため、他人の年金記録が離職、就職の度に、新しい番号で作られるケースがあり、それが長年の間、積み上がっていること。昭和46～50年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和49年に、欧州の社会保障先進国における年金番号の実態を調査し、報告した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職 企画課 数理調査室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[redacted]

※ 国庫負担返納問題等のために、名簿作成が行われている筈(さもなければ、返納依頼がきちんと全員に適正になされたことが疑わしくなる。)

原データを元にして、種々の分類を試みた統計作成をするためにも「a～eに○印」には抵抗を覚える。具体的な官職を記入に改めるべきである。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統計を重視し「業務の結果を統計で総括整理すること」が有益かつ必須。現状は不足。また、統計作成は「基準の明確化」が基盤。統計作成は数字からの出発でなく、原点の業務現場とつながることが肝要。統計組織を整備拡充し権限と責任を与え人材育成が肝要。

社会保険庁では(原生行政一般と同様に)、統計作成や統計による業務評価が軽視されてきた印象がある。(制度や現場事情が複雑だったとしても軽視の理由にならない。むしろ、統計が作成可能な程度まで制度を簡素化しなければならない。)

問題の根本は制度の運営(記録等)よりも、制度の複雑さの問題だと思う。年金局及び立法の問題である。例えば、条文の全該当ケースについて統計が現在把握されているか承知していないが、複雑すぎて困難という感じがする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時（H3～H5）は、こツような大きな問題が生じているという認識はなかった。（しかし、統計業務はエラー率、故障率等のチェックがつきものの作業であり、100%データクリーニングが完了しているとは思わない）
新聞報道で問題の存在を知り、自分（及び妻）へのねんきん特別便で実感した。
社会保険庁は一般に外部への説明責任に熱心でないという印象で、統計発表は説明責任のツールだが、調査をしても部内公表にとどまるなどが多く、数理調査室の統計業務もその空気の影響を受けていた。代々の幹部も統計を軽視する傾向があったと思う。

しかし、年金記録問題の元兇は何よりも、制度（の複雑さ）問題を放置してきたことだと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]。後者については、被保険者の（加入）記録を分析するとともに、保険料納付率の分析をすることが主目的であったが、分母となる被保険者記録に断然被保険者の（が存在する）問題を解消できず、公表まで至らなかった。住民基本台帳との不完全

など、年金記録問題の1つであったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られている問題が何か、これまで世間一般に知られていない問題が何かを把握していないので、わかりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務ベースで考えると、年金記録については、正当な根拠書類がある場合のみ、記録を訂正するのが適切と思います。
しかしながら、社会保険庁の今までの記録管理が不十分だったことを考えると、国民が納得できる、一定のルールのもとで、本人の申し出により記録を訂正する、弾力的な対応もありうると思います。また、その場合には、記録管理上は、本人の申し出により訂正した旨、表示しておくことが必要と思います。
将来に向けては、住民票に基礎年金番号を記載するなどの方法を検討する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、相当以前から記録の管理が不十分であり、また被保険者本人に記録内容の確認を行っていないことから、記録の整備が不十分で、問題があると認識されていましたが、年金裁定時に記録整備を行うことにより、対応するとされていました。
また、基礎年金番号の設定により、記録の整備をすすめる予定でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の設定時に、被保険者本人に対して、保有する全ての年金番号を照会し、記録の整備をすすめる計画でしたが、労働組合（自治労）の反対により、すみやかに実施することはできず、被保険者本人への照会は、生年月日順に、長期間かけて行うこととなりました。
これにより、記録の整備は大幅に遅れる結果になり、年金記録問題の一因になっていると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⓒ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

小生が担当した国民年金業務においては、市町村と県本庁・国民年金課及び社会保険事務所との連携は円滑に進められていたので、年金記録に関する問題は無かったと承知している。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の場合は、保険料が労使折半のため、業績不振の事業者にあっては納付すべき保険料を縮減操作する者があると仄聞することがあったが、これが年金記録問題の素因となっているのであれば不正行為には厳しく対処すべきであると思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生が[redacted]であり、当時は一般に年金記録問題は顕在化していなかった。現在のような事態を承知したのは、2007年になってからのことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が顕在化した時には、小生は既に退官しており、1984年9月から、当該問題に関する立場に無かった。ただ、年金業務に携わる者は、社会保障の基軸となる制度の適正な運営が為され、国民の福祉が損われることのないよう、平素から綿密で適正な事務処理を遂行するよう自戒を深め、事に当たることを期待する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和30年代、国民年金創設時から10年余、当時の革新政党等の反対運動により市町村レベルにおいて「保険料不払い」が続出、当時記録のないために市町村が「印紙」を一括購入、「納付済」とした事例が多数見られた。
こうした場合の「年金記録」の整理の実態は「不明確」なものになっていると思われる。
当時の「革新自治体」といわれる市町村の実態把握は重要なテーマといえよう。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 「記録不明ケース」については、「一定年令」(例ば70才)以上の者について国・地方自治体の責任において一定の「年金」給付を行う。
「若年令」(例えば69才以下)者については、新期間の「未処理」を求め「新定の年金給付」を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。(承知していない)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。
ただし、記録の回復について、ある程度客観性を担保することは、必要と思います。
(例えば、個人の申立のみで対応することはどうか?)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があったことについては、最近の国会、マスコミ報導で知った。
在籍中に、このような問題があったとは、全く存じていない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在の動き等に対して感じている点を申し上げます。
特にオンライン化以降、毎年の様に行われている年金制度改正が、実務的作業をふまえて行われていたかどうか。（国会結着は、よく与野党修正が行われていた気がしますが）システムとの関係で無理がなかったかどうか！気になります。
年金制度は、しっかりした制度設計のもとに、毎年改正すべきでは無いと思います。
実務担当者も十分理解できないような事態をさけるべき、国民からみても、わかりやすい制度が求められていると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 (平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長) d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかっても調査を進めるより方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の給付につながるので非常に
大切な問題と認識していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の保存に意味用紙と思いますが、
注意力が十分でなかったこともあるかも知れません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 (b.) 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録はすべてマイクロフィルムに収録されているものと信じておりました。
特に問題の存在は認識しませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c) 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にないが、不公平にならないよう処理すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 在職期間が短かったので、問題は承知していなかった。
- 報道されてから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者のことより、保険料徴収率アップに走りすぎたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知事自体が年金制度に反対、従って、
市町村等職員についても職務等に努力せず
検認率等も極めて低位であった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料の滞納等により行政処分を受けた
事業所や、国民年金の検認率の低かった
市町村を徹底的に調査しない限り、正確な
年金記録は解明できないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

前記③の問題は在籍時から危惧していたと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の知事の姿勢、労働組合員に対する本庁や知事部局の幹部の甘い態度等が今日の混乱を生んだ大きな原因である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長（国民年金課長） d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高齢者へは早期対応が必要であると思うので、保険料納付した旨の本人の申立てにより支給する。その申立てが虚偽であることが判明した場合の罰則は特に重たいものとして法定する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金業務に2年間携ったが、その間、年金記録問題は生じていない。

先きの国会における民主党の指摘で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

5,000万件と大雑把に言われても、国民の半数に近い数で言われるような問題があることが信じ難い。

当時、職員は県民の年金受給権を確保するために、特に夜間の戸別訪問による保険料の収納対策など、市町村と一体となった取り組みを進めていた。

~~その5,000万件が~~

信じ難い気持で一杯です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

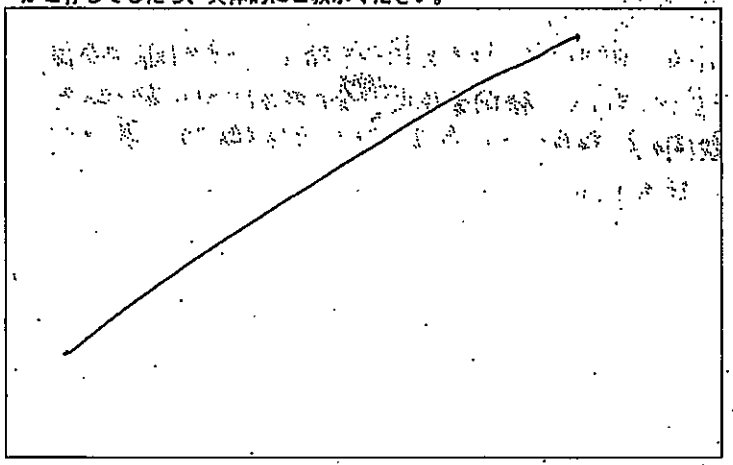

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名位のご苦労はお察し申し上げますが、被保険者受給権者の立場に立って、一層のご尽力をお願いします
高齢のため、ご協力できないことを申訳なく思います。
(86才)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生、昭和36年12月から同51年6月まで6年の国民年金保険料を延滞しましたが、被用者保険(厚生年金)は担当したことはありませんので設問の各項目について答えることができませんので、悪しからずご諒承下さい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

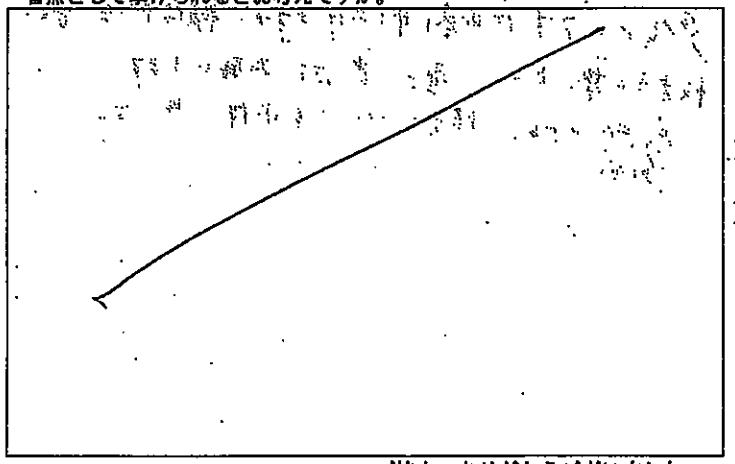

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ＊平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 [illegible]

2 [illegible]

3 [illegible]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 (c.)地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

何にも知りませんでした。
(在職期間は2年余でした。)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決にあたり、可能な限り全力を尽す。
(但し、正当者が高額をとる解決には反対です。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○適正に処理されていたものと考えていました。

○国会で問題となり知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化に基づき、全力で職務を遂行していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

御指摘の問題については、承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、厚生労働省、社会保険庁において、年金記録問題の解決に向けて検討が進められているものと認識しており、その方針に沿って進めていくことが重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、国会の関係委員会等で議論が行われていたことから、認識していました。
また、この問題は、加入者、受給者の年金にかかわる重要な問題と認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生労働省、社会保険庁において年金記録問題への取組が進められていたことから、その取組の中でこの問題へ対応しました。
現在、年金記録問題への解決に向けて検討が進められているものと認識していますが、その方針に沿って更に進めていくことが重要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b.) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

電子申請の促進

記録確認機会の一層の拡充

様々なお知らせ等のpush型サービスの充実

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未統合の記録が存在する問題と認識していた。
在籍する以前は知らなかったが、在籍してから知るようになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録の問題と認識していたため、58歳通知や年金相談の機会を通じて除々に解消することができると考えていた。
記録の誤り等の問題が相当の規模で存在することを予想していなかった。
年金の裁定時までに解決すれば足りると考え、問題を先送りする意識が長く継続したこと。その時々の処理を優先し、先のことまで余り考えていなかったこと。現状把握が不十分だったことが、主な反省点として挙げられると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票の記載内容の補足メモ

(質問2)
- 各種届出の電子化、企業内データとの連携
- 記録確認等のウェブサービスを充実させつつ、例えば、地デジテレビの普及に合わせ、テレビ画面で記録を確認し、様々なお知らせ等のプッシュ型サービスを受けることができるようにする
- 住民基本台帳と各年金保険者の加入員記録との間で本人同定の仕組みを構築

(質問3)
基礎年金番号に未統合の記録が存在する問題として認識していた。
在籍以前にはこの問題を知らなかったが、人事異動により在籍した期間中に複数の年金手帳記号番号が付番され、基礎年金番号導入後直ちに一本化された訳ではないことを知ったが、年金裁定時までに統合する取組みを進めるものと認識していた。

(質問4)
未統合の記録の問題と認識していたため、58歳通知、年金相談等の機会を通じて基礎年金番号に統合することができると考えていた。
記録の誤り等の問題が相当規模で存在することを予想しておらず、個別の年金相談に丁寧に対応することが重要と認識していた。
しかしながら、その後、記録の誤り等の問題が相当規模で存在する一方、給付事務に不要となった記録等との区別ができていないことが明らかとなったことから、以下のような点が反省点として挙げられるのではないか。
- 年金裁定時までに対応すれば足りると考え、対応を先送りする意識が長く継続したこと
- その時々の処理を優先し、将来どのような問題になるのかを十分に考えていなかったこと
- 現状把握が不十分なまま、長期間が経過したこと
- 事跡管理等の意識が欠落していたため、現状を正しく把握することが極めて困難となり、必要な対応が複雑化したこと
- 届出等に依存しているにもかかわらず、正確な届出等のための取組み不十分だったこと

また、他の情報保有機関との情報連携のための取組みが不十分だったこと

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 特にございません

※ [redacted] ましたが、実際の [redacted] でした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 申し訳ないのですが、年金実務に関しては一般的な情報しか持ち合わせていませんので、「解決方策」をお示しすることはむずかしいと考えます。

○ ただし、個別の記録に関することですので真正なものを目指して、時間と費用対効果も考慮して地道に修復作業を継続していくしかないのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 質問１の※印に記載したような事情にありましたので、[redacted]が自分自身として受け止めて考えるという問題としての認識は乏しかったと記憶しています。

○ 一般的な、報道されているような範囲での認識としては、[redacted]の頃と記憶しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 質問３にも記載しましたが、在籍当時は担当業務に忙殺されており、年金記録問題に対する問題意識としては、一般的なものにとどまっていたと記憶しています。

○ 在籍者としての「反省点」としては恐縮ながら上記の事情ですので特にございませんが、一般的な範囲で申し上げれば、「年金記録問題」の重要性の認識が組織として不十分であり、その長年の積み重ねが、~~組合との関係で~~顕在化したものと考えます。
職員組合との関係も影響していたものと個人としては推察しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「解決」というものをどこに置くかによるので何とも判断できません。
いずれにせよ投下できる資源が限られているという現実の下で重視すべき点は何かを考えれば自ずから方向性は決まるのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在のような「年金記録問題」は当時は当然のことながら認識はしていませんでした。
その後も同様です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の時点時点では限られた資源、人員の中で皆努力していたのではないか、それを今の時点でどう評価、反省すべきかというかについて貴しらに言うべき言葉は持っていません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 (3.) 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b.) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・オンラインへの記録の問題と事務処理での紙の問題を明確に分けて対応を考えるべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○未統合の記録が多数存在すること、記録自体に不完全なものが多くあることなどについて、平成17年度から聞いていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○当時、裁定時に記録を確認すればよいという数が方向の意見の大勢でしたが、もっと早い時期から確認すべきと考え、「ねんきん定期便」を発案し、特別長官から長官会議内で指示されました。

○オンライン上の記録の問題と、窓口での入力の問題、事務所での収納対策の問題が混同されてしまった点が遺憾です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の年金記録の整理については、ヒト・モノ・カネのロジスティックを確保した上で人海戦術で対応するほかないが、完全を期することは困難であり、どこかでけりをつけるためには、国民の理解が得られる水準まで記録集合を行うとともに、あわせて、記録回復を求める方々に対する簡便な救済措置を講じる必要があるのではないかと思う。

また、今後同種の問題を発生させないためには、個人のIDとして一生涯適用する社会保障番号による記録管理を行うとともに、記録確認のための年金定期便や年金手帳を発行する等のインフラ整備が不可欠である。こうしたインフラ整備を通じて、国民一人ひとりの方が常に自分の年金記録を自分で確認・管理できるようにする必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日本の年金制度の歴史から、転職等の理由により1人一方に複数の年金記録が存在し得るとの認識は当初から持っていた。
この問題の解決策として基礎年金番号が導入されたので、これにより名寄せを進め、最終的には年金裁定請求時の記録確認により複数の年金記録は統合されるものと理解していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身も含め職員の多くが、「年金給付は請求主義であり、受給権者からの権利行使があって初めて年金給付に結びつく」という制度理解を基本としており、加入者や受給者の立場に立って親切なサービスを提供するという観点からの発想が十分でなかったことは反省しなければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当事者間(加入者と保険者)に争いがある点について、基本的に加入者の主張を認め、当事者間に争いがない状態を早く実現することが肝要。

加入者の主張の正当性にあまりこだわらないことがpoint。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和62年当時 厚生年金保険課の法令補任をしていましたが、
そのような問題があることは認識していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

受給者による検証の仕組みがなかった点が組織
としての問題点だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大多解決困難な問題であると思います。

一定のパターンの下に、グレーゾーンの方も救済することで、手続を少しでも促進させる必要があると思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の下に一本化されていない記録がある(制度移行時に生じた不適切なものであると考えた)ことは、認識していましたが、このように大量で深刻なものであるという認識は、ありませんでした。
自分の受給時までに該当する方に統合されるものと考えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記憶が曖昧な部分がありますが、当時(平成14年頃)社会保険庁内で、自分の受給前の方に記録をお知らせする制度を始める準備をしていて、こうした取組により、基礎年金番号の下での記録の一本化が進められると考えていました。
当時の私としては、それで問題は解決できる、的確な対応をとっていると考えていました。事実認識が甘かったことは否定できません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている以上の問題は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁の保管している記録について、例えば住所は違っていても氏名や年金が同じである等、同じ人の記録である可能性のあるものについては、本人への確認を、郵送や訪問等ではより強くやっていくこと、あるいは加入者本人から申し出のあったものについてていねいに調査していくこと等地道な努力を重ねていくしかないのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

転職等で、同一人が、いくつもの年金番号による加入記録を持っていることが少なくなく、それをつなぎ合わせることが困難である、という認識でした。

そのことは、社会保険庁に異動してきた時に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の在籍時は、基礎年金番号の導入準備をしていた時期でした。基礎年金番号が導入されれば、それを手掛りとして、それまでの加入記録について、加入者本人にも連絡しながら順次つなぎ合わせていく作業がその後に進む予定がみえと承知していたので、基礎年金番号の導入準備に取り組みました。

現時点で思うと、年金の裁定申請の時点で、それまでの何十年にわたる加入記録を加入者本人に証明させることとしていたことに無理があったのではなかったかと思います。早い時期から、加入者に対して、毎年、その年の加入記録をお知らせして確認してもらう、という作業をしていれば、これほどの問題にはならなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の早期解決のため、積極的な事務処理を行うべきだと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・社会保険庁に在籍していた当時は、年金記録問題について その存在そのものを十分認識していませんでした。

・年金記録問題の存在することを知った時期を特定することはできません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録問題を担当する部署に配属されていなかったため、年金記録問題について特段の対応をとることはありませんでした。

・以下の点が反省点として挙げられます。

① 新たな業務を追加する場合、組合の事前了解を得るという慣行が、年金記録の訂正作業の進捗をはばんだこと

② 社会保険庁の業務に対する本省の監督機能が十分でなかったこと

③ 年金記録問題の解決策に関する現場職員の声を汲みとる努力が足りなかったこと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ⓓ その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便の充実などにより、個々人の記録をきちんと確認していくことが重要であると考えている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入され、年金記録管理のための基盤は整備されたが重複附番が存在するなど十分なものとなっておらず、過去記録の整理のために計画的に被保険者に照会を実施していたと記憶している。[redacted]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の適正な管理のために質問3の回答のような取組を進めたが、最後は年金裁定の際に本人の記録を添付することにより正しい記録に修正できると考えていた面は否定できず、その点は反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b.) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録訂正に必要な証拠書類等の要件を緩やかにして、古い記録も訂正しやすくする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

とくに問題として認識していなかった。
新聞等で報道されるようになって問題を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料納付状況を通知するなど、加入者側にも年金記録をチェックしてもらう取組が必要だったのかも。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 (d.) その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道を超える事実は了知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ある程度の状況証拠のある申し立てについては性善説に立って認めることとしてはどうかと思いますが、具体的にどの程度の証拠があれば十分とするのかは詳細を知らないので判断できません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の裁定請求時に過去の加入記録を請求者の申し立てに基づいて調査し統合する仕組みなので問題はないもので認識していました。
記録の正確性に問題があることを知ったのは、マスコミで報道されるようになった頃からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合の反省点としては、年金定期便のような形で国民一人一人が自分の加入記録を自ら確認する仕組みをもっと早く始めるべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 既に発生した記録問題の解決について、
「どの状態に回復等が実現したことをもって解決である」という一定の考え方によって変わる部分がある。
しかし、いずれにしろ、一方のみに行動や、証拠収集等を押しつけても、なかなか解決はしない。双方の相互協力が必要と考える。解決しないことは双方にとって不幸であり、解決の状態にもっていくことが双方共通の目的である。
2. 今後起こりうる記録に関する諸問題について、
意図せぬエラーにより、双方の記録の喰い違いが発生しにくい事務の仕組みを構築する必要がある。
意図的なものについても、相互チェックが可能なもの、別ルートで確認可なものはその時点であぶり出せるように仕組む。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号と結びついていない記録数についての
予備的調査の数値結果がまとめられた頃に知った。

その後、ここまで多岐に渡るパターンを内抱しているものとは
認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録に触れることのできるポジションではなかったので、
推計を行う上でのアドヴァイスを行う程度のかかわり方であった。

事務を組みあげるうえで「どの場面でどのようなエラーが発生する
可能性があるか」「そのエラーをどのように回避するか」「エラーが
起こった場合にどのようにリカバリーするか」という視点を持って
行うことが必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在任中に知り得た事実は全て公表されているので、特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変でしょうが、これまでに決められた事業を着実に推進し、世間の理解を得ていくことが出来ます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題解決に向けて、のための事実の確認、対策の確立 本日が記取り組んでいた時期であり、すでに問題は顕在化しつつありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の政府の対策の確立に向けて昼夜なく関係職員とより組んでいた時期であり、過去さふり問くというより将来どのようにするべきかに腐心しておりました。正確な事実の確認が難しく時間がかかる中で、早急な対策が求められることに苦悩しておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	[redacted] [redacted]
所属	8 [redacted] 本庁
経験官職	(以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしてら、具体的にご教示下さい。

(回答)

①厚生年金の記録管理が健康保険の上乗せとしてスタートしたこと

1941 年に厚生年金制度がスタートしたとき、その記録管理は健康保険の記録管理の仕組みを活用し、それに付加する形で行われました。このこと自体は周知のことですが、これが年金記録が「消える」根本原因になったことは忘れられていると思います。

当時、健康保険では被保険者の氏名の読みカナの表記を義務づけていませんでした。氏名の読みカナが必要なかったからです。健康保険の実施のためには、保険証を発行すれば十分で、そのためには漢字をそのまま転記すれば足りたのです。そして、診療報酬の支払は、被保険者番号だけでできます。年単位で完結する短期保険だからです。なお、被保険者の住所はもとから把握されていませんでした。それは健康保険が事業所単位で適用されるため必要がなかったためです。

ところが、長期保険である厚生年金の実施のためには、氏名は重要な情報です。転職して職場を変わったときの同一人確認には氏名が必要になる場合がしばしばあります。実際、最初の老齢年金受給者が出る 1950 年代半ばには（当時、最短１０年で受給できた）年金裁定を行うために新たに氏名索引簿が作られました。しかし、これは、便宜的な措置で、正式な原簿とはされませんでした。また、住所についても、保険者が把握していなければ、年金を請求されるまでは知りようがありません。

このように、性格が違う制度にたいおうするためには、記録管理も違う発想で行われなければならなかったのです。そうされなかったのは厚生年金制度が戦時下にスタートしたために必要な人員を確保できなかったためではないかと考えられますが、真相はわかりません。

②国民年金制度との整合性

1961 年から拠出制の国民年金がスタートしますが、個人単位で加入する地域保険であるため、当然、氏名、性別、住所が管理されることになります。また、年齢要件があるため、生年月日も管理されます。この、氏名、性別、生年月日、住所は、記録管理の基本情報と呼ばれるもので、国民年金にはこと時すでに確実な記録管理ができる条件が整っていたことになります。

この当時の年金制度は、現在のような二重加入方式でなく、通算方式でした。つまり、厚生年金に加入していた人でも退職後（55 歳定年制が一般的だった）は国民年金に 60 歳まで加入した上で、両制度を通算して２５年以上年金に加入していると、それぞれの制度から、加入期間に応じた年金が支払われる仕組みです。したがって、本来、この時点で、厚生年金についても氏名の読みカナや住所情報が整備されるべきだったと思います。しかも、翌 1962 年には実施機関として社会保険庁が発足するのですから、この時に切り替えるチャンスだったのではないかと思います。

いずれにせよ、厚生年金で氏名が正式にキーコードとして位置づけられたのは、1979

年から開始されたオンラインシステム化まで待たねばなりませんでした。しかも、読みカナの届け出が義務づけられのは、基礎年金番号導入直前の 1995 年でした。

③３制度共通の年金手帳の導入

しかし、社会保険庁も、年金記録の統合を放棄したわけではありませんでした。いまでは当の社会保険庁でもすっかり忘れられてしまっていますが、オンライン化より前の一時期、記録の統合が試みられているのです。実は、1971 年、厚生年金についても氏名の読みカナの申告を義務づけることが企画され、届書まで印刷され、全国の社会保険事務所まで配布されたのです。ところが、この計画は、国民総背番号制につながるとして反対に遭い、あっけなく潰えます。そこでやむなく、翌 1972 年に、それまで制度別（厚生年金、国民年金と当時は別制度だった船員保険）だった年金手帳を一本に統合することになりました。社会保険庁で一元的な記録管理ができないのであれば、せめて被保険者に一元的に記録を持って貰おうとしたわけです。（プロとしてのせめてもの意地を示したものと理解しています。）

しかし、年金手帳が有名無実であったことは周知の通りです。

④社会保険オンラインシステムの整備に伴う記録の訂正

その後、年金実務の重点課題は社会保険オンラインシステムの整備に移ります。これは困難を極め、当初計画の倍の期間をようして 1988 年に完成します。ただし、オンライン化の過程でそれまでばらばらだった記録の統合は相当進みました。オンラインへの記録の以降にあたっては、社会保険業務センターと社会保険事務所の間で３回、記録の確認作業が行われ原簿との照合が行われていますので、その過程でかなりの記録の訂正が行われているはずです。

いずれにせよ、厚生年金で氏名が正式にキーコードとして位置づけられたのは、1979 年から開始されたオンラインシステム化まで待たねばなりませんでした。しかも、読みカナの届け出が義務づけられのは、基礎年金番号導入直前の平成７年でした。

⑤基礎年金番号の導入

オンライン化に完了で、社会保険庁はいよいよ基礎年金番号の導入にとりかかります。当時、ドイツでは、すでに統一的な年金番号が整備され、被保険者に年金見込額のお知らせを始めていました。年金見込額を計算するためには、年金番号が一元化され、一元化された番号の下に過去の加入記録が統合されている必要があります。こうしたことも含め、情報化時代に相応しい年金サービスを行おうと言うことで、1993 年「社会保険事業将来構想」です。ここで、初めて年金番号の一本化が謳われ、内部的には、「基礎年金番号設定における基本計画」が庁議決定されます。

ところが、基礎年金番号が実際にスタートしたのは 1997 年で、しかもこれは、その時点で加入している年金制度の被保険者番号を一生変えずに使うというものに過ぎず、過去の加入記録の統合はその後の作業として残されます。逆に、それだけのものであればなぜ庁議決定からすぐにできなかったかということになりますが、その最大の要因は旧自治省の反対だったと思います。当時、自治省は住基ネットの前段階のものを

考えており、もし基礎年金番号ができてしまうと住基ネット不要論を引き起こすと危惧したものと考えられます。国民総背番号制への反発が、間接的に基礎年金番号の導入を送らせたとも言えるでしょう。

基礎年金番号について、もう一つ不幸だったのは、過去記録の統合作業を社会保険業務センターで一元的に行うことにしたことです。これは常識的にはちかしづらいことです。確かに、１億人に基礎年金番号を付番して送付するまでは、業務センターがやる方が効率的ですが、記録の統合作業は、オンライン化されているのですから、どこで作業しても同じまずです。実際、基礎年金番号を送付したところ、1200 万人から、記録が漏れているという返答がありましたが、その処理に 10 年もかかり、しかもその間に住所が変わったりして、実際に統合できたのは 900 万件に減ってしまいました。これを社会保険事務所でやっていれば、１年で処理することができたのではないでしょうか。

⑥国民年金の納付記録の消失

国民年金の納付記録消失問題は、特例納付の場合と通常の納付と場合とでは構造が違うように思われます。ここでは通常の納付について述べます。

2002 年に地方事務完成度が廃止され、社会保険庁が直接保険料徴収を行うまでは、国民年金の保険料は事実上市町村が徴収していました。国民年金は、国が保険者ですから、国が保険料を徴収することが自然ですが、そうすると膨大な人員を必要とするため、市町村を使うことになったのです。しかし、国庫金である国民年民の保険料は、財政法により国しか扱うことができないので、印紙納付制度が採用されていました。これは、国が市町村に印紙を売り、市町村が被保険者に印紙を売りさばくことで、国民から納付される保険料を国庫金で無くすというものですが、この仕組みの下では、膨大な進達漏れが生じていました。なぜなら、被保険者が保険料を納付しても、その時点では社会保険庁には一切情報が入って来ないからです。常識的に考えて、ミスが生じない方がおかしいと思います。

しかも、大変馬鹿げたことに、財政法の規定というのは絶対的なものでなく、法律を改正すれば足りることでした。実際、日本年金機構でも保険料を徴収できることができるようになるのですから。似たようなことは、年金の時効特例法でも行われています。

私は、[redacted]作業は完遂することはできませんでしたが、当時、感じたことをまとめました。一部は具体的資料が亡く、仮説ないし個人的見解に属するものも含まれていますが、これで任務の終了報告に代えさせて貰います。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（回答）

名案はありません。

しかし、相当なコストがかかってもできることは全てやるべきだと思います。なぜなら、公的年金制度は国民の信頼によって成り立っているからです。特に、社会保険方式の年金制度にはこれが当てはまります。（記録問題に国民がこれだけ関心を持ったことは、抽象的な論争を超えて、日本では社会保険方式が国民性にマッチしていることを照明したことになったと思います。）

私的年期であったなら、記録回復にコストをかけるよりも、疑わしきは支給するという効率性を重視した選択もありますが、公的年金では公正の確保が第一になります。それに、多大なコストといっても、100 年、200 年続ける、続くことからすれば大したことはありません。

そのような努力を払いつつ、国民自身に記録確認への協力を求めることが必要になります。社会保険は、一種の附合契約とも言え、国民にも自らの権利は自ら守るという行動が前提となります。質問１にお答えしたように、記録問題は様々な要因がからみあった複雑な問題であり、どこかに責任を集中させることに馴染みません。最近、[redacted]

（質問３）あなたが在籍していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（回答）

5000 万件の記録については、公表されてから知りました（平成 19 年２月？）。しかし、基礎年金番号への過去記録の統合作業が順調にいっていないことは、一般常識として知っていました。

私は、[redacted] その時から、年金手帳が、職場や制度を変わっても持ち歩いて貰うという目的通りに使われず、往々にして、事業主から被保険者本人渡されすらしていないので、職場を変わるたびに再発行されているという話を聞いていました。したがって、記録問題は容易ではないということをうすうす意識していました。このため、[redacted] この考えは、当時の社会保険庁長官と一致し、それが「社会保険事業将来構想」につながったものと理解しています。

なお、年金局在籍時に、国民年金の特例納付が行われました。様々な理由から未納者が多く、救済措置が必要だったからです。その際に夫婦の場合、どちらか片方だけが保険料を払っている人もいるという話も聞きました。したがって、夫婦のどちらかが保険料を払っていれば、その配偶者も納付していたとみなすことには慎重であるべきだと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（回答）

[redacted] 事実を知ったたときには、すでに政治問題化しており、直感的には、もう手が付けられないと思いました。[redacted] にあり、実は、入庁３年目に行う社会保険の法令に関する研修（社会保険マンにとっては最も基本的な研修）の未受講者が多数いることが判明したため、計画的に解消することに努力を傾注していましたので、特段の対応はしていません。その後、仕事として、年金記録問題がなぜ生じたのかの解明にあたりました。

すでに述べたように、現在の基準で過去を断罪することは慎むべきですが、記録問題の経緯を辿るにつけても、もっと国民に不安を与えない方法はなかったものかと思います。例えば、バラバラに存在していた記録は３億件あったものが 5000 万件まで縮まったことは基礎年金番号導入の成果です。また、手元に資料がないので数字はあいまいですが、サンプル調査によれば、5000 万件うち半分は加入期間が１年未満、国民年金にいたっては加入期間がゼロが２割ほどあったように記憶しています。これは、国民年金が適用されても保険料納付がなかったためと考えられますが、これらの記録が年金に結びつくことはないのです。なお、死んだ人の記録が多いという説明がなされたようですが、もし老齢年金に結びつく記録があれば、その方が亡くなっても遺族年金に反映されることもあるので、適当な説明とは思われません。

最後に、私自身の責任の問題について述べておきたいと思います。私は、職務として年金記録の管理に携わることはありませんでした。しかし、民間の会社で言えば役員に相当する指定職をさせていただいたので、所属する組織が起こした問題について道義的責任は負うべきものと考えております。では何をするのかというと、記録回復のためにボランティア的に活動をされている方もいらっしゃると聞いていますが、私の場合は、事実関係をより正確に伝えていくことではないかと思います。しかし、業務上知り得た情報を安易に公表することは許されませんので、なかなか難しい面もあります。

いずれにしましても、我が国の年金制度は、財政的には健全性が非常に高く、国際的に誇れますが（100 年安心が 80 年に縮まったとしても、そこまで長期の安定が見通せる制度はそうありません。大胆な改革を行ったスウェーデンでも、確証できる期間は 40 年程度です。）、事務処理のまずさから信頼性が大きく揺らいでしまったのが現状ではないでしょうか。 国民の信頼を回復するための妙案はありませんが、少なくとも事務処理システムの設計と運用にもっと人材と資金を投入すべきです。事務処理システムへの資源投入が少ないことは、国際的に見ても明らかです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	何かの間違いでしょう。私は退職していませんで。 ~~退職者~~
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 現在の方針を確実に進めること。

② 年金に対する信頼をとり戻すため、教育・公報を積極的に行うこと。

③ 与野党会わて0次の方針を一本化して付け出れっても考えないこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今のような問題は知りませんでしたが、年金番号を作って記録を一元化することは必要と思っていました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 基礎年金番号設定が必要と考えました。

② こんな問題があることを知らなかったことが反省点

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⓑ 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(抽象的な回答で恐縮ですが)国民の信頼の回復に向けて全力で取り組む努力を引き続き行うとともに、効率を第一で、さらに良い策があれば、それを実行すべきであると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は年金記録問題が社会問題になる以前に社会保険庁に在籍したことはない。(在籍前は、この問題を国会やマスコミ報道などで知っていた程度であると思う。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が在籍した時点本既に検証委員会等による検証が行われて報告書が出された時期であり、誠実に対応した。(私が在籍した時点ではいほとんど多くの核場の同僚は大変な教育をこなしていた。)
国民の信頼を損なったことが最大の反省点であると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各種の突き合わせ等の作業は、真実の解明への限界や費用の観点もあることから、現在取り組んでいる一定以上の努力を尽くした後は、年金記録をいつでも容易に本人が確認できる仕組みを周知するとともに、本人の申し立てに対して証拠が不完全でも一定の割り切りの下で記録訂正を行うことが重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]し、日夜社会保険庁の改革に取り組みましたが、平成１６年当時は、社会保険庁改革の問題は、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、個人情報保護の徹底、保険料徴収の徹底、組織の改革であり、年金記録問題は全く認識しておりませんでした。

私が年金記録問題の存在を知り、国民に対して誠に申し訳のない重大な事態であると認識したのは、平成１９年に想像を超える様々な事実が明らかになってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成１９年に年金記録問題が明らかになり、組織全体として、日夜、問題の把握や説明、対応策の検討、実施に取り組みました。

年金記録問題が生じた原因は、長年の社会保険庁の組織管理、業務管理の問題の積み重なりです。その根本的な原因は、業務実施組織にふさわしい人事管理、とりわけ業務に精通しかつ能力も高い幹部の育成、幹部登用を行ってこなかったことにあり、最大の反省点であると考えています。

また、問題が明確になって以降の社会保険庁の対応については、問題の大きさに対して、人材の質・量が不足し、対応が追い付かなかったことが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、社保除角が認識している内容と年金記録情報とが食いちがっているという問題。存在を知った時期は覚えていません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、[redacted]という電話相談体制等の拡充によって対応しようとしました。

現時点でみると、もう少し早く、組織としての問題に取り組むべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に付加することは、ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]の聴取に応じており、付加することはありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在任当時、標準報酬月額遡及訂正事業を担当していたが、この事案については既に公表されている。
また、年金記録問題の関係領域として保険料の還付金の不適正処理事案があったが、調査結果は公表されている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本的には、社会保険庁が行ってきた年金記録問題の解決に向けた対応策を日本年金機構においてもしっかりと引き継ぎ、過去の記録の照合、受給者や被保険者への記録内容のお知らせと確認等により、優先順位をつけて地道に記録の統合に向けた作業を行っていくほかないと思われる。厚生労働省においては、年金業務を担当する年金局が中心となって責任を持って作業の進捗を管理していくことが必要である。
また、過去の記録の回復だけでなく、今後同様の事態が生じないよう、日本年金機構においては本部から現場まで一体となった組織管理、職員の意識の保持、システムに対する高度な知見が必要であり、これも厚生労働省としても支援し、監督していくことが必要であると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、国民年金制度に対する国民の信頼を損なうものであり、何としてでも解決しなければならない問題として認識していた。同時に、過去何十年にもわたる問題が構造的な複雑なものとして解決には相当の労力を要し、この原因を作りだした厚生労働省、社会保険庁の職員として責任を感じ、今後も背負い続けていく問題であると認識していた。

こうやって基礎年金と未統合の記録の五千万件の存在は、元を辿れば、個別的調査の結果、統合がとられることとして契機に知り、時に在籍している年齢層の方にも多数いることが判明したことは深刻なものと思われた。

標準報酬月額等遡及訂正問題については、年金記録確認第三者委員会のあっせん事案において平成19年5月以降事例が見られはじめ、年末にかけて事例が増加傾向となったことから問題の広がりを感じた。年明けから新聞報道や国会での問題指摘によりしっかり対応しなければならない、と思ったが不適正な処理があるかは個別に調査が必要であり、相当労力が必要な事案と思われた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

標準報酬月額等遡及適正事案については、不適正な処理があれば厳正に対処することが必要と感じ、疑いのある事案に対しては関係者への調査など可能な限りの調査を進めたが、相当に古い事案を多く、業務等も残っておらず、限界があった。また社会保険庁全体の年金記録問題への人的資源の投入の優先順位から、この問題への対応は後順位にならざるをえなかったが、後に、コンピューターの記録による抽出等が可能になり進んだことはよかった。しかしながら、解決に向けた努力は相当なものが必要である。

年金記録問題は本庁から社会保険事務所までの組織全体に対するマネジメントの不足、一体感の欠如が原因としてあったと思われる。その根底としては平成16年度に地方事務官制度が廃止されるまで本庁と現場の県の組織(保険課、国民年金課)とが別々の体制となっており、本庁も現場の組織の管理に対する意識が薄かったように思われる。ある時期まで地方事務官制度の廃止プラスへの切替えもしていたようだが、これが徹底しておりお現場へのマネジメントへの意識も働かなかったのではないかと思われる。こうした結果、本庁は現場の業務を知らず、ルールも示さず現場任せになり、不適正な業務処理がまん延したと思われる。こう言った反省点に立って厚生労働省、日本年金機構は責任を持った業務処理を行う必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題については精力的な検討と取組が重ねられてきたと承知しており、これまでの蓄積を踏まえ、着実に取組を進めていくことが適切と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中にこの問題が明らかとなり、問題の所在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の解決に向けた取組を行いました。

長年にわたる地方事務官制度の存続、年金実務執行に係る組織・人事体制等多岐にわたる複合的な要因がこの問題の根底にあると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民に状況を適確にお知らせしながら
未統合記録の解明に取り組んでいくことだと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金への国民の信頼を失なわせた
重大な問題だと考えていた。
社会保険庁に在籍する以前より新聞報道等で
この問題を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金を担当していなかったため対応としてお答えするものは
ありませんが、問題の所在を国民に明らかにして
取り組んでいくというところが不足していたのだと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

システムで対応できるものはできる限りシステム化して、
ねんきん特別便の送付、各種相談、記録の突合などの
作業を並行して行っていくことが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変な問題であると思いましたが、後に明らかになったような深刻な問題であるという認識はありませんでした。　時期は記憶にありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題について対応はしていません。本件については、記録の適正な管理という年金制度の根幹に関する事務について組織としての認識の不足、職員の意識、ガバナンスの欠如等長年にわたり積み重なった問題と考える。現場の問題について、地方議会のチェックが働かないことも一因と考えられる。これらの構造的問題に対応が組織として行えなかったことが反省点として挙げられると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ②. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.) 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでに報道されているもの以外で承知しているものはない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在すでに様々な方法で取り組んでおり、これを促進につなげることにより対応する以外の考えはない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時に，政管健保（厚生年金）の被保険者の適用について，適用事業所が事業を継続しているにもかかわらず，事業を止めたとして全喪届を出しているケースがあるのではないかという問題の指摘があったことを記憶している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

詳細については記憶していないが，地方事務局に対して全喪届受理にあたって充分な確認を行うよう指示をしたり，また，未適用事業所と洗い出すための取組み（雇用保険の適用事業所のデータと社会保険の適用事業所のデータの突合による未適用事業所の把握，社会保険労務士に委嘱して適用を勧奨するための取組み等）を進めていたので，これを進めていけば，対応できるのではないかと考えていた。

地方事務局の取り組み状況について，保険料納付率を主な評価基準として評価していたように記憶しているが，これに加えて，被保険者数や適用事業所数の動向等，多元的な指標をもとに，評価し，その取り組みの動向を把握することが必要ではなかったかと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b.) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

直接関わっていないので詳しいことはわかりませんが、記録回復者には膨大な作業が必要であることから、まず受給者については最優先で行うべきはもちろんですが、それ以外の方については裁定時に、しっかりと確認する、本人の記憶と異なる場合にはその段階でしっかりチェックするなど、確実的、段階的に進めるしかないように思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

医療保険課に所属していたので、年金記録問題を認識してはいなかった。
但し、「報酬を低く改ざんされた」ことについて、被保険者から訴訟が起こされたため、事務所の関与は明確には分からなかったが、そのようなことがあることは認識していた。
記録問題が恒常的に存在することを知ったのは、国会等で取り上げられてからであった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

訴訟では、現場の社会保険事務所の関与がなかったか、何度も確認させたが、その時点では確認できなかった。
詳しい知識がない自分としては、明確なことは言えないが、当時も直接、年金記録の問題に関わっている職員から、幹部にきちんと問題点を上げて判断を仰げば、もっと早く適切な対策に着手できたと思う。そういう意味で、旧社会保険庁の「悪いことは、できるだけ伏せて、上司に報告しない」という体質と関連が深いと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問１について)
これまで世間一般に知られていない問題で、私が知っている問題は、ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問２について)
現時点で年金記録問題の解決に向けてとるべき方策については、既に着手され、鋭意進められていると認識しており、追加的方策について考えつくものはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問３について)
社会保険庁に在籍していたときは、医療保険の担当であり、年金記録問題については承知していませんでした。問題を知ったのは、この問題が公になったときです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問４について)
社会保険庁に在籍していた時点では、対応すべき部署ではなく、自分が所管する年金記録問題以外の山積する諸課題に鋭意取り組んでいました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a) 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

予算と人員を重点的に投入していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民の皆様の信頼を回復していくために最優先で取り組むべき問題であると認識していました。
新聞等の報道でとりあげられるようになったときに知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談窓口の増設など、他の職員と協力して最優先で取り組みました。
相談窓口で対応できる専門知識を有する職員の養成という面では必ずしも十分でなかったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.) 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

ともに、日本の年金を請求する窓口に外国の年金実施庁がなるという業務が新たに発生します。そのために、どのような情報を交換し、どのような連絡体制を設けるかということについて協定を締結するといった業務でした。

社会保険庁に在籍はしていましたが、在籍当時は、年金記録についての関わりはなく、これまで世間一般に知られていない問題は承知していません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに起きてしまった年金記録問題の解決に向けては、新たな、よい知恵は思い浮かびません。

今後、新たな記録問題が発生しないようにするという観点から、少々申し述べます。

皆がそうだとまでは言えませんが、年金手帳は表紙が厚紙でいかにも大事そうに見えますので、きちんとしまっておこうと考えます。しかし、基礎年金番号の通知書も住基番号の通知書も、普通の紙１枚でした。どこにいったのかすぐにはわかりません。その意味からも、年金通帳は、大変よいと思います。

また、民間の生保や損保の手続きでは、かつては、外交員がほとんど埋めてくれて、判子だけ押せばよいということが普通だったと思いますが、最近は、本人が確実にしなければなりませんし、契約内容の確認書も時々送られてくるというように変化しています。そういう意味で、特別便や定期便といったことも、時宜にかなっているように思います。さらに言えば、厚生年金では、事業主が届出や保険料納付などを行っていますが、本人による確認はなされていません。民間の保険と比較すると、時代遅れのように感じます。国税の年末調整は、昔から本人が提出した、被扶養者や生命保険加入の情報に基づいて行われています。今後、年金記録問題が起こらないようにするためには、事業所等の負担が大きいかもしれませんが本人のかかわりを、もっと求めることが必要ではないでしょうか。また、事業主や本人から提出された書類は、保存することも重要と思いますし、可能ならば、画像データのような形で、全国どこでも、参照できるようにすることがよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

外国の年金庁との交渉業務に取り組む中にあって、正直申し上げて、記録問題については、在籍中は殆ども認識しておりませんでした。ただ、ちょうど、基礎年金番号が全国民に通知された頃でもありました。私の妻は、結婚前ＯＬの時に転職していたので、年金手帳が二つありました。送られてきた基礎年金番号の通知書には、当時の第３号被保険者としての番号と、結婚直前の厚生年金の番号は、基礎年金番号に統合されていましたが、もう一つ前の会社の番号は記入されていませんでした。昔の年金手帳を探し出して、もう一つ番号があることを記入して返送させました。そのとき、皆がこのようなことはできないだろうから、過去の年金の記録を基礎年金番号に統合するのは、長期間を要する大変な業務であろうなあと思ったことは、よく覚えています。宙に浮いた年金記録５０００万件が報道されたときは、あり得べきことだと思いました。しかし、保険料を納付した記録がないケースがあること、コンピューター入力されたものが相当誤っていることや入力されてもいない記録があることなどは、その後の報道を通じて知りました。標準報酬の改ざんに至っては想像を絶します。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

約１０年前の在籍時には、特段の対応はしていません。反省点としては、(質問２)に述べたように本人の関わりをもっと強くするとか、本人による確認をきちんと行う事務体制を築くということが必要だったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2.) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.) 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

担当でないのでわかりません。
コツコツ作業するだけだと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

部署も異なっていたので具体的に考えたことはなかったと思います。
具体的な問題として知ったのは、この問題が口会等で議論されるようになってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当した経験がないので、具体的にお答えできません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一年数ヶ月前まで年金記録問題に従事しておりましたので、私が思っている方策は、現在すべて実施されていると思います。早期の解決のためには人、モノ、カネを投入するほかにありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が生じたため、その担当管理官として従事することになりました。

また、それに先立ち社会保険庁に在籍していたことがありますが、医療保険や組織改革に携わり、直接、年金の事務には関わっていませんでしたので、記録が正確でない場合も一部にはあるが、年金の裁定の際に訂正が行われているものとの認識でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当管理官として、ねんきん特別便の実施を始め、様々な対策に取り組みました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このような問題を生じさせた責任を感じて、まずは一件一件正しい記録を回復させる努力に全力をふり絞ることが必要と考える。そのためには、様々な方の意見を広く伺いつつ考えられる方策を一つずつ積み上げていくしかないと思う。その意味では地道な、確実な努力を重ねるべきと考える。一方、よく言われる「一括補償」については、現時点ではまずは前述の、取り得る方策をコツコツと積み上げていき、様々な方策を講じた後に(大変不幸なことだが)俗に判明しない記録が残っているのならば、その時に改めて国民の判断を伺いながら、その先の採るべき方策を考えていくべきではないか、と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、[redacted]には、全く知らなかったし、想像もしていなかった。
また、問題の存在を知ったのは、国会等において、大きな論点となってからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知らなかったとは言え、社保庁に在籍した者として深く反省しているし、国民の皆様には深く謝らねばならないと思っている。その上で、問題の背景としては、①記録の管理については当然適切に行われているという思い込み（前提）の下に、担当職員に任しておけばいいと思っていた社保庁の組織全体の体質・風土 ②今後ますます重要となる年金業務を担っている以上、庁という組織は絶対つぶれないという組織への安住感 ③②の安住感を基とした、お客様第一ではなく、組織内の平穏を第一としようとした視点等があげられ、それを改められなかったことは、自分にとって大変恥しいことと思う。新しい年金機構においては、このような庁の体質を一掃し、トップ・幹部と構成員・本部と地方が一体となり、お客様目線に立った緊張感ある運営を望みたいし、自分としても、それを目指して努力していきたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金相談、年金裁定時の調査の充実。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度が分立していることから，記録も統合されていない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号制度の導入，

・記録統合への国民に対する広報

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政の側においても、人手とお金をかけることが必要。
国民の側でも自分で容易に確認できる体制の確保。
(インターネットでの確認をしやすくすること。相談体制)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたのはかなり前で、また、短期間であったので、年金記録問題の存在を知りませんでした。
存在を知ったのはマスコミで報道されてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保庁の体質が反省点としてあると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2.) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b.) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

証拠がなくても、申請者の記憶で言い値で年金を支給し、下一虚偽申告があれば刑罰を科す方向で、大幅に基準を緩和する方向がいいと思います。

今後の、国民年金の保険料方式を維持したまま納付率を大幅に改善することは極めて困難なので、数十年の経過期間が必要だとしても、基礎年金は税方式化する必要があると思います。

(このままだと、将来大量に無年金者、低年金者が出現し、生活保護者増大を招くと危惧します)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時、問題の存在を全く知りませんでした。
存在を知ったのは、社保庁を離れてから、
各種報道をみた2007年頃だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の存在を知ったのは、社保庁を離れてからですので、特段の対応はありません。

制度を作った後、それがうまく機能しているかどうかの検証、必要に応じての修正といった仕組みが必要だったと思います。
(記録問題のほか、零細事業所への厚生年金適用、国民年金の20才からの適用、納付率の問題も、同様と思います。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで世間一般に知られていない問題は知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている年金記録問題への取組を引き続き着実に進めることが重要と考えます。
一方で、今後、新たな問題というおこさないよう、初めて年金の加入者となる20歳到達時や、年金受給開始時には、年金記録の管理の重要性や年金制度のしくみについて、十分なPR等を行うことも重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が社会保険庁に在籍していたとき、基礎年金番号が導入されました。
その結果、加入した制度ごとに管理されていた年金記録を通算して確認することができるようになり、同一の加入期間が二つの制度に重複記録されていたり、就業状況申告書からみて加入していなければずの期間が未加入となっているなどの事例があることを知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3で述べた問題については、社会保険庁として実務上の対応を行ったり、年金法の改正により資格変更の届出の特例を設けたりして、解消するよう努力が行われた。
つまり、それというよりは、社会保険庁、年金局、厚生労働省として対応がなされたということです。
現時点でみた場合、上記の努力・対応は、将来に向かって継続的に行うという性格がうすかったと思います。
現在行われているねんきん定期便が当時から行われていれば事態の改善が図られたのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b.) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し訳ありませんが 現在行われている以上より良い考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞等で報道されるまでは知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新聞等で報道されるまでは知りませんでしたので特段ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生本省から行へ2年間と短い出向でもあり
承知していませんでした。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大臣の指示に基づき現在行なわれている方法で
検証されることが最良だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成11～12年まで在籍当時は地方事務官廃止
社会保険事務局の立ち上げ等の為、この問題は認識がなかった。
認識としては、市町村窓口の収納から社会保険事務所(国)に変って、収納率の低下比例の懸念の方があったと思う。
年金記録問題の認識は現在になってからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b.) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、マスコミ等で報じられ出ていた一般的な問題以外は知りませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成12年4月から平成15年3月まで斉に在籍していましたが、当時は、国民年金業務が国（社会保険事務局）に移管され、市町村には、国民年金第一号被保険者に関する資格の得喪失等の法定受託事務と納付勧奨等の協力連携事務が残されていたため、収納率の低下を防ぐため、市町村との調整に苦慮していた時でした。
ご質問の問題の存在ですが、在職中は、未統合、未登録等があるとは、全く承知していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で、斉に在籍した短期間の浅い知識と世間一般として考えられることは、
① 裁定時主義（申請主義）にたよりすぎ、国民の大切な年金記録の正確な作成、保管・管理することが、一部で欠如されていた。
② 職員団体による人員削減、労務強化、中央集権化等を理由とした事前協議の慣行により、業務がスムーズに進まなかった等
が反省すべき点と思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻厚生労働大臣の考えに基づき実施

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、年金記録問題は特に認識していなく、そのような問題を知ったのは、離職後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の回答通り。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1.) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c.) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時の役職が、そういった大切な問題があること自体 知らなかった。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多少の時間が掛っても、間違のないよう慎重に行う必要があると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問ハと同じ。なお、問題の存在を知ったのは、国会での議論やテレビ等のマスコミ報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問ハと同じ。なお、反省点として考えられるのは、公的年金は請求主義であり、請求がなされた時点で確認すればよいという認識があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ①. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道以上の事は承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間で記録のチェックを行う必要があることから、十分な体制を確保して取り組むべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍したのは、地方事務官から国家公務員になった年で、保険料の徴収事務を社会保険事務所が直接行うこととなった事による混乱の最中であり、収納率の低下防止に奔走していた。

問題の存在を知ったのはマスコミ報道による。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳から電子媒体に移行する時の準備体制が不十分であったと聞いた事があるので、今回は同じ轍を踏まぬよう十分な体制でチェックを行う必要があると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (1) 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 (c) 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・全ての記録をチェックすることも大事だが、費用対効果も併せて検討すべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・国民年金について、市町村が実施していた部分があり
この移管に伴い様々な問題が発生したものと多くの
平成15年頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・直接の担当でなかったため、特に対応について具体的には
考えていない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 (2) その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 (b) 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたることはありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の業務は、被保険者の年金記録を生涯にわたり正確に管理する必要があるなどの点で困難を伴うものですが、そのような中で制度を適正に運用していくためには、国民の皆様から御協力をいただける環境を醸成する必要があろうかと思います。

そのためには、日々の業務の積み重ねの中で、地道に信頼回復に努めることがすべての前提になるものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁職員のコンプライアンス意識や事務処理ルールの整備状況など様々な要因が複合的に絡み合って不適正な事務処理等がなされた問題と認識しておりました。

年金記録問題を自身の職務と関連のあるものとして認識したのは、平成20年7月であります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

主として遡及訂正の問題に関して、外形のみでは必ずしも不適正な処理か判断できない部分もあったため、個々の事案の内容を一件ずつ見極めようというスタンスで実態解明作業に取り組みました。また全国統一的かつしっかりとした事務処理ルールが重要との認識の下、添付書類の確認ルールの検証・見直しなどに取り組みました。

事務処理の統一化、標準化の重要性については日本年金機構の業務運営に当たって十分配慮していただきたいと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 ⓑ 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん定期便等の作業を着実に行っていくことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等が遡及訂正され、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがあったため、調査の必要性を認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問3)の回答欄記載の遡及記録訂正事案について調査を開始し、報告等を行いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請主義に対し、大幅に職権主義を導入する（夫の加入制度変更に伴う妻の第3号被保険者の届出の問題）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和が年頃、年金手帳のスタート時点で、結婚による氏名変更により記録がつながらなくなるケースが多いことなどから、手帳の必要性が課題されていた。なお、その後においては年金記録については業務センターの専管業務であると考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金手帳は、制度的にみても不十分なものではあったが、それでも意味あるものと考えていた。将来、基礎年金番号で最終的には解決されるものとは思ったが、しかし申請主義の問題などが残っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されていない事柄で、気になっている具体的事実を二、三揚げる。

1. 被保険者の資格を証明し、記録の大切さを知らしめる役割を果たす年金手帳の大切さについて、これまで審議会答申でも述べられ、当局が周知に努めてきた筈だが、この紛失あるいは重複所持がどうなっているか。被保険者側にも自主努力の責任があるのでは…。

2. 在職老齢年金の受給あるいは増額のために資格喪失(パート化)、報酬不減額を希望し、実行している(時には遡及して)事例がかなりある。記録を訂正すると年金返納になるのではないか。

3. 国年の任意加入者は、保険料の納付を怠ると資格喪失となる規定があった筈。「知らないうちに脱退」との報道が役所の落度のように言われているが、当局や職員はよく説明しているのだろうか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 「解決」は難しいのではないか。当局は最善の努力を払うべきだが、行政庁として出来ることには限度がある。
- 報道機関の論調からすると、「解決」とは「不満の解消」を言うのであろうが、完全にこれができるとは思えない。

(理由)　1　被保険者側の思い違いがある。たとえば国保料その他の納付を国年保険料納付と錯覚している者がいる。

2　厚年記録は、事業主の届出に基づいているが、この届出が真正でないかも知れない。氏名、年齢を確認しないでの届入れ、保険料縮限のための報酬届出額の改定など。

- 「解決」する恵収の方針公表はすべきでない。
できることを地道に実行し、その努力を知ってもらうことしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 被保険者にも 事業主にも 資格記録が 将来の年金給付の基礎となる重要な資料であるとの認識が薄かった。
このため、資格を証明する 被保険者証、年金手帳を重複して取得、保持し、あるいは廃棄する 者が多数存在したこと。

○ これは、[redacted] に知った。当時、[redacted]勤務。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 被保険者が自分の資格記録を正確かつ容易に知り得る機構組織の構築（体制およびシステム）が基盤となるので、そのため オンライン・システムの進捗に努めた。

○ 反省点としては、記録に投入する資源量（予算と人員）が決定的に不足していたが、査定当局の理解を得られなかったし、国策全体（単年度予算主義、定数削減）からも困難だった。
社保庁内部では、記録問題は一部の部署の認識に止まり、組織全体の問題意識は希薄だった。これには、地方事務官問題が最大かつ決定的な影響を及ぼしたと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長妻大臣のご指示に従って以後皆さんに精一杯元気よく働いていただくしかない、と考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]に着任してから年末までは、庁の組織改革[redacted]に追われ、年明けからはOECDにおける[redacted]社会保障大臣会合に向けての準備に没頭しており、年金記録問題については、全く認識がありませんでした。
問題の存在を知ったのは、5千万件云々とマスコミで報じられたときが最初です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この数年来マスコミ報道で知ったところですので、どう対応すべきか殆ど何も分りませんし、年金特別便など社会保険庁からの連絡に、誠実にお答えするのみです。
このような大きな問題があることに全く気づかなかったのは何故なのか、これこそが反省点です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、厚生省在職中、医療保険の業務には長い間従事しましたが、年金保険については、企画(の企画)に半年だけ従事し、年金記録の企画や現業業務に従事したことはありません。従って、残念ながらご質問にお答えできる知識経験がありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民にとって不利益な点は、是正すべきと思いますが、一方で年金不信の風潮があることは好ましくないと考えられます。国民に向けて、年金制度の理解を深めるような方策を講じて頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在職中には、年金記録問題が大きく取上げられたご記憶はありません.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 　*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]に報告、決裁などを通して知り得た事実以外には特段のものはありません。

但し、昭和28～29年頃の関西地方のある県の社会保険事務所における年金保険料の収納事務における原簿等処理の状況の一端について説明を受け、常組の通部以前の問題として、この事務に携わる職員のモラルの低さ管理・指導の甘さに基礎当時の記憶があります(平成20年初め頃、都道府県間の格差も大きいと思われる)

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政権が安定している間に2～3年の短期集中で、人員・経費を投入して一気に解決するしかないと思われる。「投資生産」が多少甘くなることについては、国民一般の理解は得られると思う(解決が長引けば、この点についても貧富が多くみてきて厄介なことになると思う)

また、年金記録の不完全の原因が被保険者本人からの社会保険事務所への届ければ帰国する場合(特に生年月日の操作)には、当初の産業の責任について不問とする旨の広報も必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年2月頃、国会予算委員会のマスコミ報道等を通じ、社会保険庁への信頼の服務に関わる重大問題であるとの認識を有するに至る[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各社会保険事務所の期限志向の強化、本庁からの指導に基いた、拠点の年金期限センターへの職員の派遣についての最大限のお対応。特許にする個人の各事務所への訪問、指導の徹底に[redacted]

（反省点）
① 職員の資質（管理者も含め、年金業務の重要性に相応しい人材が補償されていない）
② 制度設計の甘さ（年金制度成熟時を見据えたプログラム等定が進めた）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

迅速に処理にとりくむしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題については特別の認識はなかった。
数年前に新聞等の報等により
知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。
申請主義という仕組みが当然にあると
思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している事をスピードアップすれば良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]会審議の際、[redacted]
それを見ていただきたい。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の"[redacted]"での対応を見ていただきたい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ等を通じた普及啓発と年金通知を繰り返し実施することが重要ではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一元化していくことにより、適切な把握ができると考えていました。問題があることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて、適正なものとなっていくものと考えていました。その点のアピールが十分でなかったかどうかという問題が残ると思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問3，4に関連して述べました。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険業務を離れて[redacted]以上過ぎており、私も[redacted]を過ぎましたので記憶、判断力とも衰えていると自覚していますので特段申し上げることはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 昭和30年代初期に、過去の厚生年金の記録の整理を行い、その後順調に至過していると承知していた。（年金部長当時）

② [redacted]総務課機械化準備室で、東京都の記録のコンピューター記録へ陣事換を計っていると承知した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① →1) 国民年金の事務は市町村に使っていたので困難を伴うことが多いと推測された。
現状及び現状に至る至過を承知していないので意見の述べようがありません。
→2) 年金の記録を扱う業務課が高校にあり、業務課長に任せきりになっていたことが悔まれます。

② 総務課機械化準備室と年金部業務課の業務との連絡調整を図ろうと、共同で検討を初めたが、双方のコンピューターに（業務課は日立、総務課は富士通）断念したことに未練があった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の完全な解明は難しいのではないか。
これ以上は無理というところまでやった上で、社会保障番号の早期導入など将来に向けきちんとした体制づくりに全力を注ぐ方がいいのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中 年金業務の適正な処理のための業務執行体制の強化が必要という認識はあったが、年金記録に今いわれているような大きな問題があるということはきいたことはなく、問題の認識は全くなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題はいろいろな要素要因が複雑にからみ、多(長い間に)重なり合っておきたのであろう。職員の意識、組織の運営にも一因があったとすれば、遺憾であり、当然改めなければならない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実現可能な方策を着実に実施していく以外ないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年金記録問題」と呼ばれる問題が存在していることを認識していなかったし、職場で議論や検討の対象となることもなかった。国会等で取り上げられ社会問題化して初めて知るところとなった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人事や職場環境の閉鎖性が長期にわたって続いたところに基本的な問題があったのではないかと考えている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者、被保険者の記録に照合できる記録の確定。一人一番号の徹底。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の番号による管理のため、被保険者記録に統合されておらず、裁定の迅速化、被保険者サービスの向上が図れない。
基礎年金番号の導入の議論の前後。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入。
基礎年金番号導入の趣旨が徹底されなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① その人の年金番号は生涯変らないものであること。

② 人は必ずミスをするものであることを前提に入力ミスを防ぐための ダブルチェック制の徹底を期する事。(今のコンピューター技術をもってすれば、技術と過ぎのダブルチェックも可能の筈)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 [redacted] c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 過去の不明な期間等については、[redacted]時効を限定して
ある程度一括認める等の立法措置を検討してはどうか

(2) 関係職員の大中力人を増、教育の充実が必要である

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金局に在職していたとき [redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度的な対応（基本枠については時効を援用切り）が
可能なものについては 対応した.
国家公務員の定員増ばせづみしく、国民年金発足時に 関係当局
組合の反対を強く 市務処理の体制づくりが十分でなかった
ことが悔られる

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国会審議、報道等で知り得ている案件以外は具体的には承知していない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大臣の指導のもとに庁そしてその後継組織において計画的・効率的に全力で取り組むことが唯一の解決への道であり、その中で国民の意見がおおむね達成感ありとなってきた時期を逃さずにとらえて大きな政治判断を形成する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]庁に勤務した関係から、[redacted]見ていただけであるため、この問題が存在することを知ったのは年金制度に[redacted]携わった[redacted]からである。公的年金制度がその本質を超長期にわたる加入者保険料納付記録個別管理システムに貫いており、半世紀以上前の制度発足以来、特に当時からの情報処理技術からみて、当時の行政官の思慮分別からは長期の適正な管理は無理としか言いようのない制度・政策であったのを、時の大きな政治判断として導入した結果でもある。一方において今日の高齢社会にあって年間５０兆円を上回る公的年金給付を支給できているからこそ何とか社会的安定が保たれていること、そこに国民全体の期待がかかっている。国民の信頼を取り戻し、公的年金を未来に繋げていくことが政府の重大な責任であるとの思いにたって取り組んでいかなければならない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時をふりかえれば、庁の仕事に携わっていなかった以上、当時の対応はありえませんでした。現在の考え方は上記にのべたとおりです。今後、新年金局と日本年金機構に体制が別れた後に将来に向けて次第に顕在化するであろう反省点として、健康保険・厚生年金の適用事業所基準やパートを含む非正規労働者の適用基準の曖昧さがある。これまで庁が行政庁であったがために第一義的にはその裁量に従うのが行政法的にはやむを得ずかつ正しかったのであるが、今後第一線を担う日本年金機構は行政庁ではなく、曖昧な裁量で収める権限がないために、その明確化が新年金局に重い課題としてのしかかってくることである。この周辺での年金記録問題が第三者委員会にも多いのではないかとも推察される。抜本的な新所得比例年金制度とその実務の検討の中で国民健康保険との関係も含めて回答を見出していかなければならないと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長く申請主義の下で運営されてきた年金記録の確認には国民の皆様方のご協力が不可欠であり、ある程度時間のかかる地道な作業とならざるを得ない。これまでも行われている、
○全員に送付される特別便や定期便での確認を再度徹底
○無回答者への最低１回の電話や訪問調査の実施
○第三者委員会の弾力的な運用（ただし、フリーライダーを排除する方策の併せての導入）
○記録改ざん等が明確な記録については早急に原状回復
○同一人に２つ以上の付番がされているケースの早急な名寄せ　等
といった作業を丁寧に着実に実施していくしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]所管事項説明の際、社会保険業務センターの当面の課題の中で、基礎年金番号が同一人に２つ以上付番されているケースが相当数あり、計画的に名寄せ作業を実施しているが、ホストコンピューターの通常の業務処理の合間を縫っての作業のため、さらに数年を要するとの説明を聞いた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を複数持つ人の年金記録が分散している可能性をそのとき初めて知ったが、少なくとも年金裁定時には必要な名寄せが行われるものと理解。ただ、その前の段階でもできるだけ早く番号が統一されることが望ましいのは当然であり、計画通りに名寄せ処理が行われるよう要請したものと記憶。

その後、長期保険の根幹というべき正確な記録管理に問題があったことが明らかになるという年金制度への信頼を大きく損なう事態の発生に対し、社会保険業務に係わったものとして国民の皆様に心からお詫びしなければならないものと認識。反省点としては、国民の老後を支える大事な年金記録をお預かりしているという意識の徹底が十分図られていなかった点はもとより、途中経過はさておき、受給者も確認の上で行われる年金裁定時の名寄せで最終的には記録が繋がるはず、ということに過度の期待を寄せすぎていたのではないか。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に存じません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

たいへんご苦労の多いこととは思いますが、被保険者、受給者の利益確保のため、現在行われている諸方策の一層の推進を期待しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題の発生は、全く予見できませんでした。一昨年末の報道等により、この問題をはじめて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民生活上の年金の重要性については、つとに強く認識していました。高令人口の増加、年金受給者の急増傾向にかんがみて、オンライン化は必須のことであり、労使組合などのはげしい反対運動もありましたが、その実現に精一杯の努力をしたところです。それだけに、このような年金記録問題の発生は残念でなりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

諸問題の究明と対策の検討が十分行われていますから、それらの様の円滑かつ計画的な実行が行われることを祈っております。

個人的意見を付け加えさせていただきますと膨大かつ多様な個人情報を半永久的に管理・保存する業務ですから、同様の情報を持つ他の公的システム(たとえば、住民基本台帳、納税、加保険、自動車運転免許など)との連ないを、プライバシーに留意しながらも、行うことが必要なのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中に現在知られているような年金記録問題があることを認識していた記憶はありません。もう論、年金記録業務の重要性は認識しておりましたが具体的な問題が上ってくるようなことは無かったと記憶しております。
したがって、2年前の問題顕在化によって当然を認識するようになった次第です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録業務の重要性と大切さは理解しているつもりで、担当部署からの要望等をまって等人員等の業務支援を行なえばよいと考えていたと思いますが今から反省すると、要望等がなくとも自らもっと業務の実態、問題などを調査、勉強すべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	(本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知ったこと以外はありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細を知りませんので、良くわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金番号の附番業務がはじまった頃であり、バラバラの記録を一本化するという趣旨で理解していました。当時はまだ、作業中で、このような形で問題になるような状況にあるとは思ってもいませんでした。

このような状況は退職後の報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

詳細を知りませんので、どのようなことが言えるか分かりません。

しかしながら、年金番号を付けることから、このような問題が顕在化したと思いますので、当時の作業そのものは意味があったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインへの入力ミスや入力洩れだけでなく、改ざんされた記録などもあることから、①保有する台帳との照合を可能な限り進め、ねんきん定期便等による照会働きかけを繰り返す、②年金記録確認第三者委員会を通じて救済する、などの方策を引き続き講ずることによって、給付に結びつく年金記録の回復を粘り強く図っていくことが必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中には、年金制度成熟に伴う業務量増大の中、迅速正確な年金相談・裁定、効率的事務処理を行うために急がれた基礎年金番号制度の導入に携わった。　過去記録整理（給付に結びつく記録の基礎年金番号への統合）は、年金受給者は裁定時に適正になされているはずなので、被保険者について計画的に進めることにより、最終的には裁定時に対応できると思っていた。

平成19年の「5千万件の未統合記録」の報道以降に、年金受給者についても未統合記録があるという問題を認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任中は基礎年金番号の導入などに精一杯取り組んだつもりだったが、今にして思えば、取り組みが十分でなかったと反省している。

関係者のご尽力と国民の皆様の協力で年金記録問題が解決されることを願っている 。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

社会保険庁 総務課長級

1. 本アンケートは、社会保険庁の終了を控えて、意義のある企てと思いますので、協力するのに有さかではありませんが、一兵、アンケートに回答しない方について その氏名を公表する措置を加えたことは、余りにセンスが悪いのではないでしょうか。
気骨のある人は反撥するでしょうし、また、万一、非回答者の氏名を公表したことに起因して、その人が第三者から、いやがらせや テロ行為を受けるような事態が発生すれば、厚生省の責任は重大です。 当該文言は撤回されることを望みます。

2. 本アンケート回答に関連して、私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。

回答票③

~~この用紙は、公表する場合があります。~~

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に既に知られているかも知れないが、
1. 社会保険庁における職員の教育が不十分であった。根本は人材不足である。
社会保険大学校における優秀な人材の養成、登用システムが庁発足当初は機能していたが、その後、労組の関与によって弱体化した。等々。
2. 厚生省全体としての、企画・法令部門優先、現業部門の相対的軽視の風潮があったことの影響もあると思う。
3. 公的年金制度については(かつては)頻繁に毎年改善が行われたが、制度の実施を担当する現業部門が、この改正の対応事務に多くの人手と予算をさかなければならなかったことも、本問題発生の一因と思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金制度改正は、その時々の国民生活上の要請に応じて、政府と立法府が必要と判断して行うのであるから、改正された制度への切換え事務を現業部門が円滑に実施するために必要な人員、予算の手当を確保することも、また必要であると考える。

2. 年金記録等 日常の年金行政事務のチェックシステムが十分に機能するための予算と人員を今後とも確保されるようお願いしたい。

個人情報の公開は、いっさいお断りします。

本アンケートに関し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。 回答票④

~~この用紙は、公表する場合があります。~~

(質問3)あなたが在籍していた~~(している)~~とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 文書による記録が戦災等によって焼失したり、水浸しになったものがあり、会社、事業所に照会して再調製したが完全には把握できていない恐れがあることは聞いていた。

2. 現在、明らかにされているような問題について知ったのは、残念ながら、平成15年頃、有名人の年金未納問題が報道された時からである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 質問3であげた問題については、年金裁定時に勤務経厅に照して再調査することによって補正できると考えていた。

2. 私の退職後に明らかになったことについては、在職時には、認識していなかった。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとのお申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなご意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというようには思っておりません。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題への取組を開始してから２年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～４０年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと（特に名寄せ便）、各種の記録解明作業の更なる推進（旧姓情報や払い出し簿等に基づく確認）、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示（セキュリティー・プライバシーには十分配慮の上で）を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせての解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となったことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。それから間もない[redacted]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、それら対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(8) でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。[redacted]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[redacted]この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますように、いくつもの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に取り扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを認知し是正するシステム的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方が貫かれていなかったことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務遂行についても、不可避的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかったことが指摘できます。社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高いな業務を目指す改革等に取組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行うな観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理の迅速な把握と除去を含む業務改・業務改善、とりわけプロジェクト管理の徹底を行い、年金に対する信頼回復につないでいくことが極めて大切な課題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 年金受給者に年金支給の根拠となって
① 具体的な期間
② その期間の使所地又は勤務
を知らせること。単に基礎となって期間を知らせても受給者は判断できない。

(2) 受給申先をしなかった人の調査をすること。
子供や関係者はそういう事実を承知している場合が多い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していなかった。知ったのは訴訟提起後。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点の問題状況等を十分承知していないこともあり、コメントは差し控えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題は報告等もなく、全く承知していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で過去のことをみる場合、前提条件等の問題も関係すると思われますのでコメント控え差し控えます。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は承知していない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在講じられている方策を引き続き講じていくべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

調査依頼書において例示されている年金記録問題は、在職中[redacted]に明らかになったものである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別相談体制の構築など与えられた予算、権限の範囲内で問題の解決に努めた。

記録の誤りは必ず生じることを前提に、正確な記録を被保険者本人に定期的に通知し、早い時点で訂正していく体制（社会保険料控除証明に添付する国民年金の納付状況やねんきん定期便など）の構築が遅れたことを反省点と考える。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に作し

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」が※の内容を意味するとするならば、いずれにせよ本人の記憶との突合を基に調査するしかないと思いますので、既に行っている年金記録の通知に対する回答を基にした調査の努力以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※即に示された年金記録問題」のうちコンピュータ化されていない旧台帳分があり、年金裁定時に照合する仕組みになっているのとの説明を受けている。[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピューター化されていない所以は社会保険庁の記録上は統合先が見つからないケースと考えられるので、被保険者等の記憶との完合を端緒とするしか方法がないため、裁定請求時の突合調査でやむを得ないと考えた。また、当時年金裁定時前に被保険者に記録の通知を行うことを検討していたこともあり、この記録の通知が制度化されれば、年金裁定時より若干の時間的余裕をもって照合が可能となると考えた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでに考えられた諸方策を着実に実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 現在年金記録問題とされている事項は、近時、問題提起されるまで承知していなかった。

2 なお、職業柄関での業務の正確、迅速、親切な対応は業務処理の基本的指針であったことは現在まで変わりないと考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 専門性を持った士気の高い職場環境が必要であり、そのため、いわゆる[redacted]を行なうこと[redacted]、職制等を踏まえた[redacted]に従事して職場環境の活性化に努めた。

2 今後も、職業事務組織として士気の高い職場環境の確立に努めるべきものと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録回復の救済基準の大幅な緩和
なお、このような調査をやるなら、今後の参考のために、
年金記録 事故リスト の処理、記録の取扱い
について、通知で指示された通りの事務処理を
行って、たかどうか、行われていなかったとすれば
なぜ実行できなかったのか、当時の実態を知りうる
関係者に質してみることは真相の解明に役立つ
のではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付の裁定請求時に、庁の保有する記録と突合し相違があれば、直すという認識

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時々の記録の管理が正確厳格に行われていることが年金記録の管理の前提になるという厳密な姿勢に欠けていなかったかは反省の余地がある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実情を知らないので提案することはありません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前、ある株式会社の清算事務所に勤務して15万人に及ぶ株主名簿を管理した経験から、年金記録の説明を受けたとき、カタカナ方式で個人名を記録識別することに疑問をおぼえた。生年月日と併用するから大丈夫とのことであったが、漢字を使う日本人の名前は、同音異人はおろか、同名異人もありうるので、もう少し細心の注意が払えなかったのか、悔やまれてなりません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便の送付、年金記録確認第三者委員会による審査と実施、オンライン上の記録と台帳との照合など既に様々な方策が実施され、また実施が予定されていると理解しております。これに付け加えるべき新たな有効な方策は思い浮かびません。これまでの方策を今後とも全力を挙げて実施していくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、一昨年来、年金記録問題として大きく社会問題化した諸事象については、組織を挙げて取り組むべき大きな課題として認識しておりませんでした。この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられ、マスコミで大きく報道されるに至った一昨年のことであります。

在籍中は、社会保険庁挙げて取り組んだオンライン化計画の実施、そして、過去記録の整理という課題はあるものの基礎年金番号導入の取組みによって、確実な記録管理とそれに基づく年金支給決定への道筋が開かれるものと認識しておりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一昨年来、年金記録問題として取り上げられた各種事象について、このような広がりを持った大きな問題として在籍当時認識していなかったことはまことに不明の至りであり、反省しております。

思い返してみますと、年金記録は過去何十年にもわたる記録でありますので、当然複雑なケースが多々存在することは在籍当時も認識しておりました。そうしたケースについても、年金裁定請求時に請求者の方々の話を十分伺いつつ対応することによって、記録はこの段階で基本的にきちんとしたものになっていく、こうした思い込みが私にはあったように思います。

今にして思えば、事業実施庁である社会保険庁にありながら、現場における「適用・徴収・給付・記録管理」の業務の実態把握とそれを踏まえての事業運営という、最も基本的なところの取組みが、私自身、そして組織としてもまことに不十分だったと反省しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間では殆ど言及されていないことだが、年金記録問題発生の最大の要因は、いわゆる国民総背番号(年金制度内の番号ではない)の設定なしに年金制度をスタートさせてしまったこと(制度設計の欠陥)。被保険者が複数の年金番号を持てたり、戸籍や住民票と異なる生年月日等を登録できたりするシステムでは、完全な記録管理は難しい。
それに制度発足後相当期間は、コンピュータもない時代であったことも考えないと正確な認識は得られないということ。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の現時点での管理(整理)状況を知らないので、お答えできない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の回答のとおり

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(制度論は別にして)現業庁としてなすべきことは、受給者が急増する前に、業務のオンライン化を実現してできるだけ記録を整理し、そのうえで不備と思われる記録については、被保険者の協力を得て、受給申請までの間に計画的に補正して行くことだと考えていた。
一部の強い反対により、オンライン計画の早急な実施が妨げられたこと、その導入過程で入力作業に正確さを欠く事例が生じたことが悔やまれる。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。

（質問２）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に解明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得ての取組み等、引き続き解明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。
○ 年金記録の正確性の問題については、心子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。
○ 今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。
○ いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

○ 現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。
○ 平成９年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただき基礎年金番号との統合を行ったが、私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。
○ 遡及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。

[redacted]

○ 既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

○ 現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていなかったことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁定を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。ただ、裁定の時を待つことなく記録を確認することができるようにすることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。

（この問題についての反省点）
○ 年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点で考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと・組織全体の情報共有、意思疎通が十分でなかったこと

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	[redacted]
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[redacted]

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

終戦後の古い手書台帳が読みにくくなったので、マイクロフィルムによって収集する等をとるに苦労した。[redacted]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険審査会の判例がいくつかあったと思うが、本人の給与からは厚年保険料をとり、会社の経費に使ってしまって社会保険庁には保険料が入っていないケースか調査の結果明らかになったものか何件かある等がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

職場が変る度に新しい番号を払出
方のモチベーションで古い番号を調べて変更
勤務を投げて同一番号に続けていく手間
が未完の事務所（当時裏打ち）から
半年もかせぎ、半年準備業をという例
如くそのお客を変えるよう誘
[redacted]を例にとると
これ以上無い程。
冬場の半年近く国年に入らず無年金
のおそれがあって。更に[redacted]
び手続だけとれ"と指導"した様である
のだ。ずっと年金にかかわる
職をしり事務所の実情がわかるかも
これない。[redacted]のお陰ケ老人には
担当者び各位様

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	(本庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくに承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当然のことながら現在行なわれているように、諸記録の照合を中心に着実に進めていくことが最も大事である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

急増する年金受給者等に対応する裁定や相談を円滑に実施できるような事務処理体制を早急に整備することが重要課題だった。もちろん、正確な年金記録の整備はその前提であった。現在のような年金記録問題を知ったのは最近のことである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者等への対応を円滑に実施できる体制を整備するということに努力を傾注したのであるが当然その前提と考えていた年金記録が現在のような状態になったということは誠に残念なことである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ⓐ本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで問題となっている事実以外のものについては、特に知りません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けての皆様の努力については、本当にありがとういと思っています。現在行っていると伺っている施策以外の方策は、私としては考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

① 複数の基礎番号の保持者が相当数存在する
② 厚年等の旧台帳の中が、コンピューターに収録されていない記録が相当数存在すること
が大きな問題であり、これの解決についての話合いが上がれ、センターとしては一定の努力はしてきました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁全体の問題として、真剣に取り上げ努力するという姿勢に欠けていたと、深く反省しております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1　国民、特にこれから保険料を払う人々へ、「年金制度は信頼できる」というメッセージを送る点に重点を置きながら記録問題解決に取り組むべき。そのため、①これまでの解決状況と②これからは問題は起きない、ことを特に若年層向けに明らかにすべき。

2　①については、現在の社会保険庁ホームページの「年金記録問題への対応策の進捗状況」の6の未統合記録の解明の表を逐次新聞掲載するべき。

②については、基礎年金統一後あるいはオンライン化後は、関係者の故意による誤り以外の記録ミスは起こらないこと等を広報し、更に今後は年金特別便を全員に送付して誤りの場合は訂正できるので安心して保険料を払うよう促す広報を行うべき。

3　上記2は広報費を払っても行うべきであり、22年度予算は、この広報費のほか、上記2①の表にある1028万件の開示を創めるための検討に使うべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。知ったのは、この問題が新聞報道されてから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点として、
1　５千万件の問題は、明らかになった原因を、庁として一貫して繰り返し国民に知らせるべきだったのではないか。原因は次のようなものか。①基礎年金番号導入時の複数保持者を統合中であるもの②本人の住所移動不告知等で不明のもの③記録媒体の変更時の誤り。
2　関係者の不正は、長年に亘って国税庁等でも起きていると考えられるが、１③と併せ、原因究明をして、今後の対応に資するべき。
3　原因は、次の部署の対応の検証が必要か。①業務執行状況を内部監察する地方課(事業所適用状況、都道府県ごとで余りにもバラバラだった事務処理を含む)②地方課及び地方に一人も1種がいなかったことに起因するところもあるとすれば本省及び本庁人事部局③個々の事業所の社会保険適用の不明確さについて、本省の年金、保険及び労働部局⑤年金記録の不備・不正が顕現すると考えられる相談や不服申立に対応した社会保険審査会、総務省行政監察局等

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務については、度重なる年金・健保制度改正への対応、5人未満事業所への適用拡大、資格の得喪、徴収率の維持向上、受給者の急増（100万人未満から3000万人超へ）、年金相談の増加、スライド改定等発足以来激増する業務と課題との闘いの歴史であったといってもよい面があります。こうした課題に追われる中で、オンライン化の推進や業務課の業務センターへの組織拡充等を図るとともに、毎年職員数の増員に努めたところです。しかし、定員法の強い制約もあり現場業務量増加に見合った増員を確保できず、また肝腎の年金記録の管理についても業務センターや社会保険事務所任せになってしまって本庁として現場での記録ミス等を最小にするための十分なチェック・検証体制がありませんでした。オンライン化についても多くを外部委託の専門技術者に頼らざるを得ず、自ら高度のシステム専門家なりデーター精度管理の専門家を持っていませんでしたし、7年金制度分立の下でデーター整理に必要な共通番号もありませんでした。その他様々な要因が重なって結果として大量のデーター不備を招来してしまったことは、かって業務に携わった者として何かできることがなかったかとまことに無念でなりません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状況に通じていませんので、的確な解決策は持っていませんが、二つほどご考慮いただければと思います。

① 戦災による年金記録喪失への対応や32年以前の低報酬の一括再評価による年金給付増の際の先人達の経験と叡智などを想起しての現場の実情を踏まえた政策的、実際的な解決策の工夫。

② 諸外国の年金事務に携わる職員数や国税関係職員数等（今や社会保険料の徴収額の方が国税徴収額より多い。また年金事務は毎月徴収というだけでなく新規裁定、給付、スライド改定、相談等多岐にわたる）との比較検討に立っての、あるいは新規裁定者や年金受給者等から要請されているサービスを提供するのに十分な職員が確保されているかといった観点からの適正職員数の確保。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和６０年の年金大改正により２０歳以上の全国民共通の基礎年金制度が導入されたが、年金記録については、従前通り各制度毎に別々に管理されおり、社会保険庁において番号の異なる記録をつなぐ術はなく、被保険者や受給者へのサービスに大きな支障をきたしていた。このため、各制度共通の基礎年金番号の導入が急務であると考えていました。

しかし、当時[redacted]基礎　年金番号の導入に伴うプライバシー保護の問題や一部省庁の根強い反対論もあり、世論もそう積極的であるとはいえない状況でありました。

基礎年金番号に統合できない宙に浮いた年金記録が5,000万件もあるということは、まことに申し訳ないことながら新聞報道ではじめて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入については、早期導入が必要であると考え、反対意見の省庁とも粘り強く折衝を重ね、その同意を得るとともに、実施に際してはプライバシーの保護に最大限配慮しながら、５年程度かけて複数記録を有する者等について年金記録を整理していくという[redacted]また、その円滑な実施を図るためには組織的対応が必要であると考え、業務センターに[redacted]としました。その後[redacted]により社会保険庁を離れたため、[redacted]からの実施とその後の推移は承知していません。

現時点に立ってみれば、大量事務処理にはコンピュータ処理であっても必ず一定のミスが発生する可能性があるという前提に立って、本庁、業務センター、事務所が一体となって過誤を最小限に抑える方策を政策的、組織的にしっかり採る必要があったのではないかと思いますが、当時はそういうシステムリスク管理の考え方なり思想がなく、また現場からの問題提起なり報告もない中で、必要な実情把握や対応が欠けていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで本として講じてきている施策を着実に推進

ただし、紙台帳とオンライン記録との実合せについては、回答・範囲等を見直し、必要な範囲にとどめる。

また、国民一人一人の自己責任の範囲に配分について、冷静な問題提起も行う必要があり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在、指摘されている問題の問題として、[redacted]
[redacted]報道等から承知。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在、今として取り組んでいる施策の推進。
極めて異例な混雑現象が発生したが、これの
防止、回避について、十分な予想と対策がとれなかった。
また、問題の性質、事実の分担を所在について、冷
静な検討の場と機会が、ほとんど与えられ
てこなかったことも、残念。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 (b.)本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在鋭意対策が進められていることは報道により承知している。

これを着実に進めていけばよいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]長官久房及び医療保険部に赴臨したが、年金の記録に問題があるとは、まったく身にしたとはなかった。近年報道により問題の存在を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高令化の進展に伴い増大する業務を処理していく必要があり、限られた人員と予算の中で社会保険事務所はよく働いていると思っていた。（因みに行管庁の調査で国の出先機関の中で（利用者へのサービスで）位に挙げられたことがあると記憶している）

今回の問題はまさに驚きであったが、組織として現場の動きに鋭感でなかったか、動脈硬化をきたしていなかったかが反省され、この苦い経験を今後に活かしていくことが大事だと思う。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、[redacted]在籍当時、年金記録に関する業務を所掌せず原則として個別事案に接する立場でなく、「世間一般に知られていない問題」は承知していません。ただし、ややうろ覚えですが、近畿地方の社会保険事務局部内の一職員の家族に係る国民年金保険料納付記録が遡及訂正されたとの案件について[redacted]と記憶しており、その件のその後の公表の有無は承知していません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政権(大臣等の御指示)に従う立場であって、また、当該職務には現に就いていない個人として特段のアイディアがあるものではありません。なお、どのような手法を採るにせよ、過程における情報を発信し、アカウンタビリティを高めることは重要であり、これは現に行われていると認識しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に係る件は、運営部において対処する事柄と認識していました。5,000万件を巡る事柄の存在を認知したのは、[redacted]と記憶しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に関する対応は原則として運営部が担っていました。総務部として可能な助力はした積もりですが、結果的にそれは極めて限られたものにしかなりませんでした。過去における問題等については検証委員会報告書等において縷々述べられており、その内容には首肯できるところが多いと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません（存じておりません）

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後長期が経過していることもあり、~~考えが浮かびません。~~適切なお答えができません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思い出すことがありません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の実態を正確に把握していないので、適切な意見を申し上げ難い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業務に直接関わっていなかったので、
認識が無かった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題については現在新聞その他で報道されている以外に ~~[illegible]~~ 存知しているものはない。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決としては、先ずは過去記録の問題について所要の回復措置と救済措置を採ることが当然であるが、将来に向けての年金記録問題の根本的な解決の為には全国民を対象とし国民一人一人に一元的な社会保障番号(年金番号)を付与する制度を、政府においても検討費と報道されているが、すみやかに導入することが必須 ~~[illegible]~~ であると思っている

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録についてどのような問題があったかについては私の在籍が2年～4年前のことであり明確な記憶も薄れて明るので正確に責任あるお答えをすることはできない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知っていません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

団塊の世代の退職を直近にかえて、年金の裁定・支給を迅速に行うため、個人の年金記録を速やかに確定させる必要があると考えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

60才到達前のできる限り早い時期に年金に関する情報を提供すること、被保険者に対し、標準報酬月額等の記録を直接通知すること等を庁内で検討していました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a.)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に問題があることを知りませんでした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題のある年金記録については、可能な限り関係資料によるその補正に努め、記録が正しくないことが記定できるがその補正が困難な記録等については、立法措置等による解決を図る以外に解決策はないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に問題のあることを知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に問題があることを知りませんでしたので、その対応について考えたことはありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、ありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の職員に誇りを持たせ、志気の高揚を図っていただきたいと思います。

戦中、戦後の異常な状況もあり、また、業務の機械化、合理化の際の問題もあり、全体照合は大作業であり、優先度をつけることが必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化は、私の退職後のことであり、承知していない。
旧台帳のコンピューターへの未収録の件については、明確な記憶がない。
個別の記録の件について問題があれば、その都度処理したものと考えている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~申請~~ 申請の際、裁定の時点での資格確認により対応できたものと考えた。次の段階で、審査官、審査会が判断していたものと考えた。
年金業務は、年純業務であるが、要細査案については慎重な対応を要するものと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本　庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (a)本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳が不鮮明であるう、本人の申立ての裏づけが無い等過去の事実確認に難しさがあります。

これは、既に実施されているように、社会保険庁にある台帳等の記録を本人に照会し、確認作業を地道に積み重ねることが基本と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

勤務先を変えた場合に、諸般の事情（例えば、生年月日の偽記載等）により、同一人確認ができず、年金番号が複数付与されるという問題。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各自に終生一本の基礎年金番号を付与することにより、対応。

その後、基礎年金番号の下、各自の年金記録を収斂させる膨大な作業が計画的に進捗されなかったのが、反省すべき点と思います。